

第一編 政治

第一章 行政

I 地方自治制度の変遷

―特に市制を中心として―

市制施行の
経緯

明治時代の市政 明治二十一年（一八八八）四月十七日、法律第一号をもって市制・町村制が公布され、これにもとづきわが鹿児島市は翌二十二年に誕生した。それ以来すでに八〇年を経たが、その間わが国の地方自治制度は幾多の変遷をみた。特に昭和二十年（一九四五）の太平洋戦争終結の時期を画して制度上全く装いを新たにした。鹿児島市の行政上の推移は一応おいて、この間における地方自治制度の変遷を、主に市制を中心としてここで概観しよう。

明治四年（一八七一）七月、廃藩置県が行なわれ、全国を三府七二県に分かつて府県の制度が布かれたが、これは未だ自治体としての組織を何ら備えたものではなかった。その後、盛り上ってきた自由民権運動の気運に対応して、各地に任意に設けられた民会に一応の基準を与え、地方長官をして抛らしめるべき基準を与えるというたて前のもとに、同十一年七月郡区町村編制法・地方税規則および府県会規則のいわゆる三

新法が公布された。また同十三年には区町村会法が設けられたが、これらは当時の政府が、自由民権の要求に応えると共に、それに伴つて生ずる地方の政治的混乱を、町村に自治権を与えることによつて收拾しようとしたものであつた。市制・町村制が生まれるまでの約一〇余年、地方自治制度はこれらの立法措置によつて維持された。

これら三新法の制定以来、政府は地方団体に自治的な議決機関を設けたが、それは自治機関としては、まだ未整備のものであつた。明治十六年前後より憲法を制定し国会を開設する準備が進められていたが、憲法の制定と、地方自治制度の整備確立のいずれを先にするかについて、たびたび論議が重ねられた。その結果、憲法制定に先行して、市町村につき近代的形式をもつた地方自治制度を樹立することになつた。

このように市制・町村制が憲法に先立つて制定せられたのは、当時、治外法権等不平等条約改正をめぐる外交政策上の配慮から、まず立憲政治のたて前を地方自治の場において国民として訓練せしめるといふことと、および富国強兵政策を遂行するに当たつての、中央集権に対する地方民権運動の圧力を緩和しようとする意図などにもとづくものであつた。このような事情を背景として同十七年、内務卿山県有朋は内務省に、市制町村法調査委員会を置いた。そして、ドイツ人法制顧問として内閣雇アルバート・モッセ(A. Mosse)の協力を得て市制・町村法案の作成が行なわれた。これにもとづき、二十一年四月に閣議、元老院の議を経て、市制・町村制がしかれるに至つた。この公布にあつて発せられた「上諭」は次の通りである。

「朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ、衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ、隣保團結ノ旧慣ヲ存置シテ益々之ヲ拡張シ
更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認め、茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム」。

次いで翌二十二年（一八八九）二月、内務省告示第一号をもって、東京府下、東京の外三五か所を市制施行地とした。この市制施行地は人口二万五〇〇〇人以上を基準とし、それ以下の地でも商業の繁盛によって将来伸展の見通しのあるものを特に認めた。鹿児島県は同年三月五日当時鹿児島郡に属していた五〇か町村を鹿児島市の区域と定めた。かくて、四月一日正式に鹿児島市が誕生した（県令第二十六号）。当時の市人口は一万七三〇戸、四万七五二二人（市民課調）であつた。

市制施行当初の行政機構

市制施行当初は、市の理事機関は合議体である市参事会であつた。参事会は市長、助役および市会より選出された参事会員によつて構成され、市長はその議長として参事会を代表するという立場にあつた。したがつて、市参事会の権限は、市を統轄するとともに、市会の議事を準備し、さらにその議決を執行し、歳入歳出の執行、会計出納の監査を行なう等、市政万般に及んだ。

市長 市長の選任は、まず市会で選任した候補者三名を内務大臣に推薦し、上奏の上、裁可を得て決定した。助役 役は市会で選挙により決定した。この市長、助役から成る理事機関の補助機関として、市吏員がおかれ、また収入役 収入役は会計事務の取扱者として収入役を市参事会の推薦により市会が選任した。

市会議員選挙

市の議決機関である市会は、名誉職である市会議員をもつて構成せられたが、議員定数は三〇名ないし六〇名とし（鹿児島市は当初三六名）、その任期は六年、但し三年毎に半数を改選することとした。議員の選挙方法は、いわゆる三級選挙法をとり、選挙人中直接市税の納税総額の三分の一を納付する上位納税者を一級選挙人とし、次の三分の一相当額を納付する選挙人を二級選挙人とし、残余の選挙人を三級選挙人とした。選挙人は各級別に議員定数の三分の一を選出した。

市町村はかくして国から独立の法人格を認められたが、しかし、完全な独立とはいいがたく、内務大臣および県知事の強い監督権のもとにおかれた。前述のように、市長の任命のほか、内務大臣は市町村会の解散、予算強制等の権限をもち府県知事は市長・助役・市吏員の懲戒をなし、また許認可事務も極めて多かつた。この新しい市制施行のもとに、鹿児島市において市會議員三六名が選出され、第一回の市会が召集されたのは、明治二十二年（一八八九）五月九日であつた。更に同日、市長候補者三名を選出し、五月三十一日に上村行徴ゆきみさが初代鹿児島市長として裁可された。

七月十日 鹿児島市役所の開庁式が仮市役所となつた興業館内で行なわれたが、この式に出席した当時の渡辺知事は祝詞のなかで、この市制町村制が「地方ノ利益ヲ發達シ、町村ノ權義ヲ保護セラルルノ聖旨」に出たものであるがこれを實際に適用するは易々の業ではない。しかし「顧ミテ思フニ鹿児島市民諸氏ノ勤勉ニシテ公益ヲ図ルノ厚キト、選バレテ代議行政ノ要衝ニ当ル諸氏ノ才力經驗トヲ以テセバ、亦敢テ難カラザルベキヲ信ズ。市吏員及市會議員諸氏、千秋（知事の名）ガ此信ズル処ヲ空シカラシメズ、自今まじまじ益励精シ、制度ノ規定スル処ニ從ヒ、大ニ市民ノ幸福ヲ進メ」んことを要望したのであつたが、これに対し、後にも触れるところであるが、上村市長は答辞のなかで市制施行の裁可を受け、市民の希望が遂げられたのはもともとと長官閣下が「其調理ノ宜シキニ起因シタル」訳であり、市民一同欣喜しているところであると謝辞を述べ、つづけて「時正ニ本年度歳計略ぼボ出来マシタガ、市内ハ八千六百四十余戸ノ負担ニ係リマス市税従前ニ比ヘテ見マスト五十一錢余ノ負担ガ軽クナリマス」とし、このように税負担が軽減されたのはこの自治制が布かれたことの好結果があらわれた緒いとである。従つて「尚懇示ノ旨ヲ守リ勤勉不撓ノ精神ヲ以テ将来市民

ノ幸福ヲ増進シテ上 聖旨ニ報ヒ奉リ又閣下ガ懇諭ニ違ウナキヲ誓ヒマス」と述べた 鹿兒島市史。さらに
大正五年刊

これらの祝詞、答詞につづいて市会議長山田海三も「其法(市制町村制のこと)亦整然以テ國民独立ノ元氣ヲ
貫暢シ自治ノ基本ヲ堅フシ自由郷里ニ入ルノ関門タルニ愧ヂザルナリ」として新しい自治制度を歓迎したの
であつたが、これら祝詞、謝辞の行間にこの制度が国の方から与えられ地方自治制度であることを看取する
ことができるであろう。しかし、前記「市史」によると、当日は「市内各官衙学校 各神社 各寺院 製絲組合蚕
糸講習所等ノ諸員及近村々長等式ニ列」し、祝宴を開き余興統出して歓声が市内に満ちたと記されている。

鹿兒島市会はその後助役及び市参事会員六名を選挙し、助役について県に認可を申請した。また、収入役
も市参事会に推薦せしめ、これについて県知事に認可を申請した。当時の市会議事録によると、市長・助役
および収入役の報酬(当時収入役からは身元保証金を徴した)、市吏員の定数、給与、備品、什器じゅうぎの購入
等については、新発足の当初のことでもあり、数日にわたり甲論乙駁はくをくり返している。当時、他に比較す
べき基準のなかつた時でもあり、諸事の議決にあたって各議員の発想に、地方自治体の新生期の胎動と不安
模索の様子がうかがわれる。六月に至り、従来の町村戸長又その他の各戸長役場や、鹿兒島郡役所在勤中の
吏員中から、二〇余名の吏員を採用した。そのほかに、徴税や住民の代書等を引受けて行なう世話人二〇名
等を加えて、市行政の体制はようやく整つた。

鹿兒島市役所は明治二十二年四月一日山之口馬場町に位置したが、明治二十二年 五月二十八日鹿兒島県知
県令第二十六号 事は興業館を鹿兒島仮市役所に充てることを許可した 鹿兒島市「諸官庁。ここにおいて、六月二十四日、興
業館にて仮市役所を開き七月十日に開庁式が行なわれた 鹿兒島市史。願伺届照会綴」 山下町に独立の庁舎が完成移転したの
大正五年刊

は同二十五年四月のことである同上。

市制は明治四十四年（一九一）まで大幅な改正を見ずして推移するが、この間諸施設の創設及びそのための土地買収、埋立による造成及びその管理運営が市会の審議事項の多くの部分を占めていた。また市政運営については、参事会と議会及び県との関係も、複雑なものがあつた。たとえば、明治二十七年予算を参事会が市会に提案したところ、市会は役所費のうち、書記及び附屬員給料を大幅に削減した。これに対し、市参事会は、行政事務の運営上著しく支障があるとして、修正案をもつて市会に再議を求めたところ、市会はこれを拒否した。そこで市参事会は原案について県参事会の裁決を請うた。県参事会はこれに対し原案の通りと採決したが、市会はこれに服せず、内務大臣に訴願することを議決した。しかし、内務大臣も県参事会と同一の裁決を下したため、結局は原案が認められた。草創期における地方自治制度の性格の片鱗がうかがえるであろう。

市制町村制
の改正

しかし、明治二十一年公布の市制町村制は二〇年余の間改正を見ずに施行された。しかし、政府もはやくからその不備を認め、同三十九・四十の兩年度にわたつて全面的改正案を国会に提出したが、いずれも不成立に終わり同四十四年度（一九一）桂内閣の時に至りようやく成立した。これによつて旧市制町村制が廃され、それぞれ市制と町村制が公布されたが、その主な改正点は次の通りである。

- (一) 市町村の法人性並びに権能および負担の範囲を明らかにし、特に委任事務の範囲を明らかにした。
- (二) 市の執行機関は、旧法では合議体たる市参事会であつたのを、市長とし、市参事会は代議機関とした。その権限としては、(1) 市会の権限に属するもので、その委任を受けたものを議すること。(2) 市長に対し市会提出議案につき意

見を述べること。(3) その他法令により市参事会の権限に属する事案を議すること、とされた。

(三) 市会議員の任期は従来六年とし、三年ごとに半数を改選する定めであったのを改めて、任期四年とし、全部改選に改めた。

(四) これにともなつて市長の任期も四年とされ、その内務大臣による監督権も緩和された。助役の任期も四年とし、市長の推薦により市会が定めることとした。

(五) 市の特殊の事業を担当させるために、市参与の制度を設けた。

(六) 旧法は市町村長に対する委任事務を具体的に列挙したが、新市制は「市長其他市吏員ハ法令ノ定ムル所ニ依リ国府県其ノ他公共団体ノ事務ヲ掌ル」と抽象的包括的に規定した。これにより、市に委任すべき事務の範囲を拡張した。

鹿児島市会の議事録によると、この法改正により特に大きな変動はうかがわれないが、この改正の最も重点となつた市参事会の、執行機関から議決機関への移行により、執行部の提出した議案を市会に提出する前に、市参事会が修正することが可能となり、市会は市当局と市参事会両者に質疑を行なう等、実質は変わらなくとも、市会運営はいくらか複雑になつた。要するにこの改正は、自治権の拡張を形式上はかりながらも、政府は行政能率上及び委任事務遂行上の支障を除くとともに、市固有の行政範囲を限定し、中央施策の地方への浸透を図つたのであつた。

大正期の地方自治制度

大正時代の市政 市制町村制施行以来、三〇余年間、公民権について旧態のまま推移したが、大正期に入ると、普通選挙実施への気運が次第に強まってきた。大正八年（一九一九）衆議院議員選挙法の改正によつて、選挙権が拡張されたのを機会に、地方議会もこれに対応して拡充されるようになった。しかも選挙権の拡張は、公民権者の増加をもたらすため、従来のような等級選挙は著しく不公平なものとなり、この廃止も

ようやく日程に上ることになった。すなわち、大正十年（一九二二）三月原内閣により、市制および町村制中一部改正案が上程可決された。その主な改正点は

- (1) 市町村公民の資格要件のうち、従来は納税要件として、二年以来その市町村の負担を分担し、かつ地租を納めるが、直接国税年額二円以上を納めることを必要としたが、改正法は二年以来市町村の直接市町村税を納めることをもって足ることにした。

- (2) 市會議員選挙は、従来三級制であったのを二級制に改めた。等級のわけ方は、税額標準であったのを改め、直接市税総額一人当たりの平均額以上を一級、以下を二級とした。従来の例によると、一級有権者一人に対し、三級有権者は平均五〇人の割になっており、なかには三〇〇〇人にも達する場合もあったというから（亀卦川浩著 地方制度小史）著しく均衡を失っていたわけである。この改正によってかなり公平がはかられた。しかし、三〇年来の選挙権の問題点を一挙に解決し得たわけではない。「勝目清回顧録」によると、鹿児島市の場合この改正以前の三級制度のときは、「一級議員は知人が親戚かと相談して、わずかに二票で当選していた」し、大正十四年の選挙では「二級議員有権者の投票数は六四〇〇余、一級議員投票数は一六九〇余であったと記されているから、一級有権者一人に対し、二級有権者はほぼ四人という割合であった。なお、当時は候補者が投票所に天幕を張り、並んで有権者に最敬礼していたという。右のようにこのときの市制および町村制改正は公民権・選挙権の改正を重点としたものであった。一方このころの地方行政は、第一次世界大戦以後の政治・経済・社会の変動を反映して、その行政活動の及ぶ範囲が著しく広がった。経済の発展は人口の都市集中をもたらし、生活環境も悪化する一方、社会運動も次第に台頭してきた。そのため、国内行政も保健衛生・教育・社会事業・土木・産業等の諸領域にわたって、立法措置を必要とするに至った。特に大正九年に端を發した戦後の反動は、地方都市にも深刻な影響をもたらした。

第一次大戦
後の市政の
変遷

た。大正七年義務教育国庫負担法の制定、八年都市計画法、結核予防法、トラホーム予防法、精神病院法及び道路法が公布され、九年以後は職業紹介法、穀物検査補助規則あるいは副業奨励規則等がつぎつぎと制定公布されたことから、この間の動向を知ることができる。その多くは都市施設にかかわるものと、労働者、農民、保健衛生にかかわるもので、地方行政の担当とされるものが多かったから、地方行政の領域が著しく拡大したのであった。当時の市会議事録によってもこの当時、教育、勸業及び衛生に関する諸論議がとみに多くなつてきている。

世界大戦後いわゆるデモクラシー思想の普及は、普通選挙実現への気運を急速に盛り上げさせた。大正十四年（一九二五）に国民が多年、その獲得に努め、実現を希望した衆議院議員の普通選挙制が実現した。地方議会の普通選挙については時期尚早論が唱えられたが、国の改正にならつて、翌大正十五年（一九二六）の市制、町村制、府県制改正によつて実現した。

この市制改正は、この普通選挙制の採用とともに、自治権の拡大にかかわる広範なものであった。いわゆる大正デモクラシー思潮の高揚期に行なわれた点で注目すべきものである。いまその要点をあげると、

- (一) 選挙権について納税要件および経済要件をすべて撤廃し、帝国臣民である年令二五歳以上の男子で二年以上その市町村住民であるものは、すべて選挙権があるものとした。
- (二) 被選挙権についても同様とし、公民権停止処分を受けず、また陸海軍軍人等で公務に参与することを得ざる事由に該当しないものは、すべて被選挙権を有することとした。
- (三) また、従来あつた等級選挙制度を完全に撤廃した。
- (四) 名誉職参事会員の任期は、従来、市会議員の任期によつていたのを隔年選挙に改めた。また、これまで認められて

いた市参事会の議案事前審査権が削られた。これは、市参事会があるにもかかわらず、市会が別個に各種委員会を設けて審査を行なうことが多くなり、この審査権が有名無実となったことによるものである。

(五) 市長の選任については、従来は内務大臣の命令にもとづき、市長候補者三名を推薦せしめて裁可を仰ぐこととされていたが、この推薦制を廃し、市会の選挙によって決定されることになった。同時に退職の手続きも内務大臣の認可を必要としなくなった。また助役、収入役の選任および退職についても、府県知事の認可を要しないこととした。(注) 従来は、たとえば次のような内務省「達示」が発せられた。

「鹿児島県鹿児島市

其市市長山本徳次郎本年八月十五日任期満限二付市長候補者三人推薦スベシ

大正十一年七月十三日

内務大臣 水野 錬 太 郎

また勝目清回顧録によると当時(大正十四年の頃)地方長官会議が東京で催されたあと、知事は帰任後、必ず郡長、市長を召集して重要事項を伝達し、中央の指示は段階的に、末端市町村長に伝えられ「完全無欠な中央集権行政」であったと記している。

(六) 市長の権限も強化され、市参事会の議決によって、その権限に属する事項の一部を市長の専決処分^{せんけつしぶん}に付し得ることとした。

(七) 市役所の位置変更については県知事の、また市町村の廢置分合については内務大臣の許可を不要としたほか、これまで上級官庁の許可を要する事項についても、多くを不要とした。

(八) 従来、使用料・手数料・市税等の通脱^{ほだつ}については、五円以下の過料しか課せられなかったが、この改正により、不正行為により徴収を免れた額の三倍まで、過料を課することができることとした。

昭和時代前期の市政 日本経済は金輸出禁止（大正六年）の保護のもとに、大正九年の恐慌、同十二年の震災による打撃にもかかわらず一時的小康状態を保ち得たが、昭和二年（一九二七）金融恐慌に見舞われねばならなかった。さらにその立ち直りもまたぬうちに、昭和四年（一九二九）の世界恐慌に襲われたから、わが国経済は深刻な不況に陥り、数多くの企業が倒産し、失業者が氾濫し、農村の疲弊は未曾有のものとなった。政府は窮迫した国民生活の安定をはかるために、失業救済事業に着手するとともに、公益質屋法、救護法、不良住宅地区改良法その他の社会立法によって、社会施設の拡充を急いだ。また花柳病予防法、寄生虫予防法その他によって、保健衛生の一層の改善に努める措置を講じたが、これらの施策の実施は、地方団体の手に多くゆだねられた。

かくして地方団体の行政量は一段と増加した。一方地方分権、即ち自治権の拡充を目的とする地方制度の改正が行なわれた。昭和四年四月に行なわれたこの改正は、地方行政制度の上に団体自治および住民自治の両面から、自治権の拡充をはかったものであった。この改正は従来、市町村に比べて、自治体的色彩の希薄であった府県に市町村と同様の自治権（例えば条例制定権）を認めることに重点がおかれていた。しかし、市制の上にも多くの改正が加えられた。いま、その主なる点をあげると次の通りである。

- (一) 許可権を整理し、内務大臣あるいは県知事の要許可範囲を縮小した。
- (二) 国が市に事務を機関委任するためには、省令以下の行政命令ではなく、必ず法律命令で委任せねばならぬこととした。
- (三) 市会議員・市参事会員に発案権を認めた。

(四) 従来は市会または市参事会の議決が公益を害するか、市の収支にとつて不適當なときは、県参事会の採決を請うて原案を執行することができた。改正法はこの原案執行権に制限を加え「明らかに公益を害すると認められた場合に限つた。

(五) 従来、市参事会は市長・助役および名誉職市参事会員をもつて組織されていたが、改正法では執行部に属する市長・助役・市参与をその構成員から除いた。ただ、市長のみは参事会の議長としての役割だけ残し、名誉職参事会員の定数を一〇人までに増員した。

(六) 市税については国税・県税に対して、ひろく附加税を課することが認められていたのを改めて、国税附加税は、直接国税附加税についてのみ限定した。もつとも間接国税附加税は、事実上なかつたから実質的には変りない。

昭和初期の世界恐慌と、それにつづく不況によつて、中小企業者や労働者の窮乏ばかりでなく、帰休労働者をかかえた農村の疲弊は深刻であつた。社会政策立法のほか、農村救済を目的とする時局^{きよう}匡救事業をはじめとする救済立法が相次いで施行され、地方団体に委任される国政事務の範囲は一段と広がつていった。しかし昭和六年（一九三一）ぼつ発した満州事変を転機として、次第に軍部を中心とした国防国家体制の強化に転換した。これら恐慌対策もその体制のなかに吸収されつつ、昭和十年代を迎え、地方自治制度もこの挙国一致体制の中に編入する必要が特に軍部から強調された。

昭和十二年（一九三七）七月にはじまつた日華事変は、同十六年（一九四二）十二月に、ついに太平洋戦争にまで拡大し、同二十年（一九四五）の終戦を迎えるまで、国民生活はすべて戦時体制にまき込まれていったのである。この間、地方行政の上にも大きな変化があつた。

昭和十二年九月、国民精神総動員運動が、内閣の訓令にもついで展開され、翌十三年（一九三八）三月には「国家総動員法」が成立した。国防目的を達成し、国の余力を有効に發揮せしめ、人的・物的資源の統

日華事変
ぼつ発と地方
行政

制運用が行なわれた。これにより広範な範囲にわたる戦時統制立法が相ついで制定され、地方経済の統制が行なわれ、地方団体の機構と職員は増大した。鹿児島市の昭和三年の市吏員数は二三〇名、昭和七年二四〇名であつたが、同十四年には三一六名と約四割も急増した。市行政も軍事協力と経済統制の行政に追われ、市民生活のための行政水準は低下せざるを得なかつた。

経済立法以外にも警防団令(昭和十四年一月)、青年学校令(同年四月)、国民徴用令(同年七月)、国民力法(同十五年四月)、あるいは軍事援護、銃後施設など、市において処理せねばならない事務がにわかにあつてきた。同十五年(一九四〇)二月政府は地方連絡協議会を設け、地方団体の広域的連絡による政府施策の浸透をはかるとともに、同年末「部落会・町内会等整備ニ関スル訓令」が発せられ、上意下達の末端機構が設けられた。ついで同十六年(一九四二)には大政翼賛会が生まれて、各県・各市町村ごとに支部や末端機構が設けられた。

太平洋戦争
勃発と地
方行政

昭和十六年(一九四二)十二月にはついに太平洋戦争に突入したが、政府は永年の懸案となつてきた市制・町村制及び府県制改正法案要綱を決定し、同十七年(一九四二)十一月これを発表し、ついで翌十八年(一九四三)改正法案が可決された。この法案の提案理由について、当時の湯浅内務大臣は「時局の進展に伴い国家の施策する所は愈々広汎かつ繁多を加えつつあるのであります。是が遂行具現につきました。市町村の活動に俟つものが頗る多いことは改めて申し上げるまでもない」とし、「仍つて此の際、市町村行政に付きまして、根本的刷新と高度の能率化とを図り、以て国策の浸透徹底と国民生活の確保安定とに万全を期することは、今後の時局に対処し、戦いを徹底的に勝抜く為の国内体制の整備として、最も緊要であると信

昭和十八年
度の市制の
改正

ずるのであります」と述べている。これによつてもわかるように、戦争下国政の第一線にある責任機関としての市町村の役割が重視され、その行政の高度の能率化が要求された。この十八年の法改正は、このような趣旨にそつて次のような改正を行なつたものであるが、それは地方自治権を著しくせばめるものであつた。市にかかわる点のみを記すと、

- (一) 市または市長に対する国及び県の事務委任は、従来は法律又は勅令によることを必要としたが、今次の改正では、法律又はひろく各種の命令をもつても委任しうることにした。
- (二) 市長に新たに総合的な指示権が与えられ、市内における各種施策の総合的運営のため必要と認めるときは、その管轄区域内の団体等に必要な指示を与えることができる。もし、その指示に従わないときは、市長は当該団体の監督官庁の措置を申請することができるようにした。
- (三) 市の参与制を配置のものとした。これは名誉職で市民中、学識経験者をもつて当て市長の諮問に応じ各種施策に関する重要事項を審議せしめた。
- (四) 市会議員の定数^{通過}増の基準となる人口数を引き上げ、定数を減じた。
- (五) 市会議員選挙の手續を簡易化した。
- (六) 市会の議決事項を限定した。従来は原則としてすべて市会の議決を要する建て前を採つたのに対し、改正法は法律に列記した事項（九件）以外は、市町会の議決を要しないものと定めた。
- (七) 市参事会の機能を拡充し、市会の権限の一部をこれに移し、市会閉会中は重要事件以外は、市会に代わつて議決し得るものとした。

(八) 市長の選任については再び旧法以前に逆戻りし、内務大臣が市会にその候補者を推薦し、その者について勅裁を経て選任するものとした。もし、市会が内務大臣の指定し得る期日までに推薦しないときは、勅裁を経て内務大臣が選

任し得ることとした。

(九) 町内会・部落会を法認した。すなわち、市長は町内会・部落会およびその連合会の財産および経費の管理並びに区域の変更に関し、必要な措置を講じ、また、その事務の一部を援助させ得るものとした。また、市長の許可ある場合は町内会・部落会およびその連合会は自己の名によつて必要な財産を所有し得るものとした。この町内会・部落会の法認は今回の改正の最も特徴的な点であつた。これにより行政の戦時体制下における最末端を整備した。

以上述べたように、昭和十年代の地方自治制度およびその行政の内容は、戦争への挙国一致体制の役割をもたされた。市民にとっては、物資の欠乏による生活の窮迫とともに、行政水準の低下や多くの市民的自由の束縛を受け「地方自治」の後退を余儀なくされた時期であつた。

鹿児島県は太平洋戦争末期には、本土南端に位置するところから、県下各地ともアメリカ空軍機の空襲にさらされ、県下全般さながら戦場と化し、地方行政も県民生活の為の食糧の確保と、空襲に備えた疎開、その他の事務に奔走せねばならなくなつた。鹿児島市はアメリカ空軍の八回にわたる大空襲により、市街地の大半を焼失し、市民の物心両面にわたる生活は著しく窮迫した。かくして昭和二十年（一九四五）八月終戦を迎えたのである。

昭和二十年
以後の地方
行政

昭和時代後期の市政 太平洋戦争の終結によつて、明治初期以来半世紀余り維持されてきた中央集権的色彩の強いわが国の地方自治制度も、連合国軍の占領政策と相まって大きく方向転換し、英米系の地方自治の理念にもとづく民主的改革が行なわれた。地方自治制度について抜本的改革は、昭和二十二年五月三日に施行された日本国憲法と時を同じくして施行された地方自治法により行なわれた。これより先、終戦直後昭和二

十年十二月には早くも男女平等の普通選挙権を認める新選挙法が制定され、つづいて労働組合法、農地調整法が制定された。翌二十一年九月には生活保護法、ついで二十二年四月には義務教育六・三制の実施、同じく十二月には自治体警察、自治体消防の設置というように、矢つぎばやに新しい地方分権措置がとられた。市町村行政の内容も急速に変わり、行政量もにわかになくなった。地方自治制度として最初に手をつけられたのは昭和二十一年九月の東京都制・府県制・市制・町村制の改正であった。それは(一)男女平等の普通選挙権、(二)首長の直接選挙制の採用、(三)直接請求権の制度化、(四)議会の権限の強化、(五)選挙管理委員会・監査委員・行政委員会制度の導入等、戦前に比べると画期的な内容をふくんだものであった。これらの改革措置は、日本国憲法および地方自治法の制定をまつて、基本的に戦後のわが国地方自治の性格を規定するものとなった。鹿児島市においても、昭和二十二年四月に市長選挙が行なわれ、勝目清が初代公選市長として当選し、市会議員選挙にもはじめて女性市会議員が誕生した。他方これらの民主化政策を遂行するための障害と目された者を公職より追放する措置がとられ、鹿児島県においても昭和二十一年五月、まず教職員追放令により一六四人がその適用を受け、同年十一月には「地方公職に対する覚書」によつて、県下市町村長五一一人、町内会長・部落会長約四〇〇〇人がその地位を追われた。

昭和二十二年日本国憲法と同時に、地方自治法が施行された。日本国憲法は新たに「第八章、地方自治」の一章を設け、「地方自治の本旨」に基づいて地方自治の尊重確保をはかり、地方公共団体の民主化を保証するとともに、その権能を強化し、さらに、一つの地方公共団体にのみ適用する特別法の制定権を認められたが、この本旨に基づいて、地方自治法が定められた。この法律の成立は、占領下の特別な事情も影響して

アメリカや国際民主勢力の発言が影響したとはいえ、知識的中央集権と権力的地方分権の調和の制度化したものと、戦後の地方自治制度の発展の基軸をなしたものであった。地方自治法は、まず地方公共団体の自主性・自立性を強化することに主眼がおかれ、選挙権の拡張、地方議会の権限の拡大と地位の強化（条例の制定権、意見の陳述権、調査権等をふくめての権限の強化、委員会制度による、自主的活動の促進等）、首長の直接公選、住民の直接請求権（条例の制定、改廃の直接請求権、地方議会解散請求権、首長、議員、助役、副知事、公安委員、教育委員等に対する解職請求権、請願権）、選挙管理委員会、監査委員制度の設置等を認めたのであった。同時に明治以来の強制予算原案執行権などを廃止し、また、市町村に対しては、府県の一般的な監督権を排除した。地方自治法が施行されてからの約二年間は、地方自治に関連する諸立法が、児童福祉法とつづき、二十三年には地方財政法、地方税法改正、教育委員会法、民生委員会法が生まれた。

この地方財政法の制定及び地方税法の改正は、地方公共団体に財源を委譲し、いわゆる自主財源の確保をはかることによつて、地方自治の物的基礎をかためようとするものであった。これら新しい立法のうち、特に注目されるのは警察法、消防組織法、教育委員会法の制定である。警察法はこれまで中央集権の支柱として内務省の管轄下にあつた警察を国家警察と自治体警察にわち、市および人口五〇〇人以上の町村に自治体警察を置くことにし、消防組織も自治体消防に改めた。教育委員会法は、画期的な六・三制義務教育の実施とあわせて、天下り的な教育行政を改め、地方公共団体の自主性を強化し、公選による教育委員によつ

て組織された教育委員会をその中心としたものである。なお、二十二年十二月には、内務省が廃止され総理府官房自治課に変わり、財政は地方財政委員会に委ねられた。これより先、五月には戦時中より政府の上意下達の末端機構として法認されていた町内会・部落会の解散についての政令が公布され、ここに官治的中央集権の行政的土台はくずれたのである。

シャウプ勸告以後の地方行政

その後、昭和二十四年（一九四九）まで地方自治法その他関係法の数次にわたる改正が行なわれ、同年六月には地方自治庁が発足するに至った。これらの改革により、地方へ大幅な権限が委譲されても、財政的には財源の保証は極めて不十分であった。特に戦後のインフレを終息させるため、二十三年（一九四八）の「日本の経済安定のための九原則」と、それにつづくドッジ・ラインの実施により、地方公共団体の財政はかなり苦境に陥った。昭和二十四年九月に発表されたシャウプ使節団の税制改革に関する勸告（シャウプ勸告）は、わが国の民主化のための地方自治の役割を重視し、行政面の自治拡充のためには、地方公共団体の財源の独立が必要であるとし、中央・地方の税制改革、行政事務及び財源の再配分を勸告したものである。この勸告にもとづき翌二十五年地方税制や、財政制度に大改正が行なわれた。勸告の精神は全面的に受け入れられなかったとはいえ、戦後の地方財政に画期的な改革をもたらしたものであった。

鹿児島市も、戦後のこれらの改革によって、その行政機構や財政制度も大きく改められた。しかし、戦災がはなはだしく、引揚復員者も多かったため、市街地の復興、住宅や交通、水道施設の復旧など財政需要が著増した。財源はこれに伴わず、充分その行政水準を伸ばし得なかった。

さて、シャウプ勸告に基づき地方行政調査委員会が設けられ、地方団体の事務再配分を中心とする改革

意見がだされたが、他方、アメリカの日本占領政策が転換され、二十六年（一九五二）五月、リッチウエイ声明により、政令諮問委員会が設けられるに及んで、戦後の「行き過ぎた民主化」の是正が必要とされるに至った。かくして、戦後一応「民主化」の線に沿って大幅に改められてきた地方自治制度についても、政策転換が行なわれるにいたった。その先触れとして、二十六年十月に警察法の改正が行なわれた。これは住民投票と市町村議会の議決により、これを存続せしめるか、国家警察へ編入されるかを決定することになり、その結果、自治体警察の約八割が国家警察に編入された。その後、鹿児島市警察は昭和二十九年七月一日国家警察に編入された。二十五年には地方公務員法が制定され、その身分、人事関係、組合活動に規制が加えられた。さらに地方公営企業法が公布された。二十七年（一九五二）十一月には市町村教育委員会が発足したが、一方、二十九年には教育二法が制定され、義務教育職員の政治活動が制限された。さらに三十一年になつて、教育委員の公選制が廃止され、任命制に改められた。また同年末には地方自治法の改正により、地方議会の行政委員会の権限が限定され、団体の長の権限が強化された。また「行政能力の向上合理化と、住民福祉の増進」を目的として町村合併促進法が施行され、諸施設の統廃合による財政資金の節約・効率化がはかられた。これら一連の「行きすぎた民主化是正」の措置は、一面においては、当時次第に窮迫の度を深めていた地方財政の節約をはかる行財政の合理化対策であつた。

昭和二十九年に地方財政の赤字は全国で六四八億という巨額に達したが、特にシャープ税制改革や度重なる風水害などの影響もあつて、農村地域を比較的多くかかえた府県・市町村ほど赤字に悩まされた。昭和三十年末には、赤字団体の財政赤字を、財政再建債による棚上げ方式により解消しようとする地方財政再建

促進特別措置法が成立し、三十一年から実施された。鹿児島県下でも四市町村が再建団体として法の全面適用を受けたが、鹿児島市は再建団体とはならないまでも、やはり財政事情は楽観できぬものがあつた。この法律の実施に合わせて、再建団体以外の団体にも、徴税の強化、税率の引き上げ、経費節約、定員削減、昇給延伸、給与遅払いなどがおこなわれ、住民に対する行政水準の低下が問題となつた。

昭和三十年
以降の地方
行政

昭和三十年（一九五五）前後を画して「戦後は終わった」わが国経済は、「成長」過程へ転じたが、この時期以降、地方自治行政には経済の動向に対応した政策が浸透した。まず工業開発を中心とした、産業基盤の整備がいそがれることになり、国内市場の充実のための政策として、地域経済の開発を推し進めた。この政策は折から、財政事情の窮迫を租税の増収によつて切り抜けようとする地方公共団体の工場誘致への要求とむすびつき、あるいは地域格差の是正をのぞむ地域住民の要求ともむすびついて、地域開発政策の展開するところとなつた。公共事業は道路・港湾・工業用地・用水へ重点的に配分される傾向を示し、地方公営企業ないし準公営企業が増設され、あるいは拡張された。また開発のための公社・公団等も急増した。地方都市においては、開発行政に力を注ぎ、企画部門が拡充されるようになったのも、この時期以降である。また昭和三十年にはじまつた「生産性向上運動」にあわせて、地方行政にも合理化政策が広く採り入れられた。事務機構の簡素化、窓口事務の統合、支所・出張所の統廃合、事務の機械化、帳簿組織の再編成、機械や自動車等の集中管理、あるいは給与制度の改訂等が行なわれた。

同時に昭和二十九年以降進められてきた町村合併が一段落すると、地域開発とも関連して、都市合併が盛んに行なわれるようになった。さらには広域都市構想にもとづく長期計画が、各地域で策定されるようになった。

昭和三十
五年以降
の地方行政

た。この間地方財政はいわゆる神武景気の影響もあつて、その収支状況は好転し、赤字団体も急速に減少した。しかし、行政水準は必ずしもこれには対応せず、国の地方財政に対する措置も前述のように、産業基盤の整備を優先せしめたから、住民生活につながる生活環境の整備はしだいに立ち遅れていった。昭和三十四年一月には新しい国民健康保険法昭和三十三年十二月二十七日公布、昭和三十五年一月に国民年金法昭和三十四年四月十六日公布がそれぞれ施行されて、国民皆保険への道が開けた。他方では都市計画、住宅、衛生、観光等の行政量も著しく増大したが、財源措置は充分これに伴つたとはいえない。しかし、道路・港湾・用地造成等の行政は、この間にかのりの伸長をみせた。



新鹿兒島市発足記念樹

昭和三十五年（一九六〇）には自治庁は自治省となり、地方自治行政に対し、一層積極的な関与を行なう体制がとられた。昭和三十年以降の広域行政施策はさらに進んで、広域都市の構想を具体化する段階に入った。また、財政の企業化傾向も一層強まり、特別会計、公営企業の増設は一層顕著となった。三十八年には地方自治法の改正によって、地方開発事業団が新設されることになった。また同時に地方財務会計制度の改正が行なわれて、地方

財務の「合理化」がはかれるようになった。これら一連の措置は、財政資金を節約し、起債による資金調達を容易にすることにより、財源難を緩和することをはかったものである。地域開発政策は、三十五年以降の高度成長経済のピークを迎えて、さらに新産業都市の建設、拠点都市の開発へと展開していった。一方、都市への人口集中は過密の弊害を生み、他方農村では人口流出による過疎現象をもたらし、「社会開発」が政策の重点として取り上げられるようになった。特に都市の交通・住宅・衛生・公害等に対処するための都市政策は、焦眉の問題となってきた。産業開発と社会開発の均衡のとれた発展が、地方自治行政の課題となってきたのである。

谷山市との
合併

鹿児島市においても、かねてから隣接谷山市の合併が政策としてとりあげられていたが、鹿児島・谷山臨海地帯の埋立による工業地帯の造成が企図されるに及んで、ようやく昭和四十二年四月二十九日に谷山市との合併が実現した。

II 行政機構の変遷

市長の選任
方法の変遷

市長 わが国の近代的地方自治制度としての市町村制は、明治二十一年四月十七日法律第一号をもって公布された。この市町村制に基づいて、明治二十二年四月一日新しく鹿児島市が発足、初代の市長を選任することとなった。このときの市制による市長の選任方法は、市会で市長候補者三名を選挙、第一次当選者を市長候補者として県に申請、知事は更に副申をつけて内務大臣に申請し、内務大臣が天皇の裁可を経て任命することになっていた。

鹿児島市においては、明治二十二年四月、易居町不断光院において、初めて鹿児島市会議員の各級選挙を行ない、三六名の市会議員を選出、第一回の市会を五月九日易居町名山小学校で開いて市長候補者三名の選挙を行なった。その結果、上村行徴・右松祐永・樺山資美が選ばれたので、第一次当選者上村行徴を市長候補者として裁可を申請、五月三十一日に裁可があつたので、六月七日市会を開いて初代市長の就任式を挙げた。

初代から七代までの市長は、この法制度によつて選任されてきたが、大正十五年普通選挙制実施の影響により、市町村制も改正され、市長の選任に天皇の裁可を要せず、市会の議決と本人の承諾で決定できるよう改められて、地方自治体の自治権が拡大された。しかるに、昭和十八年、太平洋戦争中挙国一致体制下の改正で、再び中央の監督官庁の権限が強化され、市長は市会の推薦した候補者について内務大臣が選任することとなった。

太平洋戦争終結後、昭和二十一年十一月公布された日本国憲法と、それと同時に公布された地方自治法によつて、わが国のこれまでの中央集権的行政制度は画期的に変革され、地方自治体の独立性が強化された。知事、市町村長は、はじめて住民の直接選挙によつて選出されるという現在の制度がとられるようになった。

次に、初代上村市長から現在の末吉市長に至るまでの鹿児島市長について、その業績を顧みながら、その間の鹿児島市政の歩みを眺めてみよう。

初代市長

上村行徴(ゆきあき)
(自明治二十二年五月三十一日
至明治二十四年三月)

文政十年(一八二七)生まれ、幼名休之助。西南戦争前は宮崎

県権参事に補せられていたが、戦後、本県第二代県令岩村通俊の下で地元出身の唯一人の幹部として御用掛（明治十年八月）となり、ついで小書記官（明治十三年七月）大書記官（明治十四年一月〜十七年七月）を経て、明治二十二年四月一日鹿児島に市制が施行されるに当たって、



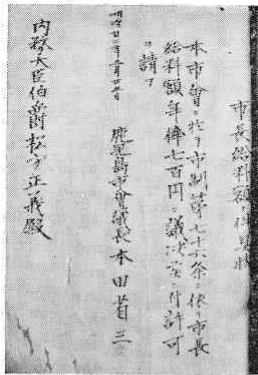
初代市長 上村 行 徴

鹿児島市初代市長に選ばれ、五月三十一日就任の裁可が下り、六月七日市会を開き、就任式が挙行された。その後助役に本田省三、収入役に丹下伊左衛門が選任され、鹿児島市の最初の執行部首脳陣がきまった。

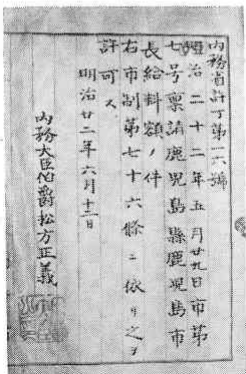
ついで七月十日、仮市役所たる興業館（現在の県博物館建物）内において、鹿児島市役所開庁式を挙行、市内の各官衙・学校などの職

員および市民も集まって盛大に行なわれた。三〇〇有余年の間、旧藩時代の城下町であった鹿児島が、わが国近代市町村自治制施行による自治法人として、鹿児

島市の第一歩を踏み出したこの日を、市民は歓喜と感激をもって迎えた。当日、上村初代市長が、渡辺千秋鹿児島県知事の祝詞に応えて述べた答詞は、次の通りであって、初代市長の旺さかんな意気込みがうかがわれる。



初代市長給料額ノ件具状



初代市長許可書

不肖行徴誤リテ市長ノ職ニ当リマシテ以来努力ヲ尽シマスケレドモ、非才ノモノデ殊ニ就職後亦日淺クアリマシテ、百事未ダ其緒ニ就キマセス。然ルニ、事情ノ猶予シ難キモノアリマシテ、遂ニ本日開庁式ヲ行フコトニナリ、知事閣下ノ臨場ヲ請ヒシニ、炎暑モ厭ハス、諸貴官ト共ニ光臨ノ榮ヲ辱フシ、殊ニ将来ノ注意ヲ懇示セラレ、市會議員及吏員共ニ感服ニ堪ヘマセン。抑モ、自治制度ハ至大ナル親裁ニ出テマシタ事デスケレドモ、吾鹿兒島市ニ市制施行ノ裁可ヲ受ケ、市民ノ希望ヲ遂ゲマシタノハ、素是レ長官閣下ガ其調理ノ宜シキニ起因シタル訳デ、市民一統欣喜躍シテ居リマス景況ハ、即チ今日御覽ノ通りデアリマス。時正ニ本年度歳計略ホ出来マシタガ、市内ハ八千六百四十余戸ノ負担ニ係リマス市税従前ニ比ベテ見マスト、五十一錢余ノ負担ガ輕クナリマス。是レガ自治制好結果ノ顯ハレタル緒デアリマスカラ、尚懇示ノ旨ヲ守リ、勤勉不撓ノ精神ヲ以テ、将来市民ノ幸福ヲ増進シ、上聖旨ニ報ヒ奉リ、又閣下ガ懇諭ニ違フナキヲ誓ヒマス。答詞ヲ述ベ、祝詞ニ代ヘマス。

上村市長は初代市長として、近代的地方自治に基づいて發達した市政の基礎づくりに努め、明治二十四年三月辞任した。その後、当時傾きかけていた第四百七十七銀行の頭取となり、同銀行を倒産から救っている。

第二代市長

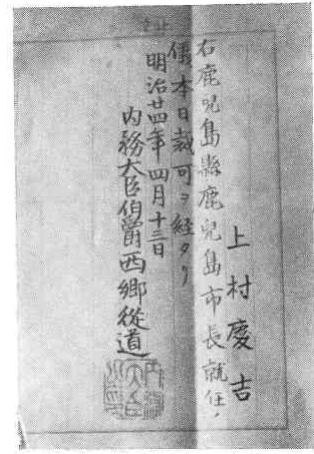


第2代市長
上村 慶吉

上村慶吉（自明治二十四年四月十三日
至明治四十年六月） 上村行徴初代市長辞任の

吉あとをうけて、第二代市長に上村慶吉が明治二十四年四月十三日当
選就任した。上村慶吉は天保十一年（一八四〇）六月生れ、明治五年
美々津県庁権少属を振出しに、宮崎県少属、延岡、加治木警察署長
鹿兒島県典獄を歴任して、明治二十四年鹿兒島市長に就任した。明
治四十年六月病気で辞任するまで実に四期一六年にわたって市長を

勤めた。就任して間もなく、鹿児島港域の拡張、並びに浚渫しゅんせつ工事に着手、明治二十五年五月には、今の市立美術館のある場所に新しく市役所を建設、それまでの仮市役所しよの興業館から本庁舎に移った。また明治三十二年頃から上水道新設の機運が起こり、明治三十八年山下町城山配水池を建設している。また鹿児島島の経済人養成と女子高等教育の必要を認めて、市立の鹿児島女子実業補習学校（旧市立女子興業学校）と簡易商業学校（旧鹿児島商業学校）を



第 2 代 市 長 就 任 状

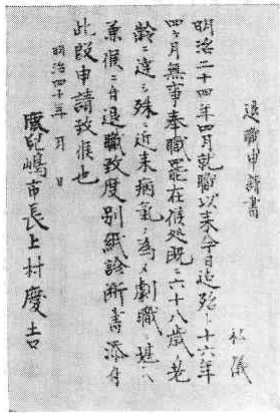
明治二十七年に設立した。明治三十九年三月には鹿児島に

初めて電話交換局を設けて電話を開通した。このように上村慶吉市長は、その長い在任期間中に、市政の体裁を整え、市民生活に必要な諸施設の建設を手がけており、近代市制をしいた鹿児島市の基盤がこの市長の時代につくられたといえよう。

第三代市長 有川貞寿（自明治四十年八月十六日 至大正二年十一月十二日） 文化元年（一八八

一）生まれ、明治十九年警視庁警部を振り出しに、各県の

警察署長・警察部長を経て、明治四十年八月鹿児島市長に就任した。大正二年八月再任されたが、同年十一月十二日死去。洞察力と決断力に富んだ人で、六年三か月間の市長在任中、鹿児島市の発展に尽くした業績は



第 2 代 市 長 退 職 申 請 書

大きい。その頃のわが国は、明治三十七・八年の日露戦争に勝利をおさめ、国内外の政治・経済は飛躍的に



第3代市長
有川貞寿

断して、明治四十三年に工事に着手した。移転がすっかり完成するのは、第五代山本市長時代の、大正十年のときであるが、天文館附近が今日の繁栄をもたらしたことは、有川市長の決断力によるところが大きい。



第4代市長
児玉利實

このほか、旧西武田村の一部（武町）、旧伊敷村の一部（草牟田町）の鹿児島市への編入合併（明治四十四年七月）、と殺場の新設（明治四十二年七月）、その他商店街、住宅街建設について、鹿児島市の将来の発展を見通した計画的な布石をうって、近代都市としての鹿児島市の基礎をつくった。

児玉利實（自大正三年四月四日
至大正三年四月三十日）有川市長急死のあとに、
児玉利實が大正三年四月四日第四代市長に就任したが、翌日か

ら病氣となり、同月三十日辞任退職した。この人は明治十一年警視庁にはいつてから、高知県・熊本県・警視庁・兵庫県・三重県・奈良県・岡山県の警察畑を歩き、岡山県の警察部長を最後として郷里にかえり、第四代鹿児島市長に推されて就任したのであって、この児玉市長に期待するところ大きいものがあつたが、在任二七日間というのは余りにも短命で惜しまれた。

第五代市長

山本徳次郎（自大正三年七月二十一日
至大正十二年八月十五日）

明治十九年鹿児島県警部補を振り出しに、後に台湾総督府警察に在任中、明治三十七年五月第二代上村慶吉市長の時、助役に推され、上村・有川・児玉の三代の市長の下で



第五代市長
山本 徳次郎

助役を勤めたが、大正三年七月児玉市長の辞任のあとをうけて

第五代市長に就任した。市長就任後の最初の仕事は、桜島大爆発の被害復旧事業であつた。山本市長がまだ助役時代の大正三年一月十二日に起こつた桜島大爆発に当たつては、当時助役として避難民の救護活動に活躍したのであつたが、市長就任後は、引き続き被害の復旧、避難民の生活安定などに大きな努力を尽くしている。山本市長の在任中の業績として、まず市の上水道

事業がある。もともとこの水道事業は、第三代有川市長の時代に吉野半蔵ガ谷に豊かな湧水があることがわかり、立案されたものだったが、同市長の死去により、中止になっていたものを、山本市長が具体化して大正四年着工、物価急騰のため何度か行き詰まるが、四年後にその一部が完成、その後も引き続き工事をつづけ、同十一年に全工事を完成させた。当時一三〇万円の巨費を費やし、八年の歳月をかけ完成させた。これは

市制実施以来多年懸案の大事業であった。給水四七〇〇戸分で、現在の鹿児島市の水道事業の基礎をこのとき確立した。次に大正八年七月に、鹿児島開港が実施された。鹿児島開港の運動は、第二代上村市長の時から準備がなされており、第三代有川市長時代に国会に建議がなされたこともあったが、山本市長になってから、県と市が一体となつて大々的な運動を開始し、当時の寺内内閣の内相床次竹二郎の側面的援助もあり、大正八年七月十一日から鹿児島港が開港されることになって、県・市民の長年の願望が実現された。そのほか、高見橋架橋（大正三年）、公設市場開設（大正四年二月）等多くの業績を残して、山本市長は大正十一年八月円満退職した。

第六代市長

伊集院 俊（自大正十二年四月二十七日
至大正十四年二月三日）



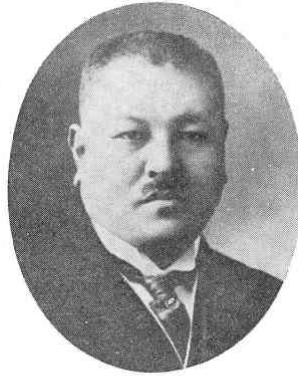
第6代市長
伊集院 俊

明治二十七年海軍兵学校卒業以来、日露・日独戦争には参謀として従軍活躍し、海軍少将まで昇進したが、病気のため静養中のところを市長に引き出されて、第六代市長に就任した。このように健康が十分でなかつたので、市長就任のときの条件として、助役を二人置くことを要望して、後の第一四代市長勝目清を当時三〇才の若い時に第二助役に迎えている。伊集院市長は軍人出身であつたが、参謀や外国公使館付武官の経歴があり、頭脳明快な人であつた。現在の民生委員制度に当たる方面委員制度を全国でまだほとんど実施していない時期に、鹿児島市に設置している。皇太子殿下御成婚記念事業として鹿児島市公会堂の設置および鹿児島港の改修計画をした。市長在任中の大正十四年二月三日死去した。

第七代市長

上野 篤 (自大正十四年五月二十八日
至大正十五年九月二十三日)

伊集院市長の死去のあとをうけて、市長代理助役であった上野篤が第七代市長に就任した。上野市長は、東京高等師範学校を卒業し、一時、鳥取県師範学校に教鞭をとったこともあったが、後に大阪市役所主事を経て、財団法人協調会参事のとき、大正十二年十月伊集院市長の下に、助役として迎えられた。市長に就任するに及んで、活動家肌の市長は精力的に市政に当たり、学校の学級整理、設備の改良、青少年の教育の振興に、また鹿児島築港



第7代市長
上野 篤

問題の処理、南林寺墓地移転の完成、市公会堂の建設、市紋章の制定など、一年半の短い在任期間中に数多くの業績をあげている。なかでも、公会堂の建築は、大正十三年一月、皇太子御成婚の記念事業として、前伊集院市長の時に計画されて、築港起債の関係で延期されていたのを上野市長が再び実現に着手したもので、県の補助、市内の寄附募集など、いろいろの難関があつたが、市長の精力的な奔走により、その方面の了解に成功して、ようやく大正十五年八月着工の運びに至つた。ところが、事務打ち合わせのため上京していた上野市長は、九月二十三日帰庁の途中、乗っていた夜行列車が広島県で水害のため転覆し、公会堂の完成を見ることなくして不慮の事故により死去した。

第八代市長

白男川 讓介 (自大正十五年十月三十日
至昭和三年十一月二十四日)

上野市長死去の後開かれた市会は、市長選挙委員七人を決定し、この委員が上京して在京の県出身先輩と協議して、白男川讓介を選考したが、十月三十日の市会で決定するときに、当時の県政界の対立を反映して反対意見もあつたが、結局投票多数決により、白男川市

長がきまつた。白男川市長は、京都帝国大学卒業後、大阪市書記を振り出しに、沖縄・福井県属を経て、富山・新潟・北海道・奈良・京都各府県の部長から、福井県・静岡県の知事を歴任し、行政経験も豊富な手腕



第8代市長
白男川 謙 介

家であつた。市長就任の翌昭和二年十月十六日、前上野市長時代に建設をはじめた市公会堂が落成した。これが現在の中央公民館であつて、当時は公会堂としては九州一と称された。また上野前市長時代に計画された西郷南洲翁の五〇年祭が、市長の寄附募集の努力で実り、昭和二年十月二十四日鹿児島市で盛大に執行された。このほか、市長在任中の仕事として特筆されるのが、電車事業の買収である。鹿児島市の電車は、大正元年から鹿児島電気軌道株式会社が経営していたが、昭和初年頃から経営難に陥り、折からの金融恐慌の波の影響もあつて、廃止の声まで出はじめたので、白男川市長はこの買収を決意し、昭和二年八月頃から、ひそかに勝目助役にその準備を進めさせた。市側はこの買収工作が外にもれるのを恐れ、極秘のうちに困難な交渉を進めて、ようやく四九〇万円で折り合いがつき、三年一月緊急市会に提案することにこぎつけた。市会では満場一致で承諾され、同年七月一日から市営電車が走るようになった。白男川市長はその後間もなく、任期満了をまたずして、同年十一月二十四日辞表を出して退職した。

第九代市長

榊山可也(自昭和四年六月十七日
至昭和七年十月二十七日)

榊山市長は海軍兵学校卒業後、海軍にあつてその俊才をうたわれ、海軍大学校教官・長門艦長・海軍砲術学校長・連合艦隊参謀長などの要職をつとめ、海軍少将で予備役にな

つた後、間もなく市長に就任した。樺山市長の時代は、日本全体が不景気で、世をあげて緊縮時代であったが、樺山市長は市政において徹底して緊縮政策をとった。その一例として、その当時の市役所の庁舎は相当腐朽がひどく、改築の必要があり、内務省に起債許可の交渉も進められており、昭和四年十月、ときの内務大臣安達謙蔵が来鹿の際、内務大臣から「市債で改築したら」との話も出たが、樺山市長は折角の話を辞退し、結局市役所の改築は取りやめになった。この緊縮方針によって見送られ、次の岩元市長のときに、新たに市庁舎の建設に着手したのである。



第9代市長
樺山可也

しかし、一方では、昭和四年十二月三十一日に、市営バスの運転を開始、昭和六年四月には、市営の電車・バスと競争していた鹿児島自動車株式会社を買収して、市営の交通事業の統一をはかった。また、長年の懸案であった鴨池の動物園・運動場などの土地および練兵場あとの天保山の土地買収を実現して（鴨池は昭和五年八月、天保山は昭和七年二月）市の財政を培養するための積極的努力をしている。また昭和六年それまで車で登れなかった城山に照国神社横から七高裏を通る新登山道路をつくった。この道路建設は、城山の植物を損傷するということで、文部省や鹿児島高等農林学校の学者達から、強い反対運動があったが、鼻っ柱の強い負け嫌いな樺山市長は、これ押し切り、勤労奉仕作業により、一か月余りで完工した。このような剛直な性格の人であったが、市長の激職から昭和七年四月に発病、同年十月二十七日に死去した。

第一〇代市長

岩元

禧き

(自昭和八年六月十三日
至昭和十二年一月二十七日)



第10代市長

岩元禧

榑山市長の病死後、約八か月の間、勝目助役が市長代理をつとめていたが、昭和八年六月十三日岩元禧が第一〇代市長に就任した。岩元市長は、東京帝国大学法学部卒業後、千葉県属を振り出しに、秋田県事務官・香川県警察部長・島根・茨城両県の内務部長を経て、沖縄県知事を歴任した後、鹿児島市長に就任した。在任期間はわずか二年七か月であったが、恵まれた才腕と、覇気のある実行力で、数々の業績を残している。榑山前市長時代に研究調査を着手持ち越しになっていた飛行場の建設、市庁舎の改築が、岩元市長のときにとりあげられて具体化した。飛行場は、最初市営の国際飛行場を建設することで、国や県と交渉し、昭和十年六月建設費負担について逋信省の了解を得るまでに至ったが、翌年一月市長退任のため、実現をみることなく、次の伊地知市長時代に海軍の軍用飛行場として完成した。市庁舎の改築は、前榑山市長時代に断念されていたが、腐朽のため危険になってきたので、改築を実施することになった。その設計については、市長自らの着想もおりこみ、建築費五万七四〇〇〇円で請負も決定していたが、工事に着手しないうちに、岩元市長が辞任したために、その完成をみたのは次の伊地知市長のときである。岩元市長はまた鹿児島築港追加工事の完成(昭和九年五月)、中央卸売市場の開設(昭和十年十一月)、天保山橋の架橋(昭和十年十一月)、中郡宇・西武田・吉野三村の編入合併(昭和九年)などを実現した。ところが、昭和十年特別大演習の予算の残額で買った乗用車購入の件が、翌十一年初頭の市会で否決された

ことから、市長が直ちに辞表を提出したため、市会は混乱に陥り、辞表撤回工作もなされたが、遂に一月二十七日岩元市長の辞任が承認された。この波紋は大きく、勝目助役もこれを追って辞任し、また市会議員の辞任するものもあり、一時市政は混乱した。

第二代市

伊地知四郎（自昭和十一年七月十二日
至昭和十五年七月十一日）
岩元市長辞後、しばらく市長空席が続いたが、昭和十一年七月伊地知四郎が第一代市長に就任した。伊地知市長は、海軍機関学校を卒業した後、海軍機関将校として日露



第11代市長
伊地知 四 郎

戦争に従軍し、その後、海軍少将に昇進し、予備役に編入されて帰郷していたときに、市長に選任された。この人は軍人出身にもかかわらず、温厚な人柄で、市会と執行者側と衝突後の混乱した市政をうまく収拾した。就任の年は、二・二六事件の発生、ソ満国境では日ソ両軍衝突、翌十二年七月には蘆溝橋事件のぼつ発により日華事変が始まり、昭和十三年五月には国家総動員法が施行され、政治・経済全般にわたって戦時体制が強化された時代であつて、市独自の事業はほとんどできない時代であつた。しかし、前市長時代に計画された市庁舎の竣工（昭和十二年六月）、唐湊市営火葬場の建設（昭和十三年五月）を實現し、また鴨池公園内の野外劇場・鴨池総合運動場の新設、歴史館、市立中学、市立高等女学校の開設をみたのも、この市長の時代である。任期一ぱいとめて昭和十五年七月十一日退任した。

第二代市

久米成夫（自昭和十五年七月十九日
至昭和十九年七月十八日）
久米市長は東京帝国大学法学部卒業後、千葉県属を振り出しに、神

奈川・秋田両県の理事官、岩手・神奈川両県の警察部長、山形・岩手・広島各県の内務部長、大分・愛媛・奈良各県の知事を経て、満州国文教部総務司長などを歴任し、官界を順調に進んできた人で、伊地知市長のあとをうけて、昭和十五年七月市長に就任した。久米市長就任の翌年に太平洋戦争がぼつ発し、わが国の国家



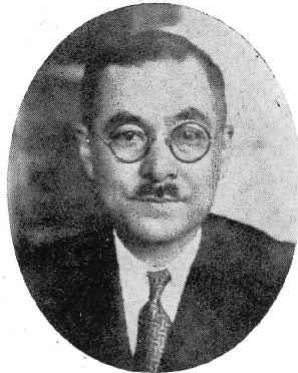
第12代市長
久米成夫

体制はすべて戦争遂行の方向に強化されたため、市政も国政の推進に協力して戦時協力体制のために忙殺された。大政翼賛会鹿兒島市支部結成、市常会・町内会・隣組の設置、翼賛壮年団の結成など国民の戦争協力体制を作るとともに、主食・魚類・肉類・焼酎・油類の諸生活物資の配給統制、食糧増産計画などによる市民生活の安定対策にも力が注がれた。しかし、太平洋戦争がぼつ発して二年を経過する頃から、戦局はわが国にとつて次第に不利になってきて、国土に直接米空軍機来襲の脅威をうけるようになった。鹿兒島市でも、防空課の新設、医師・看護婦からなる鹿兒島市救護隊を結成し、防空訓練も真剣に実施されるようになった。このように、久米市長の在任中は、戦時色一色で市民の不安の増大した時代であったが、禅味をおびた脱俗的性格の久米市長は、よく軍官民の協力体制をまとめ、戦時下の困難な市政の運営に尽力して、昭和十九年七月十八日任期満了とともに惜しまれながら退任した。

第三代市長

岩切重雄（自昭和十九年八月十七日
至昭和二十年十二月十五日）
久米市長退任一か月後に、岩切重雄が第三代市長に就任した。東京帝国大学法学部卒業後、鳥取県警視を経て、大正六年から九年にかけて鹿兒島市の助役に就任した。その

後、衆議院議員に当選し、商工省政務次官までやり、さらに実業界に入り、海鴻造船株式会社取締役の職にあつたときに選ばれ、昭和十九年八月市長に就任した。この頃は戦局のようすも深刻になつて、国内は著しく食糧不足・物資不足に陥り、国民生活も窮迫してきた。岩切市長は、徹底した戦時体制の行政機構をとり、市政の各課を統一した市政部の外に、配給・増産・交通等の各課を戦時民政部とし、土木・水道・防空・兵事の各課を警防部として、全面的に戦争遂行の体制をととのえた。十九年九月から、空襲の際の延焼を防ぐ



第13代市長
岩切重雄

ために、市内建物の疎開の実施、市役所・郵便局・銀行などを収容する大規模の防空壕の掘さくなども実施した。翌二十年になると、元旦から米空軍機が姿を現わしたが、三月十八日郡元町の海軍航空隊が最初の空襲をうけたのをはじめとして、鹿児島市内も四月八日から終戦直前まで七回も米空軍機空襲にさらされ、六〇〇〇人の市民が死傷、市街地の九割が焼失する悲惨な被害をうけた。被災者の始末、救済、焼け跡の整理など、市長以下市民必死の努力を続けたが、遂に八月十五日の終戦をむかえた。戦争が終結して、平和を取りもどしたとはいえ、度重なる空襲によって壊滅的な被害をうけて焦土と化した鹿児島市においては、まず治安の確保・戦災をうけた市街地の復旧・食糧の確保など、終戦直後の緊急処理をはからねばならない問題が山積していた。また、アメリカ合衆国軍が鹿児島市に進駐し、占領軍の軍政部が鹿児島市役所の中に開設されることなどもあり、岩切市長は内外ともに困難な戦後処理に苦心をはいながら尽力したが、占領軍の指令によ

第一四代市長

る追放に該当するというので、昭和二十年十二月十五日に市長の椅子を去った。

勝目 清 (自昭和二十一年六月二十一日
至昭和三十四年四月二十九日)

岩切市長のあとをうけて、昭和二十一年六月二十一日、前助役の勝目清が第一四代市長に就任した。この時までには、まだ旧制度によって内務大臣の認可による市長であったが、昭和二十二年四月、地方自治法制定によって実施された初の民選市長選挙において無投票で当選し、昭和三十四年四月まで連続四期の市長をつとめた。勝目市長は、東京帝国大学法学部を卒業し、東京市電気



第14代市長

清。その後、七代の市長の下で通算一三か年、戦前・戦時中の助役をつとめてきた。市長に就任しての最大の仕事は、市街地の九割が戦災をうけた鹿児島市の復興であった。京都府土木部長の緒方虎之助を助役に迎え、思い切った戦災復興事業を進めた。換地の方法による復興計画への住民の不满、道路が広すぎるとの反対、また復興補助費削減による経費難など、多くの難

関があったにもかかわらず、一貫して復興事業を推進し、在任中に東京・名古屋に次ぐ全国第三位の区画面積の整理を完成し、今日の鹿児島市を復興させた。この他、市営住宅建設による住宅難の解決、六・三制による学校校舎設備の整備、伊敷・東桜島両村の編入合併(昭和二十五年六月)、戦前から念願の鹿児島空港の開設(昭和三十三年七月)、下水道など新生鹿児島都市づくりをすすめるとともに、また一方では、歴史館を改修した美術館と、岩崎氏の寄贈による近代的美術館を開館するなど鹿児島市の文化施設にも力を注ぐこ

とを忘れなかった。昭和三十四年次期市長選へ再出馬をすすめられたが、健康上の理由でこれを辞退して、同年四月二十九日任期満了により退任した。

第五代市長

平瀬實武（自昭和三十四年五月一日至昭和三十八年四月二十九日）

昭和三十四年四月三十日の市長選挙において平瀬實武が当選し、第一五代市長に就任した。大正十五年東京帝国大学農学部卒業後、帰郷して温泉を経営していたが、昭和八年鹿児島市会議員に当選し、市会副議長を一期、また県会議員・串木野町長・同市長をつとめてきたが、勝



第15代市長 平瀬實武

目市長引退後の鹿児島市長選挙に立候補し、対立候補三井卯三男を破って当選した。在任中の仕事としては、紫原第一次宅地造成、鹿児島南港埋立事業、市立病院改築工事（昭和三十六年三月）などのほか、錦江湾沿岸漁業不振の挽回策として、素焼のタコツボ投入によるタコ増殖の実施（同三十四年八月）、じんかい（塵芥）収集を衛生的・能率的な定時収集法に改善（同三十七年十二月）、第二次下水道拡張工事（同三十五年より実施）

など、市民生活に直接結びつく新しい施策をつぎつぎに行なった。また、市民憲章の制定（同三十六年四月二十八日）、市観光施設の整備、公園および街路の緑化による観光行政にも力を注いだ。もつとも華やかな話題となり、国際親善の上に大きな効果をもたらしたのが、三十五年五月十四日鹿児島市とナポリ市との間に結んだ姉妹都市盟約であった（国際親善の項参照）。平瀬市長は革新市長らしい数々の業績をあげて昭和三十八年四月二十九日退任した。

第一六代市長

三ツ井卯三男（自昭和三十八年五月一日至昭和四十二年四月二十八日）

井卯三男と、前市長平瀬實武との間で争われたが、三ツ井卯三男が当選し、昭和三十八年五月一日市長に就任した。三ツ井市長は昭和四年九州帝国大学を卒業後、長野県・山形県・久留米市の中学校の教諭を経て、福岡県庁に在任中、二十二年十二月本県の教育部長に迎えられ、総務部長を経て、副知事となり、三十三年十月に退任してから、郷土新聞鹿兒島新報の社長をしていた。三ツ井市長時代になって、近代都市行政としての施策がすすめられたが、四十年三月、田上町広木にコンポスト工場



第16代市長

三ツ井卯三男

（じんかい高速堆肥処理施設）を建設し、それに引き続いて同工場横に「機械式ゴミ焼却炉」が四十一年七月に完成し、更に脇田川尻に「し尿処理場」が起工された。また、住宅不足に悩む市民に、宅地と住宅を提供する事業体として、改正地方自治法に基づく開発事業団が、三ツ井市長を理事長として発足し（昭和四十年五月二十二日）、吉野町大明ガ丘住宅団地が開発された。

同じ事業団によって、四十一年七月から全国で初めての水搬送工法による与次郎ガ浜公有水面の埋立工事が着工された。また、人口増と市政の発展に伴う事務量の増加によって、過密状態になった市庁舎に、近代的な設備と施設を整えた市役所別館が、四十二年二月完成し、窓口業務の改善が図られた。次に三ツ井市長時代における最も画期的な業績は、長年の懸案であった鹿兒島・谷山両市の合併が実現したことである。四十年十月合併協議会を設けて、合併条件について両市間で検討調整がなされ、四十一年六月二十九日鹿兒島市議

会で両市の合併が決定し、昭和四十二年四月二十九日から新しく鹿児島市が発足した。市長職務執行者には、三ツ井前鹿児島市長が就任したが、新市長選挙立候補のため五月七日退任した。

鹿児島市
初代市長

末吉利雄（自昭和四十二年五月二十一日）
（至現在）

鹿児島・谷山両市の新設合併によって生まれた鹿児島市の市長

選挙は、五月二十一日社会党推薦の末吉利雄と自由民主党推薦の前市長三ツ井卯三男との間で争われたが、末吉利雄が当選して、谷山市と新設合併した鹿児島市の初代市長に就任した。末吉市長は、鹿児島県立工業



末吉利雄
初代市長

学校卒業後、日本専売公社にはいり、昭和二十六年から県会議員を四期つとめ、また三十五年以来、日本社会党の鹿児島県本部委員長として、本県政界革新陣営の指導者であった。谷山を合併した新しい鹿児島市の初代市長として、また、昭和三十四年の平瀬市長について二度目の革新系市長として、南九州の近代的中核都市づくりに積極的意欲を示す末吉市長に対する市民の期待は大きいものがある。

助役・収入役 市長を補佐する助役と収入役の選任方法も、市長の選任方法の変遷とともに変わってきている。明治二十二年市制施行当初は、市会において選出、府県知事に申請してその認可を経て決定していた。大正十五年の市制改正により、知事の認可は必要としなくなった。戦後は、地方自治法の規定により、市長が議会の同意を得て選任することになった。初代市長のときから現在までの歴代の助役と収入役は、次のとおりである。

助 役

- 助 役
- 一本田省三(自明治二十二年六月十日 至三十四年六月九日)
- 須知彦太郎(自明治三十四年六月十日 至三十七年四月二十九日)
- 山本徳次郎(自明治三十七年五月二日 至大正三年七月二十日)
- 大窪七之丞(自大正三年十月二十一日 至六年十月一日)
- 岩切重雄(自大正六年十一月二日 至九年三月十二日)
- 枝次正春(自大正九年六月九日 至十三年六月八日)
- 上野篤(自大正十二年十月一日 至十四年五月二十二日)
- 勝目清(自大正十三年九月九日 至昭和十一年二月二十八日)
- 黒江軍太郎(自昭和七年十一月二十五日 至十一年十一月二十四日)
- 鎌田精一(自昭和十一年七月二十一日 至十五年七月二十日)
- 前田慎吾(自昭和十五年八月二十日 至十九年八月十九日)
- 勝目清(自昭和十八年十二月一日 至二十年六月四日)
- 米山恒治(自昭和十九年八月三十日 至三十二年三月十日)
- 中村栄蔵(自昭和二十年十月二十九日 至三十二年四月一日)
- 緒方虎之助(自昭和二十二年十月八日 至三十四年十月七日)
- 内倉良文(自昭和三十四年七月二十日 至四十二年四月二十八日)

堀内 恭一（自昭和三十五年四月一日 至四十年六月十五日）

加世田 不二男（自昭和四十三年九月二十八日 至 現在）

橋口 肇（自昭和四十三年九月二十八日 至 現在）

収 入 役

丹下 伊左衛門（自明治二十二年六月十五日 至二十九年一月二十四日）

園 田 八十郎（自明治二十九年一月二十七日 至三十五年一月二十六日）

児 玉 誠之介（自明治三十五年一月二十七日 至四十一年一月二十六日）

山 口 重 寛（自明治四十三年十月二十一日 至大正十年五月二十日）

東 条 彦 助（自大正十年六月二十八日 至十四年五月三十日）

園 田 長 春（自大正十四年六月十八日 至昭和五年七月六日）

伊集院 勝 吉（自昭和五年八月十八日 至十一年五月三十日）

川 上 親 敏（自昭和十一年五月三十一日 至十九年五月三十日）

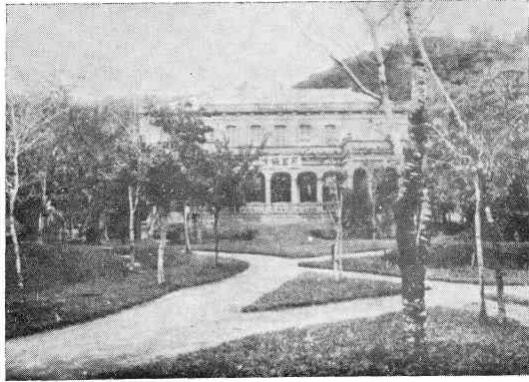
中 村 栄 蔵（自昭和十九年六月三十日 至十九年八月三十一日）

田 上 精 市（自昭和十九年十一月十七日 至四十年六月十五日）

山 下 速 夫（自昭和四十年六月十六日 至 現在）

興業館時代
市庁舎の変遷 明治二十二年四月一日鹿児島に市制が施行された最初の仮市役所は、旧山之口馬場の山之

口馬場町外九町村役場跡に設けられ、市長就任まで元新町外十四町戸長丹下伊左衛門が市会の議決を執行し



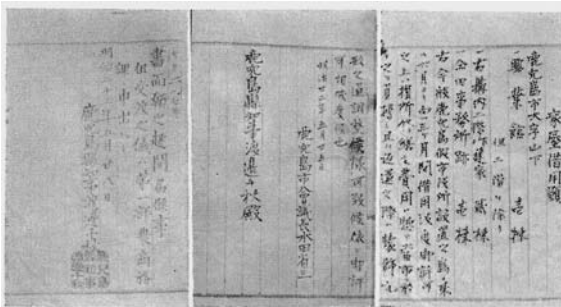
興業館 (城山町)

これを借り受けて、ここに市役所を開庁したものであった。

明治二十四年四月、第二代上村市長が就任して市役所本庁舎建設がきまり、山下町二の丸の地(現在の市立美術館の場所)に工事を着工、途中暴風で倒壊するなどのこともあったが、工事を継続して、総工費五万〇

〇九〇円をもって明治二十五年四月竣工、五月二十五日に落成式を挙げて、興業館の借用建物から本庁舎

ていた。同年五月三十一日上村行微が初代鹿児島市長に就任し、書記以下の市吏員の採用等の開庁準備事務も、ここで執つたものと思われる。六月二十四日、山下町の興業館(現在の県立博物館の建物)に正式に市役所を開庁し、七月十日、興業館前で盛大な鹿児島市役所開庁式を挙行政した。この興業館は、西本願寺の第二一世大谷光尊師が、本県産業界の開発殖産のために一〇万円を投じて造営し、これを鹿児島県に寄贈し、当時県が所有していた石造建築であつたが、鹿児島市が



興業館借用願及び許可書

に引き移った。この庁舎は、昭和十二年七月現在の市庁舎が完成して移るまでの四六年間、鹿児島市政の変遷とともに、市民に親しまれてきたのであった。この古い庁舎で最後の助役をつとめた勝目元市長は、当時の建物の様子を次のように語っている。



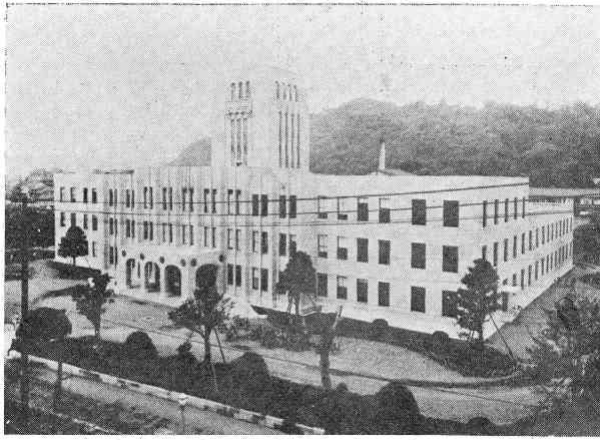
鹿児島市役所（城山町）
（自明治24年4月
至昭和12年7月）

「形は磯の異人館と同じ形式で、当時西洋風の建物は鹿児島では珍しかったので、市民が多数見物に来たものだという。ベランダが外側についており、雨風のときは吹きさらしだった。一階は一般の事務室だったが、冬などは市民が困ったので、後ほど外側にガラス戸をとりつけた。一階も二階も、雨が降りこんでも水はけがよいように、外側に向けて床を傾斜させてあったのをおぼえている。（中略）いまから思うと、建物の中は滅法暗かった。天気の良い日など、いきなり入っていくと、あたかも映画館の中にとびこんだかのように、下手をすれば何かにけつまづいて転びそうな程暗かった。その中で五〇を過ぎたおじさんたちが、ゆつくり老眼鏡をとりあげ、キセルをボンとはたいておもむろに事務をとっていた。皆毛筆で大きな字を書いていた」（昭和三十五年三月六日南日本新聞）。

市庁舎の移
転新築

腐朽がひどくなり、危険を感じるくらいになったうえに、吏員の増加に伴って、付属建物を順次増築して、ようやく事務を執行する状況であった。伊集院第六代市長の時代から改築の計画があり、白男川第八代市長のと

き、計画が具体化して旧庁舎の位置に改築することが決定し、十一月には地鎮祭が行なわれた。間もなく、白男川市長が辞職したので、次の樺山市長の時代に引き継がれ、建築資金を得るため、起債許可の運動も進め



鹿 児 島 市 役 所 (山下町)

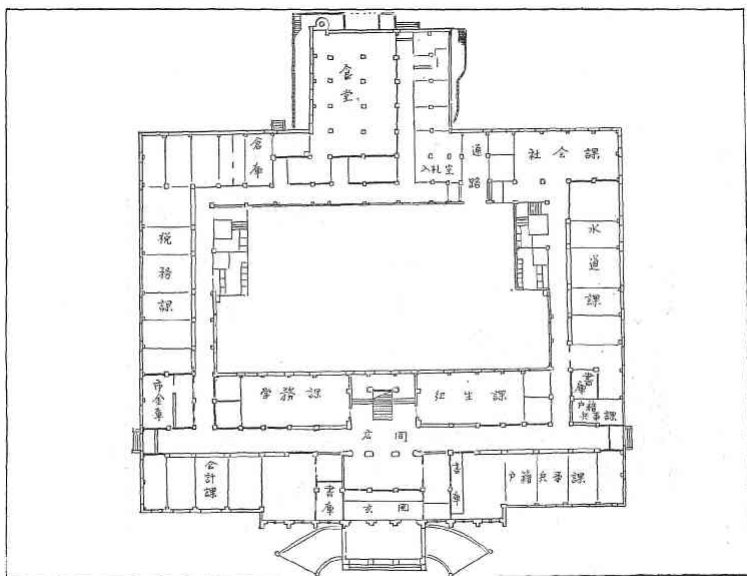
られたが、浜口内閣の緊縮政策の方針によって、改築は遂に取り止めになった。次の岩元市長が就任してから、市庁舎改築問題は再び取り上げられ、市長自らの意向もおりこんだ設計で請負も決定して、いよいよ着工する直前に、岩元市長、勝目助役が辞任した。しかし、工事は予定通り、昭和十一年二月十五日に起工し、翌十二年六月十五日伊地知市長の時に竣工した。本館の延建坪二一九八坪、正面三階、背面二階、一部地下室の近世式鉄筋コンクリート造りで、外壁は淡黄色の明るい感じのもので、二階の屋上にさらに増築できるようにになっているのと、通風採光のよいこと、それから玄関からの出入りが便利なものも、この建物の特色であった。構造が立派で規模が大きいことは、当時全国の市庁舎でも数少ないといわれた。その工事の概要は次のごとくであった。

敷地面積

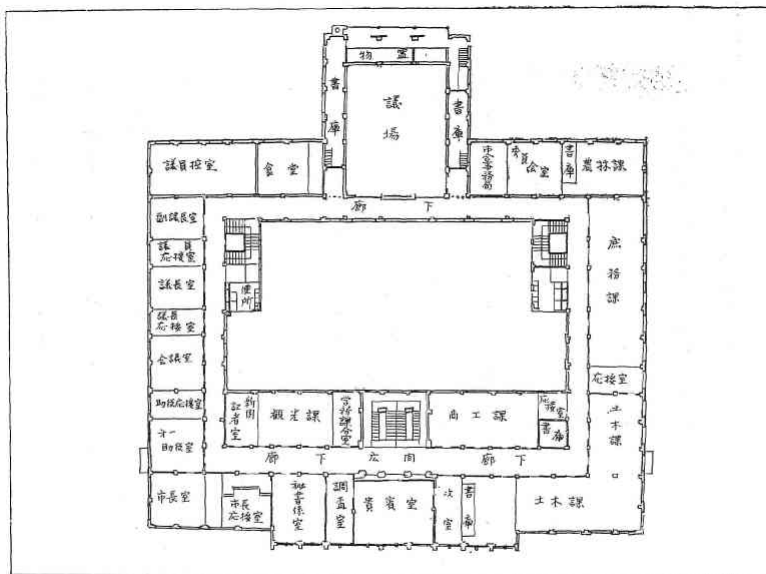
三〇七〇坪七合二勺 (二万〇一四九平方メートル)

起 工

昭和十一年二月十五日

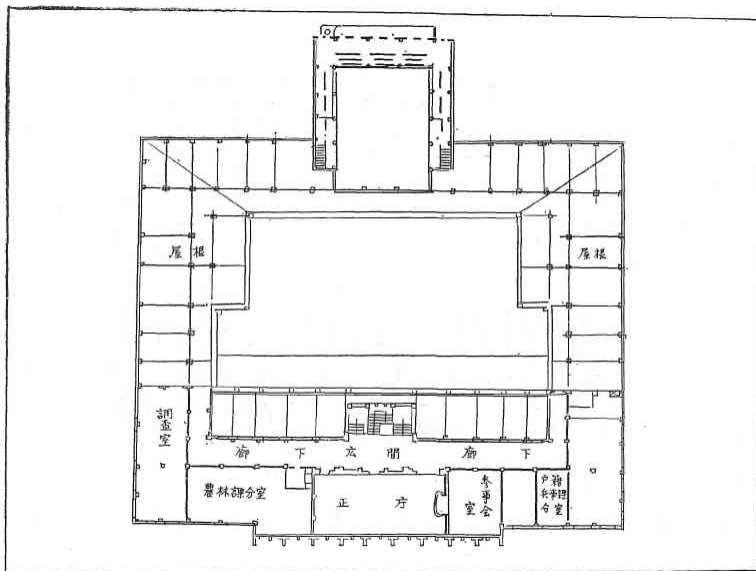


一階平面



二階平面

開戦前の疎開



三階平面

上棟式 昭和十一年十一月二十七日
 竣工 昭和十二年六月十五日
 建築様式 近世式鉄筋コンクリート造り
 本館建坪 八五〇坪八合（二八一二平方メートル）
 延べ坪 二一九八坪三合八勺（七二五六平方メートル）
 室数 八五室
 工事費 五五万七四四五円二六銭

この本庁舎は、太平洋戦争末期における数次にわたる市内大空襲にも爆破を免れ、戦時下の困難な市行政事務遂行の中枢としての役目を果たしたが、昭和二十年七月二十七日までの空襲で、市内の建物は完膚なきまでに壊滅し、次には焼残った市役所爆撃の予感が大いにあったので、それまで強気一点張りの岩切市長も、市役所の疎開を決意して、七月二十九日上の原水源地に移転し、その仮市役所内で事務を継続して八月十五日の終戦を迎えた。

終戦直後軍
政部駐在

終戦になったので、市役所は、疎開先の上の原水源地から健在であった本庁舎に戻り、終戦直後の応急措置と焦土となった市街地の復興対策事務が開始された。ところが、その後間もなく進駐してきた占領軍の鹿



鹿兒島市役所別館（山下町）

児島軍政部が、十月五日鹿兒島市役所に本部を開設し、市役所二階の一部、市議会の正副議長室、議員控室、助役室、収入役室を接收した。さらに昭和二十二年の終わり頃、軍政部の要求によって市長室・秘書課室も明け渡した。二十四年十一月鹿兒島民事部（軍政部が改称）が閉鎖されたので、接收された部屋が全部返還された。

その後、鹿兒島市の復興事業の進捗、各種産業活動の目覚ましい回復、それに伴う市内人口の増大と、戦後地方自治体の活動権限の拡大によって、市政業務がいちじるしく増加してきたので、昭和三十二年八月と三十四年三月の二期にわたって本館の側面と背面の二階部分を三階にするため、増築工事がなされた。しかし、その後の経済成長による人口増、行政事務量の増加に伴う部課の新設、職員数の増加に対して、建造後三〇年を経た現庁舎は、狭くかつ構造上も不適当な点が多かったので、事務能率改善、市民サービスの充実に資するため、新たに市庁舎別館が建設された。四十年十一月に起工して、三か年計画で建設を進

別館新築

め、昭和四十二年二月竣工して、二月二十七日から、市政業務の一部を新築の別館で行なうようになった。また消防署、山下保健所も別館にはいることとなった。別館新築工事の概要は、次のとおりである。

着工 昭和四十年十月十一日

竣工 昭和四十二年二月二十八日

総工事費 六億四八〇〇万円

敷地面積 七一五八・二四七平方メートル（二二六五・三六坪）

構造大要 鉄筋コンクリート造、地上四階、地下一階

建物延面積 一万四四六一・四五六五平方メートル（四三七四・六坪）

新築なった別館の一階には、市民相談室・市民課・国民年金課・国民保険課など、直接の窓口関係がはいり、事務処理の合理化・機械化によって、窓口事務が一本化されたことと、昼休み時間の窓口開放が実現されたことが、大きな改善である。

行政委員会 戦前の地方自治は、国の中央集権的監督の下に、地方公共団体の執行機関の長に執行権を集中していた。戦後の地方行政の民主化は、新憲法と同時に公布された地方自治法によって、地方公共団体の独立性が強化されるとともに、住民の行政参加が広く認められるようになった。執行機関として、首長のほかに各種の行政委員会を置いて執行権を分散する立前をとっている。すなわち、行政機構の民主化の一環として、政党と官僚の支配から独立して、民間人をもって行政に当たらせる制度である。

現在鹿児島市に設置せられている委員会は、教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・農業委員会・固

定資産評価審査委員会・監査委員の六である。その他に、昭和二十二年警察法制定のとき、公安委員会が置かれていたが、昭和二十九年に廃止された。

公安委員会

戦後地方制度のもっとも大きな改革の一つとして、それまで中央集権的に運営されてきた警察行政の民主化のために、従来の国家警察を国家地方警察と自治体警察との二本に分ち、市及び人口五〇〇〇人以上の町村には、市町村公安委員会を置いて、区域内における警察の行政と運営を管理させることになった。

市公安委員会は三名の委員からなり、委員は、市議会議員の被選挙権を有するもので、警察職員又は過去一〇年間官公庁における職業的公務員の前歴のないものの中から、市議会の同意を得て、市長が任命することになっている。鹿児島市の公安委員会は、昭和二十三年三月七日に初めて発足した。

しかし、その後、かような国家地方警察と市町村自治体警察との分離から、警察の能率的運営を阻害する点があつたので、昭和二十九年七月一日に国家地方警察と市町村自治体警察とを統合一元化して、都道府県に都道府県警察を設けるようになって、全国的に市公安委員会も廃止された。

農地委員会

戦後昭和二十年十二月の第一次農地改革の際、農地調整法を改正して、農業改革事業を推進する機関として、農地委員会が各市町村に設置された。委員の比率は、小作代表五名・地主代表三名・自作代表二名の計一〇名と三名以内の中立委員からなり、その第一回選挙は、昭和二十一年十二月実施された。昭和二十四年農地調整法の改正により、委員の階層別定数が、小作代表二名・地主代表二名・自作代表六名に改変された。二十二年三月の第一次農地買収から四か年にわたって行なわれた自作農創設という農地改革事業は、この農地委員会がその最前線の実施機関として重要な役割を果たした。昭和二十六年頃になると、農地改革事

業も一段落したので、この農地改革の成果の上に立って、農業生産力の発展および農業経営の合理化をはかるといふ目的をもって、昭和二十六年三月農地委員会は発展的に解消し、農地委員会のほかに従前の農業調整委員会及び農業改良委員会も統合して、市町村に農業委員会が設置されることになった。農業委員会は選挙による委員と選任による委員より構成される。選挙による委員は一〇人ないし一五人の範囲内において条例で定数を定める。選任による委員は、五人以内のものを市町村長において選任した。農業委員会の職務は、(イ)農地等の利用関係の調整および自作農創設維持に関する事項、(ロ)農地等の交換分合及びこれに附随する事項、(ハ)農地等の利用関係についてあつせん及び争議の防止、(ニ)農地等の交換分合のあつせん、(ホ)農業生産の増進・農業経営及び農家生活の改善に関する事項、その他、農業・農民に関する事項について意見を公表し、また、これを建議することもできる。

鹿児島市農業委員会の活動状況についてみると、市の行政機関ではあるが、農民代表機関としての性格をもつて、戦後の日本農業の推移に応じて積極的な活動を行ってきた。その主なものとして、昭和二十八年から実施された農地の交換分合とその附帯事業の推移、昭和三十年自作農維持創設資金融通法施行による農地の細分化防止のための貸付業務、昭和三十四年・三十五年の農業振興計画の樹立、および事業実施の資料としての農家台帳の作成を行なった。また、昭和三十七年から全国的に実施された農業構造改善事業推進のため、農業労働力調整協議会を設置して、農業労働力の合理的調整の実施に当たった。

選挙管理委員会

戦後、国民の選挙権の拡張及び各種の選挙の増加による事務が輻輳するようになったので、昭和二十一年第一次地方制度の改正により、従来府県知事および市長の管理に属していた選挙事務を、長から独立の立場

で民主的かつ公正に管理執行させるため、新しく選挙管理委員会が都道府県及び市町村に設けられた。これが昭和二十二年制定の地方自治法に継承されたのが現行の制度である。市の選挙管理委員会は、市議会において選挙権者の中から選挙した四人の委員をもつて組織する。鹿児島市の最初の選挙管理委員会は、昭和二十一年十月八日に初めて発足した。

選挙管理委員会は、これまで行なわれた市長および市議会議員の選挙のほか、衆議院議員・参議院議員の選挙、県知事・県議会議員の選挙に関する事務、最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務等を管理する。

監査委員

地方公共団体の行政に対する監査機構としては、戦前の旧制度の下では、自治的監査の手段はきわめて不備であつて、むしろ国の強大な後見的監督によつていた。戦後地方自治の強化は、国の監督を排除するところから、当然これに伴つて自治監査の機構を整備確立することが要請された。この要請に応ずるために、議員と専門の学識経験者をもつて監査委員とするとともに、監査の公正を期するため、他の行政委員会と同様、市長の指揮監督の外にある独立の機関として設けられたのが、監査委員制度である。昭和二十一年の第一次地方制度の改革において採用され、それが地方自治法に継承されて今日に至つてゐる。監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係わる事業の管理を監査することが、その基本的な権限であるが、監査という職務の性質上、各監査委員は独立して権限を行なうことを立前とする。

鹿児島市の監査委員は、最初二名の定員であつて、市長が議会の同意を得て選任することになつてゐた。昭和三十九年四月一日地方自治法の一部改正による監査委員制度の強化によつて、鹿児島市の監査委員の定員は、四名に増加したので、その時の二名の監査委員のほかに、新たに二名の委員が追加選任された。

公平委員会

地方公務員法は、地方公共団体の職員の人事の公正を期することと、団体交渉権・争議権を禁止された地方公務員の利益の保障をはかるために、任命権者たる長から独立した人事行政機関として、地方公共団体に人事委員会又は公平委員会を設置すべきものとしている。鹿児島市は市条例によつて昭和二十六年九月一日公平委員会を初めて設け、委員会は市長が議会の同意を得て選任した三名の公平委員をもつて構成している。

公平委員会の職務権限は、(イ)市職員の勤務条件に関する措置要求を審査判定して必要な措置をとり、(ロ)市職員に対するその意に反する不利益処分についての不服申し立てを裁決するという司法的権限のほか、(ハ)法律又は条例に基づいて、その権限に属せしめられた事項に関して公平委員会規則を制定することができる。

教育委員会

教育に関する事務は、戦前においては、都道府県知事及び市町村長が国の機関として管掌していたが、戦後の行政の分離・民主化の主要な一環として、「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任をもつて行なわれるべきである」という自覚のもとに、教育行政が公正な民意により地方の実情に即して行なわれるようにするため」、昭和二十三年に教育委員会法が制定せられ、まず都道府県に、ついで昭和二十七年十一月には市町村に教育委員会を設置することになった。鹿児島市においても同時に鹿児島市教育委員会が設けられた。教育委員会法は、はじめ教育委員の公選制、教育予算の独立性を定めていたが、その運営に問題があつたため、昭和三十一年教育委員会法を廃止し、これに代わつて「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定された。この法律に基づいて設置されているのが、現行の教育委員会である。教育委員会は五人の委員をもつて組織し、委員は市長が市議会の同意を得て任命するという任免制となつた。

教育委員会の職務権限に属する教育事務は、(イ)教育委員会の所管に属する学校・図書館・公民館などの教育機関の設置、管理、廃止に関する事、(ロ)教育委員会・学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事、(ハ)教科書その他の教材の取り扱いに関する事、(ニ)青少年教育・婦人教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事など、その範囲は広範である。また、教育委員会は、その権限に属する事務に関して、教育委員会規則を制定することができる。

地方税法に定められたところにより、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員を設置することになっている。鹿児島市の固定資産評価審査委員会は、市長が市議会の同意を得て選任する三名の委員から構成され、昭和二十六年十月五日に初めて発足した。

事務機構と職員 明治二十二年から施行された市制町村制は、一応近代的な地方自治制として樹立されたが、中央集権による近代国家体制を整備する必要から、地方行政に対する国の監督が広範かつ強大であった、上からの官治的な地方自治の性格をもっていた。市の行政機構も、市固有の事務と、国から委任された事務とを処理するものとして組織されたが、明治・大正・昭和年間を通じて、その間のわが国の地方自治制度の消長と展開を反映して、いくたびか改正されてきた。戦後、地方制度の改革により、地方公共団体の独立性と自治権の強化にともない、市の行政事務も増加し、それに即応するために、市の事務機構も幾度か改編されてきた。次に市制施行の時から現在までの鹿児島市の事務機構の変遷を概観すると、次の如くである。

明治時代
明治二十二年五月三十一日就任した初代市長上村行徴は助役・収入役の選任について、六月二十一日には書記以下市吏員の採用を終わり、六月二十四日その事務組織を整え、興業館を仮庁舎にあてた。第一部の長

固定資産評
価審査委員
会

(助役)の下に、庶務(含財務)・戸籍・兵事・学務(含衛生事務)・農商務(含土木事務)の五科を置き
第二部の長(収入役)の下に、会計・国税・地方税・市税の四科を設けた。

次の第二代上村慶吉市長時代の明治二十四年にこれを三課に改めた。第一課には、庶務(含財務)・戸籍・兵事・農商務(含土木事務)・学務(含衛生事務)の五係、第二課には、国税・県税・市税の三係、第三課には会計係をそれぞれ設けた。

明治三十九年の改定で、市民生活に關係の深い土木衛生事務を取り扱う第五課などを設けた。

第一課は、議事・庶務・農商務・兵事・戸籍の五係、第二課は、国税・県市税の二係、第三課は、会計・年度の二係、第四課は、学務係、第五課は、土木・衛生・汚物掃除の三係、すなわち、五課の組織に改まった。

大正・昭和
時代

大正時代に入ってから、数回にわたって事務機構の改正が行なわれているが、大正七年の改正で、商工業の発達に対応して、商業行政を担当する勸業課が、また大正四年から敷設工事に着工していた水道事業を管理する水道課の二課が新設された。すなわち、秘書係を初め、庶務課・学務課・税務課・勸業課・土木課・衛生課・会計課・水道課の組織を整えて、市政を推進した。

戦時下の
政機構

大正時代後半期から昭和の初期にかけては、事務機構の大きな改正は行なわれなかったが、昭和六年にぼつ発した満州事変の戦火が拡大し、昭和十二年の日華事変に發展すると、戦時体制に応じた行政が加わってきた。従来庶務課の係としてあった戸籍・兵事事務が、独立の課となった。また他方において鹿児島市の産業の發展と、民族発祥の地としての鹿児島島の史跡宣伝の重要性に着目して、従来の勸業課を商工課・農林課に分け、また新しく観光課が設けられた。したがって、昭和十二年一月には、秘書係を初め、庶務課・戸籍

兵事課・学務課・商工課・農林課・観光課・社会課・税務課・土木課・水道課・会計課の一係一一課に改まった。

日華事変が長期化するとともに、新体制運動・翼賛運動の体制が強化推進されてきた。昭和十五年の改正で、兵事の事務が戸籍から独立して兵事課が設けられ、また観光課が時世を反映して郷土課と改称された。

昭和十六年十二月太平洋戦争がぼつ発すると、わが国は総力戦体制に再編されて、市の行政も戦争遂行に対応した内容となった。昭和十八年に防空課を設けるとともに、経済統制のために従来の商工課を商政課に、農林課を産業課に改編した。戦局が次第に重大な段階に達した十九年八月、岩切市長が就任すると、純粹に戦時体制の事務機構を整えて、三部一五課制とした。すなわち、市政部が、秘書課・庶務課・学務課・戸籍課・厚生課・税務課・会計課の七課、警防部が、兵事課・防空課・土木課・水道課の四課、戦時民政部が、振興課・増産課・配給課・交通課の四課に改まった。

終戦直後の
機構

昭和二十年八月十五日の終戦を迎えた後は、焦土となった市街地の復興・治安の確保・食糧の確保などの応急処理と、復員事務・引揚者事務が加わってきた。終戦直後は、当面必要な戦後処理のために、市の機構は、秘書課の外に、第一部が庶務課・学務課・市民課・戸籍課・厚生課・援護課・税務課、第二部が、農産課・商工課・水道課・整地課・営繕課、さらに収入役書記室・市会事務局を置き、交通部が庶務課・運営課・整備課を設けた。昭和二十一年になると、市の行政も、戦後の処理と新規の対策に本格的に取り組む事務機構を一段と整えた。復興部が設けられて市街地の復興事業の推進に当たり、また市政部には新しく市民課が設けられた。すなわち、鹿児島市の行政組織は、秘書課の外に、市政部が庶務課・学務課・市民課・戸籍課

・厚生課・援護課・税務課・水道課・土木課・営繕課。経済部が、農産課・商工課・中央卸売市場。交通部が、庶務課・運営課・整備課。復興部が、総務課・土地課・工務課・中央工区・城南工区・中洲工区・荒田工区・上町工区・草牟田工区・城西工区・宇宿工区・土地相談所・住宅相談所を置き、収入役書記室・市会事務局を設けて、その面目を一新した。

終戦後も引き続き市行政の末端事務を担当していた町内会が、昭和二十二年四月廃止され、それに代わって三五か所に出張所、二五か所に駐在所が開設されて、配給事務を中心とする事務の一部を分掌した。また地方自治制度の改革によって設置することとなった行政委員会として、選挙管理委員会が昭和二十一年十月に、農地委員会が二十二年一月に、公安委員会が二十三年三月に、監査委員が二十三年十月に、公平委員会が二十六年八月に、教育委員会が二十七年十一月に設置され、それぞれに事務職員が配置された。このうち農地委員会は、昭和二十六年三月に農業改良委員会・農業調整委員会を併合して農業委員会として新発足し、公安委員会は、昭和二十九年の警察法の改正により自治体警察が廃止されたので、市の公安委員会ならびに警察事務は県警察に引き継がれた。

昭和二十六年の機構

昭和二十五年十月伊敷・東桜島両村の本市編入によって、伊敷・東桜島両支所を開設した。二十五年九月新地方税法施行に伴う税務行政の重要性が加重され、税務課が課税課・徴税課の二課に分かれた。市の戦後処理事務も一段落してきたので、戦後の復興から近代的都市へと発展の方向に進みつつある市政に即応して、二十六年四月三日市の機構も改編された。この時、戦時中姿を消していた観光課が再び設けられて、鹿児島島の観光行政の一役を担うこととなった。ここにおいて、鹿児島市の行政機構は、秘書課・人事課・会計課の外

に総務部が、総務課・戸籍課・福祉事務所・衛生課・伊敷支所・東桜島支所・東京事務所。税務部が、課税課・徴税課。経済部が、商工課・中央卸売市場・観光課。農林部が、農林課・畜産課・農林土木課。教育部が、学校教育課・社会教育課。建設部が、土木課・建築課・水道課・復興課。交通部が、庶務課・電車課・自動車課・工務課・動物園・運動場。保健所が、庶務課・公衆保健課・保健予防課・普及課を置いて、それぞれ事務を分掌しました。市立病院・消防本部・議会事務局・選挙管理委員会・監査委員・公安委員会・公平委員会・農業委員会・固定資産評価員室・固定資産評価審査委員会を設けていた。

昭和二十七年十月一日地方公営企業法施行に伴い、交通部を交通局と改称して、これを水道部とともに第二助役の管理下におくこととなった。三十年四月五日、従来総務部の下にあつた衛生課と福祉事務所が新設の社会課と合併して民生部が発足し、また、それまでの経済部が商工部と改称してその下に工芸研究所を新設することとなった。

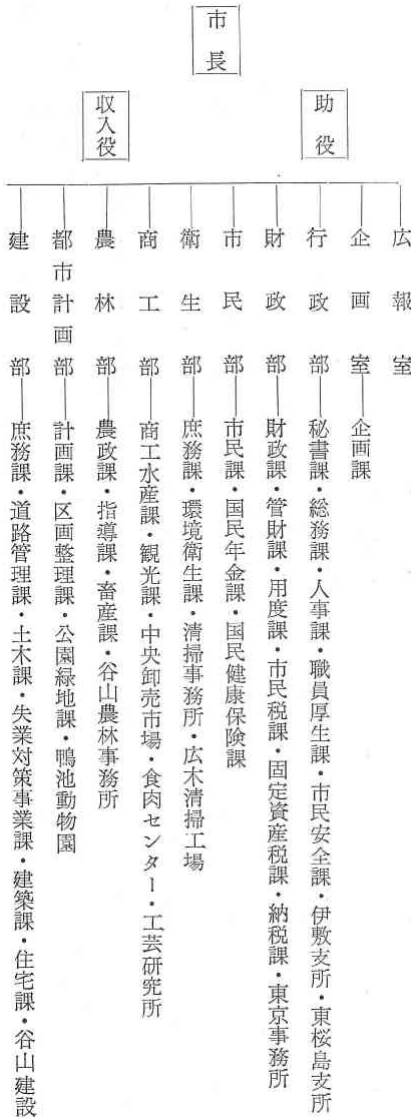
昭和三十四
年の機構

昭和三十四年五月一日、平瀬市長就任後、市政の近代化と合理化を目標にして、事務機構の改正が行なわれ、新しく市長公室・収入役室の二室と、衛生部が新しく設けられ、また総務部の中に財政課が置かれた。鹿児島市の機構は、市長公室に秘書課・市民相談室・人事課。収入役室に会計課を置き、さらに総務部が、庶務課・財政課・課税課・徴税課・戸籍課・伊敷支所・東桜島支所・東京事務所。民生部が、社会課・玉里園・国民健康保険課・福祉事務所。衛生部が、環境衛生課・清掃課・中央保健所・山下保健所。商工部が、商工水産課・観光課・中央卸売市場・工芸研究所。農林部が、農林課・特産課・畜産課・と畜場。建設部が、管理課・計画課・土木課・建築課・住宅課・失業対策課。交通局が、総務課・経理課・電車課・自動車課・工務課・動物

園・運動場。水道部が、庶務課・給水課・施設課・下水道課・水質検査場をそれぞれ所管し、消防本部・議会事務局・教育委員会事務局・選挙管理委員会事務局・監査事務局・公平委員会事務局・農業委員会事務局がそれぞれ任務を遂行した。昭和三十六年に民生部の中にあつた福祉事務所が独立したほか、その後、事務機構の大きな変更もなかつた。

昭和四十二年四月谷山市との合併により新しく鹿児島市が発足し、五月、末吉初代市長が就任、新しい市政を進めていく機構として、市長公室に市民相談室を吸収した広報室と、職員厚生課の二課を、また収入役室に用度課を、総務部に管財課を、あわせて四課を新設した。なお、昭和四十二年七月五日、従来の組織機構を次のとおり大幅に改め、より一層機能を中心とする職能別組織体系に再編成した。

現在の行政機構



事務所

中央保健所 — 庶務課・公衆衛生課・保健予防課・城西病院

山下保健所 — 公衆衛生課・保健予防課

福祉事務所 — 庶務課・福祉課・社会課・玉里園・谷山分室

谷山支所 — 庶務課・市民課・税務課

収入役室 — 会計課

市立病院 — 市立病院事務局・庶務課・業務課・内科・小児科・外科・脳神経外科・皮膚

泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・放射線科・歯科・麻醉科・薬剤科

・臨床検査科・中央手術室・看護科・産院

交通局 — 総務課・営業課・經理課・電車課・自動車課・整備課・工務課

水道局 — 総務課・業務課・管理課・給排水課・施設課・配水課・下水道課・汚水処理

場・谷山営業所

市議会 — 庶務課・議事課

選挙管理委員会 — 庶務課

監査委員 — 庶務課

教育委員 — 庶務課 — 総務課・指導課・保健体育課・社会教育課・美術館・中央公民館・学校給食センター・結婚相談所・少年あいごセンター・小学校(39)分校1を含む

・中学校(20)・高校(3)

農業委員 — 事務局

日華事変の
ぼつ発

太平洋戦争下の行政 昭和六年（一九三一）ぼつ発した満州事変は発展して、翌七年三月には満州国の成立となった。これに対して、中華民國ははげしい抗日運動を続けていたが、十二年七月七日、華北で日中両軍が衝突して、蘆溝橋事件が起こった。政府は最初不拡大方針をとんでいたが、戦火はしだいに拡大して「日華事変」となり、十六年十二月には、ついに太平洋戦争に突入するにいたった。かくして、日華事変のぼつ発から終戦までの八年間、わが国の政治・経済・国民生活のいつさいが、戦争にまきこまれていったのである。昭和十二年九月近衛内閣は「内閣告諭」を出し、挙国一致・尽忠報国・堅忍持久の三目標を中心とする国民総動員運動を開始、十月にはこの運動をすすめていく外郭団体として、国民精神総動員中央連盟が結成された。翌十三年三月には国家総動員法が成立し、「国防目的達成ノ為、国ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様、人的及物的資源ヲ統制運用スル」ため、国民経済の全般にわたって、広範な統制が行なわれるようになった。それに伴って、地方公共団体においては、本来の行政のための活動は抑制され、新規事業も打ち切られ、地方住民にとっては、行政水準の低下を招くことはさけられないことであつた。本県においても、十五年六月二十四日国民精神総動員鹿児島県本部が設置された。

大政翼賛会

日華事変が長期化してきたので、国民の戦意を高揚し、国民の各組織を戦争継続のために、政府に協調せしめるための体制が必要となった。昭和十五年七月米内内閣が倒れ、第二次近衛内閣が成立してから、新体制運動は具体化された。八月には、国民奉仕を第一義とする国民道德の確立・新国民組織の確立・議会翼賛体制

の確立・官界新体制の確立を内容とする基本国策要綱が決定され、同年十月十二日には、この新体制運動の推進団体として、近衛首相を総裁とする大政翼賛会が成立した。その傘下さんかには、大日本翼賛壮年団・大日本産業報国会・農業報国会・青少年団などがあり、また新体制運動の下部地域組織として、部落会・町内会・隣保班・市町村常会の整備を行なうことによる戦時体制の強化が推進され、国をあげての総力戦体制にはいった。

大政翼賛会の鹿児島県支部は、新居知事を支部長として、県内における各方面から、理事一〇名、顧問二三名、参与二七名という支部役員を決定し、昭和十五年十二月九日に支部発会式をあげ、県内における翼賛運動の第一歩がはじまった。また、鹿児島市支部は、十六年三月二十九日、支部長久米市長以下、支部役員・各町内会長・市会議員・町内会班長・在郷軍人・警防団・その他、各種団体代表が出席して、鹿児島市公会堂で支部結成式を挙行した。

また、大政翼賛会の発足に前後して、中央・地方の各政党も解党して新体制に順応する態度を示した。本県においても、政友会・民政党県支部が解散し、次いで社会大衆党県連合会も解体した。こうして政界においても、中央・地方を通じて無政党時代を現出したが、昭和十六年九月に、旧政友会・民政党の衆議院議員による翼賛議員同盟が結成された。同年十二月、太平洋戦争がはじまって、わが国の戦時体制が強化されてきて、翌十七年五月には、衆議院各派全部の議員が参加して翼賛政治会が結成され、これは、昭和二十年三月には大日本政治会に改組された。

翼賛壮年団

大政翼賛会傘下において、この運動を推進する目的をもつ外郭団体として、大日本翼賛壮年団（翼壯）が

町内会

昭和十七年一月に発足し、鹿児島市翼賛壮年団は、同月二十四日照国神社境内で結成式を行ない、二月七日には鹿児島県翼賛壮年団が伊地知四郎を団長として成立した。翼壮は、大政翼賛会県支部の推進員を中核として、各市町村における青壮年をもって組織し、普通団員は二一才以上の青壮年にして十分活動力あるもの、特別団員は翼賛会の構成員をもってあてることになっていた。翼壮の活動は、少年保護運動・早起ラジオ体操・大詔奉戴日行事・一斉草刈運動・親切強調週間・軍刀供出報國運動・銃後生活感謝供米運動・ヒマ種子の収集など、銃後国民生活のあらゆる方面にわたって活動を展開した。

日華事変の拡大に伴って、全国民を戦時体制に結集させる必要はいよいよ高まった。昭和十五年九月十一日政府は翼賛体制運動の一環として、「部落会・町内会・隣保班および市町村常会整備要綱」を各府県に到達した。本県においても同年十月五日、「部落会・町内会等整備に関する訓令」を發した。その要綱によれば、戦時体制を強化するための隣保団結・万民翼賛・地方共同の任務の強化・国民の道徳的練成と精神的団結をうたい、国策・国政のよりよき運用、統制経済の地域単位への浸透を目標としたものであった。太平洋戦争の戦局進展に伴い、国の監督を強化するために、昭和十八年三月市町制の改正において、それまでの住民組織としての町内会・部落会は法認され、上からの官製の組織となった。

鹿児島市においては、昭和十五年十二月つぎの町内会規約を告示、翌十六年一月二十八日に、市内各町毎に区域内の全戸をもって組織する町内会が設置されることになった。

鹿児島市町内会規約準則（昭和十五年十二月十五日告示）

第一条 萬民翼賛ノ本旨ニ則リ一致団結ノ精神ヲ鞏固ニシ町民共同ノ任務ヲ遂行スル為何々町内会ヲ設置ス

第二条 本会ハ本町内ノ全戸ヲ以テ組織ス

第三条 本会ハソノ目的ヲ達成スル為左ノ事項ニ付協議シ其ノ遂行ヲ期ス

一 忠君愛國ノ志操顕現ニ関スル事項

二 産業・經濟・教化・警防・保健・衛生・勞務・社会施設等ニ関スル事項

三 必要物資ノ増産・供出・配給及消費ノ規正等ニ関スル事項

四 銃後後援國民貯蓄ノ実践及納稅義務ノ履行等ニ関スル事項

五 其ノ他本町住民ノ共同生活ニ關聯スル各般ノ事項（以下略）

このように、町内会の実践事項は、戦時下、国民生活の物心両面について全般にわたっていた。町内会の組織は、市長の選任する町内会長を置き、その下に、庶務部・産業部・教化部・社会部・保健衛生部・青年部・婦人部の七部を設けることになっていた。会長は、月一回以上区域内の各隣組長（奉公班長）を召集して常会を開き、実践事項の協議をなし、その議決事項は市長に報告する義務を負っていた。しかし実際は、上意下達の徹底をはかることが中心であった。昭和十六年一月二十八日告示八号をもって、次の五七の町内会に町内会長と副会長が囑託された。

春日町・上荒田町・金生町・加治屋町・松原町・西田町北区・西田町南区・山下町一区・山下町二区・山下町三区・大黒町・山之口町・薬師町・武町東・武町上・冷水町・上龍尾町・下龍尾町・新屋敷町・稲荷町・住吉町・下荒田町・清水町・新照院町・新町・栄町・池之上町・玉里町・上之園町・長田町・高麗町・潮見町・鷹師町・柳町・永吉町・草牟田町・原良町・南林寺町・中町・呉服町・洲崎町・宇宿町・郡元町・恵美須町・築町・山下町第一敬天・鴨池町・泉町・船津町・生産町・小川町・常盤町・和泉屋町・西千石町・東千石町・鼓川町・大日本紡績株式会社鹿兒島工場

なお、小学校区内の町内会をもって、連合町内会を組織し、学校区内の町内会相互間の連絡調整に当たるとともに、市常会との連絡の責任をとることになっていた。

隣保班

町内会の下に一〇戸〜二〇戸内外の隣保班（奉公班あるいは隣組）を組織し、代表者（班長）をおき、月一回以上常会を開き、班内の親睦と周知事項の徹底をはかった。常会を開く場所は、神社・寺院・個人住宅などの集会に便利な場所を選び、神棚の無いところはこれを設け、又これに代わるべき掛軸等を用意することが指示されていた。また、常会は次のような順序で行なうことが指導せられていた。

- 一、開会（時間励行）。
- 二、遙拝（礼拝）。
- 三、黙禱。
- 四、国家君が代。
- 五、勅語又は詔書奉読。
- 六、協議
- 七、講
- 八、閉会。

隣保班の制度は、翼賛体制における国民の下部地域組織として、また戦時総動員体制の最末端行政組織として、その機能を發揮し、戦時下市民生活に重大な支柱の役割を果たした。家庭防空（防空訓練・退避壕の構築等）から、食糧・衣料・たばこ等日常生活必需品の配給・供出・勤勞奉仕・納税・貯蓄などに至るまで、何一つとして隣保班の厄介を蒙らないものはなかった。

市常会

町内会の設置に引つづき、昭和十六年五月十二日、鹿児島市常会規程が告示され、会長の鹿児島市長のほか、町内会長・各種団体代表者・関係官公吏・学校職員・市会議員・学識経験者の中から、市長が選任した者をもって構成する鹿児島市常会が発足した。市常会の任務は、各種行政の総合運営のための企画を立案し、その実行上の連絡調整を図り、特に、市と町内会との連絡に当たるとはあつたが、事実上は上意下達の色

彩が強かった。しかし、戦局が深まるにつれて、錯綜する問題の連絡調整について、この常会はかなり大きな役割を果たしながら、終戦後の常会廃止までつづいた。

国民義勇隊

太平洋戦争は、ハワイ真珠湾攻撃から、南方第一作戦における緒戦においては成功したが、昭和十七年のミッドウェイ海戦、翌十八年のガダルカナル戦に敗れてから、敗退をつづけた。これより先、昭和十七年四月十八日にアメリカ機動隊が京浜・名古屋・神戸などに初空襲を行なったことが、わが本土の上空にアメリカ空軍機の来襲の先駆であった。しかるに、昭和二十年に入ってから、国内大都市には連続空襲がはげしくなり、同年三月には硫黄島守備隊が全滅し、四月には沖繩にアメリカ軍の上陸作戦が開始された。このように戦局が、わが国に不利な情勢の下に本土決戦が必至になってきたので、政府は本土決戦体制の確立を急ぎ、国民全体を戦場に動員するために、同年三月、国民義勇隊の結成を決定し、三月二十五日国民義勇兵役法と国民義勇戦闘隊統卒令が制定された。これによって男子は一五歳から六〇歳まで、女子は一七歳から四〇歳まで義勇兵役に服し、国民義勇戦闘隊に編成されることになった。

その趣旨としては、

一、一億皆兵に徹しその総力を結集して敵せん滅に邁進するための情勢急迫せる場合、国民義勇隊は左に準拠しこれを戦闘組織に転移せしむ。

二、情勢急迫せば戦場となるべき国民義勇隊は軍の指揮下に入り、それぞれ郷土を核心として防衛戦略などに任ずる戦闘隊（仮称）に転移するものとして、これが発動は軍管区司令官、鎮守府司令長官、警備府司令長官の発令による。右のため兵役法に規定するもの以外の帝国臣民もその適格者は新たなる兵役義務に

より軍人として動員し、統帥権下に服役せしめ得る如く必要な法的措置を講ず。

三、戦闘隊組織と国民義勇隊組織とは表裏一体たるものとする。地方長官は軍管区司令官の指示するところに基づき義勇隊組織につき戦闘隊転移への準備態勢を整備するものなり、右軍事訓練は軍管区司令官、鎮守府司令長官、警備府司令長官の担任とする。

という、郷土を中核に組織し、兵役法規定外者も動員し、女子も戦列へ軍人として軍指揮下に置かれることになった。

鹿児島県では、南九州の地が戦場化しようとしている情勢にかんがみて、鹿児島地区司令官大迫通貞中将の呼びかけによって、正規の国民義勇隊にさきがけて、五月十九日国民義勇隊鹿児島先鋒隊が結成されていた。

六月三日、鹿児島県国民義勇隊本部が、柘植文雄知事を本部長として、連隊区司令官大迫通貞中将を顧問として発足した。鹿児島市義勇隊は、これよりさき、六月一日、市公会堂で結成式をあげ、岩切市長を隊長に、押川公実少将と勝目清助役を副隊長として、鹿児島市義勇隊は発足した。隊員は一五歳の紅顔の美少年から、六三歳の日露の勇士のほか、大和撫子も二〇余名参加した。二五歳以下の若者層が最も多かった。当時戦局は不利で、敵の本土上陸が必至の情勢であり、義勇隊の幹部は、隊員の先頭に立って、喜んで死地につく人物でなければならなかった。副隊長に任命された勝目助役が、義勇隊副隊長に専念するために市助役を辞任し、髪を切つて決死の覚悟で引き受けた事実によって、その全般的な気力を知ることができる。勝目清回顧録

また、市役所内には、鹿児島市庁義勇隊が結成され、米山助役を隊長に、副隊長に田上収入役、中村市政部

長が就任、市政の決戦体制がととのえられた。

かくして県下一帯に空襲がはげしくなる情勢の中で、国民義勇隊の編成が続けられ、六月初めまでには、県下市町村のほとんどすべてに国民義勇隊が生まれた。そして、五月三十日には翼賛壮年団が、六月十三日に翼賛会が、またこの間に産業報告会・農業報告会・青少年団等が相次いで解散して、国民義勇隊に合流した。このように国民義勇隊は、すべての国民をその地域または職域において本土作戦に直結させる目的をもつて、動員編成したものであったが、本土決戦をまたずにわが国は八月十五日に終戦を迎えた。

町内会廃止

終戦は地方行政にも大きな変化をもたらした。地方制度の改革において、地方自治権の拡大強化と地方行政の民主化を目指す諸改革がなされ、地方自治の新しい歩みを力強く踏み出すことになった。しかし、終戦直後から昭和二十一年までの市町村の行政事務は、戦時中から引き続き続いた配給事務や諸登録事務のほかに、税制改正に伴う財産や所得の調査、農地改革や厚生衛生関係の仕事が増加したにもかかわらず、この頃までは、これらの末端行政の多くは、まだ町内会・部落会に依存して行なわれていた。ところが、二十二年四月に公布された地方自治法と同時に、政府は、ポツダム政令（第一五号）をもって町内会・部落会の解散を命令した。その前三月には、内務省訓令によって、町内会・部落会は一応解散されていたのであるが、町内会長・部落会長などは、市町村の囑託として従前の事務を受けついでいるものが多かったため、この政令によって完全に廃止されることになった。鹿児島市では、昭和二十二年四月一日町内会を廃止して、出張所三五、駐在所二五を設置し、市職員が駐在して事務をとることとなった。

終戦 終戦・占領下の市政 昭和二十年、太平洋戦争の戦局はますます日本に不利となり、日本の敗戦は必至の

状態となつた。八月六日、アメリカ合衆国は原子爆弾を広島に投下し、ついで九日長崎にも投下したため、両市は壊滅的な被害をうけた。軍部は本土決戦を叫んで、なおも戦争を継続しようとしたが、政府は八月十四日、ついにポツダム宣言を受諾して、無条件降伏することを決定し、翌十五日正午、天皇の「終戦詔書」がラジオによって国民に告げられ戦争は終わった。度重なる激しい空襲に打ちのめされながらも、なお本土決戦を信じていた国民は、この思いがけない突然の降服を天皇の声で聞いて、驚きと悲しみは名状しがたいどころとなり、あるいは呆然自失し、なすところを知らない状態であつた。その時の鹿児島市役所の情景を、当時の本田防空課長は回顧録で次のように述べている。

「八月十五日の正午、城山の横穴壕内に在る同盟通信支局へ行き、正午のニュース今や遅しと待った。アナウンサーの声は物凄い雑音に交わり、はつきりと聞きとることは困難であつたが、それは正しく無条件降伏せりとのニュースであつた。真実だろうかと幾度か自分の耳を疑つたがそれは疑う方なき冷徹な事実であつた。続いて東京から電波にのつて送られる天皇陛下の声も途切れ途切れで、その語句の一つ一つを聞きとることはできなかったが、「朕深く世界の大勢と帝国の現状とに鑑み非常の措置をもって事局を取らせんと欲し、茲に忠良なる爾臣民に告ぐ。朕は、帝国政府をして米英・支・蘇四国に対し、其の共同宣言を受諾する旨通告せしめたり」（中略）。その日、この情報をもつて上之原の仮市役所に帰り、岩切市長へ報告すると、さすがに市長もただ一言「そうか。」とうなずかれたのみであつた。「そして市長は職員を集合を求め、この時最後まで踏み止まった職員数、三・四〇名を数えるにすぎず、これらの職員を前にして岩切市長は両眼に涙を浮かべ、ついに無条件降伏の止むなきに至つたことを言葉少なに告げた。時將に三伏の太陽は射るがごとく職員の後姿を照らし、聞き入る者均しく頭を垂れ、誰か一人涙の堰を切らざる者なし。鹿兒島市戦災録「あれこうして、昭和六年満州事変のぼつ発から、日華事変を経て、太平洋戦争に突入し、連合国を敵にまわし

て戦った長い戦争は、ついに終わった。そして終戦によって空襲の恐怖は去り、燈火管制の解除によって、家並の燈下はよみがえり、国民は戦争の終わった解放感を味わったのである。しかし、敗戦という事実は、国民をして目標を失った大きな虚脱感に陥らせると共に、いろいろな混乱をひき起こした。

終戦直後の
混乱

ポツダム宣言受諾の詔書が出された翌日の十六日には、全陸海軍部隊に停戦の命令が発せられ、二十二日には陸海軍部隊の解体復員の命令が出された。ところが終戦の直後には、終戦をいさぎよしとしない軍民の継戦運動が、各地に散発したが、鹿児島県においても、鹿児島地区司令部と鹿屋海軍航空部隊の一部将兵が、終戦に反対して継戦運動を起こし、まかり間違えば、県内に大混乱をひき起こす可能性をはらんでいた。しかし、方面軍司令官および県警察部の適切な説得処置によって、事なきを得て解散した。

これより先、終戦の放送に国民がホッとする間もなく、米軍上陸―婦女子への暴行―銃殺というデマが、県下に広がった。ことに南九州は、沖縄本島に続いて、米軍の本土上陸の予想地点として、本土防衛軍約三〇万が県下一帯に配備されていたために、このうわさはアツという間に広がった。終戦の日から翌日にかけて、このデマにおびえる女子供は、衣類や食糧をもってぞくぞくと山奥へ避難した。二十日過ぎ頃から、ようやく単なるデマだということが分かって、人々は山をくだり、ホッとしてわが家にもどった。これらの混乱はやがておさまったが、大部分の市民は、防空壕やバラック住まいをしながら、苦しい敗戦後の生活を当分続けたのである。

占領軍の日
本進駐

降伏と同時に、日本はポツダム宣言に基づいて、連合国の管理下におかれ、連合国の軍事占領下におかれることになった。占領軍の日本進駐は、八月二十八日に神奈川県厚木飛行場にアメリカ軍の先遣部隊が到着

し、つづいて三十日に連合軍最高司令官マッカーサー元帥が愛機バターン号から到着した。かくして日本は実質上アメリカ軍の軍事占領下におかれるようになった。

九月二日、日本の重光外相と梅津参謀総長は、東京湾上のアメリカ軍艦ミズーリ号の艦上で、降伏文書に調印した。日本国民は建国以来はじめて外国の完全占領下におかれるという悲運を味わわなければならなかった。

アメリカは、進駐後、軍政をしく方針で準備をととのえていたが、米軍の進駐がなんら流血をみることなく、極めて平穩に行なわれたために、日本政府の要請に応じて、軍政の布告を撤回し、九月六日、大統領トルーマンは「降伏後における合衆国の初期の対日方針」を承認し、必要な場合の行動の権限を保留しながら、日本の管理を日本政府とおしておこなうよう正式に訓令した。連合国の軍事占領は、このように間接支配の形式をとったが、実質的にはアメリカ軍の全能の支配であった。総司令部は、覚書の形式による公式の指令を発するほか、必要なときは、あらゆる部門にあらゆる要求をつきつけた。彼らの指示は、日本のあらゆる国内法に優越した。

この総司令部の指示をうけとる公式の機関として設けられたのが、終戦連絡中央事務局（終連）である。終連は後に改組されて、総司令部と折衝する終連中央事務局となり、その下に占領軍の地方機関と折衝するために、札幌・仙台・千葉・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸・呉・高松・福岡・熊本・佐世保の各地に、終戦連絡地方事務局が設けられた。

占領政策　アメリカ対日軍事占領の主要任務は、「武装解除ならびに非軍国主義化」として表明された。武装解除は、

非軍国主義化の前提であり、非軍国主義化は、「非軍事化」と「民主化」の二つの側面をもっていた。非軍事化が、日本の政治・経済・社会生活から、軍国主義の影響力を一掃することであるとすれば、民主化は、日本の国民の中に、旧制度にかわる民主主義制度をみちびきいれることであった。非軍事化のための主要な政策は、戦争指導者の逮捕・軍隊と秘密警察の解体・民間航空の禁止・超国家主義団体の解散・軍国主義者や超国家主義者の公職からの追放・軍国主義的教育制度の除去・軍事力の経済的な基礎の破壊などを内容としていた。民主化のための主要な政策は、宗教的信仰の自由・民主的政党の奨励・人種や政治上の見解を理由にした差別待遇の廃止・政治犯人の釈放・個人の自由と民権の保護などを内容としていた。

〔総司令部
軍政部〕

昭和二十年八月三十日厚木飛行場に進駐したマッカーサー元帥は、九月十七日東京日比谷の第一生命ビルに連合国最高司令官総司令部をおいた。通称、総司令部の略語、GHQと呼ばれていた。総司令部は占領目的を達成するために、その決定した政策を指令として日本政府に伝達した。この指令の遵守執行を監視する任務をもったものが、各地に設けられた地方軍政部である。すなわち、地方軍政部に与えられた任務は、総司令部から日本政府に与えられた指令の地方における浸透状況・実行状況の監視ならびに勧告・助言をすることであった。鹿児島には十月六日、鹿児島市役所に地方軍政部が開設された。

〔占領軍の鹿
屋進駐〕

連合軍最高司令官マッカーサー元帥の厚木飛行場にはじまる東京湾地区の占領軍進駐について、九月三日には、本県の鹿屋飛行場に、シリリング大佐を司令官とする進駐軍が着陸した。続いて鹿児島湾の高須海岸に輸送船が入港し、三〇〇〇人の兵員と資材を揚陸して、鹿屋地区が、東京湾地区につぐアメリカ占領軍基地として注目をあびた。アメリカ軍が県下に進駐してくるといいうので、一時は、県民の間には種々の憶測が生

まれ、とくに進駐軍をむかえる現地鹿屋地方民の不安は大きく、駐留地附近の住民は、続々高隈奥地方に退避するなど、物情騒然の空気があった。しかし、永田良吉鹿屋市長の苦心と努力によって、進駐してきたアメリカ軍と地元住民との間に懸念された不祥事件の発生もなく、両者の接触も至極平穩のうちに進み、治安は次第に安定した。

駐
鹿
児
島
市
進
駐

連合国占領軍は、占領政策を実施するために、日本の主要地に米軍を駐屯させるとともに、各地に軍政部を設けることにした。九月二十四日、鹿児島市鴨池飛行場に米軍視察団が到着して、県庁と市役所を訪問して、軍政部と米軍進駐を告げた。十月五日、鹿児島の初代軍政官グレイズ・ブルーク中佐が、バーナー、ラトバラ、マフィー各大尉を伴って鹿児島駅に着き、翌六日には、鹿児島市役所に軍政部を開設した。軍政部は、市役所の二階の一部、市会の正副議長室・議員控室・助役室・収入役室・食堂を接収して使用した。

また、十月十七日鹿児島駐留軍の先発隊として、リチャードライト・ヘイワルド中佐以下三〇人が列車で到着して、空襲の難を免れて焼野原に残っていた県立第二中学校（現甲南高校）の建物にはいった。ついで二十八日、佐世保から米第六軍第二海兵隊クレル大尉以下約二二〇人、三十日にはシャリカル大尉以下三〇〇人の海兵隊が、専用列車で進駐してきて宿舎の県立第二中学校に乗り込んだ。この駐留部隊は翌二十一年十月移動するまで、鹿児島市に駐屯した。

鹿
児
島
地
方
軍
政
部

鹿児島市役所に陣どった軍政部の役割は、占領軍の出先機関として、鹿児島県の行財政全般にわたって占領施策の浸透をはかるものであったから、県知事、市長など、公共団体の長に対しても、形式は勧告であっても、きわめて強い規制力をもっていた。地方軍政部の機構は、長官のもとに副官がいて、下部機構は、民

間教育課・民間情報課・経済課・保健課・司法行政課・労政課に分かれ、軍人軍属約四〇人、ほかに日本人二〇人計六〇人ほどの陣容であった。

まず、軍政部の最初の仕事は、鹿児島の実態をつかむことであった。ブルーク軍政官の後任として赴任したマーフィー少佐は、軍政部の諮問機関として県に対し連絡委員会の結成を命じた。昭和二十年十月二十五日、柘植県知事を委員長として、岩切鹿児島市長・坂口県会議長・武商工経済会代表・木下鹿児島日報社長・樋渡医師会代表・浅野七高館長を委員として、鹿児島県連絡委員会が設置された。この委員会は翌二十一年五月廃止され、同年六月一日より鹿児島市と鹿屋市とに連絡事務局が設置せられ、その後、中央終連鹿児島出張所も併置されて、占領軍との連絡折衝に当たった。

軍政部は、昭和二十四年十一月鹿児島を引き揚げるまでの四年間、鹿児島島の政治・行政・社会・経済・教育・文化などあらゆる面において、封建的といわれた鹿児島に新しい民主主義の路線をひいた。最初の間は、県民も占領軍に対する恐怖と不安感があり、軍政部の側も、日本人の生活・慣習・感情に対する無理解に基づく指令の強行もあって、両者の接触に順調さを欠き、行き過ぎと弊害もあり、軍政は功罪両面があったといえよう。しかし、このことは、日本に対する占領政策そのものから来ることであった。

軍政部が鹿児島に残した功の面についてみると、まず焼野原に乗り込んだ初代軍政官ブルーク中佐が、上下水道に塩素、全市にDDT消毒をしたのはじめ、その後の軍政官が環境衛生には努力を惜しまなかった。ことに、鹿児島市内はほとんど全市が戦災によって上下水道が破壊されて、いたるところに汚水が溢れ、蚊やハエが異常発生、赤痢など伝染病患者が続出していたので、この環境衛生対策は、戦災から立ち上がる

市民に対する適切な措置であった。軍政官の示した衛生観念は、その後昭和二十七年鹿児島市がはじめた「蚊とハエのいない市民運動」の先きがけとなった。また、終戦直後の食糧難を乗り切るために、バリー軍政官（経済課長）は県下の増産運動の先頭に立ち、県内の農村をくまなく飛び歩いて非常に熱心に指導した。また、昭和二十二年には優秀な供出農家と指導者六〇〇人を表彰する食糧供出感謝大会を開き、「六〇〇人会」を結成し、翌二十三年一時アメリカに帰国したときは、アメリカから麦の優良品種を導入して、増産計画をするなど、その献身的な指導には県市民の感謝と敬意をうけた。次に教育関係については、ヴォート軍政官（教育課長）は、男女共学など学制改革に努力、当時は鹿児島をよほど封建的なところと聞かされてきたとみえて、封建的な先生について児童の投書を奨励したりして、教育界に旋風をまき起こしたこともあった。また、教育担当のキング女史は、青年団活動や婦人解放に活躍し、男尊女卑の封建的気風の根強かった鹿児島に、女性の意識を育てることに大きく努力した。

米兵の暴行

しかし一方では軍政部の行き過ぎた干渉や、県民の生活感情を無視した無理な要求をするなどの面もあったが、そのことよりも県民の憤激と悪感情を起こさせたことは、県立第二中学校に駐留していた米軍海兵隊の一部不良兵の暴行事件であった。鹿児島市に進駐した米兵は、サイパンや沖繩など歴戦の兵士だけに鼻息が荒かった。暴行・殺傷事件はひんばんと市内で発生したが、被害を届出る市民は少なかった。たとえ届出ても、日本の警察は進駐軍の前には一方的に泣き寝入りだった。このような進駐軍の目にあまる乱暴と警察の無力にたまりかねた市民の間に、隣組や町内会単位で自警団結成の機運が高まった。ところが結成間もない自警団が、米軍から取調べをうける等の圧迫もあったが、米軍も、不良米兵の監視を強化して、自警団も

青年団へと発展解消した。この駐留軍も昭和二十一年十月静岡へ移駐したので、その後は米兵の暴行事件は跡を絶った。

軍政部の閉鎖

鹿児島軍政部は初代長官グレイズブルーク中佐の次にマーフィー少佐、以後バーナー大尉、バーリー少佐、スコット少佐、ツリース少佐、マクマレー中佐、マッケルマリー少佐、グラインズ中佐とひんばんに長官の更迭があり、また、昭和二十四年七月軍政部の名称を民事部と改称し、同年十一月には鹿児島民事部は閉鎖されて、以後は福岡市におかれた九州民事部にその仕事は移された。

公職追放

戦後日本の民主化政策を目的とする総司令部は、昭和二十年十月四日、日本政府に対して政治警察廃止に関する覚書を提示、全国の警察部長をはじめ特高警察の全員が追放された。同年十月三十一日には、軍国主義的、国家主義的教師の即時追放と全教職員の適格審査を命令した。更に翌二十一年一月四日には、極端な国家主義団体の解散と軍国主義的指導者の公職追放が指令され、附属書において追放該当者の種類をA項からG項まで指示して、日本の政界・財界を震が^{しん}いさせた。

公職適否審査委員会

昭和二十一年二月二十七日政府は「公職に関する就職禁止・退官・退職等に関する勅令（公職追放令）」を發布し、更に翌二十二年一月四日同勅令を改正、追放該当者の範囲を財界・言論界・地方公職者にまで拡大した。そして、追放該当者の審査のため中央に美濃部達吉博士を委員長とする「公職適否審査委員会」を、また各府県には「地方公職適否審査委員会」が設置された。本県においても、同年二月二十四日鹿児島県公職適否審査委員会が設置され、四月の地方議会議員選挙関係者、および潜在該当者について審査を行ない、大政翼賛会関係・翼賛壮年団関係・在郷軍人関係・その他、大日本政治会関係者について該当者を指定し


た。審査の基準は画一的であり、また軍政部が投書や情報提供を歓迎したので、単なるいたずらや、中傷のための投書も多く、追放決定には不当なものも多くあった。鹿児島市においても、公職適否審査委員会を設けることになり、森貞彦、右田利隆、高牟礼清信、伊東祐吉、郡山淳の五氏を委員に任命、市吏員一五六名、農地委員一〇名、商工会議所一三名、漁業会四名、農業会八名につき審査の結果該当者二名を指定した。委員会は一応その目的を達し、翌二十三年五月十日に審査権は県知事の所管事項となり、市の公職適否審査委員会は廃止された。

追放解除

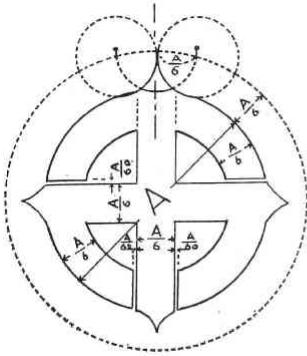
昭和二十五年六月朝鮮戦争がぼつ発すると、共産党関係・新聞・放送関係・産業関係にわたって、レッドパーズの旋風がまき起こった。また対日講和予備交渉の開始と同時に、同年十月十三日旧職業軍人等の追放解除が行なわれたのをはじめ、翌二十六年六月一日総司令部公職追放の覚書撤回によって、大部分の該当者が追放を解除された。二十七年四月二十八日の講和条約発効とともに、追放令は完全に解除せられ、本県関係者も大部分の者が各界に返り咲いた。

Ⅲ 市紋章・市民憲章・名誉市民

市紋章

市紋章 第七代上野市長の時、鹿児島市の紋章を作ることになって、広く懸賞募集をした。三百数十の応募者の中から審査、大正十五年十一月四日、入賞者を決定、最優秀の意匠のものを少し修正して、現在使っている鹿児島市紋章が確定した。それは「市」の字を島津家の紋所「」の形に図案化したものである。ちなみに一、二等入賞者の氏名と賞金は次のとおりである。

市民憲章



市 紋 章

一等入賞者 賞金三〇円 鹿児島市鷹師町一〇七 古川 休助
 二等入賞者 賞金二〇円 鹿児島市中町一四四 神宮司平一郎

市民憲章 太平洋戦争後一〇年以上経過して、国内の経済復興も進み、国民生活が安定するとともに、南の「史と景の国」鹿児島を訪れる観光客が逐年多くなってきた。また昭和三十五年秋には、鹿児島市

とナポリ市との間に、姉妹都市の盟約が結ばれるなど、鹿児島市は国際観光都市の性格が強くなってきた。そこでこの際、市民のすべてが美しく明るい町づくりにするために、近

代都市の市民として日常心がけるべきモラルを明示したものを作ろうという声もあがり、市は昭和三十六年二月二十五日制定



市民憲章制定式（市議会委員会室）

審議会委員五二人を任命した。さらに一人の起草委員会で草案を検討した上で、四月二十九日の審議会で市民憲章が正式に決定された。市民憲章を制定したのは、全国で第一〇番目である。

憲章は前文と五か条とからできており、文章は平易な口語体をとっている。その全文は次の通りである。

鹿児島市民憲章

わが鹿児島は、多くのががやかしい歴史と、南国の美しい自然とで、すべての人に親しまれています。わたしたちは、つねに教養をたかめ、広い視野にたつてこのめぐまれた郷土を、一層すぐれた近代都市として発展させなければなりません。これがわたしたちの理想であり、また大きな喜びであります。わたしたちは、この使命をなすとげるために、ここに市民憲章を定め、こぞつて次のことがらを守り、力強く前進していききたいと思えます。

◇ わたしたち鹿児島市民は

みんな力をあわせて美しい町をつくりましょう。

◇ わたしたち鹿児島市民は

みんなよく働いて豊かな町をきずきましょう。

◇ わたしたち鹿児島市民は

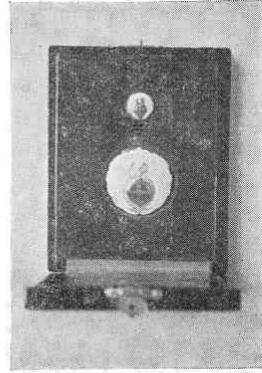
みんなきまりを守って明るい町にいたしましょう。

◇ わたしたち鹿児島市民は

みんな助け合って子供たちの幸福を守りましょう。

◇ わたしたち鹿児島市民は

みんなあたたかい心で旅行者をむかえましょう。



名誉市民証

名誉市民称号記

貴市は大正十三年以来鹿兒島市の助役あるいは市長としていたずら市政に尽力されました。戦後十二年の間市長として戦災復興のために尽された功績はまことに偉大であります。しかも貴下の高潔な人格と郷土人的風格は市民に深く信頼され敬愛され親しまれてまいりました。ここに本市は貴下の功績と人徳を讃え市議会

の議決を経て名誉市民の称号を贈ります

昭和二十四年五月十八日
鹿兒島市長平瀬實武

勝目 清殿

名誉市民称号記

名誉市民 昭和二十四年市条例第二号「鹿兒島市名誉市民条

例」が制定されて、鹿兒島市民または鹿兒島市に縁故の深い者で公共の福祉の増進・学術技芸の進展に寄与することによって、社会の進歩の発展に貢献し、市民の尊敬の的と仰がれる者に、鹿兒島市名誉市民の称号を贈ることになった。同年九月の市議会は、

その年四月二十九日退任した前市長勝目清を初の名誉市民に選ぶ

ことを決議した。同氏は、大正十三年第六代伊集院市長の時、三

〇歳で助役に就任して以来、七代にわたる市長の下で通算十三年

間の助役をつとめ、また昭和二十一年岩切市長のあとをうけて、

第一四代市長となり、続いて民選市長として連続四期の市長をつ

とめあげ、その間、戦災によって壊滅の状態にあった鹿兒島市の

復興建設を見事になしとげた。その長い期間にわたって、市政一

すじに鹿兒島市の繁栄に貢献した功績に対して与えられたので

ある。勝目前市長に名誉市民の称号を贈る式は、九月十日市中央

公民館で二〇〇〇人の市民が集まって行なわれ、平瀬市長から名

誉市民章が贈られた。

IV 国際親善

ロシア皇太子の来遊

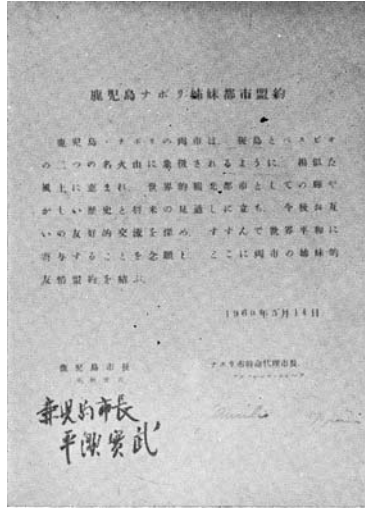
外国貴賓の来鹿 明治二十四年五月六日、ロシア皇太子ニコラス親王が、御召艦「アゾワ」号に乗艦、鹿児島に入港来遊された。当時はわが国とロシアとは友好関係にあり、その皇太子の来遊とあって、県、市をあげて、この外来の貴賓を奉迎した。当日は午前九時上陸され、県庁、山下町授産場から名山小学校の鹿児島市歓迎場に臨御、更に磯島津邸を訪問、ここで武士踊、薩摩琵琶の演奏を觀賞されて、同日午後六時四〇分御召艦に帰艦出港された。翌二十五年城山公園内に露国皇太子来鹿記念碑が建立された。

イギリス皇族コンノート親王来遊

わが国とイギリスは、明治三十五年日英同盟を結び、明治三十七・八年の日露戦争にわが国が勝利をおさめることができたのは、イギリスの援助に負うところが大きかったこともあって、戦後日英両国の友好関係は一層深まった。明治三十九年、イギリス皇帝の使節として、わが国に来朝されていたイギリス皇族コンノート親王が、三月三日、御召艦「ダイヤデハ」号に乗って鹿児島を訪問された。この時は旧藩主島津忠重公爵、日露戦争で武勲をたてた本市加治屋町出身の東郷大将・黒木大将も随行した。親王は磯の島津邸に二泊され、その間、赤十字社鹿児島支部、大門口埋立地演技場、浄光明寺跡の南洲墓地、照国神社、大久保利通生誕地、西郷隆盛生誕地などに駕を向けられ、それを奉迎する鹿児島市民は、老若男女みな欣舞して、この遠来の同盟国の貴賓を歓迎した。翌年、コンノート親王の来鹿記念碑が城山公園内に建てられた。この時以後もイギリス海軍の軍艦がしばしば鹿児島を訪れており、太平洋戦争前まで、鹿児島市民とイギリス海軍との親善交歓はながく続けられた。

ナポリ市と
姉妹都市

ナポリ市と姉妹都市の盟約成立 ナポリ市と鹿児島市との親善関係は、鹿児島がナポリによく似ているといふことから、第一四代勝目市長が昭和三十年十一月鹿児島市の写真をナポリ市長に送った。翌三十一年二



鹿兒島ナポリ姉妹都市盟約書

両市の姉妹都市としての縁結びが成立した。

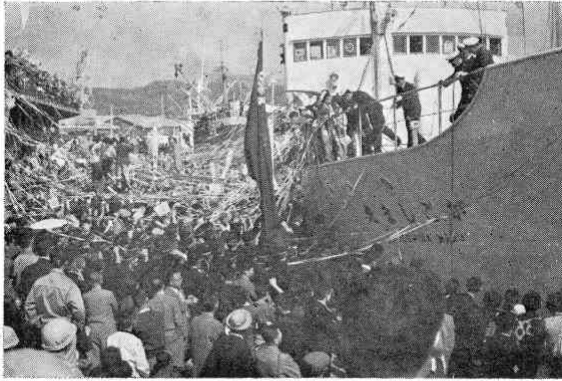
鹿児島・ナポリ姉妹都市の盟約のちぎりを結ぶ姉妹都市盟約宣言は、同三十五年五月三日、鹿児島・東京・ローマ・ナポリの四か所で、同時に宣言が行なわれた。鹿児島市では、同日午前一〇時市長室で平瀬市長が宣言文を朗読、そのあと市長室から東京のイタリア大使館に直通電話、市長と大使が喜びを語り合った。五月十四日、コッピニー駐日イタリア大使夫妻一行のイタリア代表団を鹿児島に迎えて、市内山形屋五階ホールで、姉妹都市盟約式が盛大に行なわれた。式のあと、「日伊親善音楽の夕べ」「ナポリ民謡の夕べ」など多彩なスケジュールによる市民をあげての祝賀の催しがなされた。また、姉妹都市盟約を記念して、西鹿児

月ナポリ市長カステイロ市長からナポリ市の写真が送ってきた。これが鹿児島市とナポリ市親善交歓の第一回であった。これを契機に両市民間の文通が行なわれるようになった。次の第一五代平瀬市長が登場して、両市の姉妹都市結成の機運が、急速に進んだ。その陰には、鹿児島市出身の元駐英大使西春彦とロンドンタムス東京支局長チャールズ・ハルグロブの尽力もあつて、この動きは具体的に進展し、昭和三十五年に

ナポリ通り

島駅前昭和通り（駅前広場から甲突橋まで七八メートル）を改めて「ナポリ通り」と命名、十月二十一日、その命名式が行なわれた。

この年の十一月、姉妹都市成立を祝って、平瀬市長を団長とするナポリ訪問親善使節団が派遣された。訪



「かごしま丸」ナポリ市へ出港

問団は鹿児島大学水産学部の新造練習船「かごしま丸」の処女航海に便乗して、十一月八日鹿児島港を出発、印度洋・スエズ運河を経て、一万五〇〇〇キロメートルの洋上を航行し、十二月八日ナポリに到着した。翌九日、ナポリ市では、鹿児島からの使節団を迎えて、盛大な祝賀記念行事が行なわれた。当日の模様を同行の南日本新聞特派員は次のように報じている。

「ナポリの空は晴れ、前日の雨にぬれたベスピオスの山がひとときわあざやか。ナポリは終日あたたかい歓迎にわいた。……ナポリ、鹿児島姉妹都市盟約式最初の呼びもの行事（武者行列）は、午前一〇時ふ頭を出発、市役所前通りを進む。沿道は遠来の客を歓迎するおよそ五万人の出入、はじめてのサムライ姿にかたくなっていたが、そこは〈薩摩隼人〉堂々たる武者行列ぶり、小学生たちは日伊両国旗を打ちふりめずらしい行列に歓声をあげる。演出効果満点、大当たりだった。

続く盟約式場は、マーカダンテ劇場、会場には五〇〇人の正式招待者がいぎを正し、はなやかな武者行列とはうってかわった雰囲気、コツレラ・ナポリ市長代理と並んで、盟約文に調印する平瀬市長も緊張した面持ち、使節団から朱色

地に金色で市章をあらわした鹿児島市旗、鹿児島市内小・中・高校生一同からナポリの子どもたちにあてた作文などが贈られるたびに拍手が一きわ高鳴る。

鹿児島通りは、ボメロー丘の中腹、ナポリ市を一望に見渡す高台の新しい住宅街のなか、〈鹿児島通り〉の名札がかげられ、平瀬市長がテープを切る。……この日のナポリ市は鹿児島一色にぬりつぶされていた」。

第二章 財 政

I 明治時代の市財政

市制町村制
の公布と市
財政制度

市制施行より明治三十年度までの財政 明治二十一年（一八八八）四月の市制町村制の公布により、市町村行政は、明治政府の中央集権的な立憲政治体制を支えるものとして新たな地方自治制度の礎石となつたものであつたが、これに伴つて、市町村財政もいふまでもなく大きく変化した。

これより先、明治二年（一八六九）の版籍奉還と同四年の廃藩置県によつて、政治体制が大きく転換したにもかかわらず、町村財政は旧幕時代のまま推移した。明治六年（一八七三）の地租改正によつて、町村有地の官有地への編入、町村の土地課税の制限、地租改正所要経費の大半の町村負担が定められたため、町村財政は窮迫の度を濃くしたのである。明治十一年に公布された地方税規則 本書第一編第一章第一節参照 は府県の財政的な基礎を著しく強化したのに対し、町村財政については「各町村限及区限ノ入費ハ其区内町村内ノ人民ノ協議

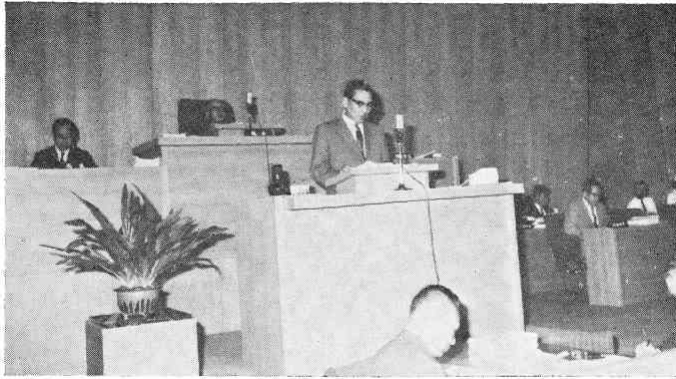
ニ任セ地方税ヲ以テ支弁スルノ限ニアラス」とされ、町村の協議的自治的性格は尊重されたが、財政の窮迫は改められなかつた。さらに同十七年（一八八四）内務省訓示によつて、区町村費および、その徴収課目を具体的に指示し、その費用の徴収に強制徴収権を認めた。これは同時に行なわれた区町村会法の改正によつて、区町村会の官治化、戸長の官選制がはかられたことに対応したものであつた。これによつて、区町村

行政は区町村費をもつて支弁されるものに限定され、従来の自治的協議体としての運営は「協議費」によつて

行なわれることになり、地方自治の末端行政単位として町村に財政面から新しい中央集権体制が浸透していった。新しい市制町村制の財政はこのような歴史的背景の上に成立したのである。

市制町村制の新制度は、市町村団体の公法人格を明定するとともに、これに組織権・立法・行政・財政上の自治権を与えて、近代的な地方自治制度を發足せしめたものであった。それがまた、中央政府の手によつて上から創設され、官治的性格を多分にもつていたことが特徴的であつた。

市制は「市ハ法律上一個人ト均ク權利ヲ有シ義務ヲ負擔シ、凡ソ市ノ公共事務ハ官ノ監督ヲ受ケテ自ラ之ヲ処理スルモノトス」と規定して、その法人格を明定するとともに、「凡市住民ハ總テ此法律ニ從ヒ公共ノ營造物並ニ市有財産ヲ共用スルノ權利ヲ有シ、及市ノ負擔ヲ分任スルノ義務ヲ有スルモノトス」と規定して、市民の營造物共用権と負擔分任の義務を明らかにした。この基本原則の上に立つて、市制は「市有財産ノ管理」の章を設け



市議会における市長の財政報告

て、市有財産と市税に関して規定した。市制実施以前の制度と異なつて特徴的なことは、従来、町村経済収

入の中心は、課税収入におかれていたのに対し、新制度は「市ハ其財産ヨリ生スル収入及使用料・手数料並料科・過怠金其他法律勅令ニ依リ市ニ属スル収入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ猶不足アルトキハ、市税及夫役現品ヲ賦課徴収スルコトヲ得」(市制第八八条)ることとし、市税が歳入不足補填のための最後の財源とされたことである。そして市税としては、国税・府県税の附加税と、直接または間接の特別税の二本立とし、後者は市限りにおいて税目を起こして課税する必要あるとき、賦課徴収することにした。そして第一次的税源である附加税については、国税附加税には、地租につき七分の一、その他の直接国税一〇〇分の五〇という制限率を定めた。また、市はその不動産・積立金穀等を以て基本財産とし、これを保持することを義務づけ、且つ臨時に収入した金穀は、基本財産に加えるべきものとした。また、旧債の借換、天災地変による不時の支出、あるいは「市ノ永久ノ利益トナル可キ支出ヲ要スルニ方リ通常ノ歳入ヲ増加スルトキハ、其市住民ノ負担ニ堪ヘサルノ場合」(同第一〇六条)に限り、市債を募集することを認め、償還期限三年以内のものは、内務、大蔵両大臣の許可を必要としないことにした。また、市参事会は毎年年度前二か月を限り、歳入出予算を調達し、市会の議決を経た上で知事に報告し、その要領を公告すべきこととした。また、決算についても、市参事会は市会に提出し、その認定を得た上で、知事に報告すべきこととした。

この新制度による鹿児島市の最初の予算が市会に上程されたのは、明治二十二年(一八八九)七月十七日のことである。この議決に当たって、最も問題となったのは、市長・助役・収入役の給与、職員数、あるいは使丁の日給等の人件費や、椅子・机いすから箒ほうきに至るまでの単価、個数等であった。当時の市財政が制度創設の時期であったから、論議が市当局内部の財務運営上の問題に集中したのも当然であったろう。また、当初

市の理事機関は、合議体である市参事会であったから、財務処理も子細しさいな支払いにいたるまで、市議會は統轄処理しなければならなかったし、さきあげた明治二十七年の事例にみるように、市会の予算審議権との関係も複雑なものがあつた。なお、当時学校を中心とし、その他の町有財産を管理運営し、その費用を負担するときは、県参事会は市会の意見をきいて条例を設け、区会を設けることができた。明治二十二年十一月十三日、市内薬師馬場町・鷹師馬場町・西田町・西田村の四町村を一区として、一二人の議員を定員とする区会が条例を以て設けられ、つづいて翌二十三年四月には新町・松原通町・船津町・呉服町・大黒町・堀江町・住吉町・六日町・中町・金生町・潮見町・泉町・生産町・築町・易居町の一五町を一区として、その所有財産を管理するため区会が設けられた。

市制施行初期の市歳入構成

さて、新制度によれば、市歳入はまず財産収入・使用料・手数料等を以て充て、なお不足するとき、市税及び夫役現品を賦課することをたて前としたが、実際は当初から市税収入がおおもとをなしていた。市税以外では公債金すなわち市債が次第に増加するとともに、明治二十年代後半になると、雑収入が市税収入に匹敵する比率を占めるに至っている。二十二年度より三十年度に至る市歳入の動向を示せば、第一表の通りである。この歳入は前述市内の町区及び二十六年（一八九三）に私立鹿兒島病院が閉鎖されて引き継いだ市立病院費等別途会計分もふくまれている。市税収入について市制施行の当初は、歳入総額の五五%ないし六〇%近くを占めていたが、二十六年以降雑収入が著増して、その比率は減するが、税収額はほぼこの間二・四倍に増加した。この間、物価は日銀指数によると、一・四三倍になっているが、これによってデフレートしてみても約二倍の増加である。人口一人当たり賦課額は二十二年度二〇銭（全国平均二七銭）、二十五年二九銭

当時の市税負担

第1表 市制施行より明治30年（1897）までの鹿児島市歳入の推移

（単位円）

項 目	明治22年度		" 25 "		" 28 "		" 30 "	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
市 税 収 入	11,617	55.6	16,148	58.9	24,593	49.9	28,128	44.0
直接国税附加税	1,438	6.9	1,131	4.1	1,077	2.2	7,022	11.0
地 価 割	1,438	(6.9)	1,131	(4.1)	1,077	(2.2)	1,072	(1.7)
営業税附加税	—	—	—	—	—	—	5,950	(9.3)
県 税 附 加 税	10,179	48.7	14,614	53.3	23,516	47.7	21,106	33.0
戸 別 割	5,060	(24.2)	9,377	(34.2)	13,811	(28.0)	14,473	(22.6)
営 業 割	5,119	(24.5)	5,237	(19.1)	9,705	(19.7)	6,633	(10.4)
間接国税附加税	—	—	403	1.5	—	—	—	—
財産ヨリ生ズル 収 入	2,348	11.2	238	0.9	142	0.3	800	1.2
使用料手数料	23	0.1	480	1.8	882	1.8	833	1.3
国庫交付金	347	1.7	340	1.2	379	0.8	3,078	4.8
地方税交付金	—	—	699	2.6	692	1.4	2,732	4.3
地方税補助金	664	3.2	1,779	6.5	85	0.2		
寄 付 金	433	2.1	125	0.5	279	0.6	500	0.8
雑 収 入	4,657	22.3	4,638	16.9	17,399	35.3	26,007	40.6
繰 越 金	795	3.8	1,644	6.0	2,713	5.5	1,915	3.0
公借金（市債）	—	—	1,304	4.8	2,088	4.2	—	—
合 計	20,884	100.0	27,395	100.0	49,252	100.0	63,993	100.0

（注） 「日本帝国統計年鑑」より。

（同じく三五銭）、二十八年
度四五銭（同じく五二銭）
で、全国平均の一人当たり
負担額の約八割であるが、
地方税制創始期に当たり、
市税負担はかなり急速に増
大したといえる。

鹿児島市は直接国税附加
税では地価割（地租附加税）
のみ賦課し、所得税附加税
は三十二年度までは徴して
いない。三十年度よりは営
業税附加税を徴したから、
県税附加税としての営業割
は大幅に減じた。県税附加
税では家屋税を徴しなかつ
た。

第2表 鹿児島県及び市人口一人当税負担額

年度	国 税		県 税		市 税	
	円	銭				
明治23年	85	(1.32)	19	(29)	23	(35)
// 24年	88	(1.35)	21	(36)	22	(37)
// 25年	90	(1.32)	27	(30)	—	—
// 26年	91	(1.37)	30	(40)	43	(39)
// 27年	95	(1.44)	30	(41)	34	(46)
// 28年	—	—	—	—	—	—
// 29年	1,16	(1.91)	33	(54)	43	(60)
// 30年	—	—	—	—	—	—

(注) 「日本帝國統計年鑑」より。

国税、県税は、鹿児島県人口一人当たりの額である。

この当時、政府は市町村の基本財産の蓄積を極力奨励し、公借金(市債)を抑制する方針をとり、財産収入を第一義的収入とした。第一表にみるように、財産収入は二十二年、市制施行当時の町財産引き継ぎによる収入が目立って多額なほかは、この期間だけについていえば、年々ほとんど1%内外の収入しかあげていない。ちなみに、本市において基本財産を設置しようとしたのは、明治二十七年六月のことである。また、雑収入が次第に大きな比率を占めているが、これはほとんど小学校授業料収入である。二十五年、市内小学校

の区域・校数を三区七校とし、山下町外一七町に五校、上竜尾町外一六町に一校、新町外一四町に一校と指定した。また高等小学校の設置、二十七年には鹿児島女子実業補習学校(旧女子興業学校)、第三区立簡易商業学校等がつぎつぎに設立されたため、この収入が急増した。また国庫交付金・地方税交付金は市が国及び県税を徴収するのに対し、その徴収費用として、徴収金額の一〇〇分の四を市に交付したものである。地方税補助金は道路費や伝染病、予防費等に対する補助金が主であった。当時の鹿児島市民の租税負担額は一人当たりについてみると、市税で全国平均の七割ないし八割の水準である(第二表)。国税・県税は市の分だけ抽出する資料がないが、本県民一人当たりの国税・県税額は離島の多いためか、長崎県とともに最低

第3表 歳入構成比の全国40市平均と鹿児島市の比較 (%)

項目	区 別			鹿 児 島 市		
	年 度	全国40市平均		鹿 児 島 市		
	明治 22年	" 25 "	" 30 "	明治 22年	" 25年	" 30年
直接国稅附加稅	8.1	2.4	3.4	6.9	4.1	11.0
地 價 割	4.7	1.0	1.2	6.9	4.1	1.7
所 得 稅 割	3.4	1.4	2.2	—	—	9.3
地方稅附加稅	50.9	11.5	14.1	48.7	53.3	35.0
戶 別 割	14.8	3.8	3.9	24.2	34.2	22.6
家 屋 割	16.9	3.5	5.8	—	—	—
營 業 割	19.3	4.2	4.4	24.5	19.1	10.4
間接國稅附加稅	0.3	0.1	0.2	—	1.5	—
特 別 稅	1.4	0.6	2.4	—	—	—
市 稅 合 計	60.8	14.6	20.1	55.6	58.9	44.0
財産ヨリ生ズル収入	—	5.6	5.1	11.2	0.9	1.2
使用料手数料	0.3	0.2	1.9	0.1	1.8	1.3
國庫交付金	1.7	0.4	9.2	1.7	1.2	4.8
地方交付金	—	—	—	—	2.6	—
地方稅補助金	1.5	1.0	0.6	3.2	6.5	4.3
寄 付 金	0.4	0.2	0.9	2.1	0.5	0.8
雜 收 入	10.5	72.5	45.4	22.3	16.9	40.6
繰 越 金	8.8	3.4	3.9	3.8	6.0	3.0
公 借 金 (市 債)	13.5	1.9	8.0	—	4.8	—
收 入 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 全国40市平均は日本帝國統計年鑑より、各年度とも集計が若干突合せず。

の負担となつてゐる。鹿児島市分だけの国稅・県稅をとれば、まだかなり多額の負担となつてゐるのであらう。いづれにしても市制施行から明治三十年頃までの市の歳入構造は市稅と學校授業料収入が七割ないし八割以上を占め、自主財源が圧倒的比率を占めており、国・県への依存財源は一割にも満たなかつた。

なおこの間の鹿児島市歳入の構成比を全国の四〇市の平均と比較すると第三表の通りである。全
 國の場合、雑収入の比率が二十五年代前半において著しく高いのは、東京市の公債償還基金及び市区改正収入基金が全国の雑収入の八五%を占めてゐるという特殊な事情によるものである。二十二年
 度においては、鹿児島市は財産収入、雑収入の

比率が高く、三十年代になると、市税収入の比率は全国平均の二倍以上を占め、公債収入に依存していない。しかし、この時期はまだ市制発足の時期であつたから、各市ともそれぞれ特殊事情があつたため、他市との比較でその都市の財政構造の特徴を見出すことはまだ困難である。

次にこの時期の市歳出の内容をみてみよう。鹿児島市の場合、明治二十二年度には、まだ公債費支出がなく、役所費と教育費の二つで九割以上を占めていた。その後、この時期の後半には、伝染病予防のため、衛生費が著増したし、公債費も次第に増加の傾向を示すに至っている。

ここでは高い比率を示している教育費及び衛生費について若干附言しておく。明治十九年（一八八六）四月「小学校令」が公布され、尋常・高等の二段階とし、修業年限は各四か年として発足したが、その経費については「授業料及寄附金ヲ以テ小学校ノ経費ヲ弁シ能ハサル場合ニ於テハ、区町村会ノ議決ニ依リ、町村費ヨリ基金不足ヲ補フヲ得」（同令第八条）と規定され、原則として授業料を以て賄うこととしたため、

まかな

授業料の徴収額が増加し、父兄の負担が重くなり、就学率も一時は低下を來たした。市制が施行されるに及んで、小学校教育は、市の事業としてその維持の責任をもつことになり、その責任及び負担の関係は「地方学事規則」（明治二十三年十月に公布）によつて規定され、市の各学区毎に学校維持費を負担することが定められた。これと同時に小学校令は改正されたが、これにより「市町村立小学校ニ就学スル児童ヲ保護スヘキ者ハ、授業料規則ニ依リ、授業料ヲ納ムヘシ」「授業料ハ市町村ニ属スル収入トス」と規定され、市の資力が尋常小学校設置の負担に堪えないと認定されたときは、府県費でもつて補助を受けられるようにしたが、原則としては市費で負担することになった。その後、教育費の負担は一般に市町村財政を圧迫し、次第に小

市制施行当
初の市歳出
構成

第4表 市制施行より明治30年度までの鹿児島市歳出推移(単位1,000円)

年 度 項 目	明治22年		" 25 "		" 28 "		" 30 "	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
会議費	101	0.5	626	2.5	281	0.6	330	0.6
役所土木費	6,722	34.8	8,750	34.4	6,574	13.7	7,617	12.8
教育費	1,234	6.4	2,861	11.2	68	0.1	3,928	6.6
衛生費	11,242	58.2	10,437	41.0	22,057	46.0	24,853	41.9
救護費	4	0.0	203	0.8	11,935	24.9	558	25.9
警備費	17	0.1	5	0.0	1	0.0	3	0.0
勸業費	—	—	131	0.5	111	0.2	470	0.2
公債費	—	—	—	—	132	0.3	—	—
共有物管理費	—	—	2,191	8.6	2,531	5.3	1,482	2.5
諸税及負担	—	—	—	—	42	0.1	—	0.1
その他	—	—	1	0.0	39	0.1	34	0.1
合計	3	0	228	0.9	4,220	8.8	19,805	9.2
合計	19,323	100.0	25,433	100.0	47,991	100.0	59,242	100.0

(注) 出所第1表に同じ

学校教育に対する国庫補助の要望が強まった。全国の市の平均において、歳出の二四―五%を占め、鹿児島市の場合などは第四表にみるように、四〇%以上を占めてその負担はかなり重かった。ここにおいて明治二十九年(一八九六)三月「市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法」が成立し、勤務年数五年以上の教員に対し、本俸の一〇分の一五の加俸を給することを定めて、教育費国庫補助の途が^{みち}開かれた。その後三十一年以後、この教育費国庫補助制度は再三改正された。しかし、鹿児島市の教育費が当時どの程度国庫補助を得ていたかは明らかにし得ないが、主として授業料収入と、それを補う財産収入によって維持されていたようである。

また衛生費は当初は極めてわずかなものであったが、二十七年前後より次第に増加し、三十年には教育費に次いで全歳出の四分の一を占める

に至った。明治十年制定の虎列刺（コレラ）病予防法にはじまり、同十三年伝染病予防規則が定められて、コレラ・腸チブス・赤痢・チフテリア・発疹チブス及び痘瘡の六種がその規則の適用を受け、医師及び患者の届出の義務や予防・消毒その他について予防法の施行を命じた。その後、次第に伝染病患者が年々増加し、また日清戦争前後の労働力培養を図るためにも、その予防が緊急の課題となり、同三十年四月伝染病予防法が公布された。これにもとづき、国より府県税及び地方税の支出に対する六分の一の補助がなされ、さらに府県税及び地方税よりの市町村に対する補助がなされることになり、これによって、伝染病予防に対する事務及び費用の分担関係が明確になった。鹿児島市において二十七年以降、伝染病の増発と同時に、この予防関係の法的予算的裏づけがなされて、次第に衛生費の増額を見た。また、この衛生費のなかには、市立病院費（明治二十六年設立）も入っている。

第5表 明治27年度（1894）
鹿児島市決算内訳（単位円）

会 計 別	区 別	歳 入	歳 出
市 決 算		22,764	22,739
飲 用 水		710	403
公 園 費		351	43
市 立 病 院		9,853	8,591
(町区)			
第1区山之口町外17町		4,386	4,385
第2区下尾町外16町		1,996	1,996
第3区新町外14町 (下町区)		6,067	5,690
小川町外7町		41	26
合 計		46,167	43,874

なお、第二表、第四表に示された市の歳入・歳出は、現在の普通会計のほか、に事業会計及び町区会計を合算したものである。明治二十七年の決算についてその内訳を示せば第五表の通りである。

最後に、この時期の鹿児島市の歳出構成比を全国四〇市平均のそれと比較してみよう。第六表に示されたのを見ると、鹿児島市は全国平均に比し教育費が高く、ま

な発展に応ずる国内体制を整備するためには、地方制度にも多くの改変を加える必要が生じていた。ことに日清・日露両戦争を通じて、中央も規定の不備、行政上の権限の不明確等を改める必要が生じていた。ことに日清・日露両戦争を通じて、中央集権体制の強化をはかり、国政委任事務が増大し、行政内容も多様化してきたから、地方財政面にも制度上大きな改革はなかつたとはいえ、新税の創設、税率の改正等が行なわれた。

第6表 歳出構成比の全国40市平均と
鹿児島市の比較

(%)

区 別 年 度 項 目	全国40市平均構成比			鹿児島市構成比		
	明治	"	"	明治	"	"
	22年	25 "	30 "	22年	25 "	30 "
会議費	1.6	1.1	0.5	0.5	2.5	0.6
役所費	22.3	13.2	7.0	34.8	34.4	12.8
土木費	40.4	14.2	12.2	6.4	11.2	6.6
教育費	25.4	22.6	21.6	58.2	41.0	41.9
衛生費	2.7	2.7	3.7	0.0	0.8	25.9
救済費	0.5	0.5	0.2	0.1	0.0	0.0
警備費	1.7	1.1	0.7	—	0.5	0.2
勸業費	0.2	0.2	0.3	—	—	—
公債費	2.7	7.2	23.9	—	8.6	2.5
公有物管理費	0.2	2.3	1.6	—	—	0.1
諸税負担	0.0	0.0	0.7	—	0.0	0.1
その他	2.2	34.7	27.6	—	0.9	9.2
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 全国平均は日本帝国統計年鑑より、
その他は雑支出、基本財産及蓄積金、公園費、市区改正費、水道費、補充費、寄附及補助費等がふくまれる

た、二十五年頃までは役所費、二十七年以降は衛生費の支出が顕著に高い。もつとも全国平均の場合は、その他の支出（基本財産費のほか東京市の市区改正費が大半を占める）が著しく多く、かつ特殊なものをふくむから、端的に比較することはできないが、それにしても教育費の比率は他市に比しかなり高いといえよう。

明治後半期の財政 市制町村制は、明治二十二年施行以来、同四十四年に至るまで大きな改正をみなかつた。もつとも、この間、わが国資本主義経済の急速

(単位1,000円)

" 39 "		" 41 "		" 45 "		" 44 "	
金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
77,709	46.6	110,176	52.2	151,017	40.2	199,217	46.7
4,032	2.4	6,961	3.3	8,114	2.2	9,145	2.1
1,988	1.2	2,996	1.4	8,913	2.4	10,603	2.7
7,632	4.6	8,400	4.0	9,675	2.5	9,913	2.4
11,140	6.7	8,868	4.2	16,209	4.3	16,073	3.8
1,239	0.7	3,642	1.7	1,160	0.3	655	0.2
9,340	5.6	645	0.3	61,694	16.4	103,238	24.0
—	—	21,000	9.9	56,000	14.9	—	—
53,602	32.2	24,208	11.5	56,067	14.9	52,899	12.4
—	—	24,220	11.5	6,968	1.9	24,340	5.7
166,682	100.0	211,116	100.0	375,858	100.0	426,083	100.0

明治四十四年の新しい市制および町村制成立までの経過を、まず、鹿児島市の歳入の推移についてみてみよう。第七表をみると市歳入規模は、この期間に約五倍にふくれ上がっている。歳入の首位を占める市税収入はこの間、約六・三倍となり、歳入規模の伸びを上回っている。市税収入に次いで、大きな比率を占めてきた「その他収入」は、明治四十年より急減しているのが注目される所である。

なお、この当時の歳入において、多少の差はあるが、繰越金が毎年相当額を占めると共に、公債金（公債収入）も多額に上がっており、歳入余剰あるにかかわらず、借入金が多いことは一見奇異の観があるが、これは、現在の普通会計の他に、公園費・水道費・市立病院費の他、性格の異なる特別会計を合算したものであること、事業繰り越しが多かったことに因るもので、必ずしも財政上の余裕を示したものではない。この期間の全国の都市財政の歳入の動向と比較してみたい。第八表は鹿児島市歳入の伸び率を国の一般会計、地方財政の普通会計、鹿児島県の歳入および全国四二市

第7表 明治後半期鹿児島市財政歳入の推移

項目	明治31年度		" 33 "		" 35 "		" 37 "	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
市税	31,662	37.5	44,087	40.6	57,833	46.0	47,990	30.1
財産より生ズル収入	1,019	1.2	2,146	2.0	2,092	1.7	4,280	2.7
使用料・手数料	2,379	2.8	2,477	2.3	2,577	2.1	1,756	1.1
国庫下付金	3,763	4.5	4,268	3.9	4,745	3.8	6,983	4.4
地方税補助金	3,590	4.3	2,079	1.9	6,098	4.9	10,431	6.5
及交付金	221	0.3	270	0.2	2,429	1.9	1,777	1.1
寄附金	5,428	6.4	6,008	5.5	7,688	6.1	13,060	8.2
繰越金	—	—	4,500	4.1	—	—	35,600	22.3
公債収入(公債金)	—	—	—	—	—	—	—	—
その他収入	36,343	43.0	41,808	38.5	42,122	33.5	37,859	23.6
基本財産運用金	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	84,405	100.0	107,643	100.0	125,584	100.0	159,736	100.0

の平均のそれと比較してみたものである。これによつてみると、明治後半期は、わが国の資本主義経済が日清・日露両戦争を経て、産業資本の確立により、飛躍的に成長した時期であつた。この間国民(生産所得)所得は約一・七倍の伸びに対し、国の財政(歳入)規模は約三倍に伸び、特に地方財政の規模は四倍と国のそれをさらに上回つてゐる。しかし、都市財政の規模の伸びはこれらを遙かに上回つて伸び、全国四二市の平均は実に一二倍となつてゐる。もっとも、これには東京市が入つており、特殊な事情が加わるが、鹿児島市だけをとつても五倍の伸びを示しているのである。この間、日本銀行の卸売物価指数は、ほぼ二倍(明治二十年を一〇〇として二十二年には一一二、同四十四年には二二九)にしか上昇してゐないから、国の財政規模は、實質的には一・五倍くらいにしか伸びてゐない。それにしても、地方財政、特

移税に明
 収お治
 入の後
 の半
 推市期

第8表 明治後半期における鹿児島市歳入の伸び率の諸指標との比較

年度	国民(生産)所得 (100万円)		国の一般会計歳入 (100万円)		地方財政歳入 (100万円)		鹿児島県歳入 (1,000円)		全国都市歳入 (100万円)		鹿児島市歳入 (1,000円)	
	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数
明治22年度	1,030	46.1	97	44.1	43	38.7	377	54.4	2	13.3	21	25.0
25	1,275	56.8	101	45.9	60	54.1	348	50.2	10	66.6	27	32.1
31	2,233	100.0	220	100.0	111	100.0	693	100.0	15	100.0	84	100.0
33	2,519	112.7	296	134.5	150	135.1	1,113	160.1	25	166.5	108	128.5
35	2,524	112.9	297	135.0	177	159.5	1,287	185.7	33	219.8	126	149.9
37	2,612	116.9	327	148.6	148	133.3	1,203	173.6	30	200.0	160	190.4
39	2,970	132.9	530	240.9	202	182.0	1,074	155.0	54	359.6	167	198.7
41	3,407	152.5	795	361.3	269	242.3	1,467	211.7	59	392.9	211	251.1
43	3,333	149.2	673	305.9	363	327.0	1,714	247.3	119	792.5	376	447.4
44	3,884	173.8	657	298.6	448	403.6	2,058	297.0	182	1212.2	426	506.9

- (1) 国民所得(生産)は日銀編「本邦主要経済統計」第10表の「山田推計」による。
- (2) 国の一般会計歳入は同上第39表による。100万円未満は4捨5入。
- (3) 地方財政歳入は普通会計分、資料は上に同じ。
- (4) 鹿児島県歳入は「鹿児島県史」別巻より。
- (5) 全国都市歳入は「日本帝国統計年鑑」より。

に都市財政の規模は、都市施設の近代的
 装備を急ぐ一方、教育・保健衛生等の財
 政需要も増大して、新税の創設、税率の
 変更による自主財源の増大、及び国・県
 の補助金や公債収入等の依存財源の増収
 をはかることにより、その財政規模は著
 しくふくれあがったといえるであろう。
 歳入の首位を占める市税については、
 制度上大きな変革はなかったにしても、
 歳入規模拡大に最も大きく寄与したの
 で、その推移について概観してみよう。
 市税の推移を見る前に、まず、当時の
 鹿児島県民の租税負担の状況を「鹿児島
 県史」によってみるならば、第九表の
 通りである。これによってみると、明治
 二十年代においては、国税が六割前後と
 過半を占めていたが、その比率は漸減し

第9表 明治20年代以降末年に至る鹿児島県民の租税負担(単位1,000円)

区 別 年 度	国 税	県 税	市町 村 税	合 計 総 額	租税総額構成比			県 民 負 担 額	
	総額	総額	総額		国 税	県 税	市町 村 税	一戸 当 り	一 人 当 り
明治23年~同26年	910	251	237	1,398	65.1	18.0	17.0	円 6.77	円 1.36
〃 27年~〃31年	1,050	390	448	1,888	55.6	20.6	23.7	9.15	1.75
〃 32年~〃36年	1,457	760	1,081	3,298	44.2	23.0	32.8	15.61	2.87
〃 37年~〃40年	2,471	745	1,221	4,427	55.8	16.8	27.4	20.15	3.61
〃 41年~〃45年	3,282	1,187	2,369	6,838	48.0	17.4	34.7	29.95	5.17

(注) 「鹿児島県史」第4巻622頁。1,000円以下4捨5入。

て明治四十年代に入ると五割以下となり、一方県税はこの間三十年代前半二三%を越えたが、おおむね一七%内外を横ばい状態に推移し、また、市町村税は、前半一八%内外であったのが次第に比率を上昇せしめ、後半には三〇%を越えるに至っている。この間の県民の負担額を一戸当たりについてみれば四・四倍、一人当たりでは三・八倍となり、物価の上昇を考慮しても、租税負担額はかなり重くなり、殊に市町村のそれが重くなってきたといえよう。鹿児島市の市税について、この期間における法改正による変更についてみるならば次の通りである。当初、国税附加税は地価割(地租附加税)のみをもってし、同三十年代より營業税附加税が加わり、三十四年度からは所得税附加税が創設された。地租附加税(地価割)については、賦課制限(制限税率)もしばしば変更され、当初七分の一(明治二十三年の郡制では七分の一・五)であったが、三十三年の市制町村制改正により五分の一となり、その後、日露戦争の非常特別税法は国の税収を確保するため、地価割の附加税率を二〇分の三に引き下げた。四十一年には地方税に対する圧迫を緩和するため、附加税制限法により再び一〇〇分の四〇に引き上げた。さらに、同四十三年には宅地一〇〇分の九、田畑一〇〇分の二一、その他一〇〇分の一八とし、次いで同四十四年には宅地一〇〇分の九、その

他一〇〇分の二一としばしば変更を加えたが四十三年以降の地価割は著しく増収をもたらした。鹿児島市の場合も日露戦争の時期に若干減収になったが、その後増収を続け、特に四十三年度には、対前年に比し約七割の増収をもたらした。しかし、市税収入中に占める比率は、二一・三%程度を占めていたにすぎない。

直接国税に対する営業税附加税（営業税割）は明治三十年度より設けられたが、新設当時一〇〇分の五〇であったのが、前記非常特別税法で一〇〇分の三〇となり、その後四十一年に一〇〇分の三五、四十三年に一〇〇分の一五と変更された。鹿児島市においても三十六年度までは、おおむね二割近い増収をあげているが、三十七年度以降は、次第にその占める比率は一割前後に低下した。

所得税附加税（所得税割）は、全国四二市中、一二市は創設がおそく、鹿児島市も明治四十三年に創設した。この所得税割も当初賦課制限一〇〇分の五〇であったが、営業割と同様に四十一年度まで三回の改訂があった。その増収はこの期間を通じて、市税収入のほぼ一割を占めた。

県税附加税は戸別割・家屋割・営業割・雑種割を認められたが、鹿児島市の場合、この期間は、戸別割と営業割により、家屋割は、明治四十三年に至り、家屋税附加税として戸別割に代わった。市税収入中、県税附加税は、ほぼ三分の二を占めていたが、なかでも戸別割がそのおおもとなしていた。県税附加税は課率に制限が設けられていなかったから、その賦課は伸縮性に富んでいた。したがって、他の課税制限のある税種で、十分に増収をあげ得ない場合、歳入の調節的役割をもたされたがことに、戸別割はその役割を果たした。なお、県税附加税の営業割は、二十年代においては戸別割に次いで市税収入に大きな比重を占めた。

三十年度に国税附加税の營業税が設けられたため、税率が低くなり、三十年以降三十九年度までは五―六%の比率しか占めなくなったが、四十年以降再び増加した。

明治三十年代の市税収入の推移について注目すべきは、日露戦争を契機とする地方課税制限の動向である。明治三十七年（一九〇四）二月、宣戦布告されてより、その戦費は約二〇億円という巨額に上ったが、この戦費調達のため、非常特別税法が公布されて大増税が行なわれた。このため国民に多大な負担を課することになったが、政府はその負担緩和のため、地方経費を極力緊縮せしめるとともに、府県・市町村の附加税に制限を加える措置をとったのである。これによって臨時増徴額に対する附加税賦課を禁止し、前述のように各種附加税の課税制限を行ない、また、制限外課税に限定を加えた。この措置によって、日清戦争以後、急速に膨張してきた地方財政は足踏み状態となり、鹿児島市においても三十七年度からしばらくの間は、その財政規模は横ばいを示し、三十七・三十八両年度は税収も減退した。もともと一般的には、この措置によって地方公共団体の情実的乱費、実力以上の支出、不要不急事業の実施等が、改廃されることも多かった。

しかし、戦後、政府は一層の軍備拡充、鉄道・電信電話の拡充、土木事業の普及、高等専門学校の増設、朝鮮・満州の経営等が多くの財源を必要とするに至った。他方、地方公共団体も、戦時中、抑制された事業の復活のほか、産業・教育・土木・衛生各般にわたって、多くの事業を行なう必要に迫られた。これは、都市を中心とした経済的機能の発展にもよるところが多かったが、同時に戦時及び戦後の委任事務の増加に多く起因していた。そのため、地方公共団体は嚴重な附加税制限の下にあったとはいえ、その増大する経費支

(単位1,000円 %)

40		43		全国市平均構成比 (%)				
金額	%	金額	%	31年度	34	37	40	43
19,644	20.0	34,149	22.6	34.9	34.8	30.9	24.8	28.3
2,006	2.0	4,953	3.3	5.2	4.0	3.8	2.7	3.5
9,002	9.1	14,768	9.8	8.9	12.4	11.5	10.1	10.9
8,636	8.9	14,428	9.5	20.8	18.4	15.6	12.0	13.9
76,891	78.1	116,863	77.4	49.9	27.5	25.5	44.4	41.2
63,045	64.1	—	—	15.8	10.1	10.7	12.1	11.1
—	—	87,404	57.9	22.8	12.4	9.1	24.3	21.3
13,846	14.0	29,464	19.5	11.3	5.0	5.7	8.0	8.8
1,837	1.9	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
—	—	—	—	15.2	37.7	43.6	30.8	30.5
98,372	100.0	151,017	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 戸別割は明治43年度より家屋税附加税に代わる。

(4) 全国市平均の日本帝國統計年鑑による。

弁のため、この制限を受けない戸別割、その他独立税の乱設、あるいは公債の増発の傾向を招いた。かくして政府はこの傾向を抑制するため、明治四十一年(一九〇八)「地方税制限ニ関スル法律」を制定した。

この地方税制限法は、戦時中の課税制限を緩和したが、特に国税附加税の賦課については、厳重な制限を加えたものであったから、その後、地方の事業増加するに伴い、地方団体は零細な税源をあさり、零細所得者への過重な負担をもたらし、あるいは地方債の累積により、財政負担をますます重いものにした。

このように、明治四十三年度以降の戸別割・家屋割等、急増しており、また、先に掲げた第九表の鹿児島県民の租税負担状況をみても、市町村税の比が、四十年以降、急増しているのは、これらの事情に因るものである。

さて、鹿児島市のこの期における市税収入の構成と全国の市平均(市の数は当初四二市であったが明治四十三年には六七市に増加している)とを比較してみると(第一〇表)、全国平均の場合、特別税が三〇%以上の比率を占めているが、鹿児島市では特別税を徴し

第10表 鹿児島市市税収入の構成の全国都市平均との比較

項目	年度		明治31年度		" 34 "		" 37 "	
	金額		金額	%	金額	%	金額	%
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
直接国税附加税	7,849	24.8	17,429	27.5	14,098	29.4		
地租附加税(地価割)	1,072	3.4	1,416	2.2	1,101	2.3		
所得税附加税(所得税割)	—	—	4,338	6.9	5,393	11.2		
営業税附加税(営業税割)	6,777	21.4	11,675	18.4	7,604	15.9		
府県税附加税	23,813	75.2	46,049	72.5	33,892	70.6		
戸別割	19,213	60.7	41,288	65.0	30,625	63.8		
家屋割	—	—	—	—	—	—		
営業割	4,600	14.5	4,761	7.5	3,267	6.8		
間接国税附加税	—	—	—	—	—	—		
特別税	—	—	—	—	—	—		
合計	31,662	100.0	63,478	100.0	47,990	100.0		

(1) 鹿児島市は明治34年度より所得税附加税を創設した。

(3) 市の数は当初42市、43年度には67市となる。

ていないため、かなり構成比が異なっている。すなわち、直接国税附加税の占める比率は、全国平均に比し若干下回る程度であるが、府県税附加税は日露戦争後の家屋税の増徴までは全国平均が三〇%以下であったのに対し、鹿児島市は七〇%を上回っており、概して毎年全国平均よりかなり高い比率を示している。もともと特別税は比較的大都市がこれを徴しており、特に六大都市のそれが多額であるから、これを徴しない中都市以下に比べると、おおむね平均並みの構成をもつて推移したとみてよいであろう。

なお市民一人当たりの租税負担額は資料が不充分のため、この時期を通じては把握し得ないが、明治三十九年より四十四年までにわたる負担状況を「鹿児島市統計書」によってみると、三十九年には一人当たり六円七五銭、一戸当たり三七円一五銭であったが、四十二年には一人当たり七円九五銭、一戸当たり四六円七九銭、さらに四十四年には一人当たり九円七三銭、一

戸当たり五六円五七銭となりほぼ一・五倍に負担がふえている。

市税以外の
収入

なお、市税以外の歳入について説明を加えておこう。「財産ヨリ生ズル収入」は貸地、貸家料と市有基本財産の預金利子、債券利息の収入から成り、明治三十二年以降、次第に増収に向かつて、歳入のほぼ二%ないし三%に伸びた。使用料手数料は、提塘使用料・道路使用料・督促手数料・諸証明手数料及び戸籍手数料をふくむものである。なお、督促手数料に関連していえば、当時、県税・市税については、滞納のため督促状を発せられるものすぶる多く、三十三年度には県税分四九二六通、市税二六〇通分が予算に計上してあり、また、市統計書によると、四十一年度には督促状を発行されたもの二万一七九六六、滞納金額二万九六二七円（同年の市税二万〇一七六円の約二〇%）に及んでいた。

雑収入については、明治二十年代と同じように、その大半は学校授業料である。四十年より雑収入が急減したのは、同年、小学校令改正により「市町村立尋常小学校ニ於テハ授業料ヲ徴取スルコトヲ得ス。但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス」としたことによる。もともとこれより先、明治三十三年八月、勅令による小学校令では、義務教育年限四か年として、授業料徴収をせざることを本体としていたが、鹿児島市では四十年の改正まで徴収していた。なお、従来あった学区は三十九年度より廃止となり、高等小学校・商業学校・女子興業学校の授業料が市費の歳入に統轄された。他の雑収入は役所・学校のし尿処理・じんかい処理が、現在とは反対に不用品払代等となって計上されている分や、女子学校の製品売払代金等である。

国庫及び県の交付金及び補助金のうち、交付金とは、前にも述べたように、国税県税（地租を除く）徴収の手数料として、それぞれ徴収額の一〇〇分の四を市町村に交付していたものである。明治四十四年の法改正により、地租徴収額について、国・県とも、さらに一〇〇〇分の七を市町村に交付することになったので、交付金の収入は四十四年度以降かなり増収を示した。国庫補助金は主として教育費関係であり、二十七年に制定された実業教育費国庫補助法に基づく実業学校に対する補助（鹿児島市の場合、商業学校及び女子興業学校）のほか、教員の年功加俸の国庫補助があった。すなわ

ち、明治三十三年（一九〇〇）の「市町村立小学校教育費国庫補助法」により、教員の年功加俸が学齡児童数及び就学児童数に比例して配付されることになり、さらに、四十年の改正により国の補助額と同額が県よりも交付されることになった。ただ、この年功加俸は、各府県に市町村立学校年功加俸資金が設けられて、そこから支給されたから市決算面にはあらわれてこない。また、三十二年に教育基金特別会計法によって、国が府県に配付した教育資金より市町村に貸付けを行ない、尋常小学校の校舍校地の設備費を交付するようになった。これは、市町村の教育費の増額が、その財政に与える圧迫を緩和する方策として行なわれた措置であり、後に現在の義務教育費国庫負担制度へ展開するものである。

また、明治三十二年に府県制が改正され、府県は公益上必要あるときは、寄附また補助を為すことができるようになった。特に三十年の伝染病予防法によって、府県に対し市町村の負担すべき予防費に対し、その六分の一以上、二分の一以下の補助を為すべきことを命じ、市町村がその負担に耐えないか、特別の事情があるときは二分の一以上、全額まで負担することができるようにした。

つぎに公借金つまり市債収入である。市町村債については、当初、旧債償還のためと天災事変等の場合、あるいは市の永久の利益を計るため支出を要する時に、起債することに限定されており、また、償還の時期を三年以内とし、三〇年以内に償還を終え、その起債については内務・大蔵両大臣の許可を受くることを要するものとしていた。しかし、日露戦争後、地方自治体の行政は多くの整備を必要とする事業が急増したのに対し、政府は附加税制限の措置をとったため、地方団体は零細な独立税源を求めるとともに、起債の緩和措置を強く訴えるようになった。このため、明治四十四年市町村制の改正により、前記償還に関する制限を廃するとともに、大蔵・内務両大臣の認可を必要としない起債及び増募の範囲を広げ、教育費に充当するため、県の教育基金等の基金から借り入れる場合、小学校建築増築に関する費用あるいは伝染病予防費、緊急災害復旧費に充当するため借り入れる場合および借り入れの翌年度に返済する場合の三つに限って認可を必要としないものとした。また、その資金調達についても、四十二年に大蔵省預金部資金を日本勧業銀

行及び農工銀行を経て、従来の短期高利資金を低利に借り替へ得る措置が認められた。これらの改正措置により、地方団体は旧債の借り替え、あるいは新規起債が従来に比して比較的容易に行なえるようになった。

鹿児島市においても市債収入は明治三十年代においては三十七年度を除いては比較的少額にすぎないが、四十一年以降次第に増額してきて、四十二年度には戸別割の減収もあつて、公借金は三〇・三%を占めた。そして従来の借り入れ先は浪速銀行鹿児島支店が主であり、その借り入れ利息も年一割以下、あるいは日歩二銭五厘（年利九分二厘五毛）等の高利であつたが、四十年二月の県通牒つうたうにより、日本勸業銀行より「債務償還ニ堪ユヘキ相当ノ財源ヲ有スル市村ノ起債ニ対シテハ」「年利最高七分式厘迄ニ於テ便宣融通可相成旨申入レ」があつて、勸銀より低利資金が借りられるようになった。明治四十五年二月の記録によると、道路費・墓地改修費についての六万円の起債は五分三厘の低利で借り入れられている。当時、このように公債金も増加し、三十九年の市会には税源を求めため、財源調査会が設置されており、また、教育費の増大や市立病院の県移管問題が起ころなど、鹿児島市の財政事情も全国的動向と軌を一にして相当ひつ迫はくしていた。なお、寄附金収入は市篤志家の教育施設あるいは道路施設等への寄附で、歳入に占める比率は微々たるものであるが、三十八年に神戸市在住の本市出身川崎正蔵が教育施設に三〇〇〇円寄附している。政府は市制施行以来、市町村財政の基礎を強固にするため、基本財産維持を義務づけ、財産蓄積を極力奨励した。鹿児島市においては明治二十七年より基本財産蓄積条例を定めるべく、市会においても検討はされていたが、三十四年の資料によると、当時まだ条例は定められておらず、県当局よりその制定方を促されている。基本財産は年々増加し、その運用収入は「財産より生ずる収入」や「その他収入」中に利子収入等として計上されて

明治後半期
における市
歳出の推移

いるので、正確にその額をとらえられない。しかし、四十年に市町村有財産管理規程準則を定めて、有価証券・郵便貯金・銀行預金等による運用を奨励し、従来の貸付金回収を計らしめることとなつてから、はじめて基本財産運用金として計上し、前掲第七表にみるように、相当の収入を占めるようになった。しかし、市有基本財産の総額は資料不備のためわからず、市立学校基本財産が明治二十九年に七〇一四円であったのが、四十四年には一万二七二五円に増額したことを市統計書によつてうかがい知ることができのみである。

さて、明治後半期における歳出の推移をみてみよう。第一一表は一般市費のほか水道費・公園費等別途に計理されているものをも一括した決算額である。第一一表によつて、この期の鹿児島市の歳出構成の特徴的な傾向を全国の都市の平均と比較することによつて見出すならば、まず、教育費の比率が著しく高く、公債費と「その他の諸費」がかなり低いということである。もつとも、その他の諸費のなかには水道費・病院費・公園費のほか基本財産造成費や雑支出が全部ふくまれ、大都市ほどこれらの事業に多く経費をさいている。したがつて、これらを一切含んだ歳出総額を一般的な市行政の経費構造の比較に用いることは、必ずしも妥当ではないが、それにしても、本市の教育費が毎年四割あるいは五割以上を占めていることは注目される。もちろん「その他諸費」の比重が全国市平均に比し低いため相対的に本市教育費が多いことになつたのであろうが、明治三十年当時、本市小学校は尋常小学校七校・高等小学校一校で、これを本市よりやや人口の多かつた長崎市の尋常小学校三校・高等小学校二校に比べると、校数が多くそれだけ教育行政に力点がおかれ、校区財政の学校維持の資力がより大きかつたといえよう。

教育費について比率の高いのは役所費・土木費である。役所費の大半は給料である。市制施行当時、二〇余名の吏員と二〇名の世話人をもって発足したが、三十一年度には書記一八名・雇二名・使丁・小使・給仕二三名、合計六一名となり、四十二年度には書記二八名・書記補二名・監督技手・巡視等一三名（小使等は不明）合計六二名で、吏員級だけを比較すると、この期間に約五割ほど増員になっている。人件費単価についてみると、三十一年度の予算では書記及び雇員一人当たり月給は九円〇七銭であるが、四十一年度は書記及び書記補のそれは一五円一四銭と約三分の二の増額となっており、管理職の市長年俸は三十一年度の八〇

(単位円)

＼ 43 々		全国市平均構成比				
金額	%	明治 31年度	々34 々	々37 々	々40 々	々43 々
840	0.3	0.6	0.4	0.3	0.3	0.2
27,245	9.6	9.6	8.2	8.2	6.7	5.2
7,563	2.7	13.1	15.7	13.0	17.4	13.6
146,088	51.7	23.4	21.5	18.7	19.6	15.3
14,745	5.2	4.0	6.1	5.3	6.6	4.8
48	0.0	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2
1,853	0.7	0.8	0.7	0.8	0.7	0.5
7	0.0	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3
43,024	15.2	13.1	13.3	24.1	22.8	21.4
—	—	1.9	1.9	2.8	1.0	2.3
—	—	2.6	6.1	6.5	2.4	2.3
41,480	14.6	30.2	25.4	19.6	21.9	33.9
282,793	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

る。全国平均は「日本帝国統計年鑑」より。

〇円から四十一年度には一八〇〇円と二倍以上に伸び、助役は四五〇円から七〇〇円と増額している。土木費は当時、ほとんど道路修繕費と治水堤防費に充てられていたが、市会議事録をみると、現在の市中央部海岸線一帯の埋立工事および鹿児島港修築工事は、当時市土木行政の中心問題であった。名山堀その他の埋立、洲崎地区の埋立、そして三十八年十二月の鹿児島港修築工事竣工まで、経済的發展に伴う市の施設整備も明治末期に着々と進められていった。また、本市の場合しばしば台風等の風水害による

第11表 明治後半期における鹿児島市歳出の推移

項目	年度		明治31年度		" 34 "		" 37 "		" 40 "	
	金額		金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
会議費	415	0.6	407	0.3	252	0.2	384	0.2		
役所費	9,029	13.4	12,511	9.6	14,116	11.5	24,205	15.4		
土木費	7,465	11.1	8,614	6.6	7,519	6.1	6,588	4.2		
教育費	29,536	43.8	51,015	39.2	53,246	43.3	85,923	54.6		
衛生費	558	0.8	42,987	33.0	5,314	4.3	8,484	5.4		
救助費	3	0.0	4	0.5	2	0.0	—	—		
警備費	470	0.7	672	0.0	951	0.8	2,140	1.4		
勸業費	—	—	—	—	—	—	—	—		
公債費	—	—	3,399	2.6	4,846	3.9	7,347	4.7		
財産管理費	—	—	—	—	24,281	19.8	—	—		
諸税及負担	34	0.1	68	0.1	82	0.1	129	0.1		
その他諸費	19,805	29.4	10,600	8.1	12,328	10.0	22,137	14.0		
合計	67,315	100.0	130,277	100.0	122,937	100.0	157,332	100.0		

(注) その他諸費には水道費、病院費、公園費、基本財産造成費、雑支出が含まれ

災害が多く、その復旧費の多いことが特徴的であつた。

つぎに衛生費は第一一表では三十四年度に著しく巨額を要しているが、その後三十八・三十九兩年度においても歳出の約二〇%以上をさいている。衛生費は明治三十三年汚物掃除法実施以来、人夫賃等その所要経費は年々増額したが、年により特に巨額を充てたのは、伝染病の発生に伴う対策に因るものである。三十八年度の市会議事録によると、伝染病院の増築の急を要するに至つた提案理由の説明において、赤痢病患者が市内三八か所に続発し、一町内で一五名も患者が発生した所があり、一六八人の患者中四五人の死亡者があり、避病舎に収容しきれず、自宅患者をやむなく認めざるを得なくなつたことを述べている。このような「意想外のまん延」に対処して避病舎の増築等、防疫費が巨

額に上つたのである。

「その他諸費」には前述のように公園費・病院費・基本財産造成費等多くの重要なものを含み、次第に巨額になつてきている。このうち特に比率も大きく、この時期の市財政上、最も多くの論議をほらんだのは市立病院費であつた。同病院は明治二十六年、私立鹿児島病院を閉鎖して市立病院となつたものである。設立以來三十一年度までは薬価・入院料・手術料をもつてその経費をまかない得ていたが、次第に経費増額し、また、増築あるいは医師増員等により、収支事情は窮迫し、特に伝染病が流行すると、一般入院の激減によつて経費が一層苦しくなつていた。三十六年度市立病院の公借金のを審議する頃から、その経営は、市財政上の重要問題となり、三十九年八月に至り、遂に県に無償譲与することに決し、四十年より正式に県に移管された。市民からみれば、市立病院の存置は当時の衛生事情や、医療行政未整備のもとにあつて極めて重要であつたが、その維持について、市の一般的な財政事情は必ずしもその存続の為多額の経費をさくほど、まだその基礎が固まっていなかつた。

明治二十二年市制施行以來、明治末年に至るまでの市財政の推移した期間は、わが国資本主義經濟の生成期に対応し、地方行政において多くの変革と整備拡充を要した時期であつたし、また、鹿児島市としては県行政の中心として、あるいは産業及び消費、流通の中心としての整備を急いだ時期であつた。しかし他方、その財政的基礎は財政需要の増大に應えるにはなお充分固まつたものではなく、かつ、政府及び県等上位団体の多くの規制を受け、意に任せぬところが多く、後半に至り、戸別割の増加、公借金の増加等、次第に住民の負担も増加してきたのであつた。当時の市會議事録をみると、市長の出張旅費、トラホームの治療費を削り、

新たな財源を探すための調査委を設け、あるいは市立病院を県に移管する等の措置により、財政の節約を極力をはかることが、つねに議事を中心をなしていたことから、当時の財政が必ずしも樂觀を許さなかつたことがうかがわれるのである。

II 大正時代の市財政

明治後半期から大正へかけてわが国経済は、日露戦争後の好況、それに次ぐ恐慌、不況と目まぐるしい景気変動のうちに、大正三年（一九一四）七月第一次世界大戦を迎えた。この戦争によって、わが国経済は多額の軍需物資の受注を中心に、海外市場に広く商品市場を開き、企業利潤が増大する一方、物価も騰貴して未だかつて見ない好況を迎えた。この情勢に対応して政府は多くの積極的政策を打ち出し、このため国家財政は膨張したが、地方財政も物価騰貴に伴う吏員、小学校教員の人件費の増額、都市の発展に伴う諸施設の整備、庁舎の新築修繕、あるいは備品、消耗品等物件費の急増等により国家財政以上の膨張を示した。

大正期における財政規模の伸長

すなわち、第一二表によってその推移をみるに、大正年間において、第一次世界大戦の後半期に当たる大正七年（一九一八）以降、大戦景気の影響を受けて国民所得は急増し、これに対応して国の財政規模も増大したが、地方財政は大正九年以降になると、国民所得あるいは、国家財政規模の増大をかなりしので膨張していった。もっとも、明治末期から大戦ぼつ発までは、日露戦争後の反動恐慌の余波を受けて、景気は沈滞していたこともあって、当時の政府は財政上消極主義をとり、地方行政について緊縮整理に努める方針を示したから、大正五・六年頃まではむしろその規模は縮少の傾向すらみせた。しかし、大戦ぼつ発後の好況

第12表 大正年間地方財政歳入規模の推移
(単位100万円 但し鹿児島市歳入は1,000円)

区別 年度	生産国民所得		国の一般会計歳入		地方財政歳入		鹿児島市歳入	
	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数
明治33年度	2,519	56	296	43	150	38	108	28
大正元年度	4,508	100	687	100	394	100	362	100
〃 2 〃	4,556	101	722	105	376	95	420	116
〃 3 〃	4,241	94	735	107	374	95	393	109
〃 4 〃	4,223	94	709	103	367	93	300	83
〃 5 〃	5,146	114	813	118	387	98	301	83
〃 6 〃	6,655	148	1,085	158	483	123	335	93
〃 7 〃	9,257	205	1,479	215	600	152	504	139
〃 8 〃	12,834	285	1,809	263	822	209	708	196
〃 9 〃	13,154	292	2,001	291	1,169	297	1,481	409
〃 10 〃	12,055	267	2,066	301	1,355	344	1,752	484
〃 11 〃	12,107	269	2,087	304	1,591	404	1,646	455
〃 12 〃	12,117	269	2,045	298	1,566	397	1,489	411
〃 13 〃	13,702	304	2,127	309	1,639	416	1,806	499
〃 14 〃	14,304	317	2,071	301	1,737	441	1,815	501

(注) 生産国民所得は日銀編「本邦主要経済統計」P.28~29の「山田推計」による。

都市の財政規模を膨張せしめる原因となった。何よりも大きく影響したのは、物価の高騰に伴う各地方団体
 吏員及び小学校教員の俸給・臨時手当・旅費の増額・庁舎の新しい時代に対応した新築修繕をはじめ、諸物
 件費の高騰、既定事業費の増額に因るところが大きい。明治後半期に、ほぼ安定していた物価は、大正年間

は、前述のように地方財政に大きく影響し、大正年間を通じてみると、国民所得の三・二倍、国の財政規模三倍の伸びに対し、地方財政歳入は四・四倍となり、鹿児島市のそれはさらに伸びて五倍に達している。このように、大正後半期に地方財政の規模が膨張したのは、一般的にいえば、結核予防法、トラホーム予防法等の立法による衛生費、職業紹介法・社会事業関係立法による社会政策費・都市計画費・市街地建築物法等の都市施設にかかわる経費、あるいは地方の諸産業の施設の拡大による勧業費等がそれぞれ増加し、特に

には、大正元年（明治四十五年）を一〇〇とすれば、大正八年には三五九となり、その後低下はしたが、大正十四年には二〇二と一四年間にほぼ二倍に達している。

このような経費の著増に当面して、地方財政の運営は次第に窮迫し、その財源の補填が急を要することになり、政府は地方の主要税源である国税附加税の制限率を緩和することを図り、大正八年（一九一九）「時局の影響に因る地方税制限拡張に関する法律」を公布し、道府県及び市町村は主として官吏及び吏員の人件費、旅費の増額・庁費・雑費・既定事業費の増額に充てるため、内務・大蔵両大臣の許可を得て、地租・営業税及び所得税並びに段別割を、道府県は既定制限の一〇〇分の八〇、市町村は一〇〇分の六〇まで制限を超過して課税しうることになった。このような措置によって地方財政の窮迫は一時いくらか緩和されたが、物価騰貴や財政需要の増大に伴って、その規模増大のすう勢を止めることはできなかった。かくして、大正九年再び各国税附加税率を大きく上げざるを得なくなり、府県税の制限率拡大に対応して、市町村では、宅地の地租附加税制限率を一〇〇分の九から一〇〇分の二八に、その他の土地の附加税率を一〇〇分の二一から六六に、段別割を四〇銭から一円に、さらにまた営業税附加税の制限を一〇〇分の一五から四七に大幅に広げ、所得税附加税だけは一〇〇分の一五から一四に縮小した。また市町村制限外課税許可権の一部を府県知事に委任した。

このようにして、かつて日露戦争当時は、地方附加税の制限を強める措置をとったのとは対照的に、その制限を大幅にゆるめたのである。これらの措置による増加財源はいわゆる政策増的経費に充てられるよりは、むしろほとんど物価騰貴に伴う人件費・物件費等の必然増的経費に充てられたといってもよい。また、国税附加税ばかりでなく、独立税の増徴も著しく、特に府県税戸数割及びその市町村附加税（統計においては県税家屋税附加税のなかに計上されている。戸数割、戸別割を家屋税附加税としたのは大正六年度であり、大正十五年度より市町村税として独立した）は、特に世界大戦後に急増したが、これの賦課に対して統一的な基準はなく、大正十年の市制・町村制の改正によって市町村会議員選

挙権者が著しく増加し、市町村会の政争が激化するに伴い、その賦課をめぐって政争の具に供せられるおそれも見えてきたので、大正十年によく府県税戸数制規則が公布されて、一定の基準が設けられるに至った。

大正年間における地方税を中心とした地方歳入はこのように推移したが、この間地方税総額は大正二年に比し、大正十年には約三倍以上に増加した。この増収額約四億六〇〇〇万円のうち、約一億五〇〇〇万円は国税附加税の増加に因り、約三分の二に当たる残額三億円は道府県独立税、同附加税及び市町村独立税の増収に因るものであり、地方税のうち独立税の増収が、世界大戦を境として著増したことが注目されよう。このように、附加税の制限率大幅緩和と、独立税源の増徴とは、大正末期には既に限界に達し、増大する地方財政需要に対し、税源の枯渇が強く訴えられるようになった。この財政窮迫を打開することは、既存の税源に手直しを加えることでは不可能となり、弾力性に富む有力な財源を地方に与えて、税制の抜本的改正を加えられることの必要が生じた。大正十一年答申の、臨時財政経済調査会の地方税整理案や、大正十五年の政友会の地租委議案等は、かかる事情を背景に提案されたものであった。大正十五年三月の憲政会内閣の手によって行なわれた税制整理は、この抜本的改革までには手が及ばず、従来の地方税制内部の改組に終わった。市町村税については(一)、戸数割を市町村税として創設すると同時に、所得税附加税を廃止し、戸数割を賦課し難き市町村において、例外的に本税の一〇〇分の七以内の附加税を課し得ることとし、(二)、府県税家屋税及び特別地税の新設に伴い、これに附加税を課することとしたのである。この大正十五年の地方税制改革は、同年行なわれた地方行政改革の抜本的改正に比して、^{ほろ}び縫的なものに終わった。

(単位1,000円)

鹿 児 島 市 財 政			
歳 入		歳 出	
金 額	指 数	金 額	指 数
362	100	371	100
393	109	383	103
301	83	264	71
708	196	604	163
1,646	455	1,288	347
1,814	501	1,587	428

(2) 都市市政の分は「日本帝國統
金額とは、その集計項目の相異に

なお、政府は大正初期において、当時の景気の状態から緊縮政

大正期に
おける
市歳入
の規模
の推
移

第13表 鹿児島市財政規模の推移

区 別 年 度	地方財政 (普通会計)				都市財政			
	歳入		歳出		歳入		歳出	
	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数
大正元年度	394,481	100	335,475	100	137,098	100	105,299	100
〃 3 〃	374,562	95	327,629	97	97,541	71	82,981	79
〃 5 〃	387,155	98	334,606	99	116,498	85	90,620	86
〃 8 〃	821,844	208	662,579	197	247,303	180	178,303	169
〃 11 〃	1,591,400	403	1,309,130	389	517,165	377	387,572	368
〃 14 〃	1,737,440	440	1,429,443	425	712,642	520	547,624	520

(注) (1) 地方財政(普通会計)は日銀編「本邦主要経済統計」による。
計年鑑」による。(3) 鹿児島市分は「日本帝国統計年鑑」に所載の
よって突合せず、ここでは「鹿児島市統計書」による。

策をとり、その整理刷新に関する訓令を再三発し、あるいは非募
債方針をとるべき通牒が発せられたりしたが、世界大戦後におい
て再び地方財政の緊縮が強調され、特に大正十二年の大震災後
内務・大蔵両大臣の訓令がしばしば発せられた。しかし、地方財
政膨張の趨勢は抑止し難いものがあって、これらの訓令・通牒も
消極的効果しかなかった。ただこの間、細目にわたる政府の財政
指導・監督は、中央集権的地方自治の一層の強化をもたらした。
さて、このような地方財政の全般的推移のなかで、鹿児
島市のそれはどのような動向を示したであろうか。

第一三表は鹿児島市の歳入、歳出の推移を抽出年度につ
いて比較してみたものである。既に、第二二表によつても
みたように、本市財政の規模は国民所得、国の財政及び地
方財政の伸びに比べて、かなり高い伸び率を示したが、し
かし、全国の市財政平均と比べると、ややその伸びを下回
っている。東京その他の大都市の伸びが著しいためであ
る。大正年間、本市財政は歳入において五倍(全国都市平
均五・二倍)、歳出において四・三倍(全国都市平均五・
二倍)の伸びを示しているが、注目されるのは歳出の伸び

市歳入構成

(単位円)

" 11 "		" 14 "		全国市平均 (%)				
金額	%	金額	%	大正 元年度	" 5 "	" 8 "	" 11 "	" 14 "
837,260	50.9	783,902	43.3	16.3	20.4	21.7	20.8	19.1
10,178	0.6	51,503	2.8	1.3	1.9	3.2	1.4	1.3
105,877	6.4	100,946	5.6	14.0	26.7	23.0	20.3	20.0
40,246	2.4	47,512	2.6	0.8	1.0	1.2	0.8	2.1
11,613	0.7	15,266	0.8	1.5	2.0	1.2	1.2	
13,749	0.8	40,123	2.2	—	—	0.5	0.3	23.6
100	0.0	57,993	3.2	0.4	0.3	1.3	0.8	
446,848	27.1	564,651	31.1	29.8	18.3	15.8	22.1	23.6
18,000	1.1	11,000	0.6	—	4.2	4.1	2.0	22.2
56,300	3.4	81,200	4.5	18.0	14.8	17.3	21.0	22.2
108,001	6.5	60,456	3.3	17.9	10.4	10.7	9.3	11.7
1,646,173	100.0	1,814,551	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第一編 政治

上町、下町兩財産区等の特別会計は含まれず、
 れている。

己むを得なかった。しかし大勢を知るには差支ない。

が歳入のそれを全国都市平均の場合と反対にかなり下回っていることである。当時の市町村財政は毎年かなり多額の歳入・歳出の差引剰余が翌年度へ繰り越されているが、これは主に事業繰り越しであり、年度内に土木事業の完工せぬことに因るものが大半を占めていた。鹿児島市の場合、特にこの繰り越しが多く、歳入・歳出の差が開いたものであろう。

つぎに当時の鹿児島市の歳入構成を全国都市平均と比較してみよう。第一四表の鹿児島市歳入はいわゆる普通会計の分のみであり、全国都市平均は特別会計に当たる分も含んでいるため鹿児島市の市税収入の構成比が著しく高く、一方全国都市平均の雑収入が本市に比し、かなり高い比率を示す結果となっている。しかし、本市の特別会計あるいは水道経済・教育(費)基金等の決算が不明であるためいたし方ないが、こ

市税収入
内容と
推移の

第14表 大正期における鹿児島市歳入構成の全国都市平均との比較

項 目	年度 金額	大正元年度		" 5 "		" 8 "	
		金額	%	金額	%	金額	%
		市	203,773	56.2	213,612	70.9	379,555
財産	8,884	2.5	2,955	1.0	2,199	0.3	
使用料・手数料	24,510	6.8	41,719	13.8	71,345	10.1	
国県徴収交付金	12,008	3.3	10,349	3.4	21,401	3.0	
国県補助金	14,840	4.1	9,983	3.3	8,760	1.3	
国庫下渡金	—	—	—	—	12,145	1.7	
寄附金	—	—	361	0.1	8,365	1.2	
繰越金	4,000	1.1	10,295	3.4	154,245	21.8	
繰入金	2,796	0.8	—	—	—	—	
公債	60,000	16.6	—	—	—	—	
諸収入	31,432	8.6	12,000	4.1	49,997	7.0	
合計	362,250	100.0	301,282	100.0	708,015	100.0	

- (注) (1) 鹿児島市決算は「鹿児島市統計書」による。これには水道経費、公園費、
 (2) 全国都市平均は「日本帝国統計年鑑」による。これには全会計が算入さ
 (3) 従って両者の構成比の比較は必ずしも適切ではないが、資料の関係上、

の統計では大正五年、同八年公債収入皆無となつていながらもかわらず、実際は当時水道敷設のため年々相当額の起債を行なつていたのである。従つて、本市の歳入に計上されていない公債収入と雑収入を考慮するならば、全国都市平均とその歳入構造はさほど大きな差異はないものと考えられる。しかし、概していえば、本市の場合、市税収入の比率が高く、一方、使用料・手数料が少なく、繰り越し金は前半期において少なかつたが、後半期においては全国都市平均なみに著増してきたという傾向を指摘できるであろう。

さらに市歳入の内容について、まず市税収入の推移及び市民負担の状況についてみてみよう。まず、市税収入の内訳を見ると、第一五表の通りである。大正年間を通じて市税収入総額は約四倍になり、特に、大正九年を境として急

(単位1,000円)

うち 雑種税 附加税		特別税		市税合計	
金額	%	金額	%	金額	%
—	—	—	—	204	100.0
25	11.1	—	—	220	100.0
27	12.8	—	—	211	100.0
28	13.1	—	—	213	100.0
30	14.1	—	—	214	100.0
37	15.7	—	—	236	100.0
41	14.0	—	—	275	100.0
55	14.5	—	—	380	100.0
80	11.3	59	8.2	707	100.0
161	19.9	2	0.2	808	100.0
164	19.6	3	0.4	837	100.0
164	20.1	2	0.2	817	100.0
152	18.9	3	0.3	806	100.0
157	20.0	2	0.3	784	100.0

正9年には興業観覧税を僅か含む

激な増加を示しているがこのうち国税附加税は所得税・営業税の増加により大正十年度には七倍に達し、その後減じている。それに対し県税附加税は十一年度以降に増加しほぼ三・五倍に伸びた。すなわち、大正八年度には地租・営業税及び所得税の制限率が大幅に緩和された結果、本市においては特に所得税附加税が前年度に比し七五%の増収をみたのをはじめ著しい増収となった。また、大正九年度にはさらに国税附加税の制限税率を緩和したから、対前年比九四%とほとんど倍増に近い増収を見た。他方、県税附加税もその課税許可権の一部が府県知事に委託されたこともあつて、家屋税附加税を中心に大正八年には対前年比二七%、大正九年には六五%と相当の増収をもたらすところとなった。概してこの時期の市税収入のおおもとをなしたものは、国税附加税にあつては、大正十年以前は所得税附加税でそれ以後は次第に営業税附加税がこれに代り、県税附加税では一貫して大正六年七月に戸別割を引きついで家屋税附加税であつたが、後半には雑種税附加税の占める割合も次第に高まり、二〇%を占めるに至つてゐる。大正八・九年に、附加税率の制限を大幅に

拡大しているが、鹿児島市の場合を残存している大正六年度及び十五年度の予算書から拾つてみると第一六表の通りである。所得税附加税以外は、相当附加税率が高くなり、国税のそれはおおむね二・七倍になつてゐる。

ここで当時の鹿児島市税収入の構成を全国都市平均と比べると第一七表の通りである。

第15表 大正期鹿児島市税収の内訳

年度	項目 金額	国税附加税		うち 地租附加税		うち 所得税附加税		うち 営業税附加税		県税附加税		うち 家屋税附加税		うち 営業税附加税	
		金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
大正元年度		52	25.5	8	3.9	21	10.3	23	11.3	152	74.5	124	60.8	28	13.7
// 2 //		68	30.9	8	3.6	33	15.0	27	12.3	152	69.1	124	56.4	3	1.4
// 3 //		62	29.4	8	3.8	25	11.8	29	13.7	149	70.6	119	56.4	3	1.4
// 4 //		65	30.5	8	3.8	33	15.5	24	11.2	148	69.5	116	54.5	4	1.9
// 5 //		68	31.7	8	3.7	37	17.3	23	10.7	146	68.3	112	52.3	4	1.9
// 6 //		76	32.2	8	3.4	41	17.4	26	11.0	160	67.8	119	50.4	4	1.7
// 7 //		95	34.5	8	2.9	55	20.0	32	11.6	180	65.5	136	49.5	4	1.5
// 8 //		151	39.7	8	2.1	96	25.3	46	12.3	229	60.3	153	40.3	21	5.5
// 9 //		294	41.6	15	2.1	153	21.6	125	17.7	354	58.4	236	33.4	39	5.5
// 10 //		369	45.6	22	2.7	147	18.2	200	24.7	457	54.2	234	28.9	42	5.2
// 11 //		307	36.6	21	2.5	116	13.8	169	20.2	527	62.9	327	39.0	36	4.3
// 12 //		293	35.8	21	2.6	124	15.2	148	18.0	522	63.8	325	39.7	33	4.0
// 13 //		256	31.8	16	2.0	88	10.9	152	18.9	548	67.9	364	45.2	31	3.8
// 14 //		275	35.1	18	2.3	106	13.5	150	19.1	507	64.6	316	40.3	34	4.3

(注)1,000円未満四捨五入したため合計必ずしも突合せず。特別税は戸別割税、但し大

第16表 鹿児島市税の大正6年度及び15年度における附加税率比較

項目	年度	国税1円につき		
		大正6年度 (A)	大正15年度 (B)	(B)/(A)
国税附加税 地租	住宅	14.5	38.1	2.6
		33.8	89.8	2.7
営業税		25.5	70	2.7
所得税		25.5	19	0.7
県税附加税	戸当り	円 銭	円 銭	
家屋税		8.77	16.40	1.9
営業税		50	70	1.4

国税附加税の占める割合は全国都市平均に比し大正十年頃までは大差ないが、それ以降は営業税附加税の比重が他市に比べて伸びなやんで、かなり差が開いている。本市の場合には家屋税附加税を中心とした地方税附加税への

依存度が高く、また、税源が比較的乏しいことを反映して、特別税が他市の平均では二割前後なのに対し、本市ではとるに足らぬほどしかないのである。この家屋税附加税がいわゆる戸数割として次第に増徴されたのは、その課税標準が比較的市町村の判断にまかされているところが多かつたためもあり、財源の乏しい団体などは、この税をむしろ「乱徴」する傾向を生み、市民の租税負担を加重した。

当時住民二戸当たりの市税負担額は大正六年度一七円一二銭だったが、大正十年には四一円四五銭とわずか五年間に二・四倍（物価はこの間大正八年の高騰期を除けば約一割の上昇）となり、大正末期十四年には三三円八〇銭まで下ったが、この間相当に税負担が重くなったことは否めない。

なお、雑種税附加税がかなりの比率を占めているが、大正六年の予算によると、車・芸妓・演劇・興業・遊技場に課する国税予算一円につき八〇銭、また、不動産取得については同じく一円につき一円三〇銭、小回船については一円につき一円、電柱は一円につき二円二〇銭、等となっている。大正十五年になると自動車・自転車に対する課税が加わっている。

市税収入以外
の歳入

他の主なる歳入のうち、使用料・手数料は大正期に入りその比重はかなり上昇を見るが、これは従来、雑

(%)

11 〃	〃 14 〃	
	全市平均	鹿児島
鹿児島		
36.6	42.5	35.7
2.5	4.5	2.3
13.8	12.7	13.5
20.2	25.3	19.1
—	—	—
62.9	42.3	64.6
39.0	22.6	40.3
4.3	2.7	4.3
19.6	17.0	20.0
0.4	15.2	0.3
100.0	100.0	100.0

収入に計上してあった学校授業料収入を使用料に計上するようになったこと、さらに水道使用料・と場使用料がこれに加わったことによるものである。大正十一年水道事業が特別会計として分離されるに至って、使用料・手数料の比重は若干減退する。

第17表 大正期の鹿児島市税収入の構成比比較

区 別	年度		〃 5 〃		〃 8 〃		〃 9 〃		〃
	大正元年度								
	全市 平均	鹿児島	全市 平均	鹿児島	全市 平均	鹿児島	全市 平均	鹿児島	全市 平均
国 税 附 加 税	33.1	25.5	31.0	31.7	42.0	39.5	41.3	41.6	45.0
地 租 附 加 税	5.2	3.9	4.8	3.7	3.2	2.1	4.1	2.1	4.1
所 得 税 附 加 税	12.2	10.3	13.1	17.3	24.7	25.3	12.7	21.6	14.5
営 業 税 附 加 税	15.7	11.3	12.6	10.7	13.6	12.3	24.2	17.7	} 26.4
雑 種 税 附 加 税	0.0	—	0.5	—	0.5	—	0.3		
地 方 税 附 加 税	47.2	74.5	45.3	68.3	37.3	60.3	40.5	58.4	36.4
家 屋 税 附 加 税	37.6	60.8	33.2	52.3	23.9	40.3	25.4	33.4	20.1
営 業 税 附 加 税	9.6	13.7	3.0	1.9	3.4	5.5	3.5	5.5	2.9
雑 種 税 附 加 税	0.0	—	9.1	14.1	10.0	14.5	11.6	11.3	13.4
特 別 税	19.7	—	23.7	—	20.6	—	18.2	8.2	18.6
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第二章 財政

国県徴収交付金は国税・県税徴収の手数料として交付するものであるが、明治期には国税・県税とも徴収額の一〇〇分の四を交付していたのを、この期では、国税は一〇〇分の三、県税一〇〇分の四、地租割のみ一〇〇分の七となっている。

つぎに大正七年度より計上されている国庫下渡金であるが、これは同年二月制定された市町村義務教育費国庫負担法に基づくものである。既に市町村小学校教員の年功加俸、特別加俸に対する国庫補助は行なわれていたが、これと平行してかねてより小学校教育費国庫補助の請願は絶えず国会に対して行なわれていた。大正六年、衆議院の立憲政友会・憲政会・立憲国民党及び維新会より四個の小学校教育費国庫補助に関する法律案あるいは建議案が提出され、政府も真剣にこの国庫補助の問題をとりあげざるを得なくなり、遂に大正七年（一九一八）小学教育史上画期的といわれる前記国庫負担法が成立した。これによって、市町村立尋常小学校の正教員及び準

教員の俸給費の一部を国庫で負担することとし、このため支出する金額を毎年度一〇〇〇万円を下らざるものとした。この国庫支出金は半額を尋常小学校の教員数に、他の半額を就学児童数に比例して市町村に交付することとし、特に資力薄弱な町村には増額し得る途を開いた。この補助額一〇〇〇万円は当時の小学校費の一割一分、小学校教員俸給費総額の二割、尋常小学校教員俸給費総額の二割三分に過ぎなかった。鹿児島市の場合についてみても、大正七年の小学校費一〇万五三八二円に対し、国庫下渡金は一万二三四円である。一〇・五%にすぎなかった。第一三表にも見るように、毎年の歳入に占める比率も二%内外にすぎない。しかし、金額は少なかつたとはいえ、地方団体の最も負担となっていた教育費について、国と市町村がその費用を分担する原則がここに立てられたことは注目される。しかし、実際は、この国庫補助は当面小学校教育の改善に主目的があつたとはいえ、後には市町村財政の救済を主眼とした国庫補助の要求に変わつていった。この国庫負担金はその後大正十二年に四〇〇〇万円に増額され、つづいて同十五年にはさらに三〇〇〇万円増額され、昭和五年には八五〇〇万円に達した。なお、これとは別に国庫負担金増額の強い要求に対して、大正十年には一年現役小学校教員俸給費国庫負担法が制定され、一年現役の兵役に服した教員の俸給費を国庫が負担したが、これは、鹿児島市の場合についてみると、大正十三年度四三二円という極めてわずかなものであつた。この教育補助金たる国庫下渡金とは別に、国及び県の補助金がある。国庫補助金は専ら商業学校及び女子興業学校等、実業教育施設に対するものであり、県補助金はそのほか伝染病予防費に対する補助金を含んでいる。

次に公債収入については、大正年間において、二年度から六年度まで、及び八年度においては公債収入

第18表 大正期における鹿児島市市債現在高推移
(単位円)

年 度	区 別	起債の目的 及用途	前年度末 現在高	本 年 度 中		年度末 現在高
				借 入	償 還	
大正元年度		道路開設及 墓地整理	141	60	13	188
〃 2 〃		教育費その他	188	—	35	153
〃 3 〃		同上	153	—	36	117
〃 4 〃		同上	117	—	44	73
〃 5 〃		水道敷設費 その他	73	100	36	137
〃 6 〃		同上	137	120	22	235
〃 7 〃		同校上建及小 学費	235	633	—	868
〃 8 〃		同上	868	196	269	795
〃 9 〃		同上	795	710	117	1,388
〃 10 〃		同上	1,388	286	130	1,543
〃 11 〃		同上	1,543	286	130	1,434
〃 12 〃		同上	1,434	5	100	1,419
〃 13 〃		同上	1,419	138	65	1,492
〃 14 〃		同上	1,492	186	117	1,561

(注) 鹿児島市統計書によったが、例えば大正11年度のように差し引き現在高の突合せぬものがあるが、一応そのまま掲げた。

は計上されていない。しかし、上水道事業が大正四年九月より着工され、これに関する特別会計が設けられるに至って、この会計での起債は年々累積していった。さきの第一四表における全国都市平均の構成比と本市との比較を見ると、本市の公債収入が低い比率しか占めていないが、この水道会計の公債収入が含

まれていないことがその一因である。

第一八表によつて、大正年間における本市の市債の借入額及び残高の推移を見てみよう。市債残高は大正元年に一八万八〇〇〇円にすぎなかったが、水道敷設事業がはじまった大正五年頃より次第に増加し、大正十年には残高は一五四万三〇〇〇円に達した。小学校建築についても、当時、教育費の増高が著しく、かつ国庫補助の途が開かれたとはいへ、充分経費を支弁し得るものではなかったから、それに充てる市債収入も年々増大した。当時の資料によると、小学校建築の場合は、銀行

会社等より年八分で借り入れ、据置期間一年、償還期限三か年賦という借り入れ条件の比較的きびしいものであった。これに対し、水道費の場合は、大蔵省預金部資金を日本勧業銀行を通じて借り入れ、年七分（但し据置期間は年七分二厘）、償還期限四か年となっており、前者に比して、いくらか条件は緩やかなものであった。

大正期における財政上の改正点

なお、明治四十四年に市制・町村制が新たに公布され、旧市制町村制は廃止されたが、大正年間を通じて市町村制度上大きな改革はなく、大正十五年に至って、普通選挙制の採用による新たな事態に対応して、市制・町村制にも大幅な

＼ 14 々		全国市平均(%)					
金額	%	大正元年	＼ 5 々	＼ 8 々	＼ 11 々	＼ 14 々	
3,682	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	
148,098	9.3	4.4	5.8	8.2	4.4	3.9	
165,666	10.4	4.6	5.7	6.2	7.4	9.1	
572,703	36.1	11.8	16.4	18.8	16.2	14.5	
81,886	5.2	4.0	14.8	14.6	14.9	13.4	
807	0.1	0.3	0.4	2.2	2.1	2.2	
26,828	1.7	0.3	0.5	0.4	0.4	0.3	
6,520	0.4	0.2	0.3	0.8	0.5	2.2	
157,850	9.9	12.2	37.0	15.0	13.3	24.1	
105,131	6.6	26.8	3.0	3.8	1.7	1.9	
317,464	20.1	35.2	15.8	29.7	38.9	28.2	
1,586,639	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

都市計画費、電気瓦斯事業費等諸事業費をふくむ。

改正が加えられた。しかし、税制はかなり大幅の改正がなされたが、財政制度としては大きな改正はこの時期にはなかった。

明治四十四年の改正により、予算は遅くとも年度開始前の一か月前に市町村会の議決を経るべきことを定め、さらに追加更正予算、継続費及び特別会計に関する規程を設け、また必ず予備費を設けることを規定した。また財務運営に関し市町村財務規程を公布した。他方、基本財産は収益のためにする財産のみに限定し、特定の目的のためにする特別基本財産の規程を加え、また公益上必要あるときは市町村は寄附または補助をなし得ることとした。

大正期
市の
歳出の
推移

第19表 大正期における鹿児島市歳出の推移

区 別	年 度	大正元年度		" 5 "		" 8 "		" 11 "	
		金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%
議 費		750	0.2	900	0.3	2,477	0.4	3,615	0.3
会 役 所 費		31,476	8.5	35,501	13.4	47,650	7.9	121,752	9.4
土 木 費		47,412	12.8	17,477	6.6	24,573	4.1	65,683	5.1
教 育 費		201,630	54.3	113,339	42.8	290,916	48.2	624,144	48.4
衛 生 費		17,255	4.6	18,725	7.1	77,961	12.9	81,229	6.3
社 会 事 業 費		221	0.1	166	0.1	701	0.1	345	0.0
警 備 費		3,954	1.1	3,785	1.4	10,273	1.7	43,612	3.4
勸 業 費		1,219	0.3	6	0.0	324	0.1	—	—
公 債 費		39,568	10.6	30,278	11.4	3,770	0.6	106,908	8.3
財 産 造 成 管 理 費		7,896	2.1	6,487	2.5	1,873	0.3	52,584	4.1
其 他 諸 費		20,085	5.4	38,032	14.4	143,049	23.7	188,465	14.7
合 計		371,475	100.0	264,686	100.0	603,567	100.0	1,288,343	100.0

(注) 全国都市平均は「日本帝国統計年鑑」より。その他諸費には水道費、市場費、

大正十五年における改正では使用料、手数料、市町村税等の逋脱^はその他の不正行為に対する財政罰の範囲を拡張した。また、公益上その他の事由により課税を不適当とする場合は免税し得ることにした。しかし、この改正では、市参事会の議案審査権を削除したことが、財政運営上の最も大きな改正であつたろう。従来は市長は議案を市会に提出する前に、これを市参事会の審査に付し、その意見を述べる権限を認められていたが、市会でも委員会でも同様なことが行なわれることが多かつたので、その存在理由が薄くなり、審査権を削除したのである。以上がこの期間の財政制度上の主な改正点である。

次にこの期における鹿児島市歳出の推移とその内容について概観してみよう(第一九表)。先に第一三表において見たように、鹿児島市の歳出規模は大正年間を通じて、歳入のそれが四・五倍伸びたのに対し、四・三倍の伸びに止まり、全国の都市平均に比べてもかなり伸び悩んだが、それだけ、年々歳計剰余金を残して、翌年度への繰越金が多いことにな

第20表 大正年間における小学校費の財源及び使途 (単位円)

年度	項目	小学校費	国庫補助	県費補助	授業料	雑収入	市費負担
大正4年度	尋常小	62,866	—	13	—	419	62,434
	高等小	22,285	—	—	5,082	48	17,155
	合計	85,151 (100.0)	—	13 (0.0)	5,082 (6.0)	467 (0.5)	79,589 (93.4)
大正14年度	尋常小	277,940	40,123	—	—	110	237,707
	高等小	147,279	—	—	11,453	90	135,736
	合計	425,219 (100.0)	40,123 (9.5)	—	11,453 (2.7)	200 (0.0)	373,443 (87.8)

年度	項目	小 学 費	人 件 費	旅 費	借 地 借 家 料	図 書 類 器 具 類	消 耗 費 品 費	營 繕 費	其 他 諸 費
大正4年度		85,151 (100.0)	63,343 (74.4)	643 (0.8)	3,077 (3.6)	7,003 (8.2)	2,628 (3.1)	931 (1.1)	7,232 (8.8)
大正14年度		425,219 (100.0)	260,876 (61.3)	3,720 (0.9)	4,351 (1.0)	20,806 (4.9)	5,540 (1.3)	105,881 (24.9)	24,225 (5.7)

(注) 鹿児島市統計書により作成。()内は100分比。

る。そのことは一見財政上余裕があるように見受けられるが、実際は翌年度へ多くの事業を繰り越してきたものであることは、既に指摘した通りである。

この期において、鹿児島市の歳出のうち、最も多額を占めるのは明治期と同様、教育費であり、大正末期その占める割合は若干低下するが、それでも四〇%近いのである。これを全国都市平均と比較するとその高率は特徴的である。もつとも、全国都市の平均は、都市計画事業あるいは電気瓦斯事業に多くの経費をささぎ、従つてまた公債費が高い比重を占める大都市がふくまれているため、歳入の比較の場合と同様、このような比較が必ずしも適当とはいえない。しかし、それにしても、教育費の高さは顕著である。当時の学校施設は尋常小学校七(草牟田・清水・山下・松原・西田・中州・八幡)、尋常高等小学校三(大龍・鹿

第21表 大正年間鹿兒島市吏員数

区 別	年 度			
	明治 44年	大正 5年	大正 10年	大正 14年
三市長・役助 市役・収入	3	3	3	3
主事	—	—	2	2
視学	1	1	1	1
技師	—	3	4	4
書記	32	38	40	48
技手	4	8	9	11
工補	23	30	35	40
清掃	—	7	5	6
その他	9	10	13	12
事務	—	—	12	17
給仕	6	9	8	10
丁使	19	19	21	21
合 計	97	128	153	165

(注) 水道事務吏員を含む。

児島(旧名山小・女子高小を合併)・荒田)とあり、生徒数は大正三年に九一四一名であったが、同十三年一万六二二〇名と約八割の増員となった。また、小学校教員数は大正三年二一六名であったが、同十三年には三四六名となっている。実業学校施設は商業・女子興業・商工補習の三校である。

第二〇表は当時の小学校費の財源及び使途を示したものである。大正七年市町村義務教育費国庫負担法が公布されるまでは、ほとんど全額市費負担によってまかなわれ法施行後国庫負担が行なわれ、市費の負担は軽減されたが、それでも八割七分(大正十四年)相当の負担割合である。もともと、このうちには支出の営繕費のうちに含まれる校舎新築についての公債収入分も市費負担分に含まれているから、実際の負担はより少ない。支出の方では人件費が六割ないし七割と圧倒的に大きく、営繕費がこれに次ぐ。この人件費に対して、

国庫補助の割合は一五%程度にすぎない。このように当時、義務教育の国庫負担が実現したとはいえ、実際は一割補助程度のものであり、教育費が市の財政を著しく圧迫していたということがいえるであろう。このような教育費負担の増加は、前述のように大正八・九年における国税及び県税の附加税率制限の緩和によって結局は市民の税負担増大をもたらしたのである。

役所費の内
容

次に役所費が大きな比率を占めているが、その大半は人件費である。大正年間における市職員数の推移を見ると第二表の通りである。都市としての施設の整備が進む一方、税務・土木・衛生・民生等に関する行政費も次第に増加し、明治末期に四課にすぎなかった市役所の機構も大正七年には八課一係、大正十五年には九課一係とふくれ上り、吏員数も明治末期九七人であったのが、一〇年後には五割強の増となり、大正十四年度には一六五名に達した。給与の状況を書記給についてみると大正二年度に平均一人月二三円五〇銭、大正六年度同じく二六円であったが、大正十五年度には同じく六三円二五銭と二・四倍に引き上げられている。当時の卸売物価指数（日銀）が大正四年に比し、大正九年には二・五倍になるが、十五年には低下して約一・八倍になっているから、吏員給は相対的に向上してきたといえるだろう。市長給与も大正四年には年俸二〇〇〇円であったが、六年には一六〇〇〇円に減じ、十五年には五〇〇〇円となっている。なお、大戦景気による物価の急騰に対処して、大正八年より特別手当が官公吏に支給されることになったが、これも当時の市財政の大きな負担となった。なお、この役所費のうち人件費のほかに学校及び病院等の人件費はそれぞれの項目に計上されているので、実際の人件費は、例えば大正十四年度の決算について試算してみると七〇万四九六四円に上り、歳出総額の約四四％を占めていた。しかし、このうち三四万七七八五円は、国庫負担金と地方交付税でカバーされている学校教員人件費であるから、この分を除くと三五万七一二九円となり、歳出に対し二二・五％にすぎなくなる。

土木費の内
容

土木費の占める比率は臨時的経費が多いため、年度によってかなり異なるが、概して現在と比べると（例えば鹿児島市歳出に対し昭和四十年一六％、四十一年二二％）かなり低い。その事業内容は道路橋りよりの補

修・荒田浜等の海面埋立・甲突川堤防工事等が多かった。大正十二年（一九二三）鹿児島市は勅令によって都市計画法第二条による市に指定された。従来、市街地の土木・交通・衛生・防火等の施設に一定の基準をもって規制してきたのは、明治二十一年制定の市区改正条例であつたが、その後都市の近代化が進むにつれ、実情に適應し得ぬものとなつたので、大正八年（一九一九）この条例は廃止されて、近代的都市整備を規制する都市計画法が公布された。その規制する事業の内容は道路・広場・河川・港湾・公園・鉄道・軌道・運河・水道・下水道・土地区画整理・運動場・住宅経営・市場・と場・墓地・火葬場及びじんかい焼却場等である。都市計画審議会の議を経て指定された市は、これらの施設を行なうため、土地を収用又は使用することができるようになった。鹿児島市は法施行後四年にして指定を受けるに至っているが、計画立案に入るや、市民各方面から土地・道路等についての陳情が殺到している。特に隣接町村のうち、吉野町催馬楽地区や西武田村等から合併の要望が強くなされた。当初、吉野村・伊敷村・西武田村および中郡宇村の各一部を都市計画区域に編入して、その面積は当時の市面積の二倍になる計画を立案したが、内務省の認めるところとならず、伊敷・吉野全村を編入することはおいて、中郡宇村と西武田村を編入することにしたのである。

大正十二年以降の土木費のなかにはこの都市計画に基づくものが含まれ、また、港湾改修費の負担金・市場費等が増加してきている。これらの財源については、多く市費負担となつた。そのため都市計画特別税・都市計画事業受益者負担金等を賦課することを認められた。この特別税には嚴重な制限が附せられ、鹿児島市はこれを徴収せず、戸別割特別税等を充てたが、そのほかは結局市債収入に依存することが多くなつた。そのため、また市財政は一段と運営が困難になつたのである。

衛生費は伝染予防費、天保山より尾畔おびらに移った伝染病院費及び汚物掃除費から成っているが、この期間、百日咳・感冒・コレラ等の悪疫が流行し、その予防と対策の為、次第にこの経費も増大していった。

水道会計の
状況

ここで普通会計に計上されない水道会計について述べておこう。鹿児島市の上水道事業は明治三十九年十一月城山配水池で竣工式が行なわれ、凡そ四五〇〇戸などを対象に給水が開始されたことに始まる。そして人口増大に伴い、大正二年の議会でその拡張・新規工事が議決され、大正四年九月十八日市内上竜尾町上之原配水池用地内においてその起工式が行なわれた。それから三年経た同八年十一月二十六日に通水式が行なわれ、当時の鹿児島市や全域に給水が開始された。水源は鹿児島郡吉野村（現在鹿児島市吉野町）下田字七窪地内の地下湧水とし、給水人口は大正元年末日の現住人口七万三四〇三人をもとにして、一か年平均一二人人ずつ増加し、大正二十四年二月には一〇万人に達する予定とし、給水量は一人一日平均三立方尺（約〇・〇八立方メートル）とした（このほか既設水道が一日九万七〇〇〇立方尺の給水量をもっていた）。三年にわたる工事の所要経費は六四万二六〇〇円、これの財源は国庫補助金五万円・県補助金四万円・市債（日本勧業銀行より借入）三万五万円・市費繰入一九万八九二〇円・雑収八万三六八〇円とした。この起債の条件については前述したが、国庫の補助金が交付されていること、そして起債の償還財源としても、給水料・市税のほかにこの国庫補助金が充てられていることは現在の状況と比べて注目される。工事完成後、水道給水条例を設けて、給水工費・給水料金その他について細かに規定したが、家事用水は今日のように計量給水でなく、放任給水でその専用栓につき一家内二栓以内、一人一か月一〇銭と定めた。しかし、この専用放任給水は大正十三年に至り計量に変更した。

第22表 大正年間における鹿児島市水道特別会計 (単位円)

区 別		年 度		大正11年度		" 12 "		" 13 "		" 14 "	
		金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%		
歳 入 (A)	使用料	94,269	20.4	110,948	30.0	141,793	38.1	149,210	40.0		
	給水工事費	56,032	12.1	54,037	14.6	47,678	12.8	54,463	14.6		
	補助金	54,971	11.9	10,545	2.9	—	—	—	—		
	繰入金	100,000	21.7	65,000	17.6	65,000	17.5	45,000	12.1		
	繰越金	51,392	11.1	125,582	33.9	110,709	29.8	101,555	27.3		
	雑収入	217	0.0	2,705	0.7	6,574	1.8	4,738	1.3		
	市債寄附金	105,000	22.7	—	—	—	—	17,200	4.6		
(合 計)	461,481	100.0	369,817	100.0	371,755	100.0	372,165	100.0			
歳 出 (B)	(経常部)										
	事務所費	16,881	5.0	19,197	7.4	22,979	8.5	22,649	8.0		
	作業費	83,167	24.7	82,728	31.9	87,238	32.3	86,426	30.5		
	その他	650	0.2	704	0.3	1,205	0.4	700	2.5		
	(小 計)	100,598	(29.9)	102,629	(39.6)	111,422	(41.3)	109,775	(38.7)		
	(臨時部)										
	公債費	162,558	48.3	98,748	38.1	97,378	36.0	113,484	40.0		
特別手当	5,225	1.6	—	—	—	—	—	—			
用地費	2,000	0.6	—	—	1,750	0.6	—	—			
事業費	65,939	19.6	57,731	22.3	59,278	21.9	60,030	21.2			
その他	—	—	—	—	372	0.1	—	—			
(小 計)	225,701	(67.1)	156,479	(60.4)	158,779	(58.7)	173,514	(61.3)			
(合 計)	336,300	100.0	259,108	100.0	270,201	100.0	283,289	100.0			
(A) — (B)	125,181		110,709		101,554		88,876				

水道会計は当初、通常の水道業務の勘定は市費会計(いわゆる普通会計)で經理し、建設勘定を水道経済として別途にした。水道会計が特別会計として独立したのは大正十一年度からである。大正年間の特別会計水道費の推移を示すと第二二表の通りである。こ

第23表 大正年間における鹿児島市特別会計の推移

(単位円)

区 別 年 度	公 園 費		上町区費		下町区費		教 育 参 考 館 費		御 下 賜 学 校 基 本 財 産	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
大正元年度	6,471	4,045	212	212	1,059	1,058	—	—	—	—
“ 2 “	5,796	2,536	227	173	1,257	1,080	—	—	—	—
“ 3 “	4,362	17,380	260	216	1,676	1,587	—	—	—	—
“ 4 “	6,120	2,532	247	211	1,571	1,531	—	—	—	—
“ 5 “	4,466	4,466	246	246	1,481	1,481	—	—	—	—
“ 6 “	4,547	4,547	249	249	1,494	1,494	—	—	—	—
“ 7 “	3,135	3,135	245	240	1,806	1,669	—	—	—	—
“ 8 “	3,008	3,008	235	216	1,959	1,813	—	—	—	—
“ 9 “	15,056	15,056	262	211	2,209	2,071	—	—	—	—
“ 10 “	12,078	4,141	318	286	2,386	2,262	—	—	—	—
“ 11 “	21,278	18,736	318	294	2,524	2,261	4,383	6,615	—	—
“ 12 “	7,429	3,234	325	295	2,721	2,400	5,349	4,004	—	—
“ 13 “	4,580	2,900	336	300	3,131	2,561	7,341	5,864	—	—
“ 14 “	3,636	2,926	348	315	8,619	4,141	7,757	6,189	134	134

(注) なお、上記のほかには午砲基本財産及び救荒予備蓄積金の両特別会計があったが資料不足のため省略した。

れによつてみると、当時の水道事業は建設費の起債償還に年々四〇%前後と充当しても、なお相当額の剰余を計上して、翌年度の歳入に対して一五%ないし二〇%を占めるほどの繰り越しを行なつてゐる。

しかし、この水道事業は大正期の市の事業としては大事業であつた。初期の水道が人口の増加に比し小規模であつたばかりでなく、鹿児島港の修築、開港に伴う船舶給水、さらに度重なる悪疫の流行、大火災の發生によつて、上水道の完備の必要に迫られ、大戦景気による諸原材料の騰貴等によつて工事は難関にほう着しながらも、総額一三〇万円に達する大工事を三年余の年月を要して完成したのであつた。

なお、水道会計以外に特別会計としては、明治期の学校区廃止後、財産の維持・管理の

第24表 大正年間鹿児島市市有財産状況

(単位円)

区 別 年 度	基 本 財 産				所 有 財 産				
	土 地	有 価 証 券	現金	合 計	土地	建 物	現金	その他	合 計
大正元年	28,067	3,600	45,642	77,309	356,525	273,687	14,086	—	644,298
" 5 "	13,059	100	50,613	63,772	73,180	6,300	12,202	7,140	98,822
" 10 "	3,340	100	70,069	73,509	118,112	8,800	12,565	12,430	151,907
" 14 "	1,459,887	100	71,596	1,530,363	103,630	8,200	1,458	18,955	132,243

(注) 大正14年の基本財産、土地のうちには建物44,780円をふくむ。

第二章 財政

ため残された上町区・下町区両会計及び城山等の公園の財産の維持管理及び経営のための公園費会計のほか、大正十一年以降、教育参考館費・御下賜学校基本財産・牛砲基本財産・救荒予備蓄積金の諸特別会計があった。このうち、教育参考館費特別会計は、大正五年鹿児島市出身の川崎造船所長川崎芳太郎が亡父正藏の遺志を継いで、照憲皇太后に仕えた高倉典侍の東京私宅を買い受け、郷土出身の先輩の記念資料を収集陳列して、鹿児島島の文化・教育に資するようという主旨で、市内南洲祠堂(現在の南洲神社)の隣接地に移築の上寄付し、教育参考館としての維持と運営を行なう会計であった。その他の特別会計はおおむね財産を維持・運用するための会計である。その歳入・歳出の状況を示すと第二三表の通りである。このうち教育参考館費の特別会計以外は基本財産収入を中心とした会計であり、大正十三年の市会議事録によると、このように財産維持のため分立した特別会計を持つことが意味がないという意見が唱えられ、以後次第に整理される方向へむかつていくのである。

なお、市の基本財産及び所有財産のうち、第二四表に示すように、収入目的をもって所有・運用する基本財産は、大正末期に特に土地・建物の急増によって増大する。行政財産である市有財産の方は評価の方法にもよ

るが、大正年間中、さほど増大せず、昭和期に入つて急増する。

かくの如く、大正時代の鹿児島市の財政が推移してきた期間は、第一次世界大戦の余波を受けた産業の好況と、それにつづく大正九年を転機とする戦後恐慌と景気沈滞の波動を経過するなかで、政党政治の興隆と自由主義思想の台頭によつて、中央集権の強い規制があつたとはいへ、地方自治は拡充強化の方向をたどり、ことに市町村においてはその伸長を見た。そして、都市においては、その近代化のための整備のほか、社会政策的諸措置、教育施設や衛生施設の充実の必要から、財政需要は後半に至るにつれて顕著に増大した。しかし、これを賄うに足る税源は相伴つて増大せず、教育費の増大を中心としてその財政の運営は決して容易なものではなかつた。市町村はその財源調達のため附加税の制限税率を拡充し、あるいは起債収入にその財源を求め、市民の租税負担を加重していったのである。大正十五年の地方税制政策は大幅な改正であつたにもかかわらず、市町村財政運営の困難を緩和する抜本的対策たり得ぬままに昭和期を迎えたのであつた。

III 昭和時代の市財政

日華事変ほつ発までの市財政 昭和の時代はまさに不況の嵐の吹き荒れるなかにその幕を開いた。第一次世界大戦後の反動的な不況、それにつづく大正十二年の関東大震災の余波の影響からまた立ち直らぬうちに、昭和二年（一九二七）早くも金融恐慌に見舞われ、さらにそれにつづいて同四年（一九二九）襲つてきた世界大恐慌の波は、わが国の都市・農村を問わず、その一環のなかに巻き込んで、工業失業者の大群と深刻な農業危機をもたらしたのであつた。経済界のこの波乱に充ちた開幕に対し、政治的体制は次第に台頭してきた

地方自治の伸長と地方財政の窮迫

社会主義運動を抑圧しながら、長くつづいた官僚支配に抵抗する政党政治を前面に推し進めてきた。

大正十五年の地方制度および地方税制の改正は憲政会の若槻内閣の手によって行なわれたが、昭和二年に政権は田中内閣の手に移り、地方分権を強く主張した同党は知事公選論や地租委譲論をもって地方自治拡充をはかった。その主張はなかなか実現せず、憲政会の提案した義務教育費国庫負担金三〇〇〇万円増額案は議会で認められた。同四年に政友会が上程した地租および営業収益税の両税移譲案は、当時の議会において激しい議論をよび、結局、衆議院は通過したが、貴族院において審議未了となり実現しなかった。この両税委譲案の目的とするところは、地方団体自主財源を強化し、その自治活動をおう盛ならしめるところにあったが、他方、当時の地主の負担を軽減せしめて、地方における選挙基盤を強化することを意図したものであった。しかし、譲税後の国庫の減収を補填する財源に見通しが得られなかったことと、委譲後において必ずしも地方団体間の財政力の不均衡を是正しえず、したがって、貧困な地方団体の救済にならぬという意見が支配的となつてこの案の実現は阻まれたのであった。この両税委譲案をめぐる各政党間の論議の経緯のなかに、当時の国および地方財政の苦悩がうかがえるのである。

しかし、政党勢力の主張によって、制度の面では地方自治拡充に向かつて改正が進められ、昭和四年、府県・市町村を通じて団体自治権および議決権限についての大幅な改正が行なわれた。特にこの改正は市町村に比し自治権の制約が大きかった府県の制度に關することが多かったが、市町村についても、これまで国や府県が市町村吏員に対し事務委任するには、省令以下の行政命令をもってしても可能であったのをこの改正によって必ず法律・勅令をもって委任すべきことになり、市町村の団体自治権を強化した。

不況下の市
財政

しかし、このような自治権の拡充にもかかわらず、地方財政は当時の不況を反映して財源が著しく窮乏し、不況対策をふくめて多くの差し迫った行財政上の需要が累積するのに対して、財政規模はかえって縮小せざるを得なかった。第二五表によつて、国の財政と地方財政のそれぞれの規模について大正末期から昭和期にかけての推移をみると、国の歳入規模は昭和期に入つて縮小し、歳出は昭和五・六年度に大きく縮小したが、これに対し、地方財政は国の財政ほど縮小しなかつたにしても、昭和六年度には再び大正末期の規模にかへつた。この動向に対応して、鹿児島市の財政規模もかなり抑制された。しかも、歳出よりも歳入の規模の縮小が著しかったから、財政の節約が強く迫られるにいたつた。当時、鹿児島県知事は市町村財政の緊縮を訓令し、昭和五年度予算については一割五分節約せよと指示していたし、また、鹿児島市自らも老朽化した市庁舎の改築方針を延ばすなど極力経費の節減につとめざるをえなかつた。

当時、不況対策と同時に、社会的不安に備えて公益質屋法・不良住宅地区改良法・救護法・少年救護法などの社会政策立法を施行し、また花柳病・寄生虫予防法などの衛生立法あるいは農業恐慌にあえぐ農村救済措置など相次ぎ、これに伴つて市町村の行財政事務は増大した。したがつて歳出の方は極度に抑制することが困難であつたが、歳入のおおもとをなす税収入は著しく減少した。第二六表にみるように、昭和六年度を底として

国の財政	
歳入	歳出
指数	指数
103	103
100	100
100	112
98	115
89	110
78	99
74	94
99	124
113	143
109	137
110	140
115	145
142	176

より (いづれ)

て歳入のうち税収の落ち込みが著しい。都市部については税収ばかりでなく、歳入全体が縮小しているが、しかし、都市住民の税負担額は昭和四年に一人当たり

第25表 昭和初期地方財政及び都市財政の規模比較

区 別 年 度	地方財政 (単位100万円)				都市財政 (単位100万円)				鹿児島市財政 (単位1000円)			
	歳入		歳出		歳入		歳出		歳入		歳出	
	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数
大正13年度	1,683	87	1,327	82	622	76	452	70	1,806	104	1,186	77
昭和15年度 (昭和元年度)	1,941	100	1,618	100	818	100	644	100	1,731	100	1,549	100
昭和2年度	2,284	118	2,001	124	1,093	134	936	145	1,857	107	1,753	113
昭和3年度	2,192	113	1,925	119	970	119	842	186	2,374	137	2,063	133
昭和4年度	1,984	102	1,783	110	825	101	696	108	1,758	102	1,690	109
昭和5年度	2,019	104	1,775	108	897	110	776	120	1,942	112	1,886	122
昭和6年度	2,008	103	1,618	100	746	91	634	98	1,411	82	1,410	91
昭和7年度	2,286	118	1,884	116	842	103	730	113	2,251	130	2,244	145
昭和8年度	3,063	158	2,602	161	1,398	171	1,270	197	3,782	214	3,563	230
昭和9年度	2,763	142	2,214	137	1,169	143	1,044	162	3,062	177	3,159	204
昭和10年度	2,748	142	2,165	134	1,142	140	960	149	3,718	215	2,781	180
昭和11年度	3,393	175	2,758	170	1,613	197	1,404	218	4,307	249	3,821	247
昭和12年度	2,748	142	2,089	129	947	116	946	147	3,686	213	2,997	193

(注) 日銀「本邦主要経済統計」及び内務省地方局「地方財政概要」(昭和13年版)も一般及普通会計)

九円であったのが、昭和六年度には七円弱に減じていることからみても、都市財政の窮迫が住民の担税力の減退によるどころ大なることが知られよう。当時鹿児島市も財源に窮し、同四年度から市会に財政調査常設委員会が設けられ、鋭意検討し、六年度には空地税・受益税・雇人税などの新税創設が議せられたが、実現をみるにはいたらなかった。市債も増加の一途をたどり、五年度にはその残高は六九〇万円に上り、市民一人当たり五円、一世帯平均五人として二五円の負債を負っている状態であった。

さて、昭和六年(一九三二)満州事変がぼつ発し、わが国の経済もいわゆる準戦時体制にまき込まれていき、その面からの財政負担が次第に増加するが、なお

第26表 昭和初期における地方財政歳入規模と税収の伸び率比較

区 別 年 度	地方財政歳入 指数	地方税収入		都市財政歳入 指数	市税収入		一人当り 市税 収入	鹿児島市 市税 収入 指数	鹿児島市税 収入 一人 当り	
		金額	指数		金額	指数			金額	指数
大正12年度	94	(100万円) 610	92	68	(100万円) 88	79	円 8.261	86	1000円 817	90
大正15年度 (昭和元々)	100	664	100	100	111	100	—	100	912	100
昭和4年度	102	677	102	101	122	110	8.967	102	852	93
〃 6 〃	103	530	80	91	108	97	6.882	82	772	85
〃 8 〃	158	558	84	171	135	122	7.005	230	854	94
〃 10 〃	139	634	95	140	165	149	7.265	215	1,114	122
〃 12 〃	142	658	99	116	188	169	7.987	213	1,162	127

(注) 内務省「地方財政概要」による。

深刻な不況はつづき失業者が激増した。政府は昭和七年以降五年間に三億六〇〇〇万円を投じて産業開発土木計画を実施し、これによって失業救済をはかった。さらに後には農村振興道路・農業土木事業の助成費として七〇〇〇万円を追加した。いわゆる時局匡救事業ききょうきうきゅうである。鹿児島市においても、昭和七年度より匡救土木事業ばかりでなく、広範な土木事業が行なわれ、歳出のうちでも小学校費に次ぐ大きな経費が計上された。(昭和七年度一九万円・同八年度二七万円・同九年度三一万円)。職業紹介所や公益質舗が開設され、城山登山道路、天保山橋・清滝橋の架橋、鹿児島港の改築工事、天保山高等小学校その他小学校の建築、じんかい焼却場の建設などが行なわれたのは、いずれも昭和六年度から九年度にいたる間のことである。なお、昭和九年八月には隣接吉野村・中郡宇村・西武田村が鹿児島市に合併された。

一方、昭和六年には地方税制の改正が行なわれ市・町村については地租附加税・特別地税附加税・営業収益税附加税および営業税附加税のほか、都市計画税中の地租割および特別地税が改正された。また、特別税戸数割が市町村の独立税となり、市税収中最

昭和初期の
歳入構造

大のものとなった。しかし、この改正は地方税制の近代化（たとえば、課税標準の賃貸価格への改訂）を
かり、従前の税収を維持しようとするものであったが、かえって地方団体間の従来の財源の不均衡を一層促
進する結果を招いた。第二七表は昭和期における鹿児島市民の一戸当たりの租税負担額の推移を示したも
のであるが、不況の影響もあって、この改正の行なわれた昭和六年度から一戸当たりの租税負担額は国税もあ
わせてともに減少した。

第27表 昭和初期鹿児島市民一戸当
租税負担額

年 度	税 別	国 税	県 税	市 税	合 計
		円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
昭和元年度		73.27	27.54	37.14	137.95
〃 2 〃		50.13	31.33	35.15	118.60
〃 3 〃		60.26	32.60	36.61	129.47
〃 4 〃		77.95	32.33	34.43	144.71
〃 5 〃		52.69	33.50	33.35	119.54
〃 6 〃		45.82	24.71	29.17	99.70
〃 7 〃		46.96	33.68	31.84	112.48
〃 8 〃		42.84	31.83	31.43	106.10
〃 9 〃		56.70	29.52	28.20	114.42

(注)鹿児島市統計書には昭和13年度まで記載されて
いるが便宜上昭和10年以後の分を省略した。

この昭和初期の本市の歳入構成を概観すると、第二八表にみるように、この不況を転機とし、昭和六年度に
歳入の比率が格段に低下し、その後漸増してはいるが、同
四年度の五四・七％に比し、十二年度でようやく三二・五
％である。もつとも、全国都市平均と比べると、鹿児島市
の税収比率は、ほぼ二倍の水準であった。前述のように、
昭和七年以降時局匡救事業を中心に地方団体の土木事
業が多くなってきたが、政府はこの時局匡救事業につい
て僅か六％程度の補助金しか交付せず、大半を政府預金
部起債によって賄^{まな}わしめた。鹿児島市においても、この
時期には匡救事業のほかに多くの事業が行なわれ、昭和
八年度のごときは市債収入が五二・六％にも達し、その
後もほぼ三割が市債収入によって占められた。全国的に

(単位円)

" 10 "		" 12 "		全国都市平均				
金額	%	金額	%	昭和 2年度	" 6 "	" 8 "	" 10 "	" 12 "
1,114,673	30.0	1,161,676	31.5	10.0	14.4	9.7	14.4	17.2
44,385	1.2	45,109	1.2	1.0	1.3	0.6	0.8	0.9
461,125	12.4	575,189	15.6	14.6	23.2	13.8	19.6	22.4
122,239	3.3	121,714	3.3	0.8	1.4	2.7	3.1	3.3
45,284	1.2	51,294	1.4	0.5	0.7			
144,883	3.8	44,049	1.2	5.0	1.3	—	—	—
40,206	1.1	10,205	0.3	—	—	—	—	—
41,716	1.1	18,429	0.5	0.4	0.7	0.3	0.5	0.6
—	—	289	0.0	1.0	1.7	0.9	0.6	0.7
25,006	0.7	69,565	1.9	0.7	0.9	0.5	0.8	1.3
326,010	8.8	485,234	13.2	15.4	15.5	7.6	11.8	17.7
73,106	2.0	122,035	3.3	5.1	8.9	5.7	9.3	11.1
1,280,236	34.4	979,300	26.6	44.9	28.8	58.2	39.1	24.6
—	—	1,695	0.0	0.6	0.9	—	—	—
3,718,869	100.0	3,685,784	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第一編 政治

一四〇

よる。

いつても、この時期はまだ国からの資金交付はなく、市税と市債収入が歳入の根幹をなし、なかでも市債がこの期の後半に著増し、借金財政の性格を強めた。使用料・手数料が多いのは、水道使用料など公営企業が一般会計におかれているからである。

つぎに第二九表によつて、歳出構成の推移をあらましみてみよう。ここで特徴的なことは、歳入における市債収入の増加を反映して、公債費が全国的に一樣に高い比率を示しており、鹿児島市の場合は全国平均よりは低い、それでも八年度には全歳出の五一%と過半を占めるにいたり、同年度の市税収入をはるかにオーバーした。もつとも、その後は公債費の比率は二〇%以下に減じた。また、本市は中学校二・小学校一二と市の規模に比し比較的多くの学校

日華事変の
影響を受けた
市政の財政

第28表 昭和初期における鹿児島市歳入の構成比較

項 目	年 度		昭 和 2 年 度		" 6 "		" 8 "	
	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%
市 税	890,657	47.9	772,268	54.7	854,073	22.6		
財産より生ずる収入	51,192	2.8	48,125	3.4	38,117	1.0		
使用料手数料	134,996	7.3	154,411	10.9	398,004	10.5		
国庫下渡金	77,685	4.2	92,885	6.6	96,714	2.6		
国県税徴税交付金	60,111	3.2	51,088	3.6	37,992	1.0		
国県補助金	13,013	0.7	14,660	1.0	81,514	2.2		
負担金	—	—	—	—	27,966	0.7		
寄附金	72,147	3.9	434	0.0	13,046	0.3		
繰入金	17,500	0.9	—	—	126,091	3.3		
財産売却代金	10,842	0.6	9,778	0.7	33,800	0.9		
繰越金	180,822	9.7	57,033	4.1	7,030	0.2		
雑収入	22,537	1.2	141,797	10.0	76,712	2.0		
市の他債	326,000	17.6	66,000	4.7	1,991,162	52.6		
その他	—	—	2,833	0.2	—	—		
合 計	1,857,503	100.0	1,411,312	100.0	3,782,221	100.0		

(注) 全国都市平均は大蔵省編「昭和財政史」第16巻「地方財政」の附表に

を擁していたから、教育費が一貫して高い比率を占めていることが注目されよう。昭和七年度から十年度にかけては建設事業が多く行なわれたから土木費の比率が高くなっているが、それまでは全国平均より概して低かった。

日華事変以降太平洋戦争終結までの市政

政 昭和十二年(一九三七)七月には遂に日華事変がぼつ発し、戦火は中国大陸に広がり、わが国の政治経済体制はあげて戦争目的遂行にまき込まれていった。事変突入により急増してきた国家経済の膨張のため、税源の配分を国に重点をおく必要に迫られ地方予算は抑制されねばならなかった。したがって、地方団体として銃後援護のための経費や国防上、時局上必要な経費が増大したが、庁舎・学校施設・土木事業、その

(単位円)

"	" 10 "		" 12 "		全国都市平均構成比				
	%	歳出額	%	歳出額	%	2	6	8	10
6.4	313,187	11.3	497,605	16.6	3.2	4.9	3.0	4.5	5.9
0.3	11,185	0.4	11,852	0.4	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4
9.8	706,698	25.4	225,116	7.5	17.6	13.4	7.6	11.8	13.3
21.4	696,265	25.0	840,406	28.0	13.3	13.9	8.8	14.6	17.7
2.4	182,877	6.6	193,834	6.5	9.0	11.2	2.3	4.1	5.7
0.1	1,820	0.1	56,860	1.9	—	—	—	—	—
3.3	125,494	4.5	198,161	6.6	—	—	3.7	5.9	8.4
0.4	25,586	0.9	43,065	1.4	1.6	3.1	0.7	1.4	1.4
0.6	30,126	1.1	28,850	1.0	1.4	2.7	0.9	2.4	2.8
0.9	38,908	1.4	40,405	1.5	0.3	0.4	0.2	0.3	0.5
0.8	48,506	1.7	59,449	2.0	1.0	2.1	0.6	1.1	1.5
51.0	409,929	14.7	563,144	18.8	47.9	42.1	69.1	50.2	37.7
2.6	191,259	6.9	192,995	6.5	4.5	6.0	2.9	3.4	6.2
100.0	2,781,840	100.0	2,997,763	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- (2) 「衛生費」には墓地費、撤水費をふくむ。
(4) 鹿児島市では昭和7年度まで水道費は特別会計になっていた。
(6) 「全国都市平均」では昭和6年度まで衛生費のなかに水道事業費がふくまれている。

一四二

他住民生活環境のための経費支出は、極力節約するという方針のもとに、地方財政緊縮政策がとられた。したがって、事変ほつ発に伴う国の財政の膨張に引きかえ、地方財政の規模は十一年度一六億円をピークに十六年度まではそれ以下に抑えられた。

日華事変以後、地方財政はこのような事情により、昭和十五年度の地方財政調整制度を採り入れた税制改革まで、余裕のある運営は到底できなかったが、この間に地方団体が経費負担を必要とする諸立法措置が講ぜられた。いまこれを鹿児島市のばあいについてみると、次のような事項があげられる。

(1) 昭和十二年四月防空法が公布され、市町村長は防空計画をたて、また

第29表 昭和初期鹿児島市歳出の構成比較

年度 歳出 項目	昭和2年度		" 4 "		" 6 "		" 8
	歳出額	%	歳出額	%	歳出額	%	歳出額
役所費	172,960	9.9	173,327	10.3	161,103	11.4	229,389
会議費	2,166	0.1	1,847	0.1	3,535	0.3	11,401
土木費	92,467	5.3	102,785	6.1	86,910	6.2	351,017
教育費	558,640	31.9	855,432	50.6	555,593	39.4	765,895
衛生費	94,539	5.4	93,814	5.5	83,532	5.9	85,352
市場費	1,958	0.1	2,122	0.1	2,586	0.2	2,083
水道費	—	—	—	—	—	—	116,343
勸業諸費	8,549	0.5	9,582	0.6	4,719	0.3	12,815
救助費	3,152	0.2	4,370	0.3	6,342	0.5	21,863
警備費	33,039	1.9	37,937	2.2	34,019	2.4	33,192
財産費	245,850	14.0	137,527	8.1	11,294	0.8	29,288
公債費	366,370	20.9	218,613	12.9	289,661	20.5	1,816,041
その他支出	173,395	9.8	53,240	3.2	170,377	12.1	90,407
合計	1,753,086	100.0	1,690,592	100.0	1,409,671	100.0	3,563,086

- (注) (1) この表は経常部、臨時部を合計したものである。
 (2) 「その他支出」には寄附金、補助費、公会堂費をふくむ。
 (3) 「全国都市平均」の資料は前表に同じ。但し同表には電気、ガス、自動車事業費がふくまれているのでこれを除いて算出した。

防空実施に必要な設備資材の整備、防空訓練および防空従事による死傷者の療養、葬祭などに係わる経費の一部を負担することになった。その後、この防空事務の実施機関となった防護団と従来からの警防機関としての消防組との機能調整をはかるため、警防団令（昭和十四年公布）により警防団が設置され、その費用を負担することになった。本市においても昭和十五年約八万円が支出された。

(2) 昭和十四年四月に青年学校令が改正されて、市町村はその設置を義務づけられたが、これは青年学校修了者に対する在営期間短縮の特典廃止に関連して、壮丁の教育水準向上をはかったものであり、それに伴う市町村の財

政負担に対し青年学校国庫補助法によって五割の国庫補助金が交付された。

(3) 昭和十二年九月には国民精神総動員運動がはじめられることになり、市町村にその実施機関が設けられ、国庫から県を通じて補助金が交付された。

(4) 事変以来さつそく地方財政に影響をあらわしたのは、応召軍人およびその家族に対する軍事扶助関係であった。軍事扶助法にもとづく要扶助者の調査、扶助事業の実施を行ない、また市町村に応召軍人家族ならびに遺族の相談所、世話係をおき、授産授職や営業の保護あつ旋、生活資金の融通などを行なった。また銃後奉公会に対して県・市町村からの助成も行なわれた。

(5) 事変の進むにつれ、花柳病まん延の兆候を示したので、昭和十四年に花柳病予防法が改正され、診療範囲を業態者からそれ以外の者にも広げたが、本市においても、十四年度には衛生費総額にほぼひとしい「代用花柳病診療所費」が計上された。また、労働過重による結核患者も増加の傾向を示し、出生率の低下に備えて昭和十五年四月に国民体力法が制定され、体力一斉検査、体力手帳の交付による体力管理が市町村を中心に行なわれることになり、これに伴う管理医手当と体力検査に伴う手当について国庫補助金が交付されることになった。

(6) 軍需産業中心の求人増加、傷痕^い軍人と応召解除者の就職問題および農業労働者の不足などが深刻となったので、昭和十三年には従来市営であった職業紹介所を国営に移管し、その経費の二分の一を県が負担し、その県負担分の二分の一以内をその設置されている市町村の負担とした。

以上のように、日華事変ほつ発に伴い地方団体においても、新たに執るべき行政措置がふえたが、昭和十

昭和十五年
度の地方税
制改革

五年度鹿児島市決算において、これら戦争に直接関係ある諸措置のため支出した経費だけでも事変費三万九〇〇〇円、飛行場附帯工事費八万六〇〇〇円などをふくめて二三万四〇〇〇円に上り、歳出総額の約一割をしめた。

さて、日華事変の進展するに伴い、国家歳出は飛躍的に増大し、これを賄うため増税と国債収入の増にまねばならなかったが、他方、国政事務の地方委任に伴って地方団体においては防空費・経済警察費・軍事援護および銃後施設費、主要食糧増産費や軍事関係道路港灣費が急増した。地方団体はこれらの経費を賄うためには、単に絶対額が不足するばかりでなく、満州事変以来、貧富地方団体間の財力の不均衡が著しく激化していたから、この地方財源の欠乏と地方財力の不均衡を是正するためにも、地方税財政制度の改革が必要になっていた。日華事変ぼつ発に先立つ昭和十一年の広田内閣当時から中央・地方を通ずる抜本的税制改革が企画され、かなりの曲折を経て十五年になりようやく画期的な地方税制の改革が行なわれた。

昭和十五年三月に行なわれたこの地方税制改革は、県および市町村が附加税および独立税あるいは目的税として課税するものと、地方財政調整の機能をとり入れ、国が徴収した特定の租税を地方分与税として地方団体に交付する間接的なものとの二本立ての体系を骨格としたものであった。この新しい税制によって市税として設けられたものは次の通りである。（県税は省略）

普通税Ⅱ国税附加税（地租・営業税・家屋税・鉦区税に対する附加税）、道府県税附加税（段別税・船舶税・自動車税・電柱税・不動産取得税・漁業権税・狩猟者税・芸妓税に対する附加税）、独立税Ⅱ市町村民税・舟税・自転車税・荷車税・金庫税・扇風機税・屠畜税・犬税など）、目的税Ⅱ都市計画税・水利地益税・共同施設税

なお、地方分与税の創設は、わが国ではじめて地方財政調整制度が実現したものととして注目されるものである。すでに昭和初期よりその必要が内務省官僚や一部の財政学者より提唱され「地方財源の配分が甚しく公平を欠くに至りたるは、全く富の偏在に基因するもの」であり、これを改めるには「一々個々の税源に就きこれが調整を試みるがごとき」は不可能であり、総合的にその不公平を是正するほかなく、そのためには

(単位1,000円)

" 19 "		" 20 "		全国都市平均 %			
収入額	%	収入額	%	14年度	16 "	18 "	20 "
1,884	25.7	482	4.5	18.4	24.1	20.0	19.4
1,368	18.6	285	2.7	7.7	8.9	12.4	12.6
230	3.1	37	0.3	7.4	4.5	1.4	1.2
285	3.9	160	1.5	2.4	6.5	5.6	5.6
1	0.0	—	—	0.8	4.2	0.6	0.0
551	7.5	597	5.6	—	1.1	2.7	3.8
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	3.7	—	—	—
990	13.5	1,897	17.6	—	3.7	4.2	20.6
897	12.2	715	6.7	22.3	21.8	18.6	17.2
216	2.9	2,611	24.3	14.4	14.1	6.7	16.4
1,760	24.0	1,605	14.9	20.5	17.7	25.4	11.3
0	—	2,718	25.3	13.6	10.9	10.1	9.9
1,042	14.2	124	1.1	7.1	6.6	12.3	1.4
7,340	100.0	10,749	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 都市計画税は一応独立税のなかに含ませた。「繰入金」等が含まれている。

地方税制改正の形式によらずして国庫交付金の制度に俟つ[※] ほかはない(内務省「地方財政調整交付金制度要綱案」昭和七年)という理由で財政調整交付金制度の実施がはかられた。しかし、その後、議会においてしばしば法案が審議未了となり、昭和十一年にようやく応急措置として臨時町村財政補給金規則が公布され、さらに、十二年には道府県および市をも対象に臨時地方財政補給金規則に改められ、その交付額も増額され、十四年度には総額一億四八〇〇万円におよんだ。鹿児島市は昭和十四年度にはじめて

第30表 昭和14年度～20年度鹿児島市歳入構成

項目	昭和14年度		" 15 "		" 16 "		" 18 "	
	収入額	%	収入額	%	収入額	%	収入額	%
市 税	1,300	40.9	1,200	39.9	1,303	32.9	1,812	32.0
{ 国税附加税	588	18.5	434	14.4	629	15.9	1,317	23.3
{ 県税附加税	231	7.3	286	9.5	311	7.9	196	3.5
{ 独立税	481	15.1	272	9.1	284	7.2	295	5.2
{ 旧法による税	—	—	208	6.9	79	2.0	4	0.0
地方分与税	—	—	140	4.7	122	3.1	426	7.5
地方財政補給金	68	2.1	—	—	—	—	—	—
国庫下渡金	118	3.7	—	—	—	—	—	—
国庫補助金	22	0.7	49	1.6	169	4.3	215	3.8
使用料手数料	630	19.8	746	24.8	719	18.2	846	14.9
雑収入	153	4.8	191	6.4	151	3.8	180	3.2
繰越金	279	8.8	215	7.2	422	10.7	658	11.6
市の債	56	1.8	0	0	302	7.6	666	11.8
その他	553	17.4	463	15.4	768	19.4	859	15.2
合 計	3,179	100.0	3,004	100.0	3,956	100.0	5,662	100.0

(注) (1) 「全国都市平均」の構成比の資料は第28表に同じ。

(3) 「その他」には「財産収入」「分担金及び負担金」「寄附金」および

地方財政補給金を六万八〇〇〇円(全歳入の二・二%)交付されているにすぎない。しかし、この措置は応急的対策を出でず、昭和十五年度にいたり、地方税の減税と住民にとって負担の重い戸数割を廃止し、それに代わって、大規模な財政調整制度として地方分与税制度を設けるにいたった。

地方分与税は還付税と配付税から成り、前者は県のみに分与されるものであったが還付税は国税として徴収される地租・家屋税および営業税の徴収額の全額を充て、県の収入となるべき額はその区域内において徴収すべき地租・家屋税および営業税の合計額より徴収費を控除したものに等しい。配付税の総額は所得税および法人税の徴収額の二〇〇分の一七・三八と入場税および遊興飲食税の徴収額の二〇〇分の五〇との

合計額が充てられ、その総額の二〇〇分の六二が道府県に、一〇〇分の三九が市町村に配付され、その分与額を定める基準はその地方団体の課税力、財政需要および特別事情の三つとし、ここに貧富団体間の調整機能をもたせた。地方財政調整制度としてきわめて不十分なものではあるが、わが国の地方税制史上注目されることであつた。ただし、この地方分与税収入は地方公共団体全体に対するは、昭和十五年度の一四・七％にはじまり、のちに二〇％まで占めるにいたつたが、主として農村の町村に配分され、都市においてはそれほど大きな比率を占めず、第三〇表にもみるように、全国都市平均で三・八％が最高であり鹿児島市の場合においても、昭和十八年度、十九年度の七・五％以上に出ることはなかつた。

昭和十五年
地方税制
改革以降の
歳入の推
移

(単位1,000円)

全国都市平均			
14年度	16 "	18 "	20 "
0.4	0.3	0.2	0.3
7.3	8.3	9.7	11.6
14.4	13.9	15.1	12.2
22.4	22.5	19.8	25.3
4.2	3.9	3.8	3.8
2.8	2.7	2.1	2.7
9.4	10.3	12.7	10.6
—	—	—	—
5.6	7.3	7.2	9.3
18.6	15.0	13.3	11.0
14.7	15.8	16.0	13.3
100.0	100.0	100.0	100.0

第三〇表は昭和十五年度の地方税制改革以降の鹿児島市歳入の推移を示したものである。これによつてみると、特別な事情下にあつた終戦の昭和二十年度を除くと、市税収入の比率が概して高く、なかでも国税附加税のそれが高いし、また、地方分与税も全国都市平均に比べると高い。もつとも、全国都市平均では繰越金の比率が高いから、相対的に市税収入が低くなつていると見られよう。しかし、この市税収入の比率が高いという特徴的傾向は、前述の昭和初期以来一貫したことであり、後にみるように戦後、市税収入の比率が他に比しかなり低いという特徴と対照的である。しかし、これをもつて市税収入が比較的豊かであるということではなく、この表からもわかるように、使用料・手数料や雑収入など他の収入が少ない

移
市
歳
出
の
推

第31表 昭和14年度～20年度鹿児島市歳出構成

項 目	年 度 出		昭和14年度		" 1 6 "		" 1 8 "		" 2 0 "	
	歳 出		歳出額	%	歳出額	%	歳出額	%	歳出額	%
	歳	出								
会議費	14	0.5	22	0.7	22	0.6	32	0.5		
役所費	343	11.6	450	15.0	690	17.1	1,288	19.0		
土木費	176	6.0	177	5.9	259	6.4	234	3.5		
衛生費	951	32.1	680	22.7	1,091	26.9	922	13.6		
厚生費	191	6.4	293	9.8	364	8.9	531	7.8		
産業費	90	3.0	104	3.6	99	2.4	50	0.7		
市場費	76	2.6	90	3.0	118	2.9	122	1.8		
防債費	10	0.3	16	0.5	32	0.8	—	—		
警公費	72	2.4	162	5.4	103	2.5	1,232	18.2		
その他	442	14.9	470	15.4	443	10.9	418	6.2		
合計	599	20.2	530	17.7	833	20.6	1,947	28.7		
合計	2,964	100.0	2,994	100.0	4,055	100.0	6,774	100.0		

(注) 全国都市平均の資料は前表に同じ。

から税収の比率が高くなっているとみるべきである。なお、昭和十五年度に新しく設けられた地方分与税によって、県には還付税が交付されるため鹿児島県の場合それは全歳入の三〇%内外を占めたのであるが、市の場合は配付税だけであるため、財政調整機能を充分果たすほどの比重を占めるにいたらなかった。

つぎにこの間の市歳出の推移についてみよう(第三二表参照)。日華事変ぼつ発以後、地方財政は前述のように、戦争体制の中に巻き込まれ、その歳出に占める戦争関係経費の比重は急速に増大した。特に太平洋戦争に入った昭和十六年(一九四二)以降はその傾向は一層顕著になり、地方財政全体における戦争関係経費は同十二年度に比し十六年度には一一倍となり、十九年度には三七倍に達した。この経費の膨張は防空関係費・軍事関係土木費・軍事援護施設費・職員臨時給与費・物資対策費・重要物

資増産施設費・国民運動費および中小商工業対策費などの増大によるものであった。しかし、昭和十八年度（一九四三）における地方制度の改革は中央集権の強化をはかり、特に市町村よりも道府県の行政に重点をおいたので、都市の財政規模は道府県ほどには伸びなかった。昭和十二年度を一〇〇とすると、地方歳出総額は十六年度には一五一、十九年度には一八五であったが、都道府県は同じく一九九および二二八と二倍強に増大したのに対し、市は同じく一二七、一三〇と三割の伸びに止まった。

鹿児島市の歳出は昭和十二年度を一〇〇とすると、その後、絶対額はむしろ僅かながら減少し、十六年度にはほぼ同額となったが、十七年度以降急増し、十九年度には一九一とほぼ二倍近くになった。この間における市の歳出構成をみると、構成比の動きではかなり動きが大きい。傾向としては役所費の増大、その他経費の比重の大きさが見られるが、全国都市平均と比べてみると、役所費・教育費・衛生費の比率が高く、土木費の比率が著しく低いことが注目されよう。鹿児島市の歳出において戦争関係費を抽出することは資料の都合上不可能であるが、直接的な軍事関係費（防空・警防・飛行場附帯工事などの経費のほか、事変費あるいは戦争対策費など）は十六年度において八％、十九年度において約六％である。経常部のなかに戦争対策としての土木費・産業経費がふくまれており、また、それらの事務を処理する吏員も増加し、したがって、職員員の給料（役所費中の給与だけ、学校関係その他各科目に計上されている雑費その他は除く）の歳出に占める割合は昭和十四年度には一一・六％であったが、十六年度には一二・六％、十八年度には一七・〇％と増大していった。このようにして、日華事変ばつ発以後とくに太平洋戦争に突入した後は、鹿児島市財政も直接的にも間接的にも戦時体制に組み込まれていき、市民生活に係わる財政需要は抑制された。

特別会計の
推移

なお、昭和期に入つて昭和二十年度にいたるまでの鹿児島市の特別会計の推移に簡単にふれるとつぎの通りである。すなわち、昭和初期の特別会計は南洲翁記念館費・御下賜学校基本財産収入・公園費・電車軌道の四会計であつたが、公園費特別会計は昭和七年度以降、電車軌道特別会計に吸収され、南洲翁記念館特別会計は十一年度より教育参考館特別会計となり、十五年度には明治天皇臨幸記念館および歴史館特別会計が生まれたが、同年度以降これら会計は一般会計に吸収された。昭和十四年度には特別会計の数はこのほか工芸研究所費特別会計を加えて五会計であつたが、その後整理されて、電車軌道費・公益質舗費・御下賜学校基本財産費の三会計に整備された。

このうち交通事業（電車軌道費）特別会計については別項において詳述されるが、同会計は昭和三年（一九二八）七月、鹿児島電気軌道株式会社より軌道施設、乗客誘致施設としての遊園地施設を約四九六万円をもつて買収して、電車軌道事業を始めたときに始まる。当時の営業キロ程は一五・二八八キロで、車両五二両を保有した。さらに競争関係にあつた鹿児島乗合自動車株式会社を六年四月に買収し、電車と自動車の競合を調整するとともに増収をはかつた。鴨池遊園地はその後九年四月から十三年四月末まで一般会計に移管された。日華事変ほつ発後、乗客数も急増の傾向をみせたので、十三年七月には東京市電より電車一〇両を譲り受け六二両を保有するにいたつたが、自動車事業の方はガソリンの消費規制のため、代燃車の使用を余儀なくされ、能率は低下し、経費は増大したので経営状態は悪化した。当初一区三銭であつた電車料金はその後六銭に改められ、長らくこの料金が維持されたが、十九年にバス料金とともに全区一〇銭均一に改定され、これによつて経営収支はかなり改善された。昭和二十年空襲が激しくなり、再三の攻撃により、六二両

第32表 昭和期前半における鹿児島市交通事業収支推移

項目	年度	昭和	〃 7 〃	〃 11 〃	〃 15 〃	〃 18 〃
		3年度	金額	金額	金額	金額
歳入	事業収入	502	747	811	1,411	2,015
	財産売却	3	0	—	0	2
	雑収入	28	52	18	25	62
	繰入金	—	6	26	335	673
	市債	5,094	118	4,868	—	0
	その他	—	—	0	52	2
合計		5,626	924	5,723	1,821	2,754
歳出	事務費	64	52	52	96	190
	運輸費	124	218	249	517	650
	遊園地費	12	14	—	86	68
	車両費	22	32	32	52	72
	電力操電費	41	58	54	62	67
	事業拡張費	71	2	29	42	172
	公債その他	254	446	5,192	296	296
合計		5,626	924	5,633	1,471	1,844
歳入—歳出		0	0	90	350	90

(注) 昭和3年度「その他」中には軌道買収費4,953千円がふくまれる。(単位は1,000円)

業の収支状況を示すと第三二表の通りである。
 中三四両を焼失し、残りの車両もほとんど使用不可能となり、わずか三両を残すのみとなった。自動車も四五両中四二両を焼失するという甚大な被害をこうむって、ついに終戦を迎えるにいたった。この間の交通事

以上、昭和期の太平洋戦争終結までの鹿児島市財政を述べてきたが、深刻な不況のうちはこの時期を迎えた市財政は、充分の自主財源を得られず、多くの施設の整備も主として市債や国庫補助金に依存していた。

日華事変以後、市独自の行政の領域はせばまり、もっぱら戦時体制に対応した財政の運営に片寄らざるを得なかった。もともと、この二〇年間を通じて、県庁所在地として

近代的都市化のためのいくつかの施設がかなり整備されていたが、これも戦争末期の空襲により多くの被害をうけ、市街地の大半は灰じんかひに帰したのであった。

戦後復興期の市財政 昭和二十年（一九四五）八月、ポツダム宣言の受諾によって太平洋戦争に終止符が打たれ、戦争末期の度重なる激しい空襲によりその大半が瓦礫がれきの街と化した鹿児島市も新しい憲法とそれに基づく「民主的」地方自治制度の樹立のもとに、苦難に満ちてはいるが、着実なる復興への途を歩みはじめた。

新しい地方自治制度は、労働組合法をはじめとするいわゆる労働三法、生活保護法の制定、六・三制義務教育の実施、農地改革等の諸措置とともに、戦後いちはやくとりあげられた「民主化」政策の重要な一環をなすものであった。この改革により地方自治制度にも大きな変ぼうがもたらされた。それは特に昭和二十四年（一九四九）九月に提出されたいわゆるシャウプ税制使節団の勧告にもとづく地方税財政制度の改革によって決定的なものとなったが、それまでにもいくつかの重要な改正が行なわれた。市財政に関連する改正の主なものは次の通りであった。

地方財政制度の改革

終戦の翌年、昭和二十一年九月には東京都制、府県制とともに、市制・町村制が改正され、住民の選挙権・被選挙権の拡充、地方自治体の首長の公選制、議会の権限強化、選挙管理委員会・監査委員制度の制定などが行なわれたが、一方、地方税法および地方分与税法が改正された。この改正は旧制度によりながら、税の増収をはかったもので、地租・家屋税および営業税の三収益税（国税）の附加税標準率を引き上げ、市町村民税を大幅に引き上げるとともに、最高賦課制限額を撤廃した。このとき府県民税もまた新設されるとも

に、府県に法定外独立税の設定権を付与し、また分与税（県にのみ配付）が増額された。つづいて翌二十二年三月、戦後第二回の改正が行なわれたが、地租・家屋税および営業税の三収益税を都道府県の独立税とし、市町村においてこれに附加税を課することとし、鉱区税・遊興飲食税を地方（県）に移譲し、各団体に比較的共通な地方税を法定独立税とし、市町村に対しては舟税・広告税を新たな法定独立税として追加した。

戦後第三回の改正は翌二十三年七月に行なわれた。この改正により、入場税と狩猟免許税が地方に委譲され、道府県の法定税に事業税をはじめ、新たに六つの税目が増えられ、市町村には使用人税・接客人税・余裕住宅税などが新設されるとともに、道府県の独立税に対し市町村が附加税を課し得ることとした。また、地租・家屋税など主な税の増税がはかられ、住民税について標準賦課制度をとり、府県民税と市町民税を合計した標準賦課額は九〇〇円となった。同時に、従来の地方分与税を廃し、新たに地方配付税法を制定し、国税の配付税への繰り入れ率を所得税及び法人税の徴収額の一〇〇分の三三・一四に引き上げ、市町村への配分割合を大きくした。

シャープ税制改革に至るまでの地方税制の主な改正点は以上の通りである。これらを通じて、依然として国税附加税制度は残存するが、かなり多くの税種が地方に委譲され、また、財政調整的役割をもつ地方分与税ないし配付税の比重が増大し、新しい地方自治制度へ財政面からの適応がなされた。しかし、新しい民主化政策と戦災復旧のため急増していく財政需要を賄うには税源をまかな広くあさり、法定独立税を多く設け、附加税率も高めて大衆課税の傾向を顕著にしたのであった。

なお、昭和二十三年七月には地方税法の改正となり、地方財政運営の基本的原則を定めた地方財政法

地方財政法の制定

が制定された。その主要な点はつぎの通りである。すなわち、

- (一)、地方団体の経費は必要かつ最少の限度を超えて支出せぬようにし、収入は適実かつ厳正に確保し、寄附金を住民に割り当て徴収するようなことをしてはならない。
- (二)、歳出は地方債以外の歳入をもつて充てることを原則とし、公営企業・出資金・貸付金・地方債の借替、災害応急事業・災害復旧事業等の財源、公共施設の建設事業等の財源に充てる場合にのみ地方債をもつて賄うことができる。
- (三)、政令で定めた公営企業は、その経理については特別会計を設けてこれを処理し、その経理はその経営に伴う収入をもつて充てることを原則とする。
- (四)、各会計年度に生じた剰余金については、その二分の一を下らない金額を、その翌年度までに積立てるか、地方債の繰上償還財源に充てねばならぬ。
- (五)、国と地方団体との財源負担の原則として、主として地方団体の利害に係る事務の所要経費は、その地方団体が全額を負担し、両者の相互の利害に係る事務を行なうための所要経費は両者で分担し、主として国の利害に係る事務を行なうための経費については、地方団体はこれを負担する義務を負わない。また、地方団体が処理する権限を有しない事務のための所要経費を国は地方団体に負担させてはならない、という基本原則を規定した。

この地方財政法の制定は、戦後の地方財政運営の基本を定めたものとして重要な意義を有するものである。特に国と地方団体の財源分担関係を明らかにしたことは、従来の中央集権的地方自治に財政面から原則的修正を加えたものとして注目されるものである。しかし、戦後の新たに採られた諸制度、たとえば生活保護法・児童福祉法・職業安定法などの社会立法、教育委員会制度あるいは学校教育法による六・三制義務教育の実施、警察法による自治体警察の設置、保健所法の制定、農地改革の実施などは、多くの国政事務を地方団体へ委任し、その財政負担を増大せしめたにもかかわらず、この地方財政法に規定された原則通りの財政分担関係が守られず、地方財政の超過負担をもたらしたため、その運営にしばしば困難をもたらすことに

なった。

終戦直後の
市財政

市財政の規
模

さて、終戦直後から数年間の鹿児島市財政は、以上述べてきたような数次にわたる財政制度上の改編と、新しい民主化政策に沿った前記諸施策や諸制度の実施を必要とするに至ったばかりでなく、何よりもその面積の九〇%を焦土と化した市街地の戦災復旧、住宅建設が焦眉^びの急に迫られた。また、復員・引揚者などによる人口の社会的増加などもあって、他の都市以上に厳しい条件のもとに運営されねばならなかった。また、新しい制度の改革ばかりでなく、米軍の進駐や枕崎台風(昭和二十年九月)をはじめ度重なる風水害のひん発によって、市民の生活環境も動揺していたが、特にインフレーションの高進による物価騰貴と食糧はじめ、生活資材の欠乏は市民を苦しめ、市行政もこれら物資の確保・配給に多くの精力を費やさねばならなかった。この急増する財政需要を賄うため、市当局の財政は最も苦心を要するところであった。昭和二十年から二十四年度に至る財政規模の推移を示すと、第三三表にみるように、この間、最もインフレーションの高進のはげしい時期であったから、歳入は昭和十五年より二十年度まで約三・六倍の伸びであったが、二十年度以降二十四年度までは実に六一倍に膨れあがった。しかし、歳出規模は一層膨張し、この戦後五年間に九一倍に達したのである。この間、日本銀行の卸売物価指数は約六〇倍になっているから、歳入規模はこれに対応しているが、歳出規模は、前記の諸財政需要の増大を反映して、実質的にかなり膨張した。

市歳入の内
容

ところで、この間、市税収入は二六二倍と異常な伸びを示しているが、これは基準年次(昭和二十年)以降の税制の改正によるものである。ここで、この時期における市歳入内訳の推移を第三四表によってみよう。まず、戦前の昭和十六年度と戦後を比較すると、自主財源の比率が戦前は著しく高い。しかし、戦前は水道

第33表 昭和20年度～24年度鹿児島市財政規模の推移 (単位1,000円)

区別	年度	昭和15年度	" 20 "	" 21 "	" 22 "	" 23 "	" 24 "	24年/20年
歳入総額		3,004	10,749	30,396	96,475	377,003	657,593	
倍数		1.00	3.58	10.12	32.11	125.5	218.8	61.1
内市税		1,341	1,080	7,111	49,345	163,327	285,779	
指数		1.00	0.81	5.30	36.79	121.77	212.52	262.3
歳出総額		2,581	6,774	26,947	85,632	364,535	614,695	
指数		1.00	2.62	10.44	33.16	141.21	238.10	91.0

事業が普通会計のなかに入っていたため、使用料・手数料収入が高い比率を占めるために、自主財源が高率になっている。しかし、それにもかかわらず、国・県支出金が戦前は著しく低い比重しか占めていなかったことを勘案すると、戦前の税収はほぼ五〇%以上を占めていたことになる。これに対し、戦後は二十年度の特異な事情のあった年度を除くと、二十二年度より、市税収入が六〇%を占め、他方、戦前に比し国・県支出金、特に前者の比重が増大していることを指摘できる。しかし、市税収入のなかには地方分与税がふくまれているから、これを完全に自主財源とすることはできない。そこで第三五表によって、この時期の市税及び分与税(配付税)収入の推移をみると、前表によって見たように二十二年度に至り、市税収入の比率が五一・一%と前年度に比し比率が倍増したのは、県税附加税と地方分与税、とくに後者の増によることが知られる。二十二年度には分与税収入が市税収入を上回った。この時期の市税収入の推移は、三回にわたる地方税法および地方分与税法(昭和二十三年度に地方配付税法に改正)による改正により、かつインフレーションの進行も手伝って税収総額が急増したが、県税附加税が国税の地方委譲によって急増し、二十一年度四〇万円であったものが、二十二年度には

一挙に二三〇〇万円となり、二十三年度八三〇〇万円、二十四年度には一億七〇〇〇万円に達した。しかも、その税種は二十二年度が一九種であったものが、翌二十三年度には二六種となった。また、市の独立税も二十二年度は八種、二十三年度は九種となった。参考までに当時の県税附加税と市独立税の税種だけを列挙すると、つぎの通りである。

県税附加税Ⅱ地租附加税（以下附加税を略す）、家屋税・営業税・事業税・特別所得税・船舶税・自動車税・電柱税・不動産取得税・漁業権税・狩猟者税・芸妓税・電話加入権税・動力機税・遊興税・遊興飲食税・木竹材取引税・木材取引税・接客人税・牛馬税・温泉税・娯楽施設税・入場税・酒消費税・電気ガス税・特別漁業税、独立税Ⅱ市民税、舟税・自転車税・荷車税・金庫税・広告税・接客人税・使用人税・大税・扇風機税、

このように県税も市税も急増する財政需要に应付するため、極めて零細な税源まであさつて税収の確保に努めねばならなかつた。当時、地方自治法の制定によつて発表されることを定められた「鹿児島市財政事情」の第二号（昭和二十三年六月一日「鹿児島市公報」第五号、告示第五〇号）によると、

（単位1,000円）

24		（参考） 16年度 構成比
金額	%	
390,111	59.3	85.7
285,779	43.5	39.4
2,594	0.4	2.1
22,795	3.4	19.7
78,943	12.0	24.5
267,482	40.7	14.3
144,105	21.9	4.6
28,977	4.4	1.4
94,400	14.4	8.3
657,593	100.0	100.0

繰入金をふくむ。

「昭和二十二年年度の予算編成に当たつては、戦災により損耗した財源では充分の経費に充当することは到底望み得ませんので、各種経費に対して嚴重な検討を加え、努めて現下当面の緊急施設を「用途」としたが、財政需要は増加の一途をたどり、一年度末に至り、ついに一億円を越ゆるに至り、止むを得ず三収益税附加税及び市民税の税率引き上げと使用料・手数料の大幅引き上げにより、収支の均衡をはかったのであります。」として、財政需要の増加を税収の引き上げによつてカバー

第34表 昭和20年度～24年度鹿児島市歳入内訳

項目	年度		昭和20年度		" 21 "		" 22 "		" 23 "	
	金額		金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
(自主財源)	6,074	56.5	14,930	49.1	64,129	66.5	226,304	60.3		
市税	1,081	10.2	7,111	23.4	49,345	51.1	163,327	43.3		
公企業及財産収入	41	0.4	18	0.2	398	0.4	1,173	0.3		
使用料,手数料	715	6.7	1,623	5.4	7,389	7.7	24,073	6.4		
その他	4,237	38.8	6,178	20.1	6,997	7.3	62,987	10.3		
(依存財源)	4,675	43.5	15,466	50.9	32,346	33.5	150,699	39.7		
国庫支出金	1,896	17.6	8,501	28.0	18,882	19.5	83,931	22.2		
県支出金	61	0.6	1,735	5.7	2,031	2.1	8,370	2.2		
市債	2,718	25.3	5,230	17.2	11,433	11.9	58,398	15.3		
歳入合計	10,749	100.0	30,396	100.0	96,475	100.0	377,003	100.0		

(注) (1) 市税には地方分与税をふくむ。(2) その他には寄附金, 繰越金, 雑収入,

第35表 昭和20～24年度市税収入構成

(単位1,000円)

項目	年度		昭和20年度		" 21 "		" 22 "		" 23 "		" 24 "	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
国税附加税	285	59.0	1,349	40.9	137	0.6	—	—	—	—	—	—
県税附加税	37	7.7	396	12.1	13,152	57.7	82,499	77.2	168,264	78.9		
独立税	161	33.3	1,550	47.0	9,501	41.7	22,071	20.7	31,698	14.9		
目的税	—	—	—	—	—	—	1,172	1.1	13,292	6.2		
旧法による税	0	—	1	0.0	0	—	1,052	1.0	2	0.0		
市税合計	483	100.0	3,296	100.0	22,790	100.0	106,794	100.0	213,256	100.0		
分与(配付)税	598		3,815		26,555		56,532		72,523			

(注) 分与税は23年度以降は配付税となる。

したことを報告しているが、同年末の第二回の「財政事情」(同年十二月一日)では、市税の増徴も市民の担税力から限度にあるとして、

「戦災により財源の大部分を失った本市では、地方配付税、国・県支出金および市債の予算総額に占める割合は六四%に達し財政の自主性は

極めて乏しく、市民の負担状況を考えますとき、今後多くを税収入に期待できない状況ですので、財政難打開のため、機会あることに政府に対し援助方を要請しているのではありません。」

といい、国・県の財政援助を期待した。しかし、当時は国、地方自治体を問わず財政需要が増大し、二十三、二十四年度は国民の租税負担率は、国税・地方税あわせて、ほぼ二八％に達し、明治以降、最も税痛を訴える時期となった。鹿児島市税についても、前記「財政事情」（二十四年七月）によれば、地方分与税のないし配付税を除いた市税の市民一人当たり負担額は、昭和二十年度に六円であったのが、二十一年度には二六円と約四・三倍に、二十二年度には一六八円と二八倍に、翌二十三年度には七二七円、約一一九倍となったが、この間の予算規模（歳入）は約四一倍の伸びであることと比べると、当時の市税は著しい負担増であったことがわかる。

市歳出の推移

(単位1,000円)

＼ 24	＼	(参考)15年度構成比	全市平均構成比	
			22年度	24
金額	%			
8,378	1.4	0.6	1.1	1.5
131,054	21.3	16.6	25.9	18.3
67,239	10.9	3.6	1.9	16.3
128,251	20.9	6.3	12.6	14.3
88,083	14.3	21.4	19.1	16.0
99,277	16.2	4.6	15.4	14.8
17,597	2.9	9.8	7.0	4.8
22,231	3.6	4.3	3.4	4.2
21,568	3.5	19.2	1.4	2.5
30,567	5.0	13.6	12.2	11.5
614,195	100.0	100.0	100.0	100.0

度までの諸支出金のなかには戦災復興には「都市計画費」がふくまれている

一方、この期間、歳出の内容も変化が激しかった。新しい制度の実施の結果、増大したのは六・三制義務教育制度実施による教育費、自治体警察設置に伴う警察消防費、生活保護その他引き揚げ・復員などの援護による社会および労働施設費、そしてこれらの行政事務増大に対応した公務員の増員を賄う市役所費などであった。しかし、鹿児島市の場合はそれほどばかりでなく、戦災復興に要する経費の増加が著し

第36表 昭和20年度～24年度鹿児島市歳出内訳

項目	年度		昭和 20 年度		" 21 "		" 22 "		" 23 "	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
議会費	32	0.5	201	0.7	2,258	2.6	6,207	1.7		
市役所費	1,288	19.0	3,925	14.6	21,441	25.0	59,021	16.2		
警察消防費	1,232	18.2	348	1.3	2,021	2.4	27,863	7.6		
土木費	234	3.5	2,543	9.4	5,809	6.8	64,884	17.8		
教育費	922	13.6	2,625	9.7	13,076	15.3	78,158	21.4		
社会及労働施設費	50	0.7	1,951	7.2	7,552	8.8	60,437	16.6		
保健衛生費	531	7.8	1,648	6.1	9,422	11.0	36,089	9.9		
産業経費	122	1.8	927	3.4	2,283	2.7	10,103	2.9		
公債費	418	6.2	575	2.1	—	—	8,012	2.3		
その他諸支出金	1,947	28.7	12,209	45.5	21,618	25.4	12,746	3.5		
合計	6,774	100.0	26,949	100.0	85,632	100.0	364,535	100.0		

(注) (1) 22年度までは経常部，臨時部があり，これを合算したものである。(2) 22年関係費，引揚復員者への援護関係費がふくまれる。(3) 23年度以降の土木費

かった。第三六表はその間の経緯を示すものであるが、二十一および二十二の両年度の「その他諸支出金」はそのなかに戦災復旧に伴う諸費がふくまれているため、全国都市平均と比べて、その比率の大きさが顕著である。二十三、二十四両年度の土木費が、かなり比率が高いのは、この時期以降そのなかに「都市計画費」がふくまれているためであり、復興のための都市計画事業が鹿児島市では特に大きな負担であったことを示している。

注、終戦後の戦災復興事業については、別項の「公共事業」に詳述されているが当初、何よりも面積の九割を焦土と化した市街地の瓦礫などの清掃、金属回収、水道の復旧、住宅対策が急を要し、当時四四六万円の経費を要した。さらに、つづいて新しい都市建設のための戦災復興土地区画整理事業が五か年計画をもって二十一年後半からはじまった。

また、戦前と比べ公債費の減が目立っているが、これはインフレーション進行による貨幣減価のため

である。

このように市財政の歳出構造も終戦直後の三・四年間には大きく変動した。昭和二十二年三月、初の公選市長として勝目清が選出され、新しい装いのもとに市の行財政が発足したのであるが、物価騰貴と食糧不足、そして甚大であった戦災が相重なって市民生活は困窮した。しかし、終戦当時、一二万人余であった市人口も復興がはかどるにつれ急速に増大し、二十四年には一九万人余、二十五年には二三十万人と膨れあがっていた。この目まぐるしい終戦直後の時期を経て、やがていわゆるドッジ・ラインによる経済安定政策によりともかくもインフレーションは終息したが、地方財政制度についても、二十四年九月に発表されたシャウプ税制勧告に基づく改革によって新しい段階を迎えたのであった。

シャウプ勧告と地方行政

シャウプ勧告はアメリカのシャウプ博士を団長とする使節団の日本の税制改革についての報告書で、昭和二十四年（一九四九）九月および翌二十五年十月の二回にわたって発表されたものであるが、この勧告はわが国の地方財政、とくに歳入面について画期的な改革をせまったものであった。

その改革案は、まずつぎのような二つの事実、すなわち、一つは「地方自治ということとは、占領軍および日本政府の窮極目的の一つとして宣言されている事実」、および、「現在のところ、地方自治は極めて未熟な段階にあり、地方団体の財政力を強化し、これとともに、富裕地方と貧困地方との間の財政力を更に均等化することなくしては、地方自治を完全に望むことは困難である」という事実から出発し、国の支配を減じ、地方団体の独立を増すためには「地方自治に適当な独立財源を与えること」が必要であり、かつ、地方自治の發展上、財政的に強化する必要があるのは「個々の地方の独自の必要と問題をよく知っている小さな単位」である市町村である、という基本的立場に立つて改革案を勧告した（シャウプ使節団日本税制報告書）。その具体的内容の主な点を述べると、

- (一) 都道府県税に対して市町村が附加税を設ける制度を廃し、都道府県と市町村は独立の税目を持つべきこと。
 - (二) この趣旨に基づいて、都道府県は附加価値税・入場税・遊興飲食税を中心に、市町村は固定資産税・住民税を中心にその税制を再編すること。
 - (三) 現在の種々雑多な税目を廃止して、税の種類を少なくするとともに、税率をある程度高くすること。
 - (四) 地方税総額を二十四年度の一五〇〇億円から、一九〇〇億円に増額し、この増税額は、地方自治発達上強化されるべき市町村の増税で充てらるべきこと。
 - (五) 地方債については、その発行を利子支払年額が過去三か年の平均実行予算の一定比率を超えない限り許可し、現行利子よりも低利とすること。
 - (六) 国庫補助金・負担金・交付金については、全額補助は廃止し、一部補助については奨励的補助は存続させ、他はできるだけ平衡交付金によって与えられるべきであること、そして、災害復旧補助などは全額補助とすべきこと。
 - (七) 従来配付税の調整機能は不十分であるから、これを廃して、一般的な地方財政平衡交付金制度に改めるべきこと
このシャープ勧告に基づく地方税法の改正案は、翌二十五年三月の第七国会に上程されたが、その内容が直ちにわが国で実施するには実態にそぐわぬ点があり、論議の結果、遂に不成立に終わり、その年は地方財政平衡交付金法のみ成立した。つづいて、同年七月に開かれた第八国会において、附加価値税実施の二年延期、固定資産税率の軽減という修正を加え成功した。
- シャープ勧告は結局、地方税収入を三割増加せしめ、特に市町村税の増加にふりむけることとし、独立税主義を採ること、さらに地方財政平衡交付金制度を設け、国庫補助金は大幅に整理することを強調したわけであるが、この勧告をうけたわが国の地方税制の改革の結果、市町村の収入上の独立性が強められ、また、地方財政平衡交付金制度も実現し、当初、従来の配付税の三倍に近い金額が計上された。ただし、国庫補助金の大幅整理は中央各省の強い抵抗にあつて、

その削減よりむしろ増加の方向へむかった。

しかし、終戦後のいわゆる「民主化」の路線に沿って改革を重ねてきた地方行政制度も、昭和二十五年六月朝鮮動乱がぼつ発したころから、「民主化」の行き過ぎを「是正」する動きが表面化し、地方自治も「能率」と「節約」を旨とする運営が要求されるようになってきた。二十六年六月の占領政策の修正を表明するリッツウエイ声明により政令諮問委員会が設けられ、九月には地方行政簡素化対策本部が設置されたが、一方同年六月には警察法が改正され、自治体警察の存廃を住民投票で決定し、廃止した地方の警察は国家警察に編入されることになった。二十七年八月には公共の福祉に寄与するとともに、独立採算制の強化をはかる地方公営企業法が公布され、また、二十八年九月には「その組織及び運営を合理的かつ能率的」にすることを目的として、町村合併促進法が成立する等、地方行政について「能率」と「節約」を目的とする手直し措置が相次いだ。二十九年には、シャープ勧告により地方行政制度の画期的な改正の重点とされた地方財政平衡交付金制度もその必要財源を国税の一定割合に制限することに改めた地方交付税制度に切り替えられた。

昭和二十五年より二十九年までの鹿兒島市財政の推移状況の

ここで、このシャープ勧告以降、昭和二十九年までの市財政の推移を見てみよう。第三七表はシャープ勧告による改革の行なわれた前年の二十四年度から、地方財政が全般的に赤字危機に見舞われた二十九年までの鹿兒島市財政規模、および収支の推移をみたものである。二十四年度は経済九原則の線に沿って、地方財政にとつては、地方配付税の半減に近い減率、および市債の枠わくのきびしい圧縮、国庫補助金の大幅な減額などによる歳入面の圧迫要因がかさなり、一方、歳出面では戦後の諸種復旧事業や新しい施設の建設がようやく軌道にのつて、多額の財政需要をもたらしているうえに、風水害がかさなり予想外の復旧費を必要としたので、市財政は窮迫し、この表にみるように四億三〇〇〇万円の翌年度歳入の繰り上げ充用を行なった。

第37表 昭和24年度～29年度鹿児島市財政規模（一般会計）推移
（単位1,000円）

区 別	年度	昭和24年度	" 25 "	" 26 "	" 27 "	" 28 "	" 29 "
歳 入 (A)		657,595	872,518	1,234,276	1,521,589	1,703,589	1,612,222
内 市 税 (B)		285,779	273,817	361,698	428,718	527,599	605,596
内翌年度歳入 繰上充用 (C)		43,000	53,677	0	0		
歳 出 (D)		614,195	844,802	1,159,878	1,481,229	1,660,411	1,633,954
(A) - (C) - (D)		43,398	27,716	74,398	40,360	43,178	△ 21,732
(A) - (C) - (D)		398	△25,961	74,398	40,360	43,178	△ 21,732
(B) / (A)		43.5%	31.4%	29.3%	28.2%	31.0%	37.6%

(注) (1) 25年度に旧伊敷村を合併したが、ここでは一応除いた。

(2) 24年度及び25年度は翌年度歳入繰上充用金が決算書の「雑収入」に計上されているが、29年度の繰上充用額は外書となっている。

昭和二十五年度はシャープ勧告に基づく改革により、後
にみるように、市税収入の内容が独立税に変わり、地方財
政平衡交付金が新設されたが、この年もグレイス、キジア
台風その他の風水害による災害復旧費の増額により、収支
状況は好転せず、前年度に引きつづき約五億三七〇〇万円
の繰り上げ充用を行なった。

しかし、昭和二十六年年度以降は、給与改訂による人件費
の増加をはじめ、失業対策事業費・生活保護費・教育施設
費・過年度災害復旧費が増大し、特に二十六年十月のルー
ス台風の災害復旧費が加わるなどのことがあって、財政需
要もますます増大したが、かなりきびしい経費節約と徴税
努力によったことと、公共事業費に対する政府の起債率の
増加による市債の増額、国庫支出金の増加により、前二年
度にわたって生じた赤字を解消し、繰越事業に対する財源
を留保してもなお剰余金を残し、二十七年年度には二二〇〇
万円余の剰余金を計上するに至った。しかし、二十九年
度に至り、景気の後退により国の財政事情が窮迫した結果、

市歳入の内
容とその推

第三八表にみるように税制改正による地方税の伸び悩みのみならず、市債および地方交付税のいずれも減額を見て、市財政事情は、他の地方自治体と同様急速に悪化した。

第三八表によりこの間の歳入の内訳の推移をみると、まず、昭和二十四年度と二十五年度の間に著しい相違を見出す、これはシャープ勧告による地方財政平衡交付金の創設と独立税中心の税制改革によるものであり、二十四年度の市税のなかに計上されている地方配付税(市税二億八六〇〇万円で、七三〇〇万)に相当する分が、二十五年度にはこの平衡交付金に振り替ったわけである。二十四年度の地方配付税を除く市税

市税収入の
内容構成

(単位100万円)

〃	〃 29 〃		全国都市平均構成比			
	金額	%	24年度	25 〃	27 〃	29 〃
31.0	606	37.6	43.8	46.6	47.5	46.4
1.3	12	0.8	—	0.8	1.3	2.4
5.2	98	6.1	3.4	3.0	3.5	3.6
25.7	437	27.1	11.8	15.6	15.6	17.1
2.4	35	2.2	4.7	3.5	2.0	2.1
10.4	128	7.9	8.0	9.0	9.4	8.5
17.2	178	11.0	14.2	9.8	8.5	5.7
6.8	118	7.3	14.1	11.7	12.2	14.2
100.0	1,612	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

鹿兒島市の市税には地方配付税が含まれている。ある。(3) 24・25両年度の「その他」には翌年度宛会編「戦後地方財政統計集」による。単位100万

収入は全歳入の三三・五%を占めるので、この外見上の変動にもかかわらず、市税収入の比重は大して変わっていない。ただし、市税収入の内容は、次の第三九表にみるように大きく変わった。ところで、二十五年の改正以降の鹿兒島市の歳入構成を全国の都市平均(五大都市を除く)のそれと比較すると、

- (1) 税収の比率が全国都市平均に比し、一五%内外とかなり差を開いて低いこと。(2) これに対し、国庫支出金と地方財政平衡交付金の比率が高いこと。
- (3) 市税と地方財政平衡交付金を加えたいわゆる一般財源は、全国都市平均はおおむね五五%内外を占

第38表 昭和24年度～29年度鹿児島市歳入内訳

項目	昭和24年度		"25"		"26"		"27"		"28"
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額
市 税	286	43.5	273	31.4	362	29.3	429	28.2	528
公企業及財産収入	3	0.4	6	0.7	14	1.2	25	1.6	21
使用料 手数料	23	3.4	36	4.2	49	4.0	67	4.4	88
国庫支出金	144	21.9	189	21.6	297	24.0	407	26.7	437
県支出金	29	4.4	25	2.9	31	2.1	31	2.1	41
市 債	94	14.4	99	11.3	204	16.6	172	11.3	177
地方財政平衡交付金	—	—	88	10.1	189	15.3	247	16.2	292
その他	79	12.0	111	17.8	88	7.5	144	9.5	120
合 計	658	100.0	872	100.0	1,234	100.0	1,522	100.0	1,704

(1) 29年度は地方財政平衡交付金に代わって地方交付税となった。(2) 24年度の全国都市平均構成比の24年度の方では地方配付税は平衡交付金の欄に計上して歳入繰上充用金がふくまれている。④ 全国都市平均については地方財政研
 究未滿四捨五入のため合計に若干の不具合あり。

めるのに対し、鹿児島市は四五%内外と相当開いていることなど特徴的傾向を見出すことができる。すなわち、鹿児島市がじん大な戦災をこうむり、引揚・復員者の多いことも加わって市民の生活水準が概して低いため、税収が少ないことが先ず考えられるが、地方財政平衡交付金が地方団体間の財政力格差を調整する目的のもにかなり完全調整に近い方式を導入したにもかかわらず、一般財源になお相当の格差を残していることが注目される。戦災・風水害の復旧などの事業が調整の対象にならず、もっぱらこれらの対策は国庫補助金と市債に依存し、市財政の国庫依存度をこの時期にかなり高めたわけである。

さて、この時期の市税収入の内容をみてみよう(第三九表)。昭和二十四年度までは、前述したように、市税は極めて多種に亘る県附加税と独立税とより成立していたが、二十五年度の大幅な税制改革により、市税は市民税・固定資産税の二税種を中

心とし、そのほか電気ガス税・自転車税・荷車税・鉱産税・木材引取税・広告税・接客人税・入湯税（昭和三十一年以降目的税となる）をもって法定普通税とした。また、二十四年度までは都市計画税は市町税として存続していたが、二十五年よりこれを廃止し、これに代わって都市計画事業に要する経費に充当するため、三十年度まで水利地益税を目的税として課していた。そこで第三九表をみると、鹿児島市の場合、二十五年の改革後、旧法による収収がなお相当の比率を占めていたが、その後、市民税が収収のほぼ半ばを占め、固定資産税がこれに次いで、この両税で、市税収入の八五%ないし八八%を占めた。この点、全国市平均において、次第に固定資産税が伸びて二十九年には首位を占めていること、「その他」の収収が高いことと異なっており、償却資産その他産業施設の比較的少ないことを反映しているといつてよい。

(単位100万円)

〃	〃 29 〃		全国市平均		
	%	税額	%	24年度	25 〃
96.3	584	96.5	91.0	83.6	99.6
54.6	276	45.3	—	40.2	33.5
32.1	197	32.5	—	35.8	43.5
7.9	47	8.1	—	4.9	8.8
—	55	9.1	—	—	8.7
1.7	9	1.6	91.0	2.7	5.1
0.6	2	0.3	6.7	16.2	0.4
3.1	20	3.2	2.2	0.1	—
100.0	606	100.0	100.0	100.0	100.0

税を計上。目的税は24年度まで都市計画税

なお、第三九表にみるように昭和二十四年度に比し、二十五年には税収総額（地方配付税を除く）が四〇〇万円余増額になったが、市人口が急増しているため、一人当たりの市民の市税負担は二十四年度の一〇〇七円から、二十五年には八九六円に減じた。しかし、次第に負担は増加し、二十八年には一八六六円、二十九年には一九九〇円とそれぞれ前者の二・一倍ないし二・二倍に増加した。この間、全都市消費者物価指数はおよそ一・三倍ないし一・四倍になっていることと比べるとこの期において

移
市
歳
出
の
推

第39表 昭和24年度～29年度市税収入の内訳

年 度 金 額 税 別	昭和24年度		" 25 "		" 26 "		" 27 "		" 28 "
	税額	%	税額	%	税額	%	税額	%	税額
(普 通 税)	200	86.2	199	72.5	327	90.4	407	95.0	508
市 民 税	—	—	104	37.9	176	48.8	217	50.7	288
固 定 資 産 税	—	—	79	28.7	119	32.8	149	34.7	169
電 気 ガ ス 税	—	—	9	3.3	23	6.3	31	7.4	42
市 た ば こ 消 費 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	200	86.2	7	2.6	9	2.5	10	2.2	10
(旧法による税)	0	—	68	24.9	25	6.8	7	1.7	3
(目 的 税)	32	13.8	7	2.6	10	2.8	14	3.3	16
合 計	232	100.0	274	100.0	362	100.0	429	100.0	528

(注) 24年度の普通税には地方分与税を含まず。「その他」に県税附加税及び独立25年度以降は、水利地益税(都市計画費に充当)である。

も市税負担の増加は顕著なものである。戦後、二十三・二十四両年度は国税・地方税をあわせた租税負担率の最も高い時期であり、その後、昭和二十九年までの間にこの負担率は漸減するが、地方税の負担率はむしろ高まってきたのであり、鹿児島市民の租税負担の場合も例外ではなかった。

つきに、この時期における歳出内容についても相当の変化があった(第四〇表参照)。まず、昭和二十四年度から二十五年度にかけては、教育費、社会および労働施設費と前年度繰り上げ充用金の増大が目ざされるであろう。教育費については明治以来長い歴史を経てきた義務教育費国庫負担金制度が、シャープ勧告に基づいて廃止され、新しい地方財政平衡交付金制度によって義務教育費が裏づけられることになった。二十五年度にはこの改正により、教育費の比重は相当に高まった。しかし、この制度については、算定される義務教育費によって実際必要な義務教育費が果して確保されるかどうかは当初から問題があつて、二十九

年度には再び義務教育費の国庫負担制度が復活した。社会および労働施設費は鹿児島市の場合、とくに失業対策事業費・生活保護費および戦災の影響による住居費などにおお相当の支出を要したから、第四〇表にみるように、都市平均に比べて相当高い比率を占めている。また、土木費も都市平均に比べてかなり高いが、これには戦災復興都市計画がふくまれているからである。

なお、昭和二十五年十月に伊敷村と東桜島村とを合併し、同年度末までに両村の歳入・歳出予算が鹿児島市へ引き継がれた。同年九月末までの両村の歳入・歳出の差引残高(両村合計一、二〇三、三〇〇円)が引き継がれたが、この合併により鹿児島市の人口は二十六年には約二四万人となり、二十六年度より財政規模もそれだけ大きくなった。

戦後より二十九年までの特別会計および公営事業

市交通事業

(単位100万円)

＼	＼ 29		全国都市平均	
	金額	%	25年度	29年度
1.5	26	1.6	1.5	2.0
17.2	317	19.2	18.3	17.5
9.4	83	5.1	16.0	5.9
17.8	213	13.0	14.3	10.1
14.6	269	16.4	16.9	18.1
25.0	471	28.8	14.8	18.4
3.1	60	3.7	4.8	4.3
4.8	65	4.0	4.2	6.3
3.5	73	4.5	2.5	4.4
3.1	61	3.7	6.9	6.7
—	—	—	—	5.1
100.0	1,634	100.0	100.0	100.0

のため合計に若干の不具合あり。

ここで、戦後から昭和二十九年までの特別会計および公営事業について一括して述べておこう。終戦直後、鹿児島市の特別会計は公益質舗・市立病院事業・特別都市計画事業の三会計があり、水道事業はまだ一般会計にふくまれていた。各事業の経理上の推移のみについて簡単に触れておこう。

鹿児島市の交通事業は電車・乗合自動車両事業とも戦災により壊滅的打撃を受けたが、昭和二十一年十一月には電車の復旧をみた。人口の増加に伴い乗車需要が急速にふえ、車両の増加につとめ

第40表 昭和24年度～29年度鹿児島市歳出（目的別）内訳

項 目	年 度		昭 和 2 4 年 度		" 2 5 "		" 2 6 "		" 2 7 "		" 2 8 "
	金 額		金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額
議 会 費	8	1.3	9	1.1	16	1.4	22	1.5	26		
役 所 費	131	21.3	136	16.2	183	15.8	231	15.6	285		
警 察 消 防 費	67	10.9	79	9.3	101	8.7	128	8.6	156		
土 木 費	128	20.8	114	13.5	188	16.2	251	16.9	296		
教 育 費	89	14.5	172	20.4	212	18.3	234	15.8	242		
社会及労働施設費	99	16.1	172	20.4	232	20.0	363	24.5	415		
保 健 衛 生 費	18	2.9	23	2.8	35	3.0	47	3.2	51		
保 産 業 経 済 費	22	3.6	33	3.9	58	5.0	64	4.3	79		
公 債 費	22	3.6	27	3.3	29	2.5	77	5.4	58		
そ の 他 諸 支 出	20	3.3	35	4.1	51	4.4	62	4.2	52		
前年度繰上充用金	10	1.6	43	5.1	54	4.9	—	—	—		
合 計	614	100.0	845	100.0	1,160	100.0	1,481	100.0	1,660		

(注) (1) 土木費のなかには都市計画事業費がふくまれる (2) 100万円以下四捨五入
 (3) 全国都市平均（5大市を除く）の資料は第44表と同じ。

た結果、二十二年末には電車五二両、乗合自動車一五両をようやく確保するにいたった。営業キロ数は二十二年末で電車一三キロ、乗合自動車二〇キロであったが、電車軌道には単線区間があり、自動車台数は不足し、市民の乗車需要に充分応じうるまでには至っていなかった。一方、物価騰勢下におけるこれらの施設の整備、給与の引き上げ等のため、乗車料金は電車の場合、二十二年七月に四〇銭を一円に、翌二十三年一月には一円五十銭に、六月には二円五十銭、八月には五円と相次いで改訂し、乗合自動車の場合も、同じく六〇銭を一円五〇銭、二円、二円五〇銭と引き上げ、二十三年八月には六円に改訂され、一か年間に一〇倍ないし一二倍という料金の引き上げがおこなわれたのである。その後、交通事業経理は次第に増大する市民の乗車需要に応ずるため、施設の整備を急ぐ必要に迫られ、他方、物価騰貴に伴

市の
水道
事業
の
状況

第41表 昭和20年度～27年度市交通事業収支状況 (単位1,000円)

区分	年度	昭和20年度	21	22	23	24	25	26	27
電車収入	}	594	4,915	21,881	90,386	136,433	146,235	167,231	166,442
自動車収入		20		2,977	14,223	35,306	43,990	49,711	46,538
その他収入		1,809	7,079	7,588	26,474	38,905	43,266	44,757	19,693
収入合計		2,423	11,994	32,446	131,083	210,644	233,491	261,699	232,673
支出合計		1,589	9,969	29,880	109,681	207,894	226,548	255,404	238,563
収入-支出		834	1,975	2,566	21,402	2,750	6,943	6,925	△ 5,890

(注) 27年度は27年4月1日より12月末日まで。-5,890千円は一時借入金15,000千円と相殺すると9,110千円の黒字となって、公営企業に引きつがれた。

う資材費・人件費の値上りにより資金繰り必ずしも円滑ではなかったが、二十七年程度までもかく収支の黒字を残して運営されてきた。なお、その収支の推移は第四一表に示す通りである。

昭和二十七年八月、「企業の経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進する」ことを目的として、地方公営企業法が公布され、軌道事業・自動車運送事業(それぞれ常時雇用職員一〇〇人以上)と水道事業(同じく五〇人以上)は、この法の適用を受けることになったので、本市の交通事業も二十八年一月一日より地方公営企業に衣替えをし、電車事業・自動車事業それぞれ別個に営業収支、資本収支の二本建て会計組織をもって運営されることになった。

つぎに水道事業の会計は、昭和二十三年度までは一般会計に含まれて経理されていたが、二十四年度から特別会計となり、二十七年年度の末に地方公営企業会計となった。鹿児島市の水道は、戦災により、配水管延長一七万四〇〇メートルのうち、八万三五二メートル、すなわち、四八%という約半ばが破壊されたばかりでなく、水源池や集水池が爆撃され、断水状態のまま終戦を迎えた状況で、当面の修理を行なっても漏水率九〇%という有様であった。二十三年度までに給水管・取水管

第42表 鹿児島市水道事業昭和21年度～27年度収支状況（単位1,000円）

年 度	区 分	収 入	そ の う ち			支 出	収入 —支出	給水戸数
			水 使 用	道 料	給 工 事 費			
昭和15年度		318	256		42	123	—	19,711
〃 21 〃		1,968	586		1,094	582	—	9,206
〃 22 〃		5,180	3,062		2,056	5,480	△ 300	13,869
〃 23 〃		11,436	8,172		3,155	10,521	915	16,283
〃 24 〃		45,822	33,791		9,304	43,458	2,364	18,730
〃 25 〃		64,082	40,097		11,857	60,816	3,266	20,442
〃 26 〃		90,404	56,688		14,316	86,462	3,942	22,547
〃 27 〃		65,201	44,807		12,429	76,674	△14,476	25,153

(注)(1) 15, 21の両年度は市決算書より。従って支出に職員給与がふくまれていない。
 (2) 22, 23両年度は「鹿児島市財政事情」による。
 (3) 24年度～27年度は特別会計、但し27年度は27年12月末日まで。従って赤字分は年度半ばの未収金によるものである。

第二章 財政

の漏水防止や浄水施設の復旧に一四〇万円余の経費を要した。このような復旧努力により給水戸数は、二十五年には戦前の二万戸にようやく回復した。二十三年度までの一般会計中における水道事業經理の推移と二十四年度から二十七年までの公営企業移行までの状況は第四二表の通りである。

鹿児島市公益質舗は戦災により倉庫一棟を焼失し、残存の一棟をもって事業を再開したが、当時の物価騰勢・食糧不足などの経済危機下にあつて、市民の唯一の簡易金融機関として利用者は年々累増し（昭和二十二年度、三八一人、同二十三年度、四二八六人）、一方貸付運転資金を市債によって補い、庶民の需要にこたえたが、一時は、運転資金の起債が不承認となり、貸付を断る事態も生じた。二十八年度には西田質舗の倉庫も設けられ、運転資金も約八〇〇万円に達したが、二十八、二十九年にいたり、当時の不況を反映して利用者もますます増加し、一方、市債による原資の増加は当時の財政事

第43表 鹿児島市立病院昭和21年度～昭和29年度収支状況 (単位1,000円)

収 入	年 度 項 目	昭 和	21 年 度	" 22 "	" 23 "	" 24 "	" 25 "	" 26 "	" 27 "	" 28 "	" 29 "
		病院収入	875	3,727	10,163	19,623	30,526	41,508	59,360	68,201	75,573
繰越金	—	20	1,478	3,427	4	—	—	—	—		
繰入金	275	1,606	2,311	4,103	4,033	3,958	15,380	3,882	8,800		
市債	—	1,250	7,500	10,000	8,000	10,000	—	—	2,000		
国庫支出金	24	—	—	—	—	1,000	—	—	3,900		
(収入合計)	1,172	6,603	21,454	37,153	42,563	56,466	74,520	72,083	90,273		
支 出	病院費	985	4,090	11,292	34,133	41,009	53,391	77,511	66,374	80,126	
	公債費	—	—	—	3,016	3,100	2,861	3,671	5,232	6,358	
	その他	167	635	6,730	—	1	1,548	1,338	8,091	7,974	
	(支出合計)	1,152	5,125	18,028	37,149	44,110	57,800	82,520	79,697	94,458	
収 入—支 出	20	1,478	3,426	4	△ 1,547	△ 1,334	△ 7,780	△ 7,614	△ 4,184		

(注) 病院収入には尾畔分院、乳児院、産院が含まれるいるが、昭和28年度よりこれらは一般会計に移し、この会計は本院と看護婦養成所の経理から成ることになった。決算では、翌年歳入繰上充用金が「雑収入」に入れてあるが、ここではこれを分離して「赤字」として計上した。

情から容易でなかった。

鹿児島市立病院は戦災をこうむったため、戦後とりあえず現在の市庁舎内において開院したが、当時は他に総合病院も乏しく、患者も多かった。経費の節約による独立採算を旨としたが、施設の整備に多くの資金を要したので、一般会計からの繰り入れ、市債収入によりようやく赤字経営をつづけることができた。もつとも、健康保険や生活保護法関係の後払患者が昭和二十三年度後半になると、全患者の五〇%以上におよび、その医療費収入の遅延のため、一時借入金による資金操作は容易でなかった。さらに、二十四年度における本館建築に伴う起債の償還費が増大するとともに、起債収入が圧縮されることもあって、二十五年以降収支悪化して繰り上げ充用をつづけ、二十七年・二十八年にいたり、社会保険医療費の単価の伸びなやみ、引き

戦災都市復興
特別会計
に関する特別会
計

第44表 昭和20年戦災応急復旧事業費
昭和21年戦災復旧都市計画事業費
昭和22、23年特別都市計画事業費
(単位1,000円)

項目		年別	昭和 20年	昭和 21年	昭和 22年	昭和 23年
歳 入	補助金		53	8,642	19,521	5,000
	市債		—	1,424	3,620	—
	繰入金		35	28	2,280	2,072
	繰越金		—	—	40	—
	その他収入		—	112	2,785	66
	清算金		—	—	—	3,024
歳入計			88	10,206		
歳 出	事業費		88	9,169	27,524	7,424
	公債		—	65	666	238
	その他支出		—	932	54	2,500
	歳出計		88	10,166	28,244	10,162
歳入—歳出			0	40	0	0

(注)昭和20,21,22年度毎に事業名が異なるが一表に纏めた

下げがあり、一層経営は苦しくなり、二十八年度には七六一万四〇〇〇円の赤字を計上するにいたったが、その後、一般会計よりの繰り入れや国庫支出金の交付があつて収支状況は持ち直すに至つた。この間の収支状況は第四三表の示す通りである。

鹿児島市は戦災によつて市街地の大半を焦土と化し、その復旧は焦眉の急を要した。昭和二十年度にはさつそく戦災応急復旧事業が着手されたが、二十一年度から戦災復旧特別都市計画が五か年計画をもつてはじ

められ、この事業費を経理するため、戦災復旧都市計画費特別会計が設けられ、二十二年度には特別都市計画事業費特別会計に改められた。当初、事業費の九割を国庫および県の補助によつて発足したが次第に補助率も低下していった。二十年度から二十三年度までのこの特別会計の推移は第四四表に示すところであるが、この間、事業費八八〇〇万円余に對し、実際に交付された補助金は三八%程度であつた。二十三年後半(八月)よりこれを一般会計に編入したので、この事業のみの推移を抽出することは困難であるが、二十三年度

の市債現債高の推移

第45表 地方競馬費 (単位1,000円)

項目		年別昭和23年	" 24 "	" 25 "
歳入	公企業収入	2,884	3,506	1,606
	使用料及び手数料	17	19	14
	雑収入	383	62	617
歳入計		3,284	3,587	2,237
歳出	地方競馬費	3,095	3,577	2,237
	繰出金	189	10	0
	歳出計	3,284	3,587	2,237
歳入 — 歳出		—	—	—

以降二十九年年度まで都市計画費は総歳出のおおむね一割内外を要した。二十四年度からは国庫補助が従来、五割から八割であったのを、一部事業を除き一律に五割補助に減額されたので、市費の負担が増額し、県費補助、起債の増額が必要となり、また、都市計画税を限度いっぱい増徴することを必要とし、市民の負担を圧迫したのである。

なお、これらの特別会計のほかに、昭和二十三年度に指定市として認可されて、年二回行なわれるようになった地方競馬についても特別会計が設けられたが、その業績は予期に反し収入を挙げ得ず、二十五年度をもつて廃止された(第四五表)。

さて、最後にこの時期の市債の現債高の推移をみてみよう。この時期は財政制度上の変動の激しい時代であったが、同時に前半は物価騰勢が急激であり、財政需要も著しく伸びたのに対し、地方自治体の自主財源調達力は一般に乏しかった。したがって国の財政が地方財政に対して厳格な方針で望み、起債もできるだけ圧縮する方針をとったにもかかわらず、市債の現債高は急速に膨れ上がり、第四六表にみるように、昭和二十三年度末ではその残高は一般会計歳出額に比し八・六%にすぎなかったものが、二十六年以降、ほぼ五〇%近くに達しているのである。このため、次第に公債費が累積し、後に財政を圧迫する要因となった。

地方財政の
赤字危機

第46表 昭和23年度～28年度鹿児島市現債高推移 (単位1000円)

種 別		昭和23年度末		〃 26年度末		〃 28年度末	
		現債高	%	現債高	%	現債高	%
一般会計	土木費債	—	—	110,885	19.3	143,332	18.7
	戦災復旧	957	3.1	121,630	21.1	179,040	23.3
	災害復旧	1,806	5.8	43,814	7.6	39,614	5.2
	住宅その他	7,375	23.6	130,681	22.7	212,529	27.6
	教育費〃	5,607	17.9	36,000	6.3	125,571	16.3
	社会及労働施設費〃	298	1.0	—	—	19,003	2.5
産業経済費〃	5,673	18.1	13,269	2.4	15,147	2.0	
その他							
特別会計	公営事業債	9,230	29.5	118,786	20.6	33,813	4.4
	交通事業	62	0.2				
	水道事業	257	0.8				
	公益質舗 公立病院	—	—				
合 計		31,265	100.0	575,036	100.0	768,049	
一般会計債 / 一般会計歳出額		8.6%		49.6%		46.3%	

第二章 財政

以上において、太平洋戦争終結につづく戦災復興と新制度導入による動揺をつづけた時期を経て、さらにドッジラインとシャープ税制改革による財政政策の転換をみた昭和二十年代の鹿児島市の財政状況をみた。つづいて、わが国経済がようやく戦前の段階にもどり、新たな発展への基礎づくりを始める三十年以降の状況をみてみよう。

昭和三十年以降の市財政 昭和三十年前後を画してわが国経済はもはや「戦後は終わった」段階に入り、いわゆる成長過程へ転じたのであるが、これより先、地方財政は二十九年度をピークとして未曾有の危機に見舞われていた。昭和二十六年には赤字団体数七六四（内、都道府県一五）、赤字額一〇二億円であったものが、二十九年には赤字団体数二二八一（内、都道府県三四）、赤字額六四九億円と累積した。この赤字累積の原因としては、戦後の新しい制度の整備のための人件

費・物件費の増、あるいは数次にわたる風水害の災害復旧費の累増などに加えて、二十九年年度には当時見舞った景気後退による税収減と国の財政政策による国庫支出金の削減、地方税法の改正による税収の減などが重なって、にわかに赤字が大きく顕在化したのであった。

このような情勢のもとにあつて、鹿児島市の財源も昭和二十九年年度には後出第四七表に見るようにやはり若干の赤字を計上した。その理由を当時の市の決算報告書は次のように説明している。

「この年度は前年度同様台風による災害は比較的少なかったのでありますが、……政府の緊縮政策の結果、各種補助金ならびに地方交付税の減額その他地方税法の改正による税収入の減額などが、予想せらるるとともに、支出の面においても人件費の膨張、公債償還費・失業対策事業費・生活保護費、その他の義務的経費の増加が予想され……当初予算編成に当たつては幾分財源措置に無理をしたのであります。その後、地方税法改正の結果、予想どおり相当多額の減額となり、しかも地方交付税は政府の予算措置が不充分のため減額され、起債の認証も意の如くならず、市費負担はますます増加し、一方、歳出においても二回にわたつて生活保護費の追加を要する等予算の執行は極めて困難を来し……結果において三十年度から二七三万二五九二円の繰り上げ充用を必要とするに至りました。」

ここでも明らかにされているように、当時の不況による国の財政引き締め政策が特に地方財政に対する財源措置にしわ寄せされ、他方、不景気に伴う市民生活への影響が失業対策事業や生活保護などの財政需要を増大せしめ、市の財政運営を困難ならしめたのであった。すなわち、昭和二十九年年度の地方税法の改正によつて、市町村民税の税源を一部移譲して道府県民税が設けられ、その結果、鹿児島市においても市民税は二十八年年度に比し二十九年年度には一二〇〇万円ほどの減収になった。また、この年度から従来の地方財政平衡交付金が地方交付税に改められたが、二十八年年度の平衡交付金二億九二〇〇万円に対し、二十九年年度は地方

交付税一億七八〇〇万円と大幅に減額になった。従来の平衡交付金制度は、各地方団体の基準財政需要額と基準財政収入額との差額を国が交付する、いわゆる完全調整（あるいは積上げ）方式をとっていたが、この総額が国の財政事情に適應せず、その決定が年々政治問題となってきたので、国税である所得税・法人税・酒税の一定額（昭和二十九年度は所得税・法人税の一九・八七四％、酒税の二〇％、同三十年度からすべて二二％）に限定したわけである。また、この年は市債も約一億円減じた。国庫補助金も前年とほぼ同額で伸びていない。このように、この二十九年度は国の地方財政に対する財源措置に大きな変化のみられた年であり、他方、財政需要はますます増大したから、全国的に地方財政の危機が問題となったのである。

しかし、鹿児島市のこの財政赤字は、翌三十年度には早くも解消された。全国地方団体の赤字は三十四年度にいたるまで残っていたが、本市では人件費関係では欠員不補充の方針をとり、旅費その他物件費の極力節約をはかったほか、不急工事の繰り延べ、市税徴収の強化などによって市自体の赤字解消への努力がなされたほか、この年度には臨時地方財政交付金が交付される（本市には約三〇〇〇万円）ことなどがあって、年度末に前年度繰り上げ充用金を補ってもなお約一六〇〇万円の黒字を計上するにいたったのである。

昭和三十年下期からわが国経済は好況に向かい、いわゆる神武景氣を迎えるにいたり、地方財政の赤字危機も、国の地方財政再建措置があつたとはいえ、予想以上にはやく黒字に転じてきたが、他方、三十年春季にはじまった生産性向上運動は単に民間のみならず、公共団体にも合理化を一層浸透せしめる契機となったから、地方自治体はそれぞれ人件費・物件費の節約、事務の合理化、機械の導入による能率の向上などに行政管理上の重点が置かれるようになったことも財政収支の好転した一つの要因といえる。ところで好況によ

昭和三十年
以降の地方
財政の推移

第47表 昭和30年度以降鹿児島市一般会計収支推移 (単位1000円)

種別 年度	歳入 (A)		歳出 (B)		(A) - (B)		実質収支
	金額	指数	金額	指数	金額		
29	1,612,222	100	1,633,954	100	△ 21,732	△	57,654
30	1,688,658	105	1,634,437	100	54,221		15,935
31	1,845,469	114	1,742,061	107	103,408		67,696
32	2,121,891	132	1,994,422	122	127,469		105,589
33	2,326,780	144	2,279,425	139	47,355		37,548
34	2,308,478	143	2,291,225	140	17,253		14,295
35	2,708,607	168	2,652,835	162	55,772		51,071
36	3,424,307	212	3,418,576	209	5,731	△	14,619
37	3,945,520	245	3,854,779	236	90,741		82,050
38	4,747,859	294	4,744,683	290	3,176		1,598
39	5,640,152	350	5,620,348	344	19,804		18,377
40	6,759,964	419	6,895,333	422	△ 135,369	△	261,850
41	8,429,010	523	8,370,733	510	58,277		56,621
42	8,687,379		8,752,149		△ 64,770	△	97,341

(注) 但し42年度は4月29日より翌43年3月末日迄の分、4月1日から谷山市合併の4月29日分は除く。

り三十一年、三十二年の両年度とも引きつづき収支状況好調であった地方財政も、神武景気が峠を越え、いわゆるなべ底不況に陥るに及んで再び窮状を訴えるにいたつた。このなべ底不況は三十二年の下期から三十三年の下期に及ぶのであるが、鹿児島市の財政は第四七表に見られるように、その不況が翌年度歳入に反映したかたちで一年おかれて三十三、三十四年度の収支状況悪化となつてあらわれており、特に三十四年度は全国都市平均の動向とは反対に、歳入額はかえつて減少しているのである。これは、第四八表にもみられるように、本市が全国都市平均に比し、その歳入の伸び、特に市税収入の伸びがかなりおけているということと、生活保護費・失業対策事業費の増大をみたらうに、県施設の港湾事業

第48表 鹿児島市歳入歳出伸び率対全国都市平均比較

種 別 年 度	歳入伸び率				うち市税伸び率				歳出伸び率			
	都 平	市 均	鹿 島	児 市	都 平	市 均	鹿 島	児 市	都 平	市 均	鹿 島	児 市
29		100		100	100		100		100		100	
30		107		105	108		109		106		100	
31		125		114	124		114		114		107	
32		137		132	142		128		123		122	
33		154		144	156		142		141		139	
34		173		143	173		153		158		140	
35		200		168	198		174		181		162	
36		245		212	234		205		222		209	
37		291		245	276		244		268		236	
38		331		294	311		292		304		290	
39		390		350	359		325		360		344	
40		456		419	404		355		419		422	
41		533		523	463		395		497		510	

(注) 都市平均は「地方財政統計年報」による。

の地元負担金、鹿児島大学統合に伴う敷地整備費の負担などが多かったことなどによるものである。

昭和三十三年下期に不況から脱したわが国経済は以前にました好況を迎え、岩戸景氣を謳うにいたつた。鹿児島県経済は概して好況のときは全国平均の所得水準との格差が広がり、不況のときは縮少する傾向を示しているのであるが、都市経済は必ずしもそうでなく、三十五、三十六年度の鹿児島市の市税収入は、ほぼ全国平均なみの伸び率を示した。しかし、三十六年度は好況の影響をうけて都市財政の収支もかなりの余剰を残したにもかかわらず、鹿児島市は実質赤字を生むにいたつた。同年度の決算報告書は次のように説明している。

「……年度途中において相次ぐ給与改訂経費をはじめ、准職員を正規職員に切り替えたための退職手当、生活保護費の基準改訂、結核患者命令入所費・失業対策事業費・公営住居建設費・義務教育施設整備費、郡元大火による災害救護費、県施行港湾事業負担金等、やむを得ない財政需要があつたことや、従来交通局で管理していた鴨池動物園及び運動場の管理を三十六年度から一般会計の所管に切り替えたこと、並びに歳入関係において、土地の売払代金が予定通り収

第49表 昭和38年度以降中都市財政実質収支推移

年度	種別 歳入	歳出(A)	歳入—歳出 (B)	(B)/(A)	鹿児島市
36	(4,746)	(4,597)	(149)	3.2	% △0.4
37	(5,644)	(5,553)	(91)	1.6	2.1
38	3,425	3,341	84	2.5	0.03
39	4,147	4,079	68	1.7	0.3
40	4,950	4,836	114	2.4	△3.8
41	6,070	5,880	190	3.2	0.7

(注) 36, 37年度は5大都市を除いた市の実質収支。
38年度以降は中都市。
この実質収支は再建債を考慮しない収支である。

入されなかったこと等により、形式収支として五七〇万円の黒字となっていますが、翌年度への事業繰り越しの財源を考慮した場合、昭和三十六年度決算の実質収支は、約一四六〇万円の赤字となつたのであります。』

昭和三十五年度の実質黒字が五一〇〇万円であつたから、三十六年度は単年度で六五六〇万円の赤字を生んだことになる。このように鹿児島市は三十六年度にはその特別な財政需要により、他の都市動向とは反対の傾向を示した(全国の都市の実質収支の黒字の対歳出比は三・二%であつたのに対し、本市はマイナス〇・七%)。三十七年以降は黒字に転じたが、その収支状況は必ずしも樂觀を許すものでなく、四十年代には再び二億六〇〇〇万円余の実質赤字を計上せざるを得なくなつた。この年度の赤字は歳出総額に対し三・八%を示す(第四九表参照)ほどのものであつた。この場合も市庁舎や清掃(じんかい処理)施設の建設、城山登山道その他港湾事業費などの投資的経費に対する財政需要があつたが、この年度は経済不況のため地方税の減収、地方交付金の伸びなやみなどがあつて、歳入面からの収支圧迫要因も強かつた。

前述のように昭和三十年代の地方財政は、二十九年度の赤字危機をピークとして、国の地方財政再建措置と神武景気、さらにその後、の岩戸景気によつて三十六年度まで、収支事情はかなり好転した。もっとも、この間、収支悪化を防止することに重点を置き、能率と

第50表 鹿児島市人口及び市職員数推移

種別 年度	世帯数	人口数	市 職 員 数					人口千 人当り	
			市長部局	人口千 人当り	その他	合計	人口千 人当り		
25	52,990	229,462	1,041	(225)	1,618	2,659	(86)		
30	63,249	274,340	1,261	(218)	1,591	2,856	(96)	30.12.31	
35	77,323	296,003	1,459	(203)	1,782	3,241	(91)	36. 3.31	
37	81,069	306,968	2,078	(148)	2,184	4,262	(72)	国調	
40	93,453	328,444	2,268	(145)	2,196	4,464	(74)	国調	

第二章 財

政

節約の方針が前面におしだされたため、住民への行政サービス水準の向上については、必ずしも充分努力がなされたとはいえなかった。しかし、ともかくも好転してきた財政収支は、その後工業開発の長期計画の実施に伴う地方自治体の負担、国の財政事情からくる補助金の地方団体超過負担の増加や、高度成長経済の影響としての物価騰貴や都市問題の山積から、著しい財政需要の増加をきたし、経済成長の歪み是正に伴う住宅・保健衛生施設の整備、交通事故対策などいわゆる「社会開発」のための財政需要も加わって、再び地方財政の窮迫が訴えられるにいたった。特に三十九年度不況の影響を受けて地方税収入の減少をきたして、三十九年度から四十一年度の初めにかけて、地方財政は多くの問題をかかえるにいたった。第四九表はこの間の中市財政の収支の推移を示すものであるが、この時期には特に都市財政の悪化が問題となった。しかし、この全国的都市財政の動向に比べても、鹿児島市財政は収支状況からみる限り、決して余裕のあるものではなかったといえるであろう。第四八表の対全国都市との実質収支の対歳出額比と較べて、本市のそれがかなり低いことが注目されるのである。

昭和三十年代の鹿児島市財政を一応収支面から見てきたが、さらに歳入・歳出のそれぞれの推移について見てみよう。鹿児島市は昭和二十五年十月に

昭和三十年
鹿児島市
の財政の
推移

旧伊敷村および東桜島村を合併した結果、面積は従来の二・三倍の一八二平方キロメートルに広がり、人口は約二・三万人から二七万五〇〇〇人にふくれあがった。したがって当然行政事務量も増大したから、市の吏員数も二十五年の二六五九人から三十年末には二八五六人（いずれも市長部局以外も含む）に増員となった（第五〇表参照）。これに伴って、財政規模も大きく膨^{ふく}れて、財政危機といわれた二十九年において、

二十五年度に比し歳入で一・八倍、歳出で一・九倍に達した。その後における財政規模と収支状況の推移は、すでに第四七表および第四八表によってみた通りである。ところで鹿児島市の歳入構成の内容をみると（第五一表参照）市税および地方交付税を主とする一般財源は、二十九年の地方交付税制度への切替えによる減額や国庫補助金、地方債などの抑制があつたにもかかわらず、依然として五〇%内外の比重を占めることができた。ただし、鹿児島市の歳入構成を全国都市平均と比べると（第五二表参照）、昭和二十年後半と同じように、市税の全歳入に占める比率はかなり低く、全国平均と約一〇%内外の差があり、調整財源である地方交付税で補った一般財源の比率もなお全国平均との間にかんりの開きを残している。この開きは特定財源である国・県支出金で主として補われているわけであるが、この歳入構造の特徴は鹿児島市経済の性格を反映しているものといえるであろう。いま、この点を昭和三十年前半の市財政の内容についてみてみよう。

まず、地方交付税（普通交付税）の算定の基礎となる基準財政収入額の基準財政需要額に対する比、すなわち、財政力指数を示

（単位100万円）

" 39 "		" 41 "	
金額	%	金額	%
1,969	34.9	2,392	28.2
3	0	3	0
942	16.7	1,186	14.0
2,914	51.6	3,581	42.2
1,434	25.5	2,045	24.1
474	8.4	1,001	11.8
818	14.5	1,863	21.9
5,640	100.0	8,490	100.0

第51表 昭和30年度以降鹿児島市歳入構成推移

種別	昭和 29 年度		" 31 "		" 33 "		" 35 "		" 37 "	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
市 税	606	37.6	689	37.3	861	37.0	1,055	38.9	1,479	37.5
地方譲与税	—	—	—	—	0	—	0	—	1	0
地方交付税 (一般財源)	178	11.0	236	12.8	325	14.0	400	14.8	651	16.7
国県支出金	784	48.6	925	50.1	1,186	51.0	1,455	53.7	2,131	54.2
市 債	472	29.3	515	27.8	644	27.7	667	24.6	1,001	25.3
そ の 他	128	7.9	115	6.2	116	5.0	112	4.2	188	4.8
合 計	228	14.2	290	15.9	381	16.3	475	17.5	626	15.7
合 計	1,612	100.0	1,845	100.0	2,327	100.0	2,709	100.0	3,946	100.0

(注) 41年度地方交付税には臨時地方特例交付金6,700万円がふくまれている。

第52表 鹿児島市歳入構成比対都市平均比較

種別	昭和 29 年度			" 33 "			" 37 "			" 41 "	
	都平	市均	鹿児島市	都平	市均	鹿児島市	都平	市均	鹿児島市	都市平均	鹿児島市
市 税	46.5	—	37.6	47.0	—	37.0	44.0	—	37.5	39.5	28.2
地方譲与税	—	—	—	0.1	—	0	0.1	—	0	0.2	0
地方交付税 (一般財源)	5.7	—	11.0	8.5	—	14.0	9.7	—	16.7	9.5	14.0
国県支出金	52.2	—	48.6	55.6	—	51.0	53.8	—	54.2	49.2	42.2
市 債	19.2	—	29.3	17.3	—	27.7	18.7	—	25.3	19.1	24.1
そ の 他	8.5	—	7.9	5.9	—	5.0	6.4	—	4.8	10.5	11.8
合 計	20.1	—	14.2	21.2	—	16.3	21.1	—	15.7	21.2	21.9
合 計	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0

(注) 都市平均は「地方財政統計年報」による。

すと第五三表の通り鹿児島市はこの時期に六五%から次第に漸減し、三十六年度ごろには六〇%を若干下回る指数を示しているが、これを全国都市平均(五大都市を除く)に比べると、本市の指数はかなり下回っている。また歳出総額のうち基準財政需要額によってカバーされる部分の比率は、全国都市平均に比し、前者と反対にかなり高

第53表 鹿児島市基準財政需要額及び収入額推移 (単位100万円)

種別	年度	昭和30年度	" 32 "	" 34 "	" 36 "	" 38 "	" 40 "
基準財政需要額 (A)		551	680	799	1,147	1,637	2,297
基準財政収入額 (B)		362	412	505	602	843	1,311
財政力指数 (B)/(A)		65.7	60.6	63.2	52.5	51.5	57.1
同上、全国都市平均		77.4	71.6	68.6	65.7	63.8	80.2
歳出総額 (c)		1,634	1,994	2,291	3,419	4,741	6,895
(A)/(c)		33.7	34.1	34.9	33.5	34.1	33.7
同上、全国都市平均		20.8	25.2	23.2	25.0	25.3	28.3

第一編 政治

(注) 全国都市平均は自治省「地方財政のしくみと運営の実態」及び「地方財政統計年報」による。

い。すなわち、市税収入のうち基準財政収入額に算入される額が多く、いわゆる余裕財源が少ないため、それだけ市単独の事業量が伸びなやみ、また、国庫補助事業への依存度が高いことを示している。

さらにこの時期の本市の市税収入の内訳をみると(第五四表、昭和三十六年度)ころまでは市民税が四〇%内外を占め、固定資産税が三五%内外でこれにつき、電気ガス税および市たばこ消費税がこれに次いで両者ともおおむね八―九%を占めていた。この点でも全国都市平均に比し、鹿児島市は市民税と固定資産税の地位が逆になっており、第三九表に示した二十年代後半の特徴的傾向を依然としてもっていることがわかる。すなわち、大きな工場、償却資産の少ないという本市の経済基盤を反映し、市民税のうち個人割に対する法人割の割合は、例えば三十三年度では全国の都市平均(大都市を除く)では三五%を占めるのに対し、鹿児島市は三〇%であり、また、家屋および償却資産に対する固定資産税の全税収に対する比率は、前者が二九・五%であるのに対し、後者は二三・五%であり、特に償却

資産に対する分は全国都市平均の半ばに達していない。また、市民税の課税対象についてみると、課税の対象となる者八万二八七三人に対し、非課税者一万四一一人、すなわち約一七%を占め、さらに、被課税者のうち、均等割のみの者が四万〇一一二人で、被課税者の四八・四%と半ばを占めているのである。このように市民税所得割納税者が少ないことは、零細所得者が多く、生活保護率は当時（昭和三十五年）全国平均一・七三%に対し三・三一%とほぼ二倍に達し、失業対策事業適格登録者数は四三三八人と全国第四位にあつたというように、低所得者層が多かつたことによるものである。

このように、市の産業経済事情および市民生活水準の低位性を反映して市税収入は他の都市に比し相対的に少なかつたが、納税者の負担は決して軽いものでなく、終戦後昭和三十七年度まで六回にわたる税率引き下げが行なわれたにもかかわらず、鹿児島市の市民税は全国有数の高位にあるとされた。これは企業も中小企業が大半を占め、低所得者が多く、かつ固定資産税や法人割市民税に多く期待し得ないため、個人均等割および所得割に依存せざるを得なかつたためである。

市民税については、昭和二十九年の地方税法改正により県民税が設けられ、市民税と一緒に、市によって同時に徴収されることになったのである。ところで、当時の市民税の個人均等割は人口五万以上、五〇万未満の市は標準税額四〇〇円、制限税額五五〇円と定められており、鹿児島市は標準税額四〇〇円を採つた。所得割については、その課税標準について、所得税額・課税総所得金額および課税総所得金額から所得税金額を控除した金額のうちの何れかを市町村の財政事情によってその選択を任せる措置をとつた。鹿児島市は、課税総所得金額から所得税法の規定による基礎控除のみを行なつた金額を課税標準とする方式（これを第二課税方式、但書。当時 Option 2 但書方式と称した）を採つたがこの方式は当時全国市町村の約八割が採用したものであつた。また、税率については第一課税方式が標準税率と制限税

率を設けたのに対し、この方式は目安となる準拠税率を定められただけであり、第一方式よりも一般にその市税負担が重く、かつ低所得者層にその傾向が顕著であった。その後、三十七年度にいたり、地方税法が改められ、地方独立財源の強化を図る税源再配分措置として所得税の一部を道府県民税所得割に移譲されたのと相まって、市町村民税所得割の課税方式を本文方式と但書方式の二本立てに改めた。本文方式とは、各個人の総所得金額から給与所得控除・基礎控除をはじめ、配偶者控除・生命保険料・医療費および雑損などの各控除を差し引いた課税総所得に対して税率を適用した方式であり、但書方式は基礎控除のみを行なったものを課税標準とした。鹿児島市はこの但書方式により、また標準税率を超えた超過税率を適用した。この本文方式、但書方式の二本立てでもその後住民税負担の不均衡を是正するため、四十年度にいたり、本文方式一本に改められた。

このような市民税所得割課税方式の変遷のなかで、鹿児島市の市民税(県民税をふくめて)の負担額の推移を給与所得単身者の場合を例にとつて示すと、第五五表の通りであった。この表によると、昭和三十年代において三十六年度まではともかく市民税・県民税の負担は次第に軽くなつてきている。もつともこれはいわゆる「税法上の減税」であるから三十一年度所得年二〇万円の単身者は三十六年度には四〇万円の単身者と対応するという見方をすれば必ずしも軽くなつたとはいえない。しかし、このように税法上軽減されてきた市民

(単位100万円)

〃	全国都市平均	
	31年度	35年度
%		
96.8	98.5	97.0
49.3	32.7	32.4
29.5	45.2	43.3
7.6	9.4	10.9
8.9	8.1	8.6
1.5	3.1	1.3
0	0.1	0
3.2	1.4	3.0
100.0	100.0	100.0

計集」35年度分は鹿児島

民税・県民税の両税の負担は、三十七年度にいたり、先に述べた県民税への国の所得税の税源移譲と、二段階の比例税率の採用によって、市民税が軽減したにもかかわらず、県民税の負担が一举に三・五倍ないし五倍に引き上げられ、したがって市民税と県民税を合わせた負担は

第54表 昭和30年度～38年度鹿児島市税収入内訳

税別	年度		昭和30年度		" 32 "		" 34 "		" 36 "		" 38 "
	税額		税額	%	税額	%	税額	%	税額	%	税額
普通税	640	96.8	745	95.8	886	95.6	1,192	96.0	1,714		
市民税	285	43.1	303	39.0	352	38.0	518	41.7	873		
固定資産税	233	35.2	296	38.0	357	38.5	433	34.9	522		
電気ガス税	54	8.1	67	8.6	79	8.6	118	9.5	135		
市たばこ消費税	58	8.8	67	8.6	89	9.6	106	8.6	157		
その他	10	1.6	12	1.6	8	0.9	17	1.3	27		
旧法による税	1	0.2	0	0	1	0.1	0	0	0		
目的税	20	3.0	33	4.2	41	4.4	49	4.0	57		
合計	661	100.0	778	100.0	927	100.0	1,241	100.0	1,771		

(注) 全国都市平均(除大都市)は31年度分は地方財政研究会「戦後地方財政統
 島県地方課編「鹿児島県の市町村税」による。

第55表 昭和31年～37年度鹿児島市市民税所得割負担額

(単身給与所得者) 単位円

税別	年度 給与所得	昭和	" 32 "	" 33 "	" 34 "	" 35 "	" 36 "	" 37 "
		31年度						
市民税	20万円	3,020	2,450	1,850	1,470	1,470	1,470	1,060
	40 "	12,610	10,340	8,900	7,780	7,780	7,780	6,750
	60 "	27,030	23,620	20,530	18,790	18,790	18,790	17,460
県民税	20 "	420	440	290	220	190	170	920
	40 "	1,760	1,860	1,420	1,160	1,010	930	3,780
	60 "	3,780	4,250	3,280	2,810	2,440	2,250	7,140
合計	20 "	3,440	2,890	2,140	1,690	1,660	1,640	1,980
	40 "	14,370	12,200	10,320	8,940	8,790	8,710	10,530
	60 "	30,810	27,870	23,810	21,600	21,230	21,040	24,600

(注) 鹿児島市「市政広報資料」38年1月より。

かなりの増額を見たのである。

ただし、鹿児島市の場合、市民税が数次にわたって引き下げられたとはいえ、総賦課制限額の範囲で、低所得者・免税者が多く、高額所得者や大法人が比較的少ないということのために、制限範囲いっぱい課税をせざるを得なかったから、他の都市に比べると、その市税負担はかなり高かった。当時の市課税課の資料によると（第五表）、三十七年度において単身者四〇万円の所得の場合、鹿児島市は六七五〇円の市民税所得割となり、これは当時本市が徴した他の中都市二四市の資料によれば、秋田・青森・仙台・佐世保市に次いで第五位にあり、その負担はかなり重いものであったといえよう。

なお、そのほか国庫支出金の内容についても、鹿児島市の場合には特徴を示している。第五六表は三十二年度と三十六年度に鹿児島市が交付された国庫支出金（負担金・補助金・委託金）の内訳を全国都市平均と比較したものであるが、土木費（普通建設事業と災害復旧事業分を含む）に対する国庫支出金が、都市平均（五大都市を除く）に比べて圧倒的に少なく、これに対し教育費と失業対策事業費に対する分がかなり高い比率を示し

国庫支出金の内容

第56表 鹿児島市国庫支出金の対全国市平均比較

単位100万円

区 別	鹿 児 島 市				全国市平均比	
	32年度		36年度		32年度	39年度
	金額	%	金額	%	%	%
国庫支出金						
土木費（除失対）	63	12.1	63	7.5	32.7	36.4
うち、都市計画費	54	10.3	55	6.5	(-)	(-)
教 育 費	43	8.2	94	11.2	1.8	0.9
生活保護費	200	38.3	312	37.1	39.8	38.2
失業対策費	141	27.0	222	26.4	17.5	11.0
保健衛生費	15	2.9	52	6.2	8.2	13.5
その他	60	11.5	97	11.5		
合 計	522	100.0	840	100.0	100.0	100.0

歳出の内容
とその推移

ている。また、本市の場合、少ない土木費補助金のうちでも都市計画費分が大半を占めているのである。ここでも、なお、戦災の影響が教育施設にながく尾をひいて残っていることと市民生活の低水準が反映していることがうかがわれる。

さて、つぎにこの時期の歳出の内容についてみてみよう。昭和三十年代はわが国経済がいわゆる高度成長を遂げ、国民総生産において資本主義国家の中で屈指の地位に到達した。国内においては工業化の進展は既成工業地帯の周辺に浸透し、さらに国土内の各地域経済をもその発展のなかにとり込んでいった。その結果、各地域において都市化の急速な進展をみたが、生産の発展のみならず、交通機関の急速な発達、人口の都市集中によつて、都市行政の対処しなければならぬ仕事の量は著しく増加した。特に地方都市は地域開発政策の展開に伴い、また一方、地域間経済格差の是正の要求が強まるにつれ、産業基盤や生活環境の整備をいそがねばならなくなった。

このような動向のなかにあつて、鹿児島市は南九州が地域開発の脚光を直接に浴びることが少なかっただけに、昭和三十年代前半においては工業開発がその行財政へ大きな影響を与えたとはいえないが、交通機関の発達、管理中枢機能をもつ都市への人口集中、社会的消費手段（たとえば住宅用地・教育施設・保健衛生施設・福祉施設など）への住民の要求の高まり、という地方中心城市一般に台頭してきた新しい動きに対応していかねばならなかった。じんだな戦災の痛手がなお十分に癒えきらず、低所得者層を多くかかえていただけに、市の行財は多くの難関に直面しなければならなかった。鹿児島市財政の歳出は比較的基盤の弱い歳入構造をもちながら、都市建設と社会福祉の面にかかなりの重点をおき、毎年かなり窮屈な運営をしてきたこと

市歳出構造の特徴と主なる経費の内容

を示している。

まず、第五七表によつて昭和三十年以降の鹿児島市の目的別の歳出内容の推移をみると、概括して次のような特徴を指摘することができる。(1)、市役所費が全国都市平均と同様に年々比率を高めているが、鹿児島市の場合三十五年度以降、全国都市平均よりもいくらか高くなつてゐる。(2)、土木費の比重は三十五年度以降全国都市平均に比しかなり低くなつてゐる。(3)、社会および労働施設費は毎年三〇%近くをしめ、全国都市平均の一七%—一八%を相当上回つてゐる。(4)、産業経済費の比率は年々減少し、かつ全国都市平均に比し著しく低い。

(単位100万円)

＼	＼ 38 ＼		全国都市平均			
	%	歳出額	%	31年度	33年度	35年度
1.3	65	1.4	1.8	1.9	2.0	20.0
24.7	1,244	26.2	18.0	19.8	20.0	22.2
3.7	175	3.7	3.7	3.8	3.5	3.3
6.9	319	6.7	9.6	11.3	11.3	12.1
16.0	748	15.7	17.2	17.7	18.4	18.1
29.7	1,293	27.2	18.6	18.2	17.9	17.6
4.6	333	7.0	4.2	4.4	3.5	4.0
1.7	79	1.7	6.2	6.9	7.3	7.6
4.4	179	3.8	6.4	7.4	5.9	4.4
7.0	309	6.5	14.3	8.6	10.2	8.7
100.0	5,561	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

さらにこれを性質別にわけて、その内容をみると、第五八表の通りであるが、ここでは次のような特徴をあげることができる。すなわち、(1)、消費的経費が六〇%ないし六五%を占め、昭和三十年代は一貫して上昇傾向を示し、かつ全国都市平均より若干高い比率を示している。(2)、なかでも人件費は全国的傾向と比べるとかなり高い比率を示した。(3)、投資的経費は全国都市平均が次第に比率を上昇せしめてゐるのに対し、本市は三十年代を一貫してその比率は下降の傾向をみせてゐる。(4)、投資的経費が全国都市平均に比し、低いにもかかわらず、失

第57表 昭和30年度以降鹿児島市歳出（目的別）推移

項目	昭和30年度		"31"		"33"		"35"		"37"
	歳出額	%	歳出額	%	歳出額	%	歳出額	%	歳出額
議会費	26	1.6	27	1.5	32	1.4	41	1.6	50
市役所費	320	19.6	355	20.4	474	20.8	611	23.0	952
消防費	51	3.1	53	3.0	75	3.3	91	3.4	142
土木費	171	10.5	191	11.0	222	9.8	142	5.3	263
教育費	242	14.8	310	17.8	341	15.0	421	15.9	618
社会及労働施設費	524	32.1	495	28.4	734	32.2	821	31.0	1,145
保健衛生費	69	4.2	65	3.7	63	2.8	76	2.8	177
産業経費	46	2.8	51	2.9	51	2.2	57	2.2	47
公債費	97	5.9	127	7.3	161	7.1	165	6.2	169
その他	88	5.4	68	3.9	126	5.4	227	8.6	277
合計	1,634	100.0	1,742	100.0	2,279	100.0	2,653	100.0	3,855

業対策事業費は全国の平均の倍近い比重を占めており、したがって普通建設事業費が著しく低い。

鹿児島市が消費的経費の占める比率が、おおむね六〇%ないし六五%と比較的高いことについてであるが、それは第一には第五六表にもみるように、本市では生活保護費その他の福祉費を含んだ「その他」の部分が大きいことによるのである。本市は生活保護世帯が多く、生活保護率は昭和三十五年度には人口一〇〇〇人につき三三・一人、三十七年度三二・四人（同年度全国平均一七人）、三十九年度三三・八人（同じく一七人）となっており、およそ全国平均の二倍の保護率であった。この経費は地方団体自体の裁量によって加減できるものでなく、毎年物価水準の上昇による基準改訂によって必然的に増加していくのであり、保護基準そのものは住民生活にとってきわめて不十分なものであるにかかわらず、本市のように財源の乏しく、保護世帯の多いところではいわゆる財政の「硬直化」の一つの要因となったものである。

(単位100万円)

〃	〃 39 〃		〃 41 〃		全国都市平均 (%)		
	%	歳出額	%	歳出額	%	31年度	35年度
63.1	3,614	65.0	4,786	59.3	53.2	52.7	53.3
36.0	2,088	37.6	2,638	32.7	24.8	26.1	28.4
6.7	334	6.0	510	6.3	11.1	10.4	8.4
20.4	1,192	21.4	1,636	20.3	17.3	16.2	16.5
29.1	1,527	27.4	2,665	33.0	29.7	34.6	35.3
17.3	934	16.8	1,937	24.0	22.7	26.9	29.7
0.4	44	0.8	99	1.2	2.6	3.2	2.0
11.3	549	9.8	629	7.8	4.4	4.5	3.6
4.2	193	3.5	357	4.4	6.5	5.9	4.2
1.6	48	0.9	45	0.5	1.3	2.4	3.0
—	—	—	—	—	7.2	1.5	1.1
2.0	179	3.2	215	2.8	2.1	2.8	2.8
100.0	5,561	100.0	8,065	100.0	100.0	100.0	100.0

「受託事業費」を含めてある。

なお、これに関連して、本市では生活保護費と失業対策費を含む「社会および労働施設費」の比率が全国都市平均に比してきわめて高い(第五六表)。後者がおおむね一七—一八%であるのに対して、二七—三二%という高さである。このことはまた生活保護費ばかりでなく、性質別経費中の投資的経費における失業対策事業費の多いことを示している。第五七表によれば、本市のそれは全歳出に対し、毎年一〇%内外の比率を示し、全国平均の二倍以上となっている。失業対策事業の一般就労者は三十六年度二一九〇人、三十九年度

で二〇九〇人(失業登録者数はそれぞれ五六七五名、および五二五〇名)で全国第四位の多さにあった。しかも昭和三十九年度において、この失対事業就労者の平均「勤続」年数が九・六年となっており、その定着化は本市において著しいものがあつた。したがってこれらの失対労務者を就労させるための失対事業の事業量も多くなり、労働費、事務費の三分の二、資材費の三分の一が国庫負担であるが、実際は相当額の市費による超過負担を行なつてきたのである。(昭和三十六年度の超過負担額は三二八八万円で全事業費の約一割、三十九年度は三九四七万円で

第58表 昭和30年度以降鹿児島市歳出（性質別）推移

費目	昭和30年度		"31"		"33"		"35"		"37" 歳出額
	歳出額		歳出額		歳出額		歳出額		
	歳出額	%	歳出額	%	歳出額	%	歳出額	%	
消費的経費	979	59.9	1,039	59.6	1,262	55.4	1,615	60.5	2,437
人件費	516	31.5	547	31.4	668	29.3	915	34.3	1,392
物件費	159	9.7	175	10.1	157	6.9	206	7.7	257
その他	304	18.7	316	18.1	437	19.2	494	18.5	788
投資的経費	528	32.4	568	32.6	820	36.0	768	28.8	1,123
普通建設事業費	328	20.1	329	19.5	522	22.9	428	16.5	670
災害復旧事業費	36	2.3	72	3.5	39	1.7	8	0.4	16
失業対策事業費	164	10.0	167	9.6	259	11.4	332	12.4	437
公債費	96	5.9	127	7.3	161	7.1	161	6.0	163
繰出金	9	0.5	8	0.5	24	1.0	41	1.5	61
前年度繰上充用金	22	1.3	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	12	0.5	85	3.2	79
歳出合計	1,634	100.0	1,742	100.0	2,279	100.0	2,670	100.0	3,863

(注) 「地方財政統計年報」による。全国都市平均欄の「普通建設事業費」には100万円以下は四捨五入のため若干の不突合あり。

約八%の超過負担)。

このように鹿児島市の歳出をみると、生活保護費や失業対策事業費が多く、そのことは社会福祉費に重点を置いた福祉行政のように受けとられやすいが、この経費の増加は鹿児島市の年々の決算報告書がほとんど毎年訴えているように、むしろ、経費の単価増、対象増に伴う必然増的なものであり、本市の財政政策が特に福祉行政に力を入れたのではなく、本市の市民生活の構造の反映というべきであろう。

次に人件費の推移についてみてみよう。鹿児島市では昭和三十年代に入り、市人口が増大し、県庁所在地として管理中枢機能が集中するにしたがって、行政量も増加し、そのため市吏員および全職員数は、すでに第五〇表において見たように、かなりの増加をみた。二十年代については人件費の資料がないので、他との比較

ができないが、第五八表では鹿児島市の人件費は三〇%をこえて、三十九年度に四〇%に達しようとしており、全国都市平均に比べると一〇%以上も高いし、また、自治省が三十五年度より毎年発表している「類似団体的市町村財政指教表」によって類似都市と比較してみても、なお五%以上の開きをみせている。

しかし、このように鹿児島市の人件費が多くなったことについては、その特殊な経済事情を考慮に入れる必要があろう。昭和三十年代における鹿児島市の職員数の推移を市長部局と他部局とに分けてみると、第五九

36. 8月		昭 37. 12月			昭 41. 1月		
その他	計	吏員	その他	計	吏員	その他	計
595	(535) 1,504	1,034	1,044	2,078	1,577	691	2,268
174	(162) 650	511	300	811	648	197	845
769	(695) 2,154	1,545	1,344	2,889	2,225	888	3,113
739	(13) 954	489	494	983	615	293	908
142	(121) 227	117	273	390	225	218	443
1,650	(829) 3,335	2,151	2,111	4,262	3,065	1,399	4,464

市議会事務局，選管委事務局，監査委員室，教育委事務局
 (3) 市立病院は、39年度までは市長事務局に含まれる。

表の通りであるが、三十六年度末には自治省の勧告に従ってその以前から長く引き継がれ、多数に上っていた准職員(表ではカッコ外書き)を大半正規職員に切り替えたから、三十七年度に比し約九〇〇人の増員となっている。ところで、人件費の多少は職員数の多少と一人当たり人件費の多少によって左右されるが、本市の場合、諸種の事情がかさなって他市以上に多くの職員を必要とした。第一は戦災が大きく、したがって戦災復旧事業に多くの人手を要した。つまり復旧事務や都市計画、さらにその後、市周辺へ住宅地域の拡散に伴う紫原・宇宿・吉野などの区画整理事業に引きつがれて多くの人員を必要とした。第二には、貧困世帯が多く、したがって生活保護に多くのケースワーカーや

第59表 鹿児島市職員数内訳

部 局	年 月		昭 29. 12月			昭 33. 7月			昭
	職 員		吏員	その他	計	吏員	その他	計	吏員
市長事務部局			557	582	1,139	685	576	1,261	909
その他の一般会計所属部局			381	150	531	416	154	570	476
(小 計)			938	732	1,670	1,101	730	1,831	1,385
交通局			84	712	796	104	722	826	215
水道局			51	117	168	66	133	199	85
(市立病院)									
(合 計)			1,073	1,561	2,634	1,271	1,585	2,856	1,685

- (1) 吏員は事務吏員、技術吏員を含む。(2) その他の一般会計所属部局は、局、市費負担学校教員職員、農業委員会事務局、公平委員会事務局、消防を含む。
 (4) 「計」欄の()書は准職員、外書。

民生委員を必要としたし、また、先にもあげたように失業対策事業が多いからその関係職員も多かった。三十五年度において、前記類似都市の民生・労働部門の職員配置数は全職員の二三・六%にすぎないが、本市では二七・一%と倍以上も充てているのである。また、結核患者が他都市から流入するため、医療関係職員が多いこと、零細企業者が多いため、国民健康保険や国民年金の対象となる世帯が多く、そのため保険税や年金の徴収に多くの人手を必要とするなどの理由もあげられよう。また、市職員一人当たりの給与費については他の同規模都市の平均より概して若干高かった。これは戦災復興の都市計画などに採用した職員が比較的高齢になってきたことに因るとされているが、都市計画関係のみならず概して平均年齢構成は高かったといえるであろう。三十七年当時の職員年齢構成では、三五歳より五五歳までの職員が平均より二割前後多かった。

鹿児島市の職員数やその年齢構成は、戦後における市経済構造の特徴を反映して、生活保護・失対事業関係の職員お

よび都市計画事業職員が他の都市に比し多くならざるを得なかつたし、三十年代の高度経済成長期にはさらに本市のような大都市には多くの行政需要が生じ、このため多くの職員を必要としたが、そのほか、市立高校を五校も擁するとか、美術館・工芸研究所等他市に余り見られぬ文化施設のため職員数が多くなつたことも一因としてあげられる。

さて、昭和三十年代において、全国の都市はおおむね投資的経費に重点をおき、特に産業基盤の整備に力を注いだというのが一般的傾向であつたが、鹿児島市の場合、歳出に対する構成比からみると、前にも触れたように、三十年度から四十年度にかけて、全国の都市平均の傾向とは逆に、投資的経費の比率は遞減の傾向を示した。もつとも、これは比率の上でのことであつて絶対額の面からみると第五六表にみるように、歳出がこの間に五倍弱の伸びを示しているのに対し、普通建設事業費は約六倍に伸びているのである。第五六表の土木費の比率も全国の都市平均よりかなり低くなつてゐるが、毎年この半ばが都市計画事業費にあつたため、都市計画にはかなりの努力が払われた。鹿児島市が四十年に刊行した「戦災復興誌」によると、その戦災復興に伴う都市計画は終戦から三十九年度までに、約四〇〇万坪を対象に行なわれ、約一三億円の経費をかけておこなわれたが、うち、国庫補助金は五億六〇〇〇万円と基準を下回り、そのため、市費（起債を併せて）五億円、失対事業費一億円余の負担を伴つた。戦災復興費一三億円は、他都市に比較して坪当りの金額が安くて完成したのは、名古屋市同様、戦後いち早く復興事業に着手して、早めに終えたためである。

市内の道路の整備は、市内を通る国道・県道などの幹線道路が比較的はやく整備され、昭和三十六年度末、前者は六八%、後者は四〇%舗装済みとなり、三十八年度末には前者は一〇〇%、後者は五七%とな

つたが、市道の舗装は著しくおくれ、三十六年度末四・五%（類似都市は七・八%）、三十八年度末には延長に対しわずか五%、面積に比し八%にしか伸びなかった。しかし、未曾有の戦災を受けた本市は終戦直後より、かなり幅員の広い幹線市道を完成し、将来の災害に備えたから、道路の幅員別構成から見ると、五・五メートル以上の広い道路の比率が他市に比しかなり高い（昭和三十六年度、本市二六%、類似都市一九%）。

なお、昭和三十四年度以降は国の直轄事業および県の鹿児島新港港湾および空港整備事業費の地元負担金が年々かさみ、三十四年度は一〇〇〇万円であったが、三十六年度には四〇〇五万円（土木費の約四〇%）、三十八年度七〇九四万円（約三六%）というように多くの比率をしめた。この鹿児島新港建設は当初三十二年―四十二年にわたる一〇か年計画で、総工事費三五億円をもって起工の予定であったが、漁業補償に手間どり結局、三十六年―四十五年の一〇か年計画、三四億八〇〇〇万円の工事費をもって、国の直轄事業として着工された。また公有水面の埋立については県・市・民間共同出資の港湾土地株式会社によって行なわれた。

鹿児島市が南九州の中心として、また県庁所在地としての管理機能が多角的になるにつれ、人口は他の県下市町村が減少するのと対照的に増加の一途をたどり、宅地・住宅の不足はつねに深刻な様相を呈している。本市の都市計画事業は旧市街地内の区画整理や整備が一段落するとともに、市の外延部の区画整理による宅地開発が必要となった。紫原地区の土地区画整理事業（昭和三十六年より）をはじめ、脇田地区（同三十五年より）、原良地区（同三十七年より）などの区画整理事業がはじめられ、さらに、土地開発事業の特別会計が設けられて、坂元・常安・宇宿・亀原・葛山・脇田・新川および洲崎などの地区造成が行なわれるようになった。

鹿児島市は本土南端の中核都市として、物資流通の中心であるが、わが国経済の高度成長期にあって、他の地域の臨海工業地帯あるいはその近隣にみられるような工場の進出は見られなかった。ただ、鹿児島・谷山両市にまたがる臨海地域に次第に工場を誘致し、中小企業を中心とした本県産業の振興のきっかけを作ろうとした気運が昭和三十年代後半から強くなってきた。三十年代当初から計画され、三十三年から払下げが実施された南港臨海工業地帯の造成は、その気運の一端を示すものであった。これは三十八年度までに約七万坪を造成、七六件の払い下げを行なった。しかし、これらの造成用地に進出してきたのは県外や市外からの企業ではなく、主として市内の既設中小企業であった。ちなみに、鹿児島市は三十一年九月「工場設置奨励条例」を制定、工場誘致をはかったが、三十六年一月一日「低開発地域工業開発促進法」の制定に伴い、同法による開発地区に指定されたので、前記条例も「工業開発促進条令」にかわり、工場新設ないし増設するものに対し、便宜を供与しあるいは固定資産税を免除することにした。しかし、この条令の適用を受けた企業は、三十五年以降、三十九年までに市内既設企業の拡張したもの六社にすぎなかった。

鹿児島市の土木費の多くは失業対策事業と都市計画事業、国および県の鹿児島港建設地元負担金に大半充てられた。そのほか、投資的経費の使途としては、この間、消防施設の充実、尿尿処理・じんかい処理施設の近代化、市営住宅の建設、観光施設の整備などに重点がおかれたが、市民の生活環境施設の整備は、市人口の増大、産業の伸展に伴って、その立ち遅れが他の都市と同様顕著となってきた。

昭和三十年代の三十七・八年度頃までの鹿児島市一般会計を中心にその財政の推移をみてきたが、さらにその後、谷山市合併にいたるまでの経緯をみてみよう。既に四十一年度までの本市財政収支の状況については前

期の市財政 述したところである。特に四十年以降は国の経済動向を反映して、地方財政の収入においても特に市税の伸びが鈍化し、一方歳出需要は伸びたので、これを減収補填債による特別措置や特別の交付金で補ったのであつたが、鹿児島市も市税の伸びは第六〇表にみるように、全国都市の平均よりも下回り、一方歳入規模は

第60表 昭和38年～41年度歳入及び市税の伸び率比較

区 分 年 度	鹿 児 島 市 (100万円)					全国都市平均 対前年比	
	歳 入	対 年 前 比	市 税	対 年 前 比		歳 入	市 税
38年度	4,748	120.3%	1,771	119.7%		113.5	112.6
39 "	5,640	118.7	1,969	111.1		117.8	115.5
40 "	6,760	119.9	2,155	109.4		117.1	112.5
41 "	8,429	124.7	2,446	113.5		116.9	114.6

(注) 「全国都市平均」は「地方財政統計年報」による。

これを上回つたのである。三十八年度から四十一年度までの市歳入構成の推移をみると、第六一表のように、市税の比率は全国平均の低下以上にならずに低下し、したがって、市税・地方交付税をおおもととする一般財源比率も大幅に低下し、三十八年度には四三・一％に下がってしまった。この市税の減収は国の経済動向の反映でもあつたが、同時に、三十九年度より市民税の課税方式をいわゆる但書方式から本文方式に改め、市民税の軽減がはかられたためである。四十年にはこの減収に伴う市民税臨時減税補填債が約二億九〇〇万円認められて、その補填措置がとられた。三十九年度以降の市債収入の増加の一因はこのことによるものである。

なお、鹿児島市の市税負担、特に市民税負担は高いといわれていたが、その理由については前述のとおりで、納税者一人当たりすると相対的に高いが、市民一人当たり平均してみると、同規模の類似都市をかなり下回つているのである。第六二表をみると、比較資料の対照がかならずしも適当でないが、類似都市との開きが次第に大きくなり、昭和四十年では一八〇〇円

第61表 昭和38年度～41年度鹿児島市歳入構成

(単位100万円)

項 目	年度 金額		" 39 "		" 40 "		" 41 "		全国都市平均	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	38年度	41年度
									金額	金額
市 税	1,771	37.3	1,969	34.9	2,155	31.9	2,446	29.0	43.6	39.5
地方譲与税	2	0.0	3	0.0	4	0.0	2	0.0	0.1	0.2
地方交付税 (一般財源)	839	17.7	942	16.7	1,019	15.1	1,192	14.1	10.5	10.5
国県支出金	2,612	55.0	2,914	51.6	3,178	47.0	3,640	43.1	54.2	50.2
市 債	1,194	25.1	1,434	25.5	1,730	25.6	2,034	24.1	18.9	19.1
そ の 他	275	5.8	574	8.4	874	12.9	954	11.3	6.2	10.5
	667	14.1	718	14.5	978	14.5	1,801	21.4	20.7	20.2
合 計	4,748	100.0	5,640	100.0	6,760	100.0	8,429	100.0	100.0	100.0

(注) 41年度の地方交付税には臨時地方特例交付金を含む。

第62表 市 税 負 担

(一人当り, 単位 円)

区 分 年 度	鹿児島市民 一人当り 負	類似都市 一人当り 負
昭和34年度	2,878	3,466
" 35 "	3,308	3,860
" 36 "	3,786	4,685
" 37 "	4,444	5,760
" 38 "	5,981	6,804
" 39 "	6,652	8,034
" 40 "	6,563	8,439
" 41 "	7,654	9,472

(注) 37年度までは鹿児島市の分は市公報により類似都市の分は「類似団体別市町村財政指数表」による。38年度以降については43年3月「財政からみたわたしたちの市政」(鹿児島市)より。

も開くにいたっている。同四十三年三月に公けにされた本市の「財政からみたわたしたちの市政」によると、市税の内容は、ほとんどの市税が類似都市を下回り、特に市民税の所得割と固定資産税の償却資産分が少ないことが指摘されており、すでに前に戦後の地方税体系のもとにおける鹿児島市税構造の特徴としてあげたところの傾向が依然として顕著である。

第六三表はさらにこの時期における市民税一人当たりの負担額

第63表 市民税一人当り税額比較 (単位、円)

区 分		年 度			
		昭和38年度	39 "	40 "	41 "
個人均等割	鹿児島市	—	114	110	110
	類似都市	—	126	121	123
所得割	鹿児島市	2,187	2,256	2,067	2,328
	類似都市	1,953	2,332	2,615	2,713
法人均等割	鹿児島市	—	31	26	31
	類似都市	—	23	21	24
法人税割	鹿児島市	616	740	751	906
	類似都市	815	864	875	1,040

(注) 鹿児島市「財政からみたわたしたちの市政」(43年3月)より。38年度は均等割と所得額を合算したものの。

の内容を類似都市(ここにいう類似都市は宇都宮・千葉・横須賀・富山・岐阜・西宮・高松・長崎・佐世保・熊本の一市をふくむ)の平均と比較したものである。これによると、但書方式をとり超過税率をとつていた昭和三十八年度までは、本市の市民税個人所得割は類似都市より高かったが、三十九年度の本文方式移行後はそれを下回り、四十一年度には個人所得割で三八五円、法人税割では一三四円の開きを生じているのである。また、固定資産税の償却資産分の市民一人当たり税額は類似都市のおおむね三分の一にすぎず、四十一年度では本市市民の一人当たり三四三元、類似都市は一〇一六円となっている。

このように自主財源のおおもとをなす市税収入が低いから、調整財源としての地方交付税が当然多くなる。第六一表における歳入構成の推移もそのことを示しているが、類似都市と比べてみると、本市の地方交付税への依存度は格別に高い。すなわち、第六四表にみるように、類似都市はおおむね六%内外であるのに対し、最近は漸減してもなお一五%内外を占めているのである。一人当たりの交付税額も四十一年度において類似都市一二一五円に対し、三倍に近い三四三二円になっている。また、国庫支出金への依存度も依然としてかなり高く、一人当たりの額では類似都市の一・五倍であるが、この時期においても生活

第64表 昭和38年度～41年度鹿児島市地方交付税収入 (市民一人当たり) (単位, 円)

年度 区分	昭和 38 年度			" 39 "			" 40 "			" 41 "		
	市民一人 当り	対入 歳比	%	市民一人 当り	対入 歳比	%	市民一人 当り	対入 歳比	%	市民一人 当り	対入 歳比	%
鹿児島市	2,836	17.4		3,182	16.5		3,101	14.9		3,422	13.6	
類似都市	1,074	6.6		1,217	6.7		1,165	6.2		1,215	5.7	

(注) 資料第60表と同じ。

第65表 昭和41年度鹿児島市国庫支出金内訳 (市民一人当たり) (単位 円)

費 目 区分	生活保護	児童措置	老人福祉	普通建設	失対事業	その他	合 計
	費負担金	費 "	費 "	事業 費出	費 "		
鹿児島市	746	49	20	425	304	382	1,926
百分比%	38.7	2.5	1.0	22.1	15.8	19.9	100.0
類似都市	416	46	24	332	96	132	1,046
百分比%	39.8	4.4	2.3	31.7	9.2	12.6	100.0

(注) 資料第60表と同じ。

保護費負担金と失対事業支出金が高い比率を示している。生活保護費負担金の対国庫支出金中に占める比は類似都市と変わらないが、市民一人当たりの額では約一・六倍になっている(第六五表)。

さらにまた、この時期には、他の地方自治体も大体同じことであるが、市債収入も次第に増加した。特に、鹿児島市の場合は前述のように市民税課税方式変更に伴う減税補填債が昭和三十九年度以降ふえたから、他の類似都市よりも、市債収入の構成比も一人当たり市債額もかなり高くなっている(第六六表参照)。

この時期の市債収入中、市民税減税補填債は三十九年度の三五%にはじまり、四十一年度までほぼ三〇%を占め、そのほか四十年代からは庁舎建設債と退職手当債が新たに加わってきた。もつとも減税補填債は国庫支出金と地方交付税

第66表 昭和38年度～41年度鹿児島市市債収入 (市民一人当たり)

区 分	昭和 38 年度			" 39 "			" 40 "			" 41 "		
	市民一人 当り	対入	歳比	市民一人 当り	対入	歳比	市民一人 当り	対入	歳比	市民一人 当り	対入	歳比
鹿児島市	920		5.7	1,600		8.3	2,661		12.8	2,906		11.5
類似都市	749		4.6	970		5.4	1,150		6.2	1,904		8.9

(注) 資料 第60表に同じ。

によって国で財源補填措置を講じたから、事実上は市民の負担になっていない。つぎにこの時期の歳出についてみてみよう。なお、昭和三十九年度から地方財務会計制度が改正され、目的別区分が変更され、従来役所費に一括計上されていた給料費など人件費が各経費ごとに計上されることになった。したがって、資料の都合上、三十八年度以前と三十九年度以降の目的別経費を直接比較することはできないので、ここでは対全国都市平均、あるいは類似都市平均と比較すると第六七表の通りである。ここでは(1)総務費の比重が高くなっていること。(2)以前と同様民生費と労働費(失業対策事業費)が他に比しなお相対高比率を示していること、そして、(3)これと反対に土木費が都市計画費をふくめてもおおなり低比率を示していることを知るのである。民生費は主として生活保護費であるが、生活保護率は次第に漸減し、三十九年の一〇〇〇分の三三・八より四十一年度には一〇〇〇分の三〇・六に下がってきているが(類似都市はこの間一〇〇〇分の一八・八より一〇〇〇分の一四・九へ下がる)、保護単価の上昇により保護費が依然高い比率を示している。失対事業も三十九年度の就労延人員一〇八万人から次第に減じ、四十一年度九六万人までになったが、一日平均市民一〇〇〇人当たりの失対事業吸収人員は六・〇人で、類似都市の一・七人に比べ依然相当の多数に上っている。なお四十年以降新庁舎建設費および高齢職員の退職金の計上によって総務費

第67表 昭和39年度以降鹿児島市目的別歳出内訳

(単位100万円)

項目	昭和 39 年度		" 40 "		" 41 "		全国都市平均			類似都市
	金額		金額		金額		39年度	41年度	41年度	
	金額	%	金額	%	金額	%				
議 会 費	81	1.4	84	1.2	89	1.1	2.0	1.7	1.1	
総 務 費	682	12.1	1,082	15.7	1,445	17.3	16.8	16.5	15.9	
民 生 費	1,046	18.6	1,227	17.8	1,392	16.6	13.2	13.2	14.2	
衛 生 費	754	13.4	908	13.2	997	11.9	9.2	9.2	11.7	
労 働 費	581	10.3	623	9.0	661	7.9	4.0	3.4	4.3	
農 林 水 産 費	117	2.1	129	1.9	145	1.7	4.8	5.0	1.8	
商 工 費	84	1.5	136	2.0	166	2.0	3.4	3.3	1.9	
土 木 費	618	11.0	840	12.2	905	10.8	17.5	17.9	30.8	
都市計画事業費	163	2.9	203	3.0	259	3.1				
消 防 費	193	3.4	230	3.3	255	3.0	3.5	3.5	3.3	
教 育 費	957	17.0	1,050	14.9	1,219	14.6	17.5	18.0	17.2	
災 害 復 旧 費	44	0.8	34	0.5	99	1.2	2.0	1.9	1.2	
公 債 費	202	3.6	271	3.9	366	4.4	4.2	4.7	4.4	
諸 支 出 金	93	1.7	97	1.4	111	1.3	0.8	0.7	1.4	
予 備 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰 上 充 用 金	0	0	0	0	262	3.1	1.1	1.0	0	
合 計	5,620	100.0	6,895	100.0	8,371	100.0	100.0	100.0	100.0	

(注) 100万円以下4捨5入のため若干突合せず。

がかなりふくれあがっている。また衛生費は結核患者の多いことと、清掃費に多くを支出しているため、他に比べて多い。ところでこの時期には地方自治体においては、人件費物件費をはじめとするいわゆる事務的経費の増額により、財政の硬直化が進み、したがって建設事業に充当する財源が圧迫され、産業基盤や生活基盤の整備の必要に迫られながらも、充分その需要に応ぜられぬことが問題となった。第六八表はこの間における鹿児島市の義務的経費と建設事業費の推移をみたものであるが、前述したように、本市の場合、人件費もそのやむをえざる必要から比較的多く、扶助費もかなり多いか

第68表 昭和35年度～41年度鹿児島市義務的経費の推移 (単位100万円)

年 度 項 目	昭和 35 年度		" 39 "		" 40 "		" 41 "		41年度 類似都 市平均
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	
人 件 費	915	34.3	2,088	37.5	2,591	38.0	2,638	32.7	28.7
扶 助 費	363	13.6	764	13.7	914	13.4	1,357	16.8	10.9
公 債 費	161	6.0	193	3.5	263	3.9	357	4.4	3.4
(小 計)	1,439	53.9	3,044	54.7	3,768	55.3	4,352	53.9	43.0
普通建設事業費	428	16.0	933	16.8	1,240	18.2	1,937	24.0	29.6
災害復旧 "	8	0.3	44	0.8	34	0.5	99	1.2	0.5
失業対策 "	332	12.4	549	9.9	589	8.6	629	7.8	3.6
その他とも合計	2,670	100.0	5,561	100.0	6,823	100.0	8,065	100.0	100.0

第二章 財政

ら、義務的経費の比率が他市に比しもともと高いのは止むを得ぬものであり、この間に特に財政が硬直化したということはない。普通建設事業費は他市に比し低いとはいえ、四十年以降庁舎建設費や清掃施設の建設などによってむしろ増加の傾向を示しているのである。

昭和三十年代の後半から四十年代へかけて国の経済が高度成長の頂点からその「歪み」の是正を必要とする調整期に入ることよんで、都市財政は、その歳入面において市税を中心とした自主財源が伸びなやみ、地方交付税・国庫支出金、特に地方債収入などの依存財源が次第に増大し、他方においては、産業基盤の整備からより一層生活基盤の整備へ重点をおいて、多くの都市問題の解決に直面せざるをえなくなり、次第にその運営は困難をましてきている。鹿児島市も決してその例外ではなかった。特に三十年代末期から四十年代へかけて、県によって行なわれるようになった鹿児島・谷山臨海工業地帯の造成、人口増大に伴う市周辺の住宅団地の開発、さらにその開発と海岸埋立を併せて行なう与次郎が浜の埋立事業など、多くの建設事業が行なわれるにつれ、市の道路・交通や保健衛生・教育

施設などに多くの財政需要が生じてきた。また、市民の日常生活に関連しても、交通安全・衛生・教育・消費生活面において市として対処せねばならぬ行政面も広がってきている。三十年代に破綻をみせず、比較的円滑に推移してきた鹿児島市財政の前途は多難といわねばならない。

なお、鹿児島市は昭和四十二年四月二十九日に隣接谷山市を合併し、三三五〇〇〇人であつた人口は一躍三八万八四〇九人になり、面積も一八万平方キロメートルから二八万平方キロメートルに広がった。谷山市の四十一年度の人口は四万三八一七人、その財政規模は歳入八億一六〇〇万円、歳出七億九七〇〇万円であつた。

昭和三十年以降の特別会計および公営企業の会計

昭和三十年以降、鹿児島市の特別会計および公営企業会計の財政上の推移をみると、三十年代における鹿児島市の特別会計および公営企業会計は、第六九表にみるように、特別会計としては戦前から存置されてきた公益質舗費のほかは、国民健康保険事業・と畜場（三十六年度より「食肉センター」に改称）・中央卸売市場・鹿児島（南）港改修事業の各特別会計が、三十二年九月創設され、その後土地区画整理事業清算費特別会計（昭和三十三年四月）・紫原地区区画整理事業費特別会計（同三十五年四月）・土地開発事業費特別会計（同三十七年四月）が創設され、他方、市立病院特別会計は三十九年度より地方公営企業法の財務規定の適用を受け、事実上公営企業となつた。鹿児島（南）港改修事業費特別会計は三十六年度をもって廃止された。なお、水道事業と交通事業は二十八年一月、地方公営企業法の制定と同時に、地方公営企業となつている。

公益質舗特別会計

各特別会計の状況について述べると次の通りである。公益質舗特別会計は昭和三十一年には郡元質舗を増設し事業を拡張したが、その後、市民生活が相対的に向上し、社会保障制度の整備や各職場の共済組織も拡充

第69表 鹿児島市特別会計，企業会計創設状況

	項 目	創 設	廃止	備 考
特 別 会 計	市立病院費	昭和21年度	38年度	39年度より地方公益企業法の財務規定の適用を受ける 36年度より「食肉センター」となる
	公益質舗費	戦前より		
	国民健康保険事業	昭和32年11月		
	と畜場費	32年9月		
	中央卸売市場費	32年9月		
	鹿児島(南)港改修事業費	32年9月	36年度	
企 業 会 計	土地区画整理事業清算費	33年4月		23年度まで一般会計，24年度より27年12月末まで特別会計 地方公営企業法財務規定適用
	紫原地区土地区画整理事業費	35年4月		
	土地開発事業費	37年4月		
	水道事業	28年1月		
	交通事業	28年1月		
	市立病院事業	39年4月		

第70表 中央卸売市場取扱高推移

(取扱高単位トン，100万円)

年度	項目 数量	魚 類 部		青 果 部		合 計	
		数量 = t	取扱高	数量 = t	取扱高	数量 = t	取扱高
昭和 33 年		44,856	2,040	55,162	1,465	100,018	3,505
" 35 "		40,782	2,167	62,902	1,924	103,684	4,091
" 37 "		35,998	2,341	62,759	2,575	98,757	4,916
" 39 "		35,381	2,944	83,009	3,358	118,390	6,302
" 41 "		39,411	3,566	93,503	4,436	132,914	8,002

(注) 各年度「市勢要覧」より。

されてくるにつれて、利用者は急速に減少し、三十二年度には一万九百二十六人にとった利用者も三十六年度には四六〇五人、四十一年度には二一〇四人と一〇分の一程度になつたので、郡元店舗は三十七年度に休業、現在では西田店舗も休止状態になつてゐる。その収支状況

は鹿児島市史Ⅲ
の統計表参照

中央卸売市場特別会計

中央卸売市場特別会計は、昭和三十二年九月創設された。この中央卸売市場は昭和十年に九州で最初に、全国でも第七番目に開設されたものである。生鮮食糧品の価格維持と需給の円滑化をはかるために設けられたものであるが、三十年代に入り市消費人口の増加によって施設が相対的に狭隘せうがいを告げ、魚類の取り扱い量などは伸びなやんでいった。特別会計創設以来の魚類および青果物の取り扱い高の推移は、第七〇表の通りである。青果物の取り扱い量はかなりこの期間にのびたが、魚類は伸びず、鹿児島新港の建設に伴い四十年代から起債によって魚類部を新設移転した。その財政収支は第七一表の通りで、事業収入(使用料・手数料)のほか、市場施設のための市債、経営維持のための一般会計からの繰り入れによってまかなわれている。

(単位1,000円)

〃 37 〃	〃 38 〃	〃 39 〃	〃 40 〃	〃 41 〃
18,792	23,093	24,524	26,948	29,713
—	—	—	—	—
9,809	13,100	11,669	21,026	21,522
27,600	808	—	50,000	212,000
5,220	—	769	858	1,056
782	1	1,718	2	788
—	—	—	18,758	43,349
62,203	37,002	38,680	117,592	308,428
16,132	19,762	26,034	27,111	29,358
33,059	1,427	—	77,252	257,943
1,353	1,930	—	—	—
(50,544)	(23,119)	(26,034)	(104,363)	(287,301)
11,658	12,165	12,226	12,441	19,627
—	—	418	—	—
0	0	0	0	0
62,202	35,284	38,678	116,804	309,928
1	1,718	2	788	1,500

費欄数字)と市場整備事業費(旧営繕費欄数字)とに分

では「と畜場」と称していた)特

第71表 中央卸売市場費特別会計

区 分		年 度	昭和32年度	〃 33 〃	〃 34 〃	〃 35 〃	〃 36 〃
歳 入	手数料・使用料		6,814	11,521	12,730	14,231	18,435
	財産売却代金		—	292	—	—	—
	繰入金		2,513	2,980	2,268	6,060	8,370
	市債		6,900	16,500	24,600	12,000	—
	雑収入		666	893	1,345	938	1,036
	繰越金		—	429	8	6,999	1
国庫支出金		—	—	—	—	—	
歳入計			16,893	32,615	40,951	40,228	27,842
歳 出	事業費	事務費	4,412	9,003	10,087	11,773	14,339
		営繕費	7,216	16,773	18,571	19,852	2,474
		雑費	442	769	684	918	898
	(事業費計)		(12,070)	(26,545)	(29,342)	(32,543)	(17,711)
出	公債費	4,394	6,062	4,610	7,684	9,349	
	災害復旧費 予備費	— 0	— 0	— 0	— 0	— 0	
歳出計			16,464	32,607	33,952	40,227	27,060
歳入—歳出			429	8	6,999	1	782

(注) 昭和39年から事業費は中央卸売市場費となり、それが、市場管理費(旧事務
 かれた。従って(事業費計)も(中央卸売市場費計)を意味する。

別会計も昭和三十二年度に創設された。旧「と畜場」は旧伊敷村にあったものを二十五年同村合併の際に引き継いでいたが、その後三十二年十月郡元町に移転し、三十五年よりこの新しい名称に変えた。建物は鉄筋三二〇四平方メートル、解体作業は業者組合に委託し、枝肉貯蔵能力は牛馬の場合四九〇枝、冷凍室収容能力一五トンという規模である。移転した当初の三十三年の「と殺」頭数は、牛馬豚その他をあわせて約二万三〇〇〇頭であったが、三十七年には四万頭、四十一年には五万二〇〇〇頭と逐年増大してきた。食肉セ

ンターの財政収支状況は第七二表の通りである。施設の新設のため三十三年、三十七・八年に起債を行ない、三十八・九年度には繰り上げ充用を行なわざるを得なかったが、次第に一般会計からの繰り入れも少なくてすむようになっていく。

国民健康保険特別会計

国民健康保険事業は昭和三十二年十一月から開始された。当初、一〇一の納税貯蓄組合が結成され、受診率も低かったため、歳入余剰を計上したが、三十三年度には受診率の向上と社会保険診療報酬点数の改訂に

(単位1,000円)

〃 37 〃	〃 38 〃	〃 39 〃	〃 40 〃	〃 41 〃
19,454	19,246	20,327	19,775	25,491
7,800	12,590	13,200	11,350	7,594
154	64	90	74	62
30,000	4,000	—	—	—
—	2,949	—	—	1,280
57,408	38,849	3,3617	31,199	34,427
11,641	13,894	事務費16,318	16,519	20,441
30,474	15,382	施設管理費	347	1,990
1,354	2,559	3,923	—	—
(43,469)	(31,835)	食肉センター費(20,241)	(16,866)	(22,431)
10,091	10,606	10,663	12,174	11,996
0	0	—	—	—
971	—	3,592	879	0
54,459	42,441	34,496	29,919	34,427
2,949	△ 3,592	△ 879	1,280	0

業費は食肉センター費となり、これが食肉センター事務

よって支出が増大し、早くも赤字を生じ一四〇〇万円余の繰り上げ充用をみるにいたった。三十四年度にはさらに赤字が増大し四五〇〇万円余に上がったので、三十五年以降、三か年計画をもってこれが解消計画をたて、保険税の所得割をふやし、収納率の強化をはかるとともに、給付の制限(給食制限)を行なうなど、極力節約をはかったため、次第に赤字の幅は縮小するにいたった。しかし、巨額の赤字は年々給付額の増加

第72表 と畜場（家畜センター）費特別会計

区 分		年 度					
		昭和32年度	"33"	"34"	"35"	"36"	
歳入	公営企業収入	4,239	10,493	13,844	12,774	15,251	
	繰入金	2,304	2,820	5,027	5,184	4,890	
	雑収入	12	102	95	85	145	
	市債	0	40,000	0	0	0	
	繰越金	—	8	1	2	2	
歳入計		6,555	53,443	18,967	18,047	20,288	
歳出	事業費	事務費	2,037	5,578	6,200	7,488	9,567
		営繕費	352	41,507	1,471	617	228
		諸費	86	509	560	525	1,983
	(事業費計)		(2,475)	(47,594)	(8,231)	(8,630)	(11,778)
出	公債費	4,072	5,828	10,734	9,415	9,481	
	予備費	—	0	0	0	0	
	繰上充用金	—	—	—	—	—	
歳出計		6,547	53,422	18,965	18,045	21,259	
歳入—歳出		8	1	2	2	△ 971	

(注)(1) 昭和36年度より「食肉センター」となる。(2) 昭和39年度より歳出事費と施設管理費の二費目に分けられた。

により容易に解消できず、三十八年度までの解消計画を一年延期するにいたり、四十年にいたり、国庫支出金の増額や医療費の増額を極力抑制したため、収支は好転した。この国民健康保険特別会計の収支状況は第七三表に示すとおりである。

この国民健康保険は当初、加入率四二・〇%であったが、次第に職場の被用者保険の適用をうけるものがふえ、昭和四十一年度には加入率は三〇%を割った。しかし、一人当たりの保険料は三十二年三月に九〇三円であったものが、三十五年度末には三五〇四円と約四倍弱になり、一方一人当たり費用額も当初の六八四円が四十一年には八八五四円と二三

その他の特
別会計

第73表 鹿児島市国民健康保険特別会計収支推移 (単位1,000円)

年 度	区 分	歳 入 (A)		歳 出 (B)		(A) — (B)
		総 額	うち 保険税	総 額	うち 保険給付	
昭和32年度		56,255	29,453	56,043	40,337	212
" 33 "		134,859	70,041	149,239	119,512	△ 14,380
" 34 "		171,877	77,636	217,101	156,321	△ 45,223
" 35 "		203,350	93,195	234,088	146,973	△ 30,738
" 36 "		218,736	107,206	249,018	166,565	△ 30,282
" 37 "		283,959	132,360	296,351	211,833	△ 12,392
" 38 "		343,442	136,403	348,575	273,098	△ 5,133
" 39 "		436,328	179,264	465,538	388,550	△ 29,210
" 40 "		631,514	236,756	579,293	478,540	52,221
" 41 "		745,026	316,214	623,058	544,441	121,988

国民健康保険は次第にその制度が整備され、受給率が上昇するとともに、医療報酬も物価騰貴の影響を受けて増大し、昭和三十八年十月からは世帯主の全疾病に対し、従来の五割給付を七割給付に引き上げ、給付期間の制限を撤廃し、あるいは医療費の地域差を撤廃するなど、支出増大の要因が加わる一方、国庫支出金の事務費負担金その他の負担金の積算が充分でなく、そのため、いわゆる超過負担を生じ、これまで財政的運営は決して楽観を許すものではなかった。

そのほか紫原地区土地区画整理事業および土地開発事業の特別会計がある。前者は昭和三十五年度より創設され、紫原地区の区画整理のため、それに伴う測量・換地・街路や排水路の建設、水道敷設などの事業経理を行なう会計である。後者は三十七年度に設けられ、宅地造成の経理を行なう会計である。すなわち、公共用地の取得、工場用地の造成、住宅難緩和のため未利用土地を開発し、これを譲渡する事業で、従

第74表 鹿児島市国民健康保険概況

年度	32年度 3月末	36年度 3月末	39年度 3月末	41年度 3月末
被保険者数	37,512	31,463	31,774	33,404
世帯員数	118,291	103,344	98,848	102,255
加入率	42.0%	34.8%	30.2%	29.0%
保険税総額	千円 33,897	千円 91,117	184,409	338,796
一世帯当り保険税	円 12,500	50,000	50,000	50,000
最高	280	800	810	1,250
最平均	903	3,504	5,804	10,142
被保険者1人平均	円 286	1,078	1,866	3,313
保険費用額	684	3,161	6,616	8,854
保険税算出基礎	%	%	%	
所得額	40.0	60.0	60.0	
資産割	10.0	0.0	0.0	
世帯平等割	20.0	15.0	15.0	
被保険者均等割	30.0	25.0	25.0	
計	100.0	100.0	100.0	

(注) 各年度「市勢要覧」より。

来の鹿児島(南)港埋立事業費特別会計を解消して拡充したものであり、この事業によって市周辺の住宅団地、たとえば、坂元・常安・宇宿・亀方原・葛山・脇田・新川・洲崎地区の用地が造成された。

また、本市の市街地全域におよんだ区画整理事業がほとんど完了するにしたがって、清算事務を処理するため、土地区画整理事業清算特別会計が昭和三十三年度に設けられ、三十九年度までに徴収金額の四九%を徴収し、その交付予定額の三九%が交付済みとなっている。

なお、鹿児島市と県および谷山市の共同出資(五五〇万円)によって、昭和四十年五月鹿児島開発事業団が設立され、四十年度に市北部地域(大明ガ丘団地・天神山団地)約二万九〇〇〇平方メートルの用地造成が行なわれ、また市は四十年十二月に与次郎ガ浜公有水面(約六七万四〇〇〇平方メートル)埋立事業を三か年計画で行なうように委託された。

地方公営企
業会計の状
況

つぎに公営企業会計について述べてみよう。交通事業と水道事業は、昭和二十七年十月一日から地方公営企業法の適用事業となり、財務に関する事項は二十八年一月より適用をうけることになった。地方公営企業は「常に企業の経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営され」（法第三条）ることを経営の基本原則として発足した。しかし、次第に人口が集中していく都市において、市民の日常生活に緊切な、したがって公共性の強い公営企業のサービスをできるだけ一般会計と切り離して、独立採算制のもとで運営することは、容易なことではなかった。特に、昭和三十年代後半から四十年代にかけて、物価の騰勢が強まってくると、人件費・物件費が急速に上昇し、他方これらの事業資金調達も、料金使用料の引き上げにまつことは市民生活を圧迫することになり、また、一般会計からの繰り入れや国の財政措置も極力抑制されたから、収入面からの制約も強く、地方公営企業の経営は、一般に著しく困難の度を加えたのであった。

市交通事業
の状況

このような状況のもとで、鹿児島市の交通事業は特別会計から承継された欠損金を抱え、市の周辺部の住宅開発に伴う交通需要の増大に^{こた}えていくためには、その運営は相当の苦難を経ねばならなかった。第七五表は公営企業として発足してから以降の本市交通事業の業績概況の推移を示したものであるが、電車事業は、古い車輛をできるだけ新車輛に切り替えて漸増し（昭和二十九年以降六七画）、走行距離も漸次増加をみているが、三十年代末期から、自家用車の増大と旧市街地中心に営業範囲が限定されていることから、年間乗客数がかなり減少しはじめた。一日平均乗車人員も三十二年当時は約八万五〇〇〇人であったが、三十五年には一〇万人を越え、三十九年には一二万人に達した。その後、減少に向かい、四十一年度には一〇万九〇〇

第75表 鹿児島市交通事業業績概況

区分 年度	電 車 事 業					自 動 車 事 業					備 考
	在籍 車両	運転 車両	走行 料数	旅客 数	旅客 収入	在籍 車両	運転 車両	走行 料数	旅客 数	旅客 収入	
	両	両	千km	万人	百万円	両	両	千km	万人	百万円	
29	76	12,650	2,731	2,827	260	59	11,385	2,153	1,199	107	
30	68	12,740	2,773	2,816	257	60	11,809	2,240	1,336	121	
31	70	12,740	2,797	2,961	279	63	12,402	2,322	1,446	135	定期券料金改訂
32	61	12,479	2,736	3,105	296	71	13,323	2,544	1,499	145	バス運賃改訂
33	65	12,301	2,780	3,362	322	75	13,628	2,677	1,435	162	
34	62	12,461	2,870	3,611	342	80	14,374	2,828	1,466	170	
35	64	13,343	3,127	3,801	359	87	14,556	3,007	1,558	177	
36	61	13,061	3,148	4,012	397	86	14,901	3,045	1,717	192	電車料金改訂
37	65	19,121	3,141	4,098	467	99	28,387	3,080	1,875	237	バス料金改訂
38	65	19,711	3,142	4,458	505	100	28,850	3,190	1,945	274	
39	67	19,877	3,021	4,521	514	98	29,342	3,119	2,078	292	電車料金改訂
40	67	20,793	3,058	4,175	656	97	29,626	3,351	2,163	359	バス料金改訂
41	67	20,642	3,039	4,009	631	107	30,924	3,625	2,182	424	

第二章 財政

○人となった。これに対し、自動車事業は市周辺地区へ住宅地域が広がるにつれ、走行キロメートル数も延び、二十九年当時二二〇〇キロメートルであったものが、三十五年には三〇〇〇キロメートルとなり、四十二年度には三六〇〇キロメートル余と約一・七倍になった。乗客数もこの間約二倍となり、乗車料収入も、電車事業の二・四倍の伸びに対し、自動車事業は四倍に増加した。また、観光客の増加に対応して、貸切バスの運行も伸び、その収入も次第に増大した（昭和三十七年以降おおむね一七万人前後の利用者があつた）。しかし、電車事業の場合と同様に家用車の増加により自動車利用者の伸びもかなり停滞してきた。なお、鹿児島市交通局は三十五年まで動物園および野球場などの運動場の経営を管理していた。動物園には水族館を併設し（昭和三十三年六月）、また、運動場は野球場・陸上競技場・補助グラウンドなどを包含していたが、三十六年

第76表 鹿児島市交通事業収支状況推移

単位 100万円

年 度	電 車 事 業			自 動 車 事 業			合 計			見 積	
	収入	支出	損益	収入	支出	損益	収入	支出	損益	欠損金	
昭和27年度	88	69	19	36	44	△ 8	124	113	11	△	15
" 28 "	287	250	37	97	114	△ 17	384	360	20	△	16
" 29 "	322	315	7	137	141	△ 4	459	456	3	△	19
" 30 "	307	345	△ 38	140	179	△ 39	447	524	△ 77	△	23
" 31 "	348	360	△ 12	154	176	△ 22	502	536	△ 34	△	19
" 32 "	371	422	△ 51	167	200	△ 33	538	622	△ 84	△	39
" 33 "	389	428	△ 39	197	224	△ 27	586	652	△ 66	△	40
" 34 "	420	475	△ 55	213	253	△ 40	633	728	△ 95	△	61
" 35 "	469	547	△ 78	205	278	△ 73	674	825	△ 151	△	144
" 36 "	497	585	△ 89	220	290	△ 70	717	876	△ 159	△	231
" 37 "	552	589	△ 37	253	331	△ 78	805	920	△ 115	△	278
" 38 "	604	720	△ 116	290	359	△ 69	894	1,027	△ 133	△	409
" 39 "	569	661	△ 92	337	399	△ 62	906	1,060	△ 154	△	501
" 40 "	739	761	△ 22	409	437	△ 28	1,148	1,198	△ 50	△	563
" 41 "	751	835	△ 84	510	491	19	1,261	1,326	△ 65	△	613
" 42 "	748	831	△ 83	570	542	28	1,308	1,373	△ 65	△	559

第一編 政 治

二二八

度より経営合理化の一端として、その管理を市教育委員会に移した。また、三十八年度には海上観光と東桜島住民の利便をはかるため船舶（ひまわり号）を購入して運航をはじめたが、これも四十二年度をもって民間に譲渡した。

このように、市の交通事業は市域の拡大と人口の増加に対して、路線を拡充し、新車を増加するなどのサービス向上につとめる一方、三十六年度末電車料金を改訂し、三十七年度にはバス料金を改訂、さらに三十九、四十年年度にも改訂して増収をはかり、また、経費の増額を押えるため、三十年代半ば以降はかなり広範な合理化措置を実施してきたのであるが、経営収支状況は次第に悪化した。第七六表はこの間の収支の推移を示すものである。公営企業として

発足した当時、承継いだ約一五〇〇万円の赤字は三十三年度まではそれほど急増しなかった。しかるに、三十五年度以降、物価の騰勢におされて経費が増額し、三十四年度末累積欠損金六一〇〇万円であったのが、三十五年度には一億四四〇〇万円と倍増し、その後は急速にふえて、三十九年度には遂に五億円を上回り、四十一年度には六億一三〇〇万円の欠損金を計上するにいたった。

もともと都市公営交通事業は、鹿児島市のそれだけでなく、多くがこの昭和三十年代半ば以降経営悪化を免れず、三十八年度において、すでに全事業数の七三%が赤字を抱える状況であった。このような全般的な経営の悪化は、物価騰貴に伴う経費の増大に因るところが大きいが、単にそればかりでなく、その公共性の建て前からサービスの維持向上のため財源の不足を多大の企業債に依存し、その金利負担が増大したことや、独立採算制のたて前に立った減価償却費の大きいことが、その経営を著しく圧迫したことは否めない。鹿児島市交通事業の四十一年度の総経費約一億五〇〇〇万円に対し、支払利息と減価償却費の両者が一億三〇〇〇万円、約一二%を占めているのである。

交通事業のみならず、地方公営企業が全般的に経営収支状況悪化の状況にあったので、国は昭和四十二年に地方公営企業法を改正するとともに、経営の悪化している公営企業の財政再建措置を講ずることとした。すなわち、四十一年度末において不良債務を有する企業について、財政再建計画を実施せしめ、その間に赤字をなし崩し的に解消しようとするものである。本市の交通事業も四十二年一月一日に財政再建団体の指定をうけ、その赤字解消の措置を講ずることになった。

つぎに水道事業について、昭和二十八年一月より地方公営企業法の適用を受けることになったが、市の人口

第77表 昭和30年度以降鹿兒島市水道給水人口給水量推移表

年 度	区 分		1日1人 最大給水量		1日最大配水量		施 設 能 力	
	給 水 人 口		m ³	倍率	m ³	倍率	m ³	倍率
	1,000人	倍率						
昭和30年度	187	100	180	100	33,664	100	42,400	100
31 "	191	102	200	111	38,231	114	42,400	100
32 "	198	106	210	116	41,640	124	51,100	121
33 "	206	110	230	127	47,446	141	52,560	124
34 "	215	115	245	136	52,643	156	52,560	124
35 "	226	121	249	138	56,181	167	52,560	124
36 "	231	124	270	150	64,148	191	52,560	124
37 "	238	127	297	165	70,357	209	62,000	146
38 "	245	131	306	170	74,787	222	62,000	146
39 "	252	135	313	173	78,789	234	62,000	146
40 "	265	142	381	211	100,487	298	82,000	193
41 "	270	144	406	225	109,436	325	102,000	241
42 "	312	167	391	217	121,062	360	114,000	269

が膨張し、また、市街地の整備と周辺地域の住宅団地の開発につれて、三十年代以降給水人口も急速にふえ、したがって給水施設の拡張に迫られた。市水道施設は戦後、二十三年・二十四年度にかけて郡元水源池が旧海軍施設の改良によって設けられたのをはじめ、二十四年には吉野水道組合の施設を買収し、二十六—二十八年には散花平水源池（東桜島町）を新設し、さらに三十年から三十五年にかけて、催馬楽・日当平・花棚・新郡元各水源池を相次いで設けてきた。この段階まではおおむね湧水地下水に依存してきたが、第七七表にみるように三十五年以降、給水人口のみならず、市民生活の水需要が急速に増大してきたので、表流水をも水源として必要とするにいたり、三十七年から第七次の拡張工事として、南港、脇田の新水源池のほかに河頭浄水場を設けて、甲突川の表流水を一日約四万立方メートル取水することとし、四十一年度に完工した。これによって総取水量のうち、四二％が湧水、一九％が地下

第78表 昭和27年度以降鹿児島市水道事業収支推移 (単位 100万円)

区 分 年 度	収益的収入及び支出							資本的収入及び支出							
	収入				支出			損益 (A)-(B)	収入	支出	資収 不足	本入 額	左の財源		
	水道 料金	下水道 使用料	その他	計(A)	営業 費用	営業外 費用	計(B)						内部 留保	一借 その他	時入 他
昭和27年度	18	0	9	27	20	5	25	2	29	36	7	7	0		
" 28 "	85	0	30	115	97	9	106	9	18	47	29	29	0		
" 29 "	91	0	7	98	83	6	88	9	60	66	6	6	0		
" 30 "	91	0	17	108	87	8	94	14	23	83	59	30	29		
" 31 "	102	2	32	135	107	8	115	20	14	80	65	32	33		
" 32 "	115	4	21	140	126	9	136	5	29	82	53	42	11		
" 33 "	136	5	26	168	143	11	155	13	42	97	55	44	12		
" 34 "	155	8	32	194	163	11	174	20	40	99	59	45	13		
" 35 "	167	15	34	216	186	14	199	17	41	110	69	45	24		
" 36 "	248	19	38	305	233	16	248	56	47	155	118	52	56		
" 37 "	266	23	56	345	273	20	293	52	71	169	97	58	39		
" 38 "	298	30	66	395	331	21	352	42	135	263	128	62	66		
" 39 "	318	37	107	462	417	27	444	18	288	438	150	72	78		
" 40 "	347	44	190	582	540	30	570	11	340	426	86	75	11		
" 41 "	399	52	192	643	598	45	643	0	372	499	126	90	36		
" 42 "	486	62	168	713	648	94	741	△ 24	254	448	193	64	130		

(注) 100万円以下4捨5入のため計が若干突合せぬものあり。

水、三九%が表流水(昭和四十二年現在)より取水することになった。第七七表によれば、三十年当時一八万七〇〇〇人であった給水人口は、五年後には一・二倍、一〇年後の四十年には一・四倍になったが、給水量はこの間ほぼ二倍にあがった。したがって、三十年当時の施設能力は、一日当たり四万二四〇〇立方メートルであったが、三十七年の施設拡張の着工後六万二〇〇〇立方メートルとなり、四十一年には一〇万二〇〇〇立方メートルにまで増大した。これにより給水人口の普及率は、総人口に対し三十六年度八〇・九%、四十一年度は八三・六%と伸びた。

なお、このほか市周辺の農村地区

下水道事業

には、簡易水道が普及し、三十九年四月現在では、受益者の組合数五三、給水戸数二七五戸、給水人口一万四九四〇人、給水量一日最大一五〇〇立方メートルとなっている。

また本市においては、下水道事業は全国でも比較的是やく着工し、終末処理場としては、九州で他市にさきがけて最も早く設けられたのである。すなわち昭和二十七年に事業の認可を得て、第一次の計画としては

第79表 昭和30年度以降鹿児島市立病院業務状況推移

区分 年度	患者総延数		使用料・手数料		営業費用	
	人	指数	1,000円	指数	1,000円	指数
昭和30年度	229,439	100	86,114	100	73,813	100
" 31 "	255,631	111	92,053	107	84,911	115
" 32 "	243,368	106	103,072	119	97,807	133
" 33 "	277,106	121	114,968	134	104,202	141
" 34 "	280,620	122	126,968	147	117,107	159
" 35 "	268,906	117	132,014	153	127,208	172
" 36 "	275,627	120	195,147	227	175,403	238
" 37 "	285,157	124	242,915	282	215,086	291
" 38 "	314,815	137	298,758	347	294,824	399
" 39 "	311,641	136	419,114	489	390,901	530
" 40 "	306,218	133	462,366	537	426,489	578
" 41 "	319,977	139	499,146	580	461,039	625

(注) 患者総延数は「市勢要覧」より。
39年度以降は地方公営企業法適用され経理内容38年度までと異なる。
38年度までの営業費用は営繕費を除いた業務費のみ。

三十九年度までに、中央・城南地区と上町地区の一部三〇〇ヘクタール、対象人口七万人を用途として着工され、三十九年度には一部使用を開始し、三十九年度に完工したが、さらに第二次計画として三十五年度より四十二年度までに中州・なかす上町・かんまち荒田地区、三五〇ヘクタール、対象人口七万人を目標に事業が実施された。分流式の汚水排除方式をとっているが、全体計画事業費は一〇億四六〇〇万円、うち国庫補助金二億四六〇〇万円、起債四億七九〇〇万円、市費三億二〇〇〇万円となっている。

さて、以上の鹿児島市水道事業の地方公営

第80表 昭和30年度以降鹿兒島市立病院収支状況 (単位 100万円)

区 分	年 度	昭和	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//
		29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
		年 度	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
病 院 収 入	入 金	76	88	93	105	117	129	135	199	247	304	
繰 入	債 金	9	8	7	9	4	8	10	5	24	5	
市 繰 越	金 計	2	—	0	0	—	—	129	—	73	—	
国 庫 支 出	金 計	—	—	3	4	5	5	4	—	—	4	
歳 入	金 計	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
歳 入	金 計	90	95	104	118	125	141	279	203	345	314	
病 院 費 用	費 用	80	80	93	106	112	123	133	184	227	313	
公 債 支 出	金 計	6	7	7	7	7	6	6	13	13	18	
諸 支 出	金 計	8	4	0	0	0	0	0	3	2	0	
(うち繰上充用金)		(8)	(4)	—	—	—	—	—	(3)	(2)	0	
財 産 費	費 用	—	—	—	—	0	4	5	5	5	—	
病 院 改 築	費 用	—	—	—	—	—	4	138	2	91	—	
歳 出	金 計	94	92	100	113	120	137	282	206	339	331	
歳 入	一 歳 出	△ 4	3	4	5	5	4	△ 3	△ 2	4	△ 17	

第二章 財政

企業法適用以来の、営業収支と資本収支を概観すると第七八表の通りである。上水道事業と下水道事業を合わせた収支（上、下水道事業を同一会計で経営したのは、全国で本市が最初である）になっている。全国の水道事業では三十八年度に累積欠損金をかかえた事業数は、すでに全体の三四％に及んでいるが、本市の水道事業の営業収支は三十八年度までは比較的順調に推移したものの、河頭（こがしら）浄水場の建設がはじまり、起債の利子が増額し、また、諸経費が上昇するにたがって次第に収支は窮迫し、四十二年度には遂に二四〇〇万円余の赤字を計上するにいたっている。鹿兒島市水道の原価構成を全国水道事業の平均と比較してみると、職員給与費四三・七％（全国平均三〇・九％）、減価償却費一六・二％（同一三・八％）、支払利息一一・七％（同三・二％）となっており、前二者が全国平均をかなり上回り、支払利息

の比率は大きく下回っていて、本市水道事業の経理的特徴の一端を示している。四十年に入り市人口の増加ばかりでなく、水洗便所や冷暖房の普及、営業用水の増加等のため給水量はにわかにならぬ、新たな水資源の開発のため、河頭浄水場の拡張が必要となるとともに、収支状況の窮迫を打開するため水道料金の改訂を余儀なくされた。

市立病院の
事業概況

鹿兒島市立病院は昭和二十年期末期には収支償わず、翌年度歳入の繰り上げ充用を続けてきたが、三十年以降はようやく黒字を計上しうる程度に収支状況も回復してきた。三十一年度には医薬分業に伴う制度の改正および薬価計算の改正により減収となったが、施設の整備拡充により、患者収容の増大をはかって経営改善に努めた。第七九表にみるように、三十一年度以降は患者もか

証券	39			41		
	土地	建 物	証券	土地	建 物	証券
千円	千 m^2	m^2	千円	千 m^2	m^2	千円
19,631	5,997	125,610	30,000	5,987	152,951	20,330
90	14	13,518	—	—	—	—
—	1	485	—	1	490	—
—	791	232,901	—	815	256,232	920
—	11	3,204	—	11	3,319	—
—	0	11,020	20	0	22,130	20
—	102	0	—	98	—	—
—	—	—	3,254	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
19,720	6,882	373,222	33,274	6,912	435,122	21,270

第81表 昭和39年度以降鹿兒島市立病院損益勘定
(地方公営企業法適用以後) (単位100万円)

区 分	年 度			
	昭和39年度	40	41	42
医 業 収 益	419	462	499	636
医 業 費 用	391	426	461	582
营 業 利 益	28	36	38	54
医 業 外 収 益	11	11	13	14
医 業 外 費 用	14	13	12	14
当 年 度 純 利 益	25	34	39	54

第82表 昭和30年度以降鹿児島市主要市有財産調（除公営企業）

区 分	昭和30年度			" 33 "			" 36		
	土地	建 物	証券	土地	建 物	証券	土地	建 物	
一 般 会 計	千坪 3,427	坪 35,650	千円 6,860	千㎡ 5,822	㎡ 99,724	千円 10,211	千㎡ 5,937	㎡ 108,054	
特 別 会 計	市立病院	4	2,247	55	14	7,660	90	14	10,973
	公益質舗	0.4	197	—	1	648	—	1	650
	教育委員会	215	47,005	—	742	167,202	—	779	215,540
	と畜場	—	—	—	—	3,289	—	11	3,204
	中央卸売市場	—	—	—	—	8,657	—	0	11,020
	土地開発	—	—	—	—	—	—	—	—
	国民健康保険 その他	—	—	—	—	227	—	20	50
計	3,647	85,101	6,815	6,579	287,410	10,301	6,742	334,632	

(注) 41年度には市立病院は公営企業になっているので除いた。

なり増加をみせ、三十四・五年度までには厚生年金の還元融資一億三〇〇〇万円により地下一階・地上四階の鉄筋新館（延二二六二坪）が完成し、三十五年度には患者数はほぼ延二八万人、病床数三六〇床となった。内部施設についてもアイソトープの設置、人間ドックの開設、あるいは整形外科や外傷センターの増設にとめた。しかし、三十五年度以降は病院改築工事費の自己負担金の増加や諸経費の増額により第八〇表にみるように、病院使用料・手数料の伸び以上に、病院費用が上回り、赤字を計上するにいたった。三六・三十七年度にはさらに厚生年金の還元融資（七〇〇〇万円）により地上四階（六八四坪）の病棟が継続工事として増築された。これら病棟の増設による患者の増加や医療単価の改訂引き上げや地域差撤廃（三十八年）などにより、営業収支は好転したが、新築工事費の公債費の増加により全体としての収支は余裕の乏しいものであった。三十年以降三十八年度までの収支状況は第八〇表の通りである。

昭和三十六年六月の地方公営企業法の一部改正により、

市立病院には三十九年四月より、独立採算以外の財務規定を適用するようになり、営業関係収支と資本関係収支の両建ての経理を行なうことになった。なお、三十九・四十年には第三期の改築工事を計画したが、近い将来鹿児島大学附属病院の移転跡に移る計画との関連で中止となった。四十一年度にはリニア・アクセラレータ（ガン治療施設）を設け、四十二年度には頭部外傷などの増加に対応して、脳神経外科を設けるなど、内部施設の充実をはかり今日にいたっている。地方公営企業法適用以降の営業収支状況は第八一表の通りである。

市有財産について

最後に昭和三十年以降の市有財産と市債現在高の推移をみておこう。第八二表は一般会計および特別会計の市有財産中、土地・建物・証券の所有高の推移をみたものである。なお、公営企業会計については、その種類が多いので、評価額についてのみ示せば、水道事業については三十五年度末、固定資産が八億〇一〇〇万円、流動資産三五〇〇万円、四十一年度末、前者が一八億五〇〇〇万円、後者が一億二〇〇〇万円となっており、交通事業においては、三十五年度末、固定資産一〇億九〇〇〇万円、流動資産八〇〇〇万円であったが、その後、動物園などを三十六年度に教育委員会に移管したため、四十一年度末には固定資産六億三〇〇〇万円、流動資産九二〇〇万円となっている。また、三十九年度より地方公営企業の適用を受けた市立病院は四十一年度末固定資産三億一〇〇〇万円、流動資産一億二〇〇〇万円を所有している。

市債現債高の推移

次に市債の現債高の推移を示すと、第八三表に示す通りである。一般会計債においては、教育施設債が一貫して大きな比重を示しているが、六・三制義務教育施設の整備と改築のためと、市人口増大に伴う学校増設のため多くの起債を必要としたものである。また、三十年代前半においてはなお、戦災復旧債・災害復旧債

第83表 昭和30年度以降鹿児島市市債現債高推移 (単位 100万円)

区 分	昭和30年度		" 33 "		" 36 "		" 39 "		" 41 "	
	現在高	%	現在高	%	現在高	%	現在高	%	現在高	
一 般 会 計 債	土木費及関連 事業費債	—	—	—	—	—	—	372	21.0	
	教育施設費債	242	26.9	342	34.5	477	48.2	736	41.6	
	戦災復旧費債	179	19.9	141	14.2	101	10.3	—	—	
	災害復旧費債	197	21.9	224	22.6	97	9.8	145	8.2	
	住宅建設費債	71	7.9	87	8.8	117	11.9	147	8.3	
	消防施設費債	15	1.7	25	2.5	18	1.9	25	1.4	
	失対事業費債	132	14.7	99	9.7	58	5.8	23	1.3	
	清掃事業費債	—	—	—	—	—	—	52	3.0	
	その他	64	7.0	75	7.6	120	12.1	273	15.4	
(合計)	900	100.0	992	100.0	989	100.0	1,774	100.0	3,288	
特別会計債	31		175		354		267		795	
公 営 企 業 債	交通事業債	149	61.8	266	66.2	402	66.4	329	29.7	408
	水道事業債	92	38.2	136	33.8	203	33.6	587	53.1	1,134
	市立病院債	—	—	(11)	—	(14)	—	190	17.2	228
	(合計)	241	100.0	402	100.0	605	100.0	1,106	100.0	1,770
総 計	1,172		1,570		1,948		3,147		5,855	

(注) 市立病院債は38年度までは「その他」のなかに含まれている。
市立病院債の欄の()はその分を外書である。

の未償還分をかなり多く持ち越していた。三十年代末期から四十年代にかけては、港湾整備事業費負担金のための起債、都市計画事業債や清掃事業債がふえたほか、四十年年度の地方税減収と市民税の本文方式への切り替に伴う減収補填債、勸奨退職者の退職金充当のための退職手当債、あるいは市庁舎増築のための庁舎建設債等が加わり、市債現債高は急速に増加した。四十一年度末残高約三三億円中、減税補填債は国の補助があるもので、これを除いた分二六億七六〇〇万円を市民一人当たり割当てると、七九八一円の負担を

背負っていることになる。また、特別会計債では、三十年代後半、紫原地区その他の土地開発事業債の増加が目立っている。公営企業債については、交通事業が年々かなりの起債をかさねたが、水道事業が第七次の拡張工事に多くの起債を行ない、そのため、四十年代にかけて水道事業債の比重が高まってきている。

なお、これらの市債の借入先別構成をみると、主なるものは、三十五年度には資金運用部資金四三・〇％・簡易保険資金四二・〇％で政府資金が八五％を占め、公営企業金融公庫七・五％、鹿児島銀行三・四％であった。しかし四十一年度末になると、資金運用部資金は四九％とふえた。簡易保険資金は二八％に減じ、あわせて政府資金は七七％となったが、一方、公営企業金融公庫も三・六％と減じて、鹿児島銀行が一四％と大きく比率を伸ばしていることが注目される。

鹿児島開発
事業団

なお、昭和四十年五月に発足した鹿児島開発事業団は四十一年度までに鹿児島北部地区約六万七〇〇〇坪の宅地造成をはじめ、水搬送工法による与次郎が浜公有水面埋立事業と関連する中部地区ひやみず(長田・冷水・草牟田・玉里各町の城山背後地)の宅地造成(約一七万七〇〇坪)に約二八億円の予算をもって、四十四年度完工を目標に着工した。また与次郎が浜埋立工事は四十一年八月着工され、四十六年度末まで完工の予定で進行中である。

(注) 本章にかかげた統計表の資料は、特に注記したもののほかは、鹿児島市決算書、鹿児島市統計書、鹿児島市勢要覧、鹿児島市政概要、鹿児島市財政事情等、市当局の公開した資料によったものである。

第三章 議 会 ・ 選 挙

I 政 党 の 沿 革

明治十年代
の政党

西郷隆盛のような偉人が西南の役に敗死したことは、政争を武力によつて解決するという武家時代以来の方式が改まつて、政争を言論の力によつて解決するという新しい方式を誕生させた。明治十三年に柏田盛文らが国会期成同盟会を組織して、政府に国会開設の請願書を提出したことが注目される。また一方、上村精之介・後醍院良望らが同志社を組織していたが、明治十四年五月に加治木、帖佐方面を中心とする一派と結んで博愛社を結成した。その本部を加治木に置いて、安政五年に江戸幕府が諸外国と結んだ通商条約の不平等性、特に治外法権の撤廃を叫んだ演説会を各地で開いたことは、条約改正運動の先駆となつた。同年十一月には特赦で帰郷した河野主一郎鹿児島市出身を盟主に伊東祐高・中原万次・河野半蔵・美代助佐衛門らが鹿児島で三州社と称する政治結社を設立した。これと前後して本県内では農事社・自治社、その他公友会等の政治団体が設立されて民権運動を盛り上げた。明治十五年三月熊本で九州改進黨が結成され、鹿児島では農事社・自治社・公友会の三団体が合同して、九州改進黨鹿児島部を結成した。これより前、明治十四年十一月に東京で県下の教育と士族授産問題の解決を目的とした郷友会が組織され、県下各地に支部を設けて勢力の拡張をはかった。明治十五・六年には九州改進黨・三州社・郷友会の三団体がたがいに対立して争つたが、その後、九州改進黨は集会条例の改正発布によつて散会したため、三州社と郷友会とが相対立する形勢に変わ

つた。その後、三州社は盟主の河野主一郎が社長の地位を退いてから、その政治的勢力も衰え、郷友会も政治的色彩を失って、本来の教育と授産事業に専念し始めた。しかし、三州社の凋落に反して郷友会の勢力は県下一円に広がった。その後、明治二十一年頃から新政党組織の機運が起こって、翌二十二年に鹿児島には河島健介・厚地政敏・折田兼至らを理事とする鹿児島同志会が結成された。これに対して、染川権輔・山本盛房・山本盛秀・平野友章らは別に帝国同志会を組織して、鹿児島同志会に対抗した。鹿児島同志会は鹿児島新聞を買収して機関新聞とし、永久的な団体組織に改まり、福岡・佐賀両県の同志会と結んで九州連合同志会と言う連合体を組織した。明治二十三年（一八九〇）七月に第一回衆議院議員選挙が行なわれ、第一区（鹿児島など）から樺山資美鹿児島市出身が当選したのを初め県下の各区から折田兼至・長谷場純孝・宇都宮平一・河島醇鹿児島市出身・蒲生仙鹿児島市出身・基俊良の七名の鹿児島同志会員が全員当選した。翌二十四年十二月、鹿児島同志会に内こうを生じ、一部の者が帝国同志会と連合し、独立倶楽部を組織して、薩陽社を起し、又鹿児島毎日新聞を発行して盛んに論陣を張った。ここで県下の政界は、鹿児島同志会と薩陽社との二大勢力に分かれた。明治二十五年二月の第二回総選挙では、政府の選挙干渉がひどく、政府の与党である独立倶楽部に所属する厚地政敏（第一区）・柏田盛文・篠田政龍・大島信の四名、野党である立憲自由党に所属する折田兼至・長谷場純孝の二名、中立では河島醇の一名がそれぞれ当選した。かくて県下における与党（吏党）、野党（民党）の対立政争は次第に激化の一途をたどった。明治二十七年に日清戦争が起こって、対外的危機に直面したため、両党は従来の政争を捨てて挙国一致して国難に当たった。明治三十年六月鹿児島では、両党の合同が成立し、新たに鹿児島政友会が誕生し、やがて一県一党の基礎をきずいた。明治三十五年四月、衆議院議員の任

与党・野党
の争い

期満了によつて、各代議士は揃つて帰郷し、鹿児島島の旭座で大会を開き、党勢の拡張に努めた。この七月の総選挙から選挙法が改正されて、市も独立選挙区になつて本県選出の議員も七名から九名に増加した。この時から鹿児島市においても実業家の岩元信兵衛（山形屋）が当選したことが注目された。明治四十一年十二月第二五議会で、長谷場純孝が衆議院議長に選ばれた。大正二年には床次竹二郎鹿児島市出身が、官界から政友会に入党して衆議院議員に当選して、中央政界で大いに活躍した。大正六年鹿児島市においては青年層を中心とした護憲運動が活発化した。県政友会が床次竹二郎を立てて一県一党体制を強化したのに対して、反床次派の春島東四郎が立つて、反床次派の勢力拡大に努め、善戦したが、床次派の勢力にはおよばなかつた。かくて世に床次王国と称せられるような政治勢力に高まつた。昭和に入ると無産政党的の進出によつて鹿児島市で新名真蔵は、始良郡の富吉栄二らと連絡をとり、労働農民党県連委員長を勤めていた。大正十四年三月二十九日、普通選挙法が議会を通過し、国民待望の普選第一回衆議院議員総選挙が昭和三年二月二十日に行なわれた。市会議員選挙では翌四年三月二十五日無産政党的を代表して、新名真蔵は多数の支持を得て当選し、市会壇上に送られた。床次竹二郎はその後政友会を脱退して政友本党を組織するなど、色々苦勞を重ねたが、昭和四年七月に浜口内閣が成立すると再び政友会に復帰した。昭和五年の総選挙では春島東四郎は初めて当選し、政敵の床次竹二郎と肩を並べた。床次竹二郎は昭和六年十二月犬養内閣の鉄道大臣、昭和九年七月岡田内閣の通信大臣等を歴任した（昭和十年九月没）。昭和十二年に日華事変が起こつてから、戦時政治体制が進み、軍部・官僚・政党的の諸勢力は結集して、挙国一致の体制の確立に努めた。その結果、昭和十五年には政党的はすべて相ついで解党的し、同年十月には大政翼賛会が組織されたため、政党的政治はここに完全に終わ

戦後の政党

つた。大政翼賛会の発足によって、十一月に大日本産業報国会が創立され、労働運動も解消した。昭和二十年九月わが国は連合国最高司令官総司令部の占領下に置かれ、民主政治が実施された。ここにおいて政党が再び復活し、多くの政党が生まれた。本県では旧政友会の流れをくむ日本自由党鹿児島支部、旧民政党の流れをくむ日本民主主義鹿児島支部、旧社会大衆党の流れをくむ日本社会党鹿児島支部連合会、その他、国民協同党鹿児島支部が結成された。昭和二十一年二月には日本共産党鹿児島地方委員会が結成された。その後、民主党の一部と自由党とが合流して昭和二十三年三月五日に民主自由党を結成し、四月十九日に民主自由党県連合会支部が組織された。昭和二十四年日本社会党から分離して労働者農民党県支部が出来た。その後、昭和二十五年には民主自由党は民主連立派と合同して自由党を結成し、同年五月には自由党鹿児島支部が結成された。その他幾多の変遷を経て、昭和三十年自由民主党が結成され、翌三十一年一月九日、山下町に自由民主党鹿児島支部連合会が発足した。平之町の日本社会党鹿児島支部連合会は昭和三十一年一月八日に左右両社統一大会を県労働会館で開いて発足したが、その後、日本社会党鹿児島本部と改称した。平之町の民社党鹿児島支部連合会は、昭和三十五年四月二十一日に発足し、鴨池町の公明党鹿児島支部連は昭和四十年四月に発足した。宇宿町の日本共産党鹿児島県委員会は、戦後、昭和二十一年一月四日に旗上げし活動を続けている。

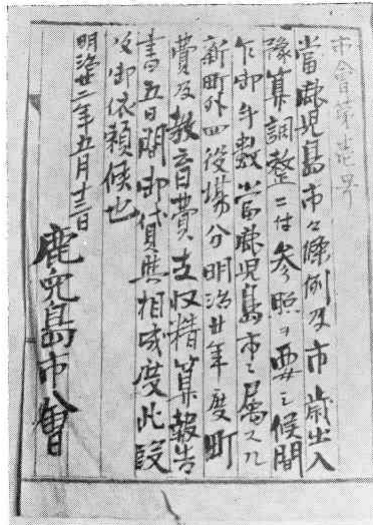
(注) 鹿児島県史・郷土人系・鹿児島百年・鹿児島政党史

II 議 会 概 観

本市が鹿児島郡管轄の五〇か町村を分離し、これらを一区域として鹿児島市と称し、市制を施行した明治二十二年（一八八九）四月、市の住民を代表して市の意思決定を行なう議決機関を市会と呼んでいた。これに対する執行機関は、市会が市公民のなかから選挙した名誉職参事会員で組織する市参事会であった。

当時の市参事会規則は全文十五条からなっている。やがて、明治四十四年の市制改正によって市長の独任制が確立したために、市参事会は執行機関としての地位を失い、市会議員の互選によって市会の権限の一部を代行する副議決機関となった。更に昭和二十二年四月の地方自治法の制定によって、市会が市議会と呼ばれると同時に、市参事会の副議決機関としての権限は消滅した。

最初の市会議員は、市の公民である満二五歳以上の独立の男子で、市内に二年以上居住し市の負担を分担し、地租または直接国税年額二円以上を納める者のなかから選挙された。明治二十二年四月の第一回市会議員選挙では、有権者総数は約二〇〇〇人足らずであった。大正十五年（一九二六）、普通選挙制の実施に伴う市制改正で、従来の納税条件が撤廃されたため



鹿児島市会第一号

市会議員の選挙

に、昭和四年の改選時の有権者総数は二万〇八五二人と大幅に増加した。戦後昭和二十二年四月、地方自治法の制定によって、二〇歳以上の成年男女に平等な選挙権が与えられた結果、同年四月に行なわれた選挙時の有権者総数は六万六四六二人と膨脹した。更に昭和四十三年四月の選挙時の有権者総数は、実に二、三、四八、八、九人を数えるに至った。この間本市人口の増加に伴い、議員定数も初期の三六人から昭和九年八月市人口が一五万人を越えたために四〇人となり、昭和四十二年四月二十九日の谷山市と合併した後に行なわれた昭和四十三年四月の鹿児島市の議席は四八人となった。

市会の変遷

市会は、その初期にはまだ未熟な面があつたが、次第にその活動が軌道にのり、制度も数回にわたる市制改正によつて整備され、地方分権の理念に基づく自治権の拡大に伴つて、議員の地位も徐々に向上した。昭和十八年六月一日、進展する太平洋戦争下に行なわれた市制改正は、すべてを戦争目的一本に集中し、高度の能率主義、統制主義の見地に立つて、市長の指導的地位を強化する一方、市会の権限を縮小し、無力化（大政翼賛化、国民精神総動員化）した。市会に代わつて大政翼賛会傘下の市常会、あるいは協力会議等が戦時下の脚光をあびた。戦後行なわれた数次の地方自治制度の改革は、市議会が市の最高意思を決定する立法機関としての地位を確立したのである。新たに登場した革新派代表などを迎え、定例会のほか必要に応じて臨時会が開かれ、さらに常任委員会は議会閉会中でも議案や陳情の審査等を行なうようになった。こうして、ますます技術化し、専門化しつつある市行政に対して、市議会議員の活動が常時行なわれている現情である。

III 議会の活動

市会の沿革
と権限

市会の沿革と権限 鹿兒島市会の活動は、明治二十二年（一八八九）五月九日から開始された。同年五月十五日市会議細則が議定されたが、市会がその任務として負荷する事項は、一、市条例及び市規則を設け又は改廃する事、二、市費において支弁すべき事業に関する事、三、歳入出予算を定める事、四、決算報告を認定する事、五、法令に定めるものを除くの外、使用料・手数料・加入金・市税又は夫役現品の賦課徴収に関する事、六、不動産の管理处分及び取得に関する事、七、基本財産及び積立金穀等の設置管理及び処分に関する事、八、歳入出予算をもつて定めるものを除くの外、新たに義務の負担を為し及び権利のほう棄[※]を為す事、九、財産及び营造物の管理方法を定める事、十、市吏員の身分保証に関する事、十一、市に係わる訴願訴訟及び和解に関する事であった。市制によって、以上の十一項目に例示されたもののほか、市の事務および出納を検査し、市長候補者（明治四十年市制改正後は市長）その他の選挙を行ない、市の公益に関する事件につき、監督官庁に意見書を提出し、または行政庁の諮問に対する意見を答申することなどが、その権限であった。しかし、これらのうち、主要な事項については、たとえ市会が議決し、または選挙したとしても、その施行については、県知事または内務大臣などの許可が必要であった。自治といっても極めて官治的な色彩が濃厚であった。

市会は三年毎に議員の半数を改選し、それは明治二十五年・同二十八年・同三十一年・同三十四年・同三十七年・同四十年・同四十三年の七回にわたって実施された。明治四十四年市制改正の結果、市会議員の任期は、

従来、市長、助役ともに任期六年であったのを四年に改め、また従来の半数改選を廃止して毎期選挙を行なうことになった。この改正によって、市長は市を統轄し、代表する独任制の執行機関となった。そのため、執行機関であった市参事会は、市会の一部委任事項を議決し、議案先議を行なう副議決機関に変わった。名誉職参事会員は市会議員のなから互選することとなり、明治四十四年九月選挙から実施された。大正十年（一九二一）の市制改正によって、従来の三級制は二級制に改められた。大正十五年六月に市制の大改正が行なわれた。すなわち、この大改正は前年五月の衆議院議員選挙法の改正に基づき、普通選挙制施行に対応する画期的なものであった。公民権における納税条件を廃止して等級制を撤廃し、市長は市会の選挙によって決定した。また市会議員選挙は候補者制を採用し、市参事会の議案審査を廃止すると同時に、名誉職参事会員の任期を二年とし、市に対する国の監督権を緩和した。昭和四年の改正によって、議員に発案権が付与されることとなり、これらの事項は昭和四年の選挙から適用された。

昭和十七年六月十一日の選挙は、前年十二月八日にぼつ発した太平洋戦争下に戦時国家体制強化の線に沿って行なわれた。この選挙は同年四月に行なわれた衆議院議員選挙とともに翼賛選挙と銘打ち、立候補者は推薦制度をとった。昭和十八年三月、戦局の激化を背景に行なわれた市制の改正は、すべてを戦争完遂^{かんすい}一本に集中する能率主義をとり、高度の統制主義的原理から、市長の指導的地位を確立する反面、市会の権限を著しく縮小した。従来、例示主義によって、市会の権限に広範な推定の余地が与えられていた議決事項は、制限列挙主義にとつてかわり、市会閉会中における市参事会の代議権を拡大した。また従来市会の掌中にあつた市長選出の最高人事は、市会の推薦により内務大臣が勅裁を経て市長を選任した。しかし内務大臣が指定

する期日までに、市会が推薦しない場合には、内務大臣が勅裁を経て市長を選任することとした。また助役は県知事の認可をえて、市長が選任し、収入役の選任主体は市長とし、市会はこれに同意する方式をとるなど、市会の地位は著しく後退するにいたった。

要するに、市制下の市会は、数次にわたる改正、とくに明治四十四年の改正ならびに大正十五年の大改正によって、地方分権の理念に基づく自治権拡大の目標を次第に具現していった。しかし昭和以降は戦時国家の要請に従って、一挙にその目標を大転換することを余儀なくされた。

地方自治法による市議会 戦後の市政は、太平洋戦争による廃墟はいきよのなかから始まった。本市における戦後初の市会議員選挙は、地方自治制度の第一次改革が一段落をつげた昭和二十二年四月三十日、新たに発足した市選挙管理委員会のもとで行なわれた。ついで選挙は同二十六年・同三十年・同三十四年・同三十八年・同四十二年に行なわれた。この間革新系代表の進出や婦人議員の登場など、民主・自治の殿堂を飾るにふさわしい議会構成が現出された。一方、市の最高意思を決定する立法機関としての権威も確立された。昭和三十一年九月制定の定例会条例に従って、毎年二月（三月）・六月・九月・十一月（十二月）の四回、議会が召集されるようになった。戦災復興から大都市建設へと、議会はその意欲を燃やしながらいま今日におよんでいる。

第一次改革をその前駆として、地方制度に関する基礎法規を一つの法律にまとめあげた地方自治法は、昭和二十二年四月十七日、法律第六十七号として公布され、同年五月三日に日本国憲法とともに施行された。同法はその後、数次にわたる改正を重ねて強化、拡充された。地方自治の本旨に基づき、地方分権を強化し直接民主主義の思想や執行機関の直接公選主義を採用した。立法・執行機関の均衡抑制および分立を図った

ことなどがその特色であつた。すなわち、議決機関は市議會と称し、議員は六か月以上市内に住所を有する満二〇歳以上の成年男女の選挙権を有する住民の直接選挙によつて選ばれるようになった。また住民は市の条例の制定または改廃、事務の監査、市議會の解散、議員および市長その他の主要な職員の解職を請求することができる。一方、意思決定機関としての市議會の権限が明確になり、その自主的活動を可能にするための常任委員会制度が採用された。この委員会は市の事務の調査および議案、陳情の審査等を行なうものとした。

市議會の議決事項としては、条例の制定または改廃、歳入歳出予算の決定、決算報告の認定、地方税・使用料など住民に対する公課の賦課徴収に関すること、基本財産などの財産あるいは各種建物の設置・管理・処分に関することなどが制限的な形で列挙されている。これは行政の能率化をそのねらいとしたものである。市の処理すべき事務がますます多岐をきわめ、そのすべてを逐一議決することは、迅速を本旨とする行政の要求に沿えないものとなつてくる。そこで市議會の議決事項を重点的に規定したものであつて、これ以外の事項はこれを執行機関に委ねるといふ意味をもつたものである。従つて、戦前に見られたような執行権限の強化という方向とは異なり、市の利害に重大な關係を生じた場合には、条例によつて議決事項を定めることができることになつている。

市議會は、議決権とともに、議決すべき事件についての発案権をもっているが、歳入歳出予算についてはこの限りではない。議案の発案は文書をもつてすることが必要であつて、この外、次のような権限をもつてゐる。

決定権

市議會の決定権は、特定の事項について生じた争議を決定する権限をもっている。決定は広義の議決であ

選挙を行な
う権限

るが、その性質は争訟の裁決であり、文書をもってなされる点では、一般の議決と区別される。しかし現行法は、選挙に関する争訟を選挙管理委員会に委任しているので、市議会の決定権に属する事項は少なく、法律で定めているものは、議員の被選挙権の有無、議会において行なう選挙の投票に関する異議などである。

市議会または、法令によってその権限に属する選挙を行なう権限をもっている。議会において行なう選挙については議員選挙の規定が準用されるが、現行法では、市長は住民の直接選挙によってその地位につくから、市議会における選挙によってその地位につく職員は、正副議長などの議会役員のほか、選挙管理委員およびその補充委員さらに教育委員会委員などを挙げうるにとどまる。このほか、市議会は、執行機関の任命する助役・収入役・監査委員などの選任について同意を与えるなど、主要人事に関与する権限を認められている。

監査権

さらに市議会は、市行政の監査機関としての地位をもっている。すなわち、市議会は自ら書類および計算書を検閲し、あるいは市長の報告を請求して、事務の管理、議決の執行および出納の検査をすることができる。市行政の監査については、別に監査委員を設けているが、監査委員の置かれている場合でも、市議会は監査委員に対して、市の事務に関して監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

意見書提出

市議会は、その団体の公益に関する事件について、意見書を関係行政庁に提出することができる。また議会は、市長に委任された国、その他の公共団体の事務、とくに国の事務の委任に伴い、負担が増加するのを制約する権限をもっている。

調査権

市事務に関する調査権は、地方自治法では、市議会が単に執行機関の提出する議案に対して、その可否を

決定する機関にとどまらず、積極的に市行政の調査を行なう地位を認めている。この職権を行使する前提として、地方自治法は、市議会に市の事務に関する調査の権限を付与し、選挙人その他関係人の出頭および証言ならびに記録の提出、さらに区域内の団体に対して照会を行ない、また記録の送付を求める権限等を認めている。

市参事会

市参事会 初期の市参事会は、明治二十二年（一八八九）六月七日、市会が選挙した名誉職参事会員六人ならびに市長・助役を加えて組織された合議体の執行機関として市を統轄した。市長はその代表者であつて市行政を指揮・監督し、その権限は、後年の市長がもつそれにあたるものであつた。名誉職参事会員は、市民で満二五歳以上の選挙権をもつ者のなかから市会が選挙し、その任期は四年、二年毎にその半数を改選した。

明治二十二年六月に制定された鹿兒島市参事会規則は、全文十五条であつた。

鹿兒島市参事会規則

第一条 参事会は午前九時三十分を開会し、正午十二時に閉会す。但し、時宜に依り議長之を伸縮するを得。

第二条 会員の席次は予め番号を以て之を定め、毎会其席に着くものとす。

第三条 会員の議長を呼ぶは議長と呼び、議長会員を呼び、会員互に相呼ぶも各番号を用ふべし。

第四条 本会は通常二次会を経て定むるものとす、第一次会に於て総体及び逐条を論決し、第二次会を経て確定するものとす。

第五条 本会の決議は同意不同意を発言し、過半数を以て決すべし。

但し同数なるときは議長の可否する所に依る。

第六条 逐条議に於て其目を示し、暫時發言なきときは満場一致と見做し、議長之を報じて決することを得。

第七条 議長は止むを得ざる場合にあらざれば、議員の發言を制止することを得ず。

第八条 此規則を改正増減するの必要ありとするときは、通常の手続を経て之を改むるものとす。

第九条 會員病氣旅行等にて不参するときは、開会前に議長に申告すべし。

但し無届遅刻のものは五十銭、無届不参のものは一円の過怠金を科す。過怠金は会長之を命ず。

第十条 議長事故ありて不参するときは、代理者之に更るものとす。

第十一条 會員は會議に方り、充分審論熟議を要するは勿論なりと雖も、人身上に付て褒貶毀誉に涉ることを得ず。

第十二条 會員は市會議に方り、参事會に於て議決したる事件の要領を報告し、且つ弁明することを得。

但し此場合に於ては予め交番を以て弁明者を定め置くべし。

第十三条 参事會員にして市會議員を兼るもの原案に付意見あるときは、充分陳述するを得、然れども總體に於て変更することを得ず。

第十四条 参事會員會議は傍聴を許さず。

第十五条 市参事會員は風火水災其他の事變あるときは速に現場へ出張し、諸般の防衛に尽力するものとす。

但夜中の際は、左の錐形の提灯を携帯す。

附

一、臨時参事會に際し遅刻したるときは、其事實を取調、止むを得ざるに出づるときは、過怠金を科せざることを。

一、通常参事會の際に市の分任公務の爲め遅参する場合は、素より過怠金を科せざること。鹿兒島市史。大正五年三月刊。

市参事会は明治四十四年十月二十日市制改正によって、執行機関としての性格を失い、市会権限の一部を代行し、議案先議を行なう副議決機関となった。また参事会員は市会議員の互選によつて選ばれることとなった。その権限は、市会の権限に属する事件でその委任を受けたものを議決した。

市会から市参事会へ委任された事項のうち、主なものは、一、土木修繕工事の年度繰越しとなる場合において次年度へ及ぼす追加予算を更正追加すること、二、市の負担に帰すべき条件を附せざる寄附又は譲与の受否を議定しその予算を定むること、三、予算内各項の流用を議決すること、四、予算をもつて定めた不動産を买入ること、五、価格三〇〇〇円に達せざる不用の不動産を売却すること、六、貸地料請求に関する訴訟和解をなすことなどであつた。

市長から市会に提出する議案については、市参事会は市長に意見を述べ、その他法令によつて市参事会の権限に属する事件だけを論議し、その組織や権限は従前にくらべて根本的な変革を見た。市会においては多数議員が数多くの事項を一つ一つ審議する煩わしさを廃止した。さらに細目にわたる事項については、議員の中からそれぞれ専門の領域に精通する者で組織する機関に審議させた方が効果があるというところに、副議決機関制度として市参事会のねらいがあつたが、大正十五年（一九二六）の市制改正で、この議案審議権は削除された。

昭和四年の市制改正では、市会が成立しない場合、または市会を招集する暇がないときは、市参事会は市会に代わつて議決することができるという一項目が加えられた。同十年には市会閉会中、軽易なもの市会に代わつて議決できるようになった。太平洋戦争がその激烈さを加えた昭和十八年の市制改正では、市参事

会は市会閉会中にも重要事項を除き、市会に代わって議決し、また市吏員の身元保証および市にかかわる願・訴訟・和解に関する権限が加えられた。市会の権限の縮小に対して、市参事会の権限はすこぶる拡大された。これは昭和二十二年地方自治法が制定されるまでつづいた。

戦後は、昭和二十二年二月に市参事会会議規則が制定されている。市参事会は市制施行と同時に発足して以来、その終末にいたるまでの間に、任期満了または辞職などによって、会員の改選を行なうこと四七回、就職・退職した者は二一四人におよんでいる。また市参事会は執行機関、ついで副議決機関として市制の発展とともに終始機能を發揮し、昭和二十二年五月二日にその姿を消した。

常任委員会



旧 議 事 堂 に お け る 市 議 会

常任委員会 昭和二十二年五月三日施行の地方自治法によって、市議会は立法機関としての権限を確立し、市の最高意思の決定は、議会自らこれを行なうこととなった。更に市の行政事務がますます技術化し、専門化するに従って、市議会は自主的・能率的な運営を実現しなければならなくなった。そのために市の行政事務に関する部門毎に、有効な調査・研究機関を置くことが必要となり、国会の常任委員会制度にならって、市議会に常任委員会を設置することを規定した。常任委員会は、市の事務の部門毎に設けられ、その部門に属する事項について調査し、議案・陳情などを審査した。必要な場合には公聴会を開き、とくに重要な事件について

は、議会の閉会中でも審査を行ない、議会運営の完へきを期した。

本市においては、昭和二十二年六月二十七日に、市議会委員会条例を制定し、総務・文教・厚生・産業・工務・復興・交通・懲罰の八部を置いた。その後幾度か変遷が見られたが、委員は議会が選任し、議員は一つ以上の常任委員会に属するものとされた。昭和二十三年九月一日の市議会委員会条例中改正条例によって、総務・教育民生・経済・建設・懲罰の五部に統合、整理された。昭和二十五年九月二十一日の条例改正では総務・文教・厚生・商工・農林・建設・交通・懲罰の八部となった。昭和二十六年五月十九日の条例一部改正では、総務・文教・厚生・経済・農林・建設・公営企業・懲罰の八部に変更された。

昭和三十一年六月二十日の地方自治法の改正によって、委員会の数が制限され、総務・教育民生・産業経済・建設交通の四部に統合された。つづいて昭和三十九年五月二十六日には総務文教・厚生保健・経済企業・建設消防の四部に改正され、各一〇名の委員によって構成された。鹿児島市と谷山市とが新設合併した後、総務文教委員会は一八名、厚生保健・経済企業・建設消防の各委員会は一七名で構成された。

特別委員会

特別委員会 各常任委員会の所管に入らない特定事件を審議するものに、特別委員会がある。特別委員会は、戦前の市会時代にも事実上あったが、地方自治法は、これを議会の会期中に限って設けることを規定している。本市において設置した主な特別委員会は、次のとおりである。

昭和二十一年―戦災復興対策委員会、昭和二十三年―隣接町村合併調査特別委員会、昭和二十五年―市有財産払下げ特別委員会・公営企業調査特別委員会、昭和二十六年―適正課税調査特別委員会・災害対策特別委員会、昭和三十年―中越ハルプ工場誘致特別委員会・畜産行政調査特別委員会・公営企業決算特別委員会、

昭和三十五年—隣接市町村合併審査特別委員会、昭和三十六年—埋立諮問審査特別委員会、昭和三十七年—国際空港設置促進協議会、昭和三十八年—空港対策特別委員会・吉野台地県立公園誘致促進特別委員会、昭和三十九年—庁舎建設調査特別委員会、昭和四十年—国体対策特別委員会・西鹿兒島民衆駅等建設調査特別委員会、昭和四十二年—魚見方原公共用地調査特別委員会・交通安全対策協議会・空港対策協議会・西鹿兒島民衆駅整備計画等協議会、このほか、毎年予算、決算、条例などについての各特別委員会が設けられている。

市議会事務局

市議会事務局 地方自治法によって議会の権限は著しく拡大し、本市においても現在年四回の定例会が開かれている。必要によつては臨時会を開き、閉会中にも常任委員会の活動があつて、議会事務局もまた膨大な量にのぼるにいたつた。

旧市制時代には、庶務課に議事係があつた。昭和十二年三月十三日に、市会事務局が設置され、昭和十六年八月十四日には同規程に基づいて市会書記長がおかれ、これらの制度がそのまま戦後にまでおよんだ。しかし、旧態依然では到底性格を一変した議会事務に対応できるはずがなく、ここに登場を見たのが議会事務局であつた。本市における議会事務局の正式発足は、昭和二十二年七月十五日であつて、このときはじめて事務局機構が独立し、局長・課長・主事・技師等の職員がおかれた。事務局は議長の命を受けて局務を統理し、所属職員を監督する局長のもとに、庶務課と議事課をおいた。昭和二十五年八月十五日、事務局には事務局長・書記（次長）、その他必要な職員をおくこととなり、さらに昭和二十六年四月四日、書記（課長）制をとり、現在事務局長のもとに庶務課（庶務係、調査係）と議事課（議事係、委員会係）がおかれ、その

もとに速記士長・主事・主事補らが整備されている。事務局は日を追って増大する陳情・請願・執行機関の事務調査など、常任委員会活動の活発化とともに、ますますその重要性を加えつつある。

なお、議事事務局は、九州ならびに全国および県下市議長会、九州ならびに県下議事事務局長会などの関係事務も取り扱っている。

初期の会議
細則及び
議規則

会議規則の変遷 明治二十二年五月九日、名山小学校において初めての市会を開き、議長ならびに議長代理者を選任し、同月十五日鹿児島市会議細則を制定した。以後、幾多の変遷を経て、議事を進行してきたが、会議の典拠となるべき議事規則の制定が、何よりも急務であった。原案は二次会で作成されている。ここで本市の最初の市会議細則については、その全文を明示できる資料が欠如しているために、その詳細を述べることができないが、「鹿児島市会議事録」第一号（明治二十二年五月九日）による審議内容の論述から、その骨組は、一、議場整理、一、議案並びに修正案、一、議事、一、発言、一、表決、一、懲戒、一、付則等で構成されていたと推定することができる。

その後、細則は明治三十九年七月十一日にその一部が改正され、明治四十四年十月の市制改正に伴い、同月二十日に市会は新たに市会会議規則と市会傍聴人取締規則を議定した。

鹿児島市会会議規則

第一章 総 則

第一条 会議は午後三時に始む。

但し時宜に依り議長は之を変更することを得。

第二条 会議の始終は撃柝げきたくを以て之を報ず。

第二条 議員の席次は改選毎に抽籤ちゆうせんを以て之を定む。

第四条 議題の外、会議中に起りたる総ての事件は、議長之を決し、又は表決を取るべし。

第五条 議員欠席又は遅参するときは、其事由を開会時間前に議長に届出べし。

第六条 会議中議員着席し又は退席せむとするときは、議長の許可を請ふべし。

第七条 会議中は議員相私語し、或は喫煙し、若しくは雑沓ざつさつするを許さず（以下略）。

市会会議規則はその後大正十五年八月六日、昭和九年四月十六日、同七月二十日、昭和二十一年十月九日にそれぞれ一部改正され、昭和二十二年六月まで存続した。

現行の会議規則

戦後初の鹿児島市議会議規則は、昭和二十二年六月二十七日に制定された。その後数回改正が行なわれ、現行の会議規則は、鹿児島市と谷山市との新設合併後昭和四十二年五月二十六日議会告示第一号として制定された。規則は全文七章、一六二条から成り、これに鹿児島市議会委員会条例、同定例会の回数を定める条例、同運営委員会規程など二連の関係例規を具備して、議会活動に万全が期せられている。

鹿児島市議会議規則

昭和二十二年六月二十七日告示第四十五号・昭和二十六年七月三十一日改正・昭和二十七年九月十七日全面改正・昭和三十一年九月一日改正・昭和三十一年三月三十日改正・昭和四十二年五月二十六日改正議会告示第一号

第一章 会議

第一節 総則

(参集)

第一条 議員は、招集の当日開議定刻前に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。（以下略）

市会の審議
状況

市議会の審議状況 明治二十二年から昭和二十二年までの旧市会における重要案件の審議状況は、次の如き具体例によつて、その全般を推量できる。

市会重要議決案件

明治二十二年には、鹿児島市会議細則、市長及び助役の給料額、市参事会員の報酬及び実費弁償額、俸給条例、吏員並びに参事会員及び委員旅費規則、吏員賞与規則、文具給与規則などが、審議決定された。

明治二十三年には、市臨時委員の職務に要する実費弁償支給の案件、通常市会の開期を一月と六月に変更する案件、督促手数料条例などが、審議決定された。(中略)

昭和十九年には、昭和十七年度決算、昭和十八年度追加予算案、昭和十九年度市歳入歳出予算案等が議定され、昭和二十年には、昭和二十年度市歳入歳出予算案等が、議決された。

昭和二十一年には、市会会議規則改正案、昭和二十一年度市歳入歳出予算案、国民学校復興費・特別道路費・市営住宅建築費の起債に関する案件、市選挙管理委員会規程等が、審議され議決された。

昭和二十二年には、市参事会会議規則、市公園特殊施設使用条例改正案、市乗合自動車乗車料条例、昭和二十一年度市歳入歳出予算案、特別都市計画事業復興土地地区画整理に伴う特殊公共用地賃貸規則、市役所出張所設置に関する案件、吏員定員規定改正案、市役所出張所並びに駐在所事務規程、市公職適否審査委員会事務規程等が、活発に審議され、順次採択されていった。

昭和二十二年の地方自治法施行以後、現在にいたるまでの本市議会の審議・議決ならびに請願・陳情の処理の状況は、次の具体例で、その全般を推量することができる。

市議会の審
議状況

昭和二十二年

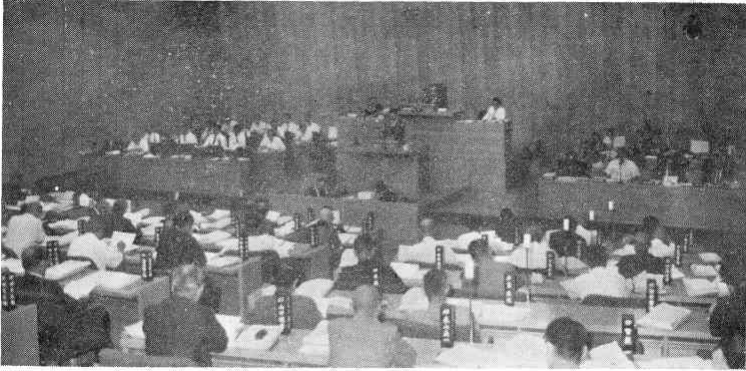
市議会議規則、市議会委員会条例、市議会職員条例、市議会事務局設置条例、市議会職員雇傭員並びに市職員雇傭

員並びに

員の異動及び在職年数通算条例、市役所分課条例、市議会傍聴人取締規則、市消防団条例、市役所支所設置条例、吏員定員条例、昭和二十二年都市歳入歳出追加更生予算、復興部吏員定員条例、市役所出張所処務規程、市役所出張所設置条例、昭和二十二年都市特別会計特別都市計画事業費、電気軌道費歳入歳出追加更生予算、昭和二十二年都市歳入歳出追加予算、市職員規程、市吏員懲戒審査委員会規程、庁内掃じ規程、事務嘱託規程・吏員賞与規程・特別賞与規程・方面委員費用弁償支給規程、保護寮設置並びに管理条例などが、審議決定された。（中略）

昭和四十年

三月定例会は、四十年年度予算案を始め、電車乗車料条例、市税条例の改正等を審議した。総額九九億七三〇〇万円にのぼる新予算案に対して、市民サービースと交通安全対策、福祉施設の計画的拡充、新都市計画予算編成、父兄負担の軽減策と幼児教育、宅地造成（二〇年間で二万戸分）、融資・労働力確保による中小企業育成等をめぐる質疑が交わされた。新しい施策として、大幅な減税、開発事業団の設置、庁舎別館の新築、清掃施設の充実、紫原小学校の開校、断水解消の推進等が決定された。消防賞しゅつ金条例等が制定された。地方公営交通事業の経営改善に関する意見書、義務教育の管理下における児童生徒の学業災害補償に関する意見書および



市議会における議事堂別館

住宅建設の施策推進並びに標準建設費に関する決議、在外私有財産に対する国家補償の実現促進に関する決議を議決し、それぞれ関係機関へ提出した。五月定例会は、市議会常任委員会委員の改選を始め、市税条例一部改正や四十年一般特別会計補正予算などを審議した。一般会計は補正予算を加え、総額六〇億円を突破した。正副議長の改選が実施された。予防接種費の公費負担に関する意見書、生牛乳による学校給食の実現並びに同給食補助に関する決議、医療費引上げ等の措置に関する決議をそれぞれ議決し、関係機関へ提出した。六月臨時議会は、鹿児島開発事業団に委託する事業計画や、鹿児島空港整備に伴う一部負担金七二二万円などの重要案件を審議した。九月定例会は、四十年一般・特別会計補正予算などを審議し、公営企業決算等は継続審議に決定した。児童館建設費、災害復旧費等六億〇六〇〇万円の補正予算が決定した。魚類市場の新設工事の着工も議決された。また、谷山市との合併促進が議決され、鹿児島・谷山両市合併協議会の設置及び規約が制定された。鹿児島開発事業団が冷水峠周辺に宅地造成を始めた。二三億円で与次郎ガ浜を埋立て、観光スポーツセンターとして造成することが決定された。宅地造成に関し、市議会は住宅地造成事業の指導監督に関する意見書を関係機関に要請することになった。十二月定例会では、三十九年度公営企業会計決算は認定されたが、同一一般・特別会計決算は継続審議となった。四十年一般会計補正予算では、新川大火災害復旧費や城山登山道工事費などが追加更正され、総額七〇億〇九〇〇万円になった。退隠料、扶助料の年額の改定に関する条例、退職年金等の額の改定に関する条例、へき地保育所条例、児童館条例、市営葬送車条例等が可決された。伊敷小学校の農芸高校跡への移転について善処方の件（請願）等は継続審議となった。

IV 役 員

歴代議長

歴代議長

本市議会の歴代議長は、明治二十二年五月九日の第一回市会において、本田省三が初代議長に就任して以来、現議長濱平勇吉まで二三人が選任されている。このうち、長期在任者は染川権輔の一七年三

か月、中摩直一の九年三か月、本田休之助の八年がこれにつき、市会の最初の議長本田省三が一か月足らずでもっとも短命であった。昭和四十二年四月二十九日に谷山市と合併後、新しく発足した鹿児島市議会の初代議長には第二十三代議長濱平勇吉が選ばれた。歴代議長は、次のとおりである。

初代	本田省三	第二代	山田海三
第三代	染川権輔	第四代	蓑田長暢
第五代	安田為僖	第六代	染川権輔
第七代	山岡国吉	第八代	本田休之助
第九代	鏡原隼人	第一〇代	別府良時
第一一代	田中慶次郎	第二二代	中馬新之助
第一三代	前之園喜一郎	第一四代	江口光雄
第一五代	山元玄十郎	第一六代	中摩直一
第一七代	新名真蔵	第一八代	増田静
第一九代	岩切重秀	第二〇代	新川近義
第二二代	牛飼市助	第二二代	石井真一
第三三代	濱平勇吉	第二四代	中尾武夫
初代	濱平勇吉		

歴代副議長

歴代副議長

議長に配する副議長は、初期には議長代理とも呼ばれていたが、明治二十二年五月九日、初

めて選任された山田海三以来、現副議長岡野博男まで三三人が選任されている。このうち長野清一は谷山市と合併後、初代副議長となり、現副議長は二代目である。歴代副議長は、次のとおりである。

初代	山田海三	第二代	蓑田長暢
第三代	染川権輔	第四代	石原周門
第五代	蓑田長暢	第六代	安田為僖
第七代	染川権輔	第八代	安田為僖
第九代	奥常次郎	第一〇代	本田休之助
第一一代	平田孝次郎	第二二代	沖雄熊
第三代	松山長門	第一四代	田中慶次郎
第五代	川村英助	第二六代	河野銈次郎
第七代	中馬新之助	第一八代	前之園喜一郎
第九代	増田静	第二〇代	中摩直一
第一一代	増田静	第二二代	平瀬實武
第三代	指宿春夏	第二四代	増田静
第五代	宅間嘉吉	第二六代	倉園猪之助

明治時代の
選挙制度

第二七代	新川 近義	第二八代	梶 中 三太郎
第二九代	牛飼 市助	第三〇代	池 田 清義
第三一代	熊 谷 武男	第三二代	萩 原 秋彦
第三三代	海 田 能武	第三四代	中 尾 武夫
第三五代	小 島 次雄	第三六代	赤 木 三郎
初 代	長 野 清一	第二 代	岡 野 博男

V 選 挙 概 観

わが国の近代的選挙制度は、明治十一年（一八七八）七月二十二日に制定された、府県会規則がその嚆矢（こうし）であった。明治十三年四月八日には区町村会法が頒布され、明治十一年七月二十二日に制定された郡区町村編成法とともに、ここに一応地方制度も整備した。明治十四年には、明治二十三年に国会を開設する勅諭が発せられた。明治二十二年（一八八九）二月十一日、大日本帝国憲法の発布と同日に衆議院議員選挙法が公布された。これと相前後して、明治二十一年四月二十五日には市制・町村制が公布（翌二十二年四月一日施行）され、明治二十三年五月十七日には府県制・郡制が公布された。かくて中央・地方の議会議員の選挙制度が整備し、この時期に、わが国の選挙制度はその確立を見た。その後、この選挙制度は、わが国の政治情勢の推移とともに、しばしば改正され、昭和二十五年四月十五日の公職選挙法の公布に至った。

創設期の選挙制度は、イギリスの選挙制度に準拠し、それにわが国の特殊性を加味し、例えば、投票方法

において、選挙人が被選挙人の氏名とともに、自己の住所氏名をも記載する、いわゆる記名式公開投票制度を採用した。その後、明治三十三年（一九〇〇）三月二十九日には衆議院議員選挙法の改正が行なわれて、大選挙区・単記無記名投票制が採用され、都市が独立の選挙区となり、こうして選挙権の拡張が行なわれた。大正の後期には、第一次世界大戦後の民主主義的風潮による影響と、政党政治の発達および選挙制度運用の経験から、大正八年（一九一九）五月二十三日・大正十四年五月五日両度の衆議院議員選挙法の改正、大正十年四月・大正十一年・大正十五年の三回にわたる市制・町村制・府県制の改正が行なわれた結果、男子普通選挙制の実施など、選挙制度の全般にわたって次々と大改正が行なわれた。

昭和時代の 選挙制度

昭和六年（一九三一）に発生した満州事変を契機に、軍国主義が跳梁し、これに反して政党政治は選挙のさいの腐敗もあつて退潮の一途をたどり、昭和九年には選挙運動の制限、公営の拡充、罰則の強化等を含む、選挙法の部分的な改正が行なわれた。さらに昭和十年五月八日には、選挙粛正委員会令が公布された。さらに翌年七月十五日には選挙制度調査会官制が公布されて、選挙粛正を中心に選挙制度全般にわたって検討が加えられて、公明選挙運動が活発に展開されるようになった。

昭和二十年八月十五日の終戦とともに、わが国の従来の政治のあり方を根本的に改めるために、同年九月四日の第八八回帝国議会（臨時）において、衆議院議員選挙法の抜本的な改正が行なわれた。さらに昭和十二年二月二十四日には、参議院議員選挙法、三月三十一日には、衆議院議員選挙法改正が公布された。また同年四月十七日には、市制・町村制および府県制などを統合して、地方自治法が公布された。その後、これらの選挙法規はしばしば部分的に改正され、昭和二十五年四月十五日法律第一〇〇号で公職選挙法が公

布され、今日に至っている。なお、戦後の選挙制度の改正のうち注目されるのは、新たな選挙管理機構の確立である。従来、選挙管理事務は一般行政事務と同様に、知事または市町村長の所管とされていた。それが、昭和二十一年の第一次地方制度の改正によって、都道府県議会議員選挙管理委員会および市町村議会議員選挙管理委員会が設置され、選挙事務の中核的な管理機関となった。ついで、地方自治法によって、その名称が県・市町村選挙管理委員会と改められ、その権限がいつそう整備されて今日に至っている。

市議会議員の選挙

明治時代の
市議会議員選
挙

明治二十二年四月、市制施行後、最初の市議会議員選挙は易居町不断光院で行なわれた。市制施行当時の選挙権は、満二五歳以上の男子で、一年以上市の住民で、市の負担を分担し、市内で地租もしくは直接国税二円以上を納付する者に与えられていた。また、当時は等級選挙（三級制）の制度がとられていた。すなわち、選挙人を三組に分け、選挙人のうち、直接市税の納付額の最も多い者からその納税額を順次合算して、その納税額が選挙人総数の納める直接市税総額の三分の一に達するまでをとり、これを一級とした。つぎに一級選挙人を除いて、直接市税の納税額が最も多い者から合算して、その納税額が選挙人総数の納める直接市税総額の三分の一に当たるまでをとり、これを二級とした。それ以外を三級として、それぞれ、選挙を行なった。定員は各級一二名で、合計三六名。第一日の二十六日が三級議員、第二日の二十七日が二級議員、第三日の二十八日が一級議員の選挙であった。選挙区は全市一区の大選挙区制で、議員の任期は六年とし、三年ごとに各級の半数が改選されることにして、初回だけは解任すべき者を抽籤で定めた。

明治二十五年三月、半数改選制による選挙が行なわれた。二十七日に三級議員、二十九日に二級議員、三

十日に一級議員の選挙が施行された。明治二十七年一月には、各級の補欠選挙が行なわれた。二十二日に三級議員、二十三日に二級議員、二十四日に一級議員の選挙が行なわれた。その結果、三級では三名、二級では二名、一級では一名、それぞれ当選した。明治二十八年三月二十五日から、各級市会議員の半数改選が行なわれた。三級から一級までの当選者は、一八名であった。

同様に明治三十一年三月二十五日、明治三十四年三月二十五日、明治三十七年三月二十五日、明治四十年三月二十五日、明治四十三年三月二十五日と、いづれも三日間、各級議員の半数改選が行なわれた。それぞれ六名宛当選した。

明治四十四年四月の市制・町村制改正法律（法律第六十八号）により、市会議員の任期が四年となり、半数改選制が廃止され、毎期総選挙を執行する新制度が実施された。

大正時代の
市会議員選
挙

大正二年三月二十五日から二十七日まで、各級議員選挙が実施された。有権者三九〇四名、投票者二二六六名。その結果、各級一二名宛が、当選した。

大正六年三月二十五日から三日間の各級議員選挙では、有権者三〇六二名、投票者二二八名であった。

大正八年八月十五日に行なわれた補欠選挙では、五名が当選した。大正十年三月二十五日から三日間、各級議員の選挙が施行された。有権者三七七〇名、投票者二九八六名で、有権者数も次第に増えていった。

大正十年四月の市制・町村制改正法によって、納税資格については直接市税を納めることによいとされ、同時に従来の三級制が二級制に改められた。すなわち、一級選挙人は選挙人のうち選挙人の総数で選挙人の納める直接市税総額を除き、その平均額以上を納める者とし、それ以外の者を、二級選挙人とした。大正十

四年三月二十五・二十六日の議員選挙は、この二級制で行なわれた。第二章行政編I自治制度の変遷。大正時代の市政の項参照。有権者九九五〇名、投票者八一一〇名。その結果、各級一八名宛それぞれ当選した。

大正十四年（一九二五）五月に衆議院議員選挙法の改正がなされて、普通選挙制が実現された。翌十五年には、地方議会議員の選挙についても、普通選挙制が採用された。納税資格制度は、等級選挙制度とともに廃止された。昭和四年（一九二九）三月二十五日の市会議員選挙は、普通選挙第一回目の選挙となった。当日の有権者二万〇八五二名、投票者一万五七九二名で行なわれ、三六名が当選した。昭和八年三月二十五日の市会議員選挙では、有権者二万三九六七名、投票者一万四八二五名となり、三六名が当選した。昭和九年八月一日、市は中郡宇村・西武田村・吉野村を編入したため、議員定数は四名増の四〇名となった。そのため、同年十月一日に、増員選挙（欠員を含む）が行なわれ、五名が当選した。

昭和十一年三月二十六日に九名の補欠選挙が実施され、五月二十日に二名の補欠選挙が行なわれた。鹿児島市公報第一四五号。実に二か月間に補欠選挙が二回も行なわれ、議員定数四〇名のうち、二〇名の補欠選挙によって、半数の議員の交替が実現した。このことは、鹿児島市会議員選挙史上、空前絶後のことであった。

その発端は実に自動車問題であった。すなわち、昭和十年十一月陸軍特別大演習終了後購入した二台の自動車については、市会が承認しない上に、市庁舎建築請負人指名その他市政に対する不満や都城における観兵式参列に、市婦人会役員として御召のあった市長夫人同車で参列したことが口火になって、昭和十一年一月十日年頭の市会は乗用自動車購入の件を承認せずと決議した。かくて自動車問題が政治問題化して、その責任上、岩元禧市長・勝目清助役の辞職にまで発展した。本来、市長の乗用自動車は、すでに買い替え時

期にきていた上に、大演習予算の残額で乗用自動車購入の方針のもとに、（予め市会議長を初め）、市会の協議会の了解を得て、新車二台を購入したのであったが、この協議会において充分の了解を得ていなかったため、市会は自動車二台の購入を認めずと決議した。従つて市長、助役の辞職という政治問題に発展した。このことから、市民大会も開かれ、市会議員で辞任するものもあつて、ついに補欠選挙に発展したのである。勝目清。
回顧録。

昭和十二年三月二十五日の定例の市会議員選挙では、四〇名が当選した。当日の有権者二万九九二八名、投票者二万二七九九名であつた。昭和十二年八月十日には、欠員に伴う繰り上げ当選者二名が決定した。昭和十六年十一月十三日の補欠選挙では、七名が当選した。

旧法による最後の市会議員選挙は、昭和十七年六月十一日に行なわれた。戦時体制を進めるため、昭和十六年二月二十四日の市町村会議員の任期を一年延長することになり、同年三月二十四日で任期の満了する議員の任期は、昭和十七年五月二十日まで延長された。昭和十七年六月の選挙は、非常時体制下の推薦制による翼賛選挙であつたため、立候補者も当選者もその大半が、大政翼賛会や翼賛壮年団などの関係者で占められた。選ばれた議員は、終戦ののちも在任し、結局、彼らの任期は昭和二十二年四月選挙まで約一年間延長され、実に四年一か月間の長期に及んだ。当選者は、四〇名であつた。有権者数等は、秘密事項であつた。その後、欠員が生じたために、昭和十八年三月六日と同年五月三日に、それぞれ一名宛の繰り上げ当選者があつた。

昭和時代後

戦後初の市会議員選挙は、昭和二十二年四月三十日に行なわれた。これより先、昭和二十一年四月十日に

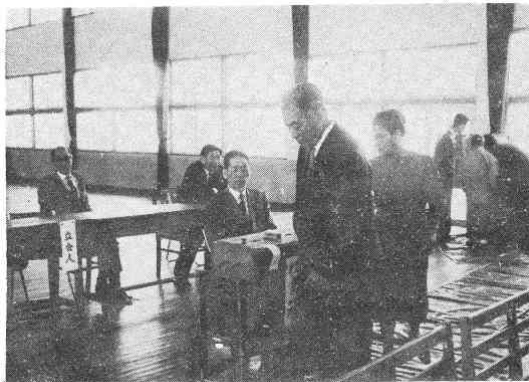
行なわれた第二回衆議院議員総選挙の時から実施された婦人参政権制度により、この選挙にも初めての婦人有権者の投票が行なわれた。また選挙に先立ち、市会議員の被選挙権は、今までの三〇歳以上が二五歳以上と改められ、定数四〇名に対して約三倍の一二名が立候補し、その中から多数の新人候補が当選した。

初の婦人議員の誕生も見られた。有権者数は六万六四六二名、投票者は四万五三八四名、投票率は六八・二八%であった。当選者の大部分が、保守系無所属であった。

昭和二十二年五月三日、新憲法とともに地方自治法が施行され、鹿児島市会は鹿児島市議会に、市会議員は市議会議員と名称を変え、本市は名実ともに地方自治体として発足した。

昭和二十三年六月一日には、二名の欠員に対する補欠選挙が行なわれた。昭和二十五年十月十一日、伊敷・東桜島両地区の編入に伴う増員選挙が行なわれた。第二選挙区(伊敷地区)では三名、第三選挙区(東桜島地区)では一名の当選者があった。

昭和二十六年四月二十三日の選挙は、昭和二十五年四月五日に公布・実施された公職選挙法による最初の選挙であった。定員四〇名に対して空前の一七〇名という多数の候補が立候補した。従って、選挙戦は終始活発に展開された。選挙当日の有権者は一二万四〇四七名、投票者は一〇万五一〇三名、投票率は戦後の選挙をつうじて最高の八四・



市議会議員選挙投票風景

七二%であった。大部分の当選者が、保守系無所属議員であった。自由党、社会党所属は、わずかに各一名にすぎなかった。

昭和二十八年十二月十七日に、一名の繰り上げ当選が決定した。

昭和三十年四月三十日の選挙は、定数四〇名に対して、立候補者一三六名で争われた。有権者は一五万四三三四名、投票者は一一万二六六六名、投票率は七二・三五%でかなり前回を下回った。当選者の党派別は、日本社会党五名、無所属三五名であった。同年末の保守・革新政党合同の影響を受けて、市議会議員の党派別は、自由民主党二九名・日本社会党七名・無所属四名となった。

昭和三十四年四月三十日の選挙は、定数四〇名に対して、立候補者は八七名で、かなり実力者に候補者がしぼられ、全市にわたって活発な選挙戦が展開された。選挙当日の有権者は一五万九〇五二名、投票者は一二万八九〇八名、投票率は八一・〇五%であった。当選者の党派別は、自由民主党一五名・社会党八名・共産党一名・無所属一六名。議員の党派別は、自民党一五名・新生クラブ一名・社会党九名・無所属四名・共産党一名であった。

昭和三十八年四月三十日の選挙は、定数四〇名に対して立候補者は六三名で、戦後定数超過最低の新記録をつくった。当日の有権者は一七万七一一五五名、投票者は一四万〇九一三名、投票率七九・五四%であった。当選者の党派別は、自由民主党一四名・社会党九名・民社党二名・公明党四名・無所属一名。議員の党派別は、清新会二一名・社会党九名・市民クラブ四名・無所属二名・公明党四名であった。

昭和四十二年四月二十九日、鹿児島市と谷山市が合併し、谷山市議会議員三〇名はそのまま新しく誕生し

た鹿児島市議会に合流した。七〇名議員の会派別は、新政同志会三二名・社会党一三名・市政会一七名・公明党四名・明政会三名であった。そのため、昭和四十二年四月の統一地方選挙は一年延長となり、昭和四十三年四月に改めて行なわれることとなった。



市議会議員選挙開票風景（於中央公民館）

鹿児島市と谷山市の合併に伴う市議会議員選挙は、昭和四十三年四月二十六日に行なわれた。四八議席が、七一名の候補者によって激しく争われた。自由民主党は二六名、社会党は一四名、民社党は三名、公明党は四名、共産党は一名、無所属は二三名の立候補者をたてた。当日の有権者は二万八四八九名、投票者は一七万九五八〇名、投票率は七五・三〇%であった。当選議員の党派別は、自由民主党二一名・社会党一三名・民社党三名・公明党四名・共産党一名・無所属六名。議員の会派別は、市政同志会二四名・社会党一三名・新和会六名・公明党四名・共産党一名であった。

県議会議員の選挙 鹿児島県における初めての県議会議員選挙は、明治十三年（一八八〇）二月に施行されたが、この時の選挙は、鹿児島郡・谿山郡・熊毛郡・こま馭謨郡を一地区として、四名が選出さ

れた。翌十四年三月の選挙では、鹿児島郡を一地区として四名が選出された。それ以来、鹿児島郡地区からは、明治十六年一月に二名、同年七月に四名、同十八年一月に三名、同二十一年三月に三名、同二十三年四

月に一名当選した。

明治二十三年五月十七日、府県制・郡制が公布され、県会議員の選挙は複選制、すなわち、郡・市議員の互選による間接選挙となった。この制度のもとで、三回にわたる選挙が行なわれた。明治二十五年三月の選挙では三名、明治二十七年三月の選挙では一名、明治二十九年三月の選挙では三名が、それぞれ当選した。

明治三十二年三月十六日、府県制の全面的改正が行なわれ、直接選挙制が採用された。そして、同年九月二十五日に執行された選挙では三名が当選した。それより明治四十一年、大正三年（一九一四）、十一年、同十五年の数回にわたって府県制が改正され、昭和二年（一九二七）九月の改選以来、画期的な普通選挙制度が実現した。この間鹿児島市を一地区として選挙が行なわれるようになったのは、明治三十六年九月二十五日の選挙からで、明治四十年九月二十五日の選挙、大正四年九月二十五日の選挙とそれぞれ二名当選した。大正八年九月二十五日の選挙では、定員が一名増加して三名、大正十二年九月二十五日の選挙でも三名が、それぞれ当選した。

昭和二年九月二十五日の選挙から普通選挙制度が施行され、有権者は一挙に二万〇三二名に激増し、本市の定員は一名増の四名となった。満州事変のぼつ発した直後の昭和六年九月二十五日の選挙では、定員が五名に増えた。昭和十四年四月二十日には補欠選挙が行なわれた。昭和十四年九月二十五日の選挙では五名が当選した。これら当選者は、日華事変から太平洋戦争という激動期に際会したために、府県会議員の任期延長に関する法律に基づき、昭和二十二年四月の選挙まで、実に七年七か月の長きにわたって在職した。

戦後の鹿児
島市出身
衆議院議員
選挙

戦後第一回目の県会議員選挙は、昭和二十二年四月三十日、地方自治法施行の直前に行なわれた。この選挙では本市の定数四名に対して、実に二七名が立候補し混戦を続けた。当日の本市有権者は六万六四六二名、投票者は四万五三八四名、投票率は六六・二八%であった。昭和二十二年五月三日、新憲法とともに地方自治法が施行され、鹿児島県会は鹿児島県議会に、県議員は県議会議員となった。昭和二十三年六月一日の補欠選挙では、定数一名に対して六名が立候補した。昭和二十五年の公職選挙法によって、昭和二十六年四月三十日の県議会議員選挙が施行された。定数七名に対して立候補者は一五名で激戦が展開された。当日の本市有権者は一二万三二八八名、投票者は一〇万一〇八五名、投票率は七八・二九%であった。昭和三十年四月二十三日の選挙には、定数七名に対して一三名が立候補した。有権者は一五万四一三八名、投票者は一〇万一〇八五名、投票率は六五・五八%であった。昭和三十四年四月二十三日の選挙では、定数がさらに一名増加して八名となった。これに対して一二名が立候補した。有権者は一五万七九〇八名、投票者は一万九一七七名、投票率は七五・四七%であった。

昭和三十八年四月選挙は、四月十七日に行なわれた。定数は一名増の九名に対して立候補者は一六名であった。とくに、この選挙では、革新系の票の伸びが注目された。有権者は一七万六二九〇名、投票者は一三万一八八二名、投票率七四・八一%であった。昭和四十二年四月十五日の選挙では、一〇議席が一五候補によって争われた。

国会議員の選挙

衆議院議員選挙法は、明治二十二年（一八八九）二月十一日、憲法発布と同時に公布された。有権者は、一年以上同一市町村に住み、直接国税（地租、所得税）一五円以上を納入する二五歳以上の

戦前の鹿児
島市出身
衆議院議員
選挙

男子であり、被選挙権は三〇歳以上の男子に与えられるという制限選挙制が採用された。全県七区の小選挙区で、定員は各区とも一名ずつで、本市は第一区に属していた。

第一回総選挙は、明治二十三年七月一日に行なわれ、樺山資美が当選した。明治二十五年二月十五日の第二回総選挙、明治二十七年三月一日の第三回総選挙および同年九月一日の第四回総選挙では、三度つづけて厚地政敏が当選した。明治三十一年三月十五日の第五回総選挙および同年八月十日の第六回総選挙では、つづけて有馬要介が当選した。

明治三十三年三月二十九日、選挙法改正が公布され、大選挙区・単記無記名投票制が採用され、都市は独立の選挙区となった。こうして、本市は独立の定員一名の選挙区となった。そして、選挙権の納税要件は直接国税一〇円以上に引き下げられ、被選挙権の納税・住居要件は撤廃された。明治三十五年八月十日の第七回総選挙、明治三十六年三月一日の第八回総選挙および明治三十七年三月一日の第九回総選挙では、三回連続で岩元信兵衛が当選した。明治四十一年五月十五日の第一〇回総選挙では山岡国吉、明治四十五年五月十五日の第一一回総選挙では飛岡卯一郎、大正四年三月二十五日の第一二回総選挙では河野庄太郎、大正六年（一九一七）四月二十日の第一三回総選挙では床次竹二郎がそれぞれ当選した。

大正八年五月二十三日、選挙法改正案が公布され、選挙権の納税資格が直接国税三円以上と大幅に拡大され、同時に小選挙区制が採用されて、本県は八区に細分され、本市は第一区定員一名となった。大正九年五月十日の第一四回総選挙および大正十三年五月十日の第一五回総選挙では、つづけて床次竹二郎が当選した。

ついで、大正十四年五月五日の普通選挙法の公布によって、納税資格による選挙権の制限が撤廃され、男子普通選挙制が実現した。同時に選挙区は三区制となり、本市は鹿児島・指宿・川辺・日置・熊毛各郡とともに、第一区定員五名となった。普選による初の総選挙である昭和三年（一九二八）二月二十日の第一六回総選挙では床次竹二郎ら五名、昭和五年二月二十日の第一七回総選挙では床次竹二郎ら五名、昭和七年二月二十日の第一八回総選挙では床次竹二郎ら五名、昭和十二年二月二十日の第一九回総選挙では松方幸次郎（中立元）ら五名が当選した。この総選挙の直後に二・二六事件が起こった。翌十二年四月三十日の第二〇回総選挙では井上知治（政友前）ら五名が当選した。この年日華事変が起こり、つづいて太平洋戦争へと進展するに伴って、政党政治は完全に軍部政治に席を譲り渡した。昭和十六年二月二十四日には議員の任期が一年延長され、昭和十七年四月三十日第二一回総選挙（翼賛選挙）が実施され、高城憲夫（新）ら五名が当選した。

戦後の鹿児島市選出衆議院議員選挙

昭和二十年十二月十七日選挙法の根本的な改正が行なわれ、婦人参政権が実現し、大選挙区・制限連記制（二名）が採用され、選挙運動の自由の範囲が大幅に拡大された戦後第一回目の選挙は、昭和二十一年四月十日に行なわれた第二二回総選挙であった。全県一区定員一名に対して五四名が立候補し、県政史上空前の激戦を展開し、上林山栄吉（日本自由党）ら一名が当選した。昭和二十二年四月二十五日に、第一次吉田内閣の手により第二三回総選挙が行なわれた。選挙直前の三月三十一日に選挙法が改正され、中選挙区・単記制が復活した。本市を含む第一区定員四名に対して立候補者は一六名、選挙の結果、井上知治（民主党）ら四名が当選した。昭和二十四年一月二十三日、第二次吉田内閣のもとで、第二四回総選挙が施行された。

選挙法の改正などで、選挙費の節減、選挙法の拡張などが立法化され、立ち会い演説が行なわれることとなった。立候補者は一二名、そのうち上林山栄吉（民主自由党）ら四名が当選した。

昭和二十五年四月十五日、公職選挙法が公布された。第三次吉田内閣の抜き打ち解散により、講和条約の発効後の昭和二十七年十月一日に第二五回総選挙が施行された。立候補者は一四名、そのうち池田清（自由党）ら四名が当選した。つづいて、昭和二十八年四月十九日、吉田首相の不用意な発言から第二六回総選挙が施行され、立候補者九名のうち、四名の前議員が全員当選した。

昭和三十年二月二十七日の第二七回総選挙は、吉田内閣にかわった鳩山内閣の手によって行なわれ、九候補のうち床次徳二（日本民主党）ら四名が当選した。昭和三十年末、保守・革新政党はそれぞれ合同を實現した。

昭和三十三年五月二十二日、岸内閣によって第二八回総選挙が施行され、九候補のうち床次徳二（自由民主党）ら四名が当選した。

昭和三十五年六月二十三日新安保条約が発効し、同年七月に池田内閣が登場した後、十一月二十日に第二九回総選挙が施行された。一〇名の候補者のうち宇田国栄ら自民党候補四名が議席を独占した。昭和三十八年十一月二十一日に第三〇回総選挙が施行され、八名の候補のうち床次徳二ら四名が当選した。四議席は自民党二名、社会党二名で折半され、革新系の進出が注目された。昭和四十二年一月二十九日の第三一回総選挙でも、前議員が圧倒的な強みを見せて全員当選した。

貴族院議員
選挙

貴族院の多額納税者議員選挙が初めて行なわれたのは、明治二十三年（一八九〇）六月十日で、その時は

島津珍彦が当選した。ついで、明治三十年六月選挙では海江田平作、明治三十七年六月十日選挙では岩月直彦、明治三十九年十一月の補欠選挙では堀之内庄右衛門、明治四十四年六月選挙では山下喜兵衛、大正三年八月の補欠選挙では海江田準一郎、大正七年六月選挙では中山嘉兵衛、大正十一年十一月二十五日の補欠選挙では藤武喜助が、それぞれ当選した。

大正十四年五月、貴族院令が改正され、有権者が一躍増加した。同年九月選挙から定員二名となり、藤安辰次郎らが当選した。昭和六年六月十六日の補欠選挙では相良安之助、昭和七年九月選挙では久米田新太郎ら二名、そして、昭和十四年九月十日の選挙では上野喜左衛門ら二名が、それぞれ当選した。これを最後に貴族院制度は、昭和二十二年二月参議院の誕生とともに五八年の歴史を閉じた。

鹿児島市関係参議院議員選挙

参議院議員選挙法は、昭和二十二年（一九四七）二月二十四日に公布された。議員は全国区・地方区の本建て、定員は全国区一〇〇名、地方区一五〇名、解散はなく、任期六年で、三年ごとに半数を改選することとした。この選挙法によって、同年四月二十日に第一回選挙が行なわれた。全国区、地方区とも単記投票、被選挙権者は満三〇歳以上、六年議員と三年議員に分かれるなど、選挙法はやや複雑であった。概して、参院選への関心は一般に低調であった。地方区定員四名に対して七名が立候補し、中馬猪之吉（無所属）らが当選した。このうち、中馬と西郷が六年議員、上野と島津が三年議員と決定したが、中馬と上野が公職追放で失職したので、同年八月十五日に補欠選挙が行なわれ、六候補のうち、前之園喜一郎が六年議員、岡元義人が三年議員に当選した。

昭和二十五年四月の公職選挙法施行後、同年六月四日に第二回選挙が施行され、四候補のうち佐多忠隆

(日本社会党)ら二名が当選した。昭和二十八年四月二十四日の第三回選挙では、五候補のうち、西郷吉之助(自由党)ら二名、昭和三十一年七月八日の第四回選挙では、四候補のうち、重成格(自由民主党)ら二名が、それぞれ当選した。全国区からは市出身の迫水久常も当選した。しかし、重成の死去により、昭和三十一年十一月三十日補欠選挙が行なわれ、三候補のうち、田中茂穂(自由民主党)が当選した。

昭和三十四年六月二日の第五回選挙では、四候補のうち、西郷吉之助ら二名、昭和三十七年七月一日の第六回選挙では、四候補のうち、田中茂穂ら二名、昭和四十年七月四日の第七回選挙では、四候補のうち、西郷吉之助ら二名が、それぞれ当選した。

最高裁判官国民審査

最高裁判所裁判官国民審査 昭和二十四年一月の総選挙と同時に、最高裁判所裁判官に対する最初の国民審査が行なわれた。これは新憲法に定められた国民の公務員罷免権の一形式で、司法権に民主的な基礎を置くために設けられた制度である。先づ三淵忠彦裁判官ら一三名の審査が行なわれた。しかし、有権者の大部分が国民審査や、その対象となる裁判官について十分な認識を欠いていたため、審査の成果は必ずしも上がらなかったが、いずれも罷免するという投票は全投票の割にも達せず、全裁判官が信任された。

昭和二十七年十月の国民審査では谷村唯一郎ら、昭和三十年二月の国民審査では池田克、昭和三十三年五月の国民審査では高橋潔ら、昭和三十五年十一月の国民審査では小谷勝重ら、そして昭和三十八年十一月の国民審査では入江俊郎ら各裁判官が、いずれも圧倒的な多数で信任された。

市民選挙

地方首長選挙

最初の市長公選は、昭和二十一年に改正された市制に基づき、昭和二十二年四月五日に行なわれる予定であったが、前市長勝目清以外に立候補者がなく、同氏の無投票当選が決定した。その改選

は、昭和二十六年四月二十三日に行なわれる予定であったが、今回も前市長勝目清が無投票当選と決まった。

勝目市長満期に伴う改選は、昭和三十年四月三十日に実施された。立候補者は、前市長勝目清と前参議院議員前之園喜一郎の二名で、無所属同士の争いとなった。勝目候補は、「市人とともに、市人のために」をスローガンに公明選挙一本やりの運動を展開した。前之園候補は、空公約反対、赤字財政反対、なれあい汚職政治の打破、生活困窮者に職と家をなど、公約中心の運動を展開し、市長三選反対を訴えた。勝目候補は、自由党・民主党・左派社会党・右派社会党・市交通・市水道・市職・全専売・県職・商工同志会・日中友好協会・遺族会などの推薦を受けた。前之園候補は、引揚・遺家族団体・傷痍軍人会・医師会・奄美・沖縄関係者・肝付・指宿郡人会・国分出身者・地域青年団・婦人会などの推薦を受けた。勝目候補は、公約として、隣接町村合併には消極的で、市の赤字財政の打開策として徹底した緊縮政策を打ち出し、投資的経費を増やし、消極的経費を減らす方針を明示した。農村地帯の振興では、そ菜特産地の設定や特産課の新設を訴え、都市整備事業では、側溝・舗装・街路樹の建設を公約し、市民に対する社会福祉政策としては、民生部の新設を約束した。前之園候補は、隣接町村合併では、西桜島の合併を主張し、都市整備事業では、中央の助力を得て一大貿易港の建設を公約し、市の赤字財政の打開策等について、その理想的プランを呈示した。この選挙は、県知事選・県会議員選挙のあとに行なわれ、組織を通じての浸透戦となり、運動員の激しい感情対立の面も見せ、浮動する市民層の争奪が活発に行なわれた。選挙の結果、勝目候補が二期の市長の実績の強みを見せ、五万三〇〇〇票近くの差をつけて、八万〇四八一票で当選した。

勝目市長の任期満了に伴う改選は、昭和三十四年四月三十日に行なわれた。立候補者は、無所属で前副知事の経歴をもつ三ツ井卯三男と、無所属で前串木野市長平瀬實武の二名で争われ、大接戦を演じた。三ツ井候補は、港を中心にした工業都市、農村をバックにした商業都市、さらに、教育都市、観光都市と均衡のと



選挙の正しい明るく

れた市政像を画いて、自民党のかかげる住宅不足を五か年計画で解消する都市・農村住宅の建設を訴え、畜産対策や近郊農村の特性を生かす農村対策や、広い視野から道路・都市計画を推進し、とくに防塵簡易舗装を急ぐ、明るい街づくり等を公約した。平瀬候補は、産業市政（とくに中小企業、農村対策）、教育市政、福祉市政という三つの基本目標をもって推進し、低家賃住宅建設、農村対策、都市計画等を全面的に検討すべきだと訴え、産業問題では消費都市から生産都市へと一歩前進させる公約を行なった。三ツ井候補は、遺族会・医師会・傷痍軍人会・郷友会・宗教団体などの推薦を受け、かなり政党色を明確にした。平瀬候補は、社会党・県総評・串木野関係者・中小企業関係者などの推薦を受け、地元人平瀬のイメージを前面に打ちだした。中政連は、両候補を支持した。終盤では、三万票近くの浮動票を中心に、三ツ井候補は、市内財界の線で、平瀬候補は、組織関係者の人海戦術で、ともに激しい運動を展開した。三ツ井候補は、政党政治を訴え、平瀬候補は、保守市政排撃を

訴えた。選挙の結果、平瀬候補が七七〇〇票近くの小差で当選した。平瀬實武、六万七四〇四票、三ツ井卯三男、五万九六七六票であった。

次の改選は、昭和三十八年四月三十日に行なわれた。立候補者は、前回と同様、三ツ井卯三男（無、新）と平瀬實武（無、現）の二名であった。三ツ井候補は、三割自治の枠内で、中小企業を中心に財政力の増強を図り、国と県の協力を得て赤字財政を建て直し、交通網を整備して、観光政策を推進することなどを公約した。平瀬候補は、住民の望む市政を推進し、中央直結は地方自治の否定として評価し、行政の内容を充実して、住みよい町づくりに努力し、また教育市政に努力することなどを公約した。三ツ井候補は、裏町のない市の実現を訴え、平瀬候補は、宇宙開発の玄関としての市の建設を訴えた。三ツ井候補は、自民党県連・同党国会議員団・地元財界・現職知事等の後援を得て、現実的行政家としての印象を深くした。平瀬候補は、社会党・県総評・地元「平瀬ドン」票等を十分に活用し、理念的な姿勢を印象づけた。今回もとくに終盤戦で手に汗を握る大接戦を演じたが、三ツ井候補が終始リードを続け、結局、小差で当選した。得票数は三ツ井候補、七万二六〇六票、平瀬候補、六万六五三五票であった。

昭和四十二年四月二十九日に谷山市と合併した鹿児島市の市長選挙は、同年五月二十九日に社会党、県総評推薦の末吉利雄（無、新）と自民党・民社党推薦の三ツ井卯三男（無、前）の二人で争われ、末吉候補は、明るい市政の会の応援のもとに、「市民との対話」という東京都知事選の先例にならない、新市の未来図とともに、税外負担、住民福祉優先、住みよい町などの標題で、ムードづくりに専念した。三ツ井候補は、「市民とともに栄える市政」を「うたい文句」に、谷山港建設、市街地の再開発、住宅建設などの標題で、

国や県との直結という線を強調した。終始互角の戦況であった。前県議末吉候補が、約三〇〇〇票近くの小差で前市長三ツ井候補を破って当選し、現在に至っている。得票数は末吉利雄、七万二五一五票、三ツ井卯三男、六万九六八三票であった。

知事選挙

本県最初の知事公選は、昭和二十二年四月五日に行なわれた。重成格・床次徳二ら五名が立候補し、本市では床次候補が重成候補より約六〇〇〇票多い票を獲得したが、県全体では重成格が着実に得票して当選した。

重成知事の任期満了による第二回知事公選は、昭和二十六年四月三十日に行なわれた。立候補者は、重成格（無、前）と保岡武久（自、新）の二名であった。前知事の実績が買われて、重成候補が保岡候補に本市だけでも約三万八〇〇〇票の大差をつけて再選された。

昭和三十年に入ると知事三選反対の声が多く、そのため重成候補は知事選挙への立候補を断念し、参議院選挙への立候補を決意した。そのため四月二十三日の改選は、寺園勝志（無、新）と仮屋まさか（共、新）の二候補で争われ、寺園候補が本市だけでも八万二八九八票を得票し、仮屋候補に約七万票近くの大差をつけて当選した。

昭和三十四年四月二十三日の選挙は、前回と同様に、寺園勝志と仮屋まさかの二名で争われた。寺園候補はその実績の強みを發揮し、前回の選挙よりもさらに得票数をのばし、本市だけでも一〇万〇九六二票を獲得し、仮屋候補に約八万六〇〇〇票近くの大差をつけて再選された。

昭和三十八年の選挙は、四月十七日に行なわれる予定であったが、立候補者が一名で、寺園勝志の無投票

当選が決まり、ここに三選知事が誕生した。

昭和四十二年四月十五日の選挙は、前副知事金丸三郎（自民党）と労働金庫理事長黒江竜（社会党）の一騎打となったが、本市だけでも、金丸候補が約四万票近くの違いをつけて当選し、今日に至っている。

県教育委員会委員選挙

その他各種選挙 昭和二十三年七月、教育行政の民主化と地方分権をはかるため、教育委員会法が公布施行された。これに基づいて鹿児島県教育委員会が設置され、同年十月五日に委員選挙が行なわれた。定員七名に対して二倍近い一三名が立候補した。この選挙は政治色が薄く、市民の関心は非常に低かった。第二回の半数改選は昭和二十五年十一月十日に行なわれ、定員四名に対して五候補が争ったが、投票率は依然低調であった。昭和二十七年十月五日の半数改選では、定員六名のところに八候補が立ち、選挙への理解もやや高まりを見せた。

昭和二十九年公職選挙法の一部改正によって、半数改選制が廃止されたので、同年行なわれるはずであった選挙は中止となり、委員の任期が延長された。そして、教育委員の公選は、右委員の任期満了の昭和三十一年九月で終わり、それ以後、委員は知事推薦による任命制に改められた。

市教育委員会委員選挙

本市の教育委員会委員の選挙は、昭和二十七年十月五日に行なわれ、四名が当選した。委員は、昭和三十一年九月の教育委員会法の改正によって、公選から市長の任命制へ変わった。

市農地委員会委員選挙

昭和十三年四月二日農地調整法の公布によって、市農地委員会が設置され、小作関係の調整、自作農創設維持、未墾地開発等の処理にあたった。会長も委員もすべて地方長官の任命で決められ、真の農民代表はほとんどいなかった。委員会はいしかし、日華事変から太平洋戦争へと戦局が拡大するにつれ、ほとんど活動ら

しい活動もせず敗戦を迎えた。

戦後昭和二十年十二月二十九日、第一次農地改革を指向する改正農地調整法が公布された。これによって、農地委員会は地主・自作・小作の各層から同数の代表を選んで構成されることになった。翌昭和二十一年十月二十一日には、第二次農地改革法（自作農創設特別措置法、改正農地調整法）が公布され、各地区ごとに委員選挙を実施した。本市の第一回委員選挙は同年十二月二十五日に行なわれ、委員一〇名（小作五名、地主三名、自作二名の割合）が選任された。

これらの委員は、地主の抵抗を排除して、農地改革の順調な達成に協力し、昭和二十四年六月頃までに、農地の買収売渡しを終了した。その結果、従来の地主、自作、小作の各階層間に著しい変動が起こったために、農地調整法が一部改正され、同年八月十八日に市の農地委員の改選が行なわれ、委員一〇名（一号小作、二号地主各二名、三号自作六名）が選出された。

市農業調整
委員会委員
選挙

敗戦後の食糧不足は極めて深刻で、闇米が供出米と対立競合した。そこで、昭和二十二年八月三十一日、食糧調整委員会が選挙で決められ、対策を協議した。さらに政府は、米の強制供出制度を再編成し、昭和二十三年十一月に食糧確保臨時措置法（昭和二十六年三月までの時限立法）を制定し、昭和二十三年産米から供出の事前割当が行なわれるようになった。市農業調整委員会の委員選挙が、同年十一月三十日に施行された。選出された委員のほかに、学識経験者三名がこれに加わった。昭和二十四・二十五両年の食糧供出は、この制度によって行なわれた。

農業委員会
委員選挙

昭和二十六年三月に失効した食糧確保臨時措置法に代わって、同年三月農業委員会法が公布された。従来

の農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会などを統合して、農業委員会の一本建に改まった。同年七月二十日、市を三地区(鹿兒島地区・伊敷地区・東桜島地区)に分けて、委員会を設置し、各地区の委員定数を公選によるもの各一五名、学識経験者は鹿兒島地区五名、伊敷・東桜島地区各三名とした。最初の組織は市農業委員会と県農業委員会の二段階になっていたが、その後、農業団体再編成問題からんで再度法律の改正が行なわれ、昭和二十九年改正で県農業委員会の廃止が決定された。従って、県農業委員会の選挙は、昭和二十六年八月二十一日に行なわれただけであつた。

市農業委員会選挙は、その後、昭和二十六年七月二十日、同二十九年七月十六日(このほか農協共済推薦二名、学識経験者三名)、同三十二年七月十六日(このほか農協共済推薦一五名、議会推薦四名)、同三十八年七月十五日、同四十一年七月(このほか農協共済推薦一三名、議会推薦四名)に実施された。なお、昭和四十二年四月二十九日、鹿兒島市が谷山市と合併したために、両市の農業委員がそのまま合流して、新しい市農業委員会を構成した。

昭和二十五年に施行された新漁業法により、沿岸漁業の全面的な整理が意図され、旧漁業権が廃止され、新漁業権は漁業調整委員会の意見を聞いて、県知事が免許を行なつた。同年八月県機構のなかで新しく水産部が独立し、漁業調整課がこの改革を担当した。一方、農林省によって北薩・南薩・鹿兒島・大隅・熊毛の五海区が指定された。同年八月十五日、漁民による選挙で選ばれた七名と知事選任による三名の学識経験者および公益代表によつて構成される調整委員会が設置され、活動を開始した。委員会は紛争の防止や宮崎・熊本両県との入漁協定の調停、漁業計画の樹立等に大きく貢献した。

委員の選挙は、昭和二十七年八月十三日、同二十九年八月十二日、同三十一年八月十日、同三十三年八月三日、同三十五年八月九日、同三十七年八月八日、同三十九年八月六日に行なわれた。

その間、昭和二十九年に鹿児島と大隅の両海区が合併し、それに大島海区が加わって五海区となった。また、昭和三十七年には大海区制が施かれ、海区は鹿児島・熊本・大島の三海区に統合された。委員の数も鹿児島海区だけは一五名に増員となった。

第四章 保 安

I 消 防

江戸時代の
消防

消防制度の変遷 江戸時代の鹿児島は火事が頻発ひんしたにもかかわらず、特に制度化された消防組織はなかった。わずかに上・下・西田の三か所に会所きやうが設けられ、火事が起こると、そこにつるされた盤木を打ち鳴らし、住民に消火出動を促したのである。この警報で住民は刺股さすまた、水桶を持ち消火にあたっていたが、そのような器材で充分な消防が出来るはずもなく、大火災がしばしば起こっていた。延宝八年（二六八〇）一月の大火では三三〇八棟が焼失し、また同年十月〜十一月の間に三回も大火が発生したので、十二月には辻々に火の番所が設けられた。

明治初年の
消防

その後、明治初年に至るまで、消防制度上にみるべき変化はない。しかし、明治四年（一八七二）六日町に設置された警察屯所が捕賊、防火の任にあたることになったが、明治十年（一八七七）の西南の役で、警察屯所は消滅した。西南の役に参加した警視庁警察隊は戦役後も鹿児島に駐屯し、鹿児島警視出張所として警察事務を司ることになったが、同十年十一月出張所長赤木良彦は県当局に対し、警察に消防夫を置くことの同意を得て、鹿児島消防仮規則を定めたのである。これによると、所轄所長は消防夫の任免権・指揮権を握り、警部一名・巡查三名をして消防組の監督に当たらしめた。その消防組の総員は五〇名で、これを二組に分け、各組とも組頭一名・小頭一名・ポンプ夫八名・平夫一五名の二五名によって編成された。組頭・小頭

・ポンプ夫には足留手当が支給され、全員に印羽織一枚・股引一足が与えられたのであるが、これをも含め諸経費はすべて警視出張所によつて負担された。器材は高張提灯ちやうちん一・鳶口とびぐち一七・梯子はしこ一が備えられることを規定しているが、そのほか、警視庁のポンプ一台を持つて来て装備した。これは鹿児島県（以下県と略す）における消防ポンプ第一号である。翌年九月警視庁警察隊は引揚げ、警察事務が県に移管されると、翌十月山之口町の警察隊跡に鹿児島警察署が設置され、消防事務も引き継がれて鹿児島警察署消防章程が定められた。この章程によつて消防組は組頭二名・小頭一名・ポンプ夫六名・平夫三〇名計三九名に改編された。組員の任免・指揮権は依然として署長にあつたが、出火の際は半鐘を鳴らし、ポンプ一台につき監督一名・巡查四名を付けて、現場へ出動させることとした。組員には月手当の外、出火の際に諸手当が支給されている。明治十五年（一八八二）県は松原通町外一四町の協議を経て設立した消防組を、願いにより鹿児島警察署直屬とした。

消防組の整備

明治二十一年（一八八八）四月県は消防組の編成規則を制定し、県下各町村の消防組編成基準を示した。この規則にもとづき同年五月鹿児島警察署長は鹿児島港湾内の通船組長、上荷船組長と相談し、私設消防組を組織した。この消防組は頭取二名・副頭取六名・組夫六五名計七三名で編成されていたが、翌二十二年（一八八九）、鹿児島市制施行の年に、通船組と上荷船組との二組に分けられ、各組の編成を頭取一名・副頭取二名・小頭三名・組夫四九名計五五名と改めた。次いで同二十三年仲仕消防組が、同二十四年には市内の土工、日雇等より成る大日消防組がそれぞれ設立された。明治二十四年十月市会は鹿児島市消防規則を定め、市に通船・上荷船・仲仕・大日の四消防組（総員二六三名）を置き、市内の火災、水防、烈風の警戒の

消防組規則
の公布

任に当たらせること、消防組維持費は市の負担とすること、そして消防組の指揮は市がとることとしたがこの指揮権は一月で再び警察にかえされた。

明治二十七年(一八九四)二月に、政府は勅令をもって消防組規則を公布した。わが国において市町村負担による公設消防組制度が、正式に確立したのはこの時である。これにもとづき五月、県は消防組規則施行規則を制定したが、その要旨は次の五つである。(1)各市町村内必要の地に消防組を置く。(2)消防組の名称は土地の名称による。(3)その費用は当該市町村の負担とする。(4)消防組を置く地域は土地の状況により三等級に分けて指定し、各等級毎の消防組組員を規定する。^(注1)(5)本規則指定の消防組の外には消防組を設置しない。これによつて鹿児島市は一等消防区の指定をうけ、先の通船・上荷船・大日・仲仕の各消防組を鹿児島第一番組・第二番組・第三番組・第四番組と改称した。またその組員は組頭一名・小頭四名・消防手六〇名計六五名と規定された。同三十五年(一九〇二)さらに施行規則の改正により、鹿児島市は特別消防区に指定され、組員一六四名となり、四部二組の編成とし、^(注2)蒸気ポンプあるいは腕用ポンプを装備した。同四十五年(一九一三)同施行規則はさらに改正され、消防組の人員・組織をより細分し、名称も鹿児島消防組を総称とした消防組に、組頭一名・小頭一名以上、一等消防手一〇名以上、二等消防手二〇名以上を置く、但し、蒸気ポンプ・ガソリンポンプを持つ消防組は別に機関士、機関手を置くこと、組員を^{まじ}纏・ポンプ給水・火先信号に分けることにした。また消防区の等級はこのとき廃止された。この度の改正によつて市の消防組の陣容は組頭一名・副組頭二名・機関士二名・機関手二名・部頭五名・小頭七名・消防手二二八名計二四七名となった。消防手二二八名は第一部・第二部各一九名、第三部・第四部・第五部(第五組を改称)・第六部(第

六組を改称)^(注3)・第七部(別動隊を改称)各三八名とされた。大正時代に入ると、消防力は消防手の増員、消火栓の敷設、消防自動車の購入等により着々強化された。消防施設の整備状況は別項で述べる通りである。なお、大正十年(一九二二)には抜群の消防組員に功労証を付与する規程を設けた。

〔注1〕一等消防区には鹿児島第一〜第四番組、谷山町・向田町・平佐村武本・加治木および志布志の一〇消防組、二等消防区に中伊集院等の二二消防組、三等消防区に中甌等一一消防組合計四二消防組を指定し、各等級別の人員を次のように規定した。一等消防区―組頭一名・小頭四名・消防手六〇名計六五名、二等消防区―組頭一名・小頭四名・消防手四二名計四七名、三等消防区―組頭一名・小頭一名消防手三三名計三五名 鹿児島消防本部編「消防沿革史」

〔注2〕蒸気ポンプは明治三十四年(一九〇二)十月東千石町志々目殿小路より出火し、三六二棟を焼出した大火を契機として、鹿児島市水火防研究会から寄贈されたものである。同研究会は民間有志の間に組織されたものであり、水火防自衛法を研究し、その成果を関係当局に建議することを目的とした。その活動として蒸気ポンプ寄贈の外、路下貯水池構築の調査、新築建築物の防火壁化の建議等がある。市では明治三十五年三月には、市内一五か所に湧水式の防火用貯水溜、幅一・二メートル、長さ二〇メートルのものを構築した。これは鹿児島市の画期的な消防施設である。十一月には機関員四名をおいて隔日勤務として、常備の消防組を発足させた。

〔注3〕別動隊は明治四十一年(一九〇八)破壊消防を目的として一八名で編成された。明治四十四年九月の天文館大火で大いに活躍している。

昭和期における消防

以後消防機構は昭和初期まで大きな変動をみなかった。やがて昭和六年(一九三二)満州事変がぼつ発し、翌年上海事変が、さらに同十二年日華事変が起こり、わが国は戦時体制に入った。それに伴って防空強化の必要に迫られ、消防組がこの任を負ったのであるが、従来の制度のままではよくその任に耐えなかつ

第二次大戦中の消防

たので、同十四年（一九三九）四月勅令警防団令が公布され、消防組は発展的解消をなし警防団となった。警防団は地方長官の監督をうけ、警察署長は地方長官の命により、警防団の指揮監督に当たった。警防団の任務は軍及び警察に協力して防空・消防・盗難防止・変死者の取扱い等に当たることであった。当時の警防

第84表 鹿児島市警防団編成
団長1名 副団長2名(昭和14年4月)

分団名	団員数	分団名	団員数
上町分団	118名	鴨池分団	48名
名山 //	111 //	宇宿 //	33 //
洲崎 //	102 //	田上 //	43 //
中央 //	97 //	吉野 //	74 //
城西 //	87 //	川上 //	65 //
武 //	108 //	竜水 //	22 //
荒田 //	94 //	(含団長 副団長)	1,005 //
		計	

(注)鹿児島市消防本部「消防沿革史」による

図った。警防団の組織も大きくなり、終戦時には二〇分団、団員一五六名に達した。しかし、昭和二十年三月に始まる米軍機の爆撃の猛威は、警防団の力ではいかんともし難く、遂に市内の約九〇％は灰じんに帰し、団員のはほとんどが疎開した。

昭和二十年八月に戦争は終わり、市内は瓦礫がれきの山の中に人影もまばらだったが、しかし、それでも同年中に三〇〇〇余戸の外に、多くのバラックが建ったのに、これらの消防の任に当たるべき警防団は壊滅状態

終戦直後の消防

にあつた。同二十年十二月警防団を再組織するため、分団長以上の幹部会が開かれ、同月二十四日新警防団が発足した。新警防団は幹部を一新したが、分団数は二〇から一五に減じ、団員数も一五六六名から六三一名へと著しく減員した。ついで同二十二年四月勅令によって消防団令が公布され、これにより九月、さきの警防団を母体として市消防団が一八分団、六七二名をもって再発足した。

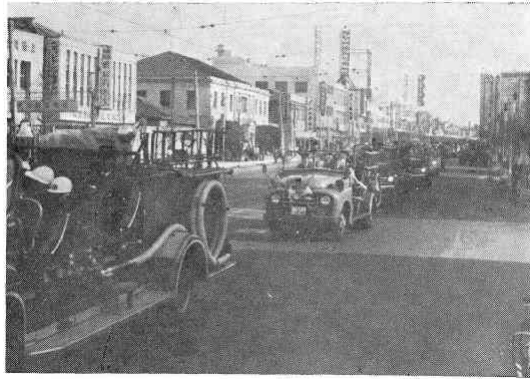


消防車出動

これより先、昭和二十一年十二月警察制度審議会は、消防制度の改善及び機能強化策についての内務大臣の諮問に対して、「消防の機能の強化拡大を図るため、消防は警察と分離し市町村に担当させること、但し、現在の官設消防は、都道府県又は大都市に委譲してこれを強化」すべきであると答申したのであつた。翌二十二年九月マツカーサーの、消防制度改革についての指示にもとづき、翌年三月消防組織法、さらに同年八月消防法が施行され、従来の勅令消防団令は廃止された。この二法によつて自治体警察とは別個に、独立した自治体消防が誕生したのである。すなわち、市町村に消防事務を処理するための消防本部・消防署を置き、またその管轄下に消防団と消防職員及び消防団員の訓練機関が置かれた。その目的とするところは、火災の予防、警戒、鎮圧とともに、火災または地震等の被害を軽減し、社会公共の福祉のために、予防消防に重きを置いて活動することである。この新しい自治体消防の制度化に伴い、昭和二十三年七月鹿児島市消防

自治体消防
の設置

本部及び消防署設置条令、消防職員の任免給与服務等に関する条令が定められ、南林寺町一番地に消防本部及び消防署が置かれて、常勤職員を配置したほか、各地区に非常勤の消防団が編成された。さらに同二十四年二月には前記条令に代わって、鹿児島市消防本部の位置・名称及び組織に関する規則が定められ、消防本



式 初 出 防 消

部は市庁舎三階に、消防署は南林寺町一番地に置かれた。消防本部（六名）の下に一消防署（二六名）及び三出張所（上町・武町・中央の三か所に三三名）が置かれ、消防長が署長を兼任していた。ほかに非常勤として六四三名の消防団員が置かれた。

昭和二十五年（一九五〇）十月伊敷・東桜島両村の編入によって二消防団が加わったので、三団制を採り、名称をそれぞれ鹿児島市鹿児島消防団・同伊敷消防団・同東桜島消防団とした。これにより同年末には消防本部四四名、消防署七九名となり、消防団員数は旧市五七七名、伊敷二〇六名、東桜島一〇五名計八八八名となった。また郡元に南鹿児島出張所が設置されている。

しかるに市街地消防署の消防力が強化されるに伴い、市街地消防団の定員を減じて、むしろ郊外消防団の定員を増強すべしという意見が台頭し、昭和二十六年四月、条令の一部改正により消防団定員を改訂した。それは道路・地形・建築物その他の消防条件を考慮し、消防団を一級から八級に区分し、各級別に団員を決めたものであるが、これによって消防団員九五八名（鹿児島六四三

名、伊敷二二〇名、東桜島一〇五名、昭和二十六年四月一日現在）は、六一五名（鹿児島三九二名、伊敷一五六名、東桜島六七名）となり、実質的にはかなりの減員となった。昭和二十九年（一九五四）四月には三消防団は一団に改組された。

昭和三十五年自治省の発足と同時に国家消防本部は消防庁に改められたが、その年鹿児島市消防本部も改組され、総務課を庶務課に改め、警防課を新設し、消防署には一署二地区隊七分遣隊を置いた。

なお、公設消防の外郭団体として、明治四十五年（一九一三）一月鹿児島県消防義会が設立され、県下公設消防組、組員の表彰及び共済事業の改善発展に努めることとなった。設立当初基金はなかったが、大正八年（一九一九）には八〇〇〇円になり、後に五万円の基金を設けた。昭和二年（一九二七）同会は財団法人になったが、翌三年三月六日大日本消防協会鹿児島支部が設置され、その後消防義会はこれに統合された。同支部は後に法令による改組で鹿児島県警察協会となったが、戦後改称されて鹿児島県消防協会となり今日に至っている。

消防施設の変遷 前項でも述べた如く、鹿児島に消防ポンプが導入されたのは明治十年である。その後明治二十四年には腕用ポンプ四台があったことが記録されている。動力ポンプは明治三十五年（一九〇二）六

月、鹿児島消防組第一部及び第二部に配備した。しかし他の四組の消防組は依然として従前の腕用ポンプであった。そしてこの動力ポンプに機関係四名を付け、二名を隔日に勤務させて、常備消防体勢を九州各都市に先がけて朝日町の旧鹿児島警察署構内に設けたのであった。大正八年十一月（一九一九）上水道敷設工事の際、消火栓四七〇個が設置された。その後大正十年にホース自動車（マックスウエル）一台を購入し、

第85表 鹿児島市消防署消防設備

年度	消防署	分遣隊	消防吏員	自動車		その他設備			備考 特殊 の説明
				ポンプ車	その他	消火栓	水槽	ガソリンポンプ	
昭和26年	1	7	142	9	—	1,146	45	1	
28	1	7	139	10	1	1,156	63	1	司令車
30	1	6	137	13	1	1,288	84	1	//
32	1	6	169	13	1	1,355	116	1	//
34	1	7	184	14	1	1,415	132	1	//
36	1	7	198	14	2	1,469	174	1	司令車 救急車
38	1	7	214	15	3	1,552	195	1	
40	1	7	220	15	5	1,629	215	—	
42	1	8	260	15	7	1,893	239	—	

(注) ポンプ車には予備車を含む。昭和26年～40年は鹿児島市消防年報より。昭和42年は鹿児島市消防本部調。

第86表 鹿児島市消防団消防施設

年度	項目 分団数	消防員	自動車		可搬 ポンプ	備考
			ポンプ車	積込車		
昭和26年	29	675	3	1		
28	29	630	3			
30	30	649	3			
32	30	665	3	7	24	
34	31	625	3	8	27	
36	31	675	3	12	29	
38	32	675	3	14	29	
40	32	675	4	17	33	
42	40	820	6	19	37	谷山市を編入

(注) ポンプ車には予備車を含む。昭和26～40年は鹿児島市消防年報より。昭和42年は鹿児島市消防本部調。

ク) 一台を購入している。昭和に入って三年G・M・C式ポンプ自動車一台を購入し、その後消防網の計画をなし、一五センチメートル以上の水道管を敷設し、又は消火栓を増設して大いに消防の効果をあげた。同八年レオ式ポンプ自動車一台、同十年にはダッチポンプ自動車一台とV8フォード三輪

自動車(ビツ五年にホースに火見櫓を建設した。同十年一月には、消防上の必要から南林寺町に火見櫓を建設した。同十二年一月には本県初のポンプ自動車(デニス式)一台、同十四年一月には、

消防施設



化学車の消防演習

通りであり、同四十二年度におけるその他の自動車の保有台数は司令車一台・はしご車一台・救急車三台・化学車二台計七台である。

最近の消防施設上問題となっているのは、まずガソリンその他各種液、気体燃

第87表 鹿児島市消防機械調

昭和42年10月1日

区 分	種 別	基 準	現 有	充 足 率
消防署	ポンプ自動車	31	13	42%
	同上(予備車)	4	2	50
	はしご車	1	1	100
	排煙車	1	0	0
	化学車	1	2	200
	消防艇	2	0	0
	救急車	3	3	100
	(計)	(43)	(21)	(49)
消防団	専用電話無線	23	33	143
	ホース(一台平均)	40	35	88
	ポンプ自動車	15	6	40
消防団	可搬動力ポンプ	43	37	86
	ホース(一台平均)	20	9	45

(注) 「鹿児島消防計画」鹿児島市消防本部調。

ポンプ車一台計二台、同十三年V8フォードポンプ車一台、そして同十五年にトヨタポンプ車一台を寄贈されている。
昭和二十八年政府は消防施設強化促進法を実施し、自治体消防施設に対し三分の一の国庫補助をすることにした。これにより各地の消防施設は拡充の度合を早めた。その当時から四十二年までの鹿児島市消防署、消防団施設の動きは第八五表及び第八六表の

料の普及および民間の石油機械、石油、ガソリン使用の増大による化学消防の重要性の高まりである。これに応じて昭和三十四年には消防法が一部改正され、危険物取締まりの統一強化がなされ、さらに同三十五年同法の一部改正で防火管理・消防用設備等の整備火災予防が強化され、同三十七年以降も危険物取締まりは一層強められている。市においても昭和三十九年と同四十一年に各一台の化学車が購入されている。また建築物の高層化に対応して、昭和三十九年はしご車一台を購入した。その他三台の救急車・超短波無線電話の導入、電話台、一斉司令台等近代的消防装備の充実がはかられてきているが、第八七表の通り現有消防力は消防庁の示す基準消防力に及ばず、到底十分なものではない。ちなみに過去一〇年間の消防予算の市の予算全額に占める割合は三〇四%である。

II 警察署

警察制度

昭和二十年以前の推移 明治五年県に聴訟課を置き、訴訟・裁判・処刑・捕亡を司らせ、同六年九月東京府にならって取締組を置き、捕亡・捕亡長の職制を設け、土地在籍の士族より選抜してこれに当て、また鹿児島城下六日町に警察屯所を設け、城下を中心に県下各地を警らさせ、捕賊・防火の任に当たさせたのが、本県の警察制度及び鹿児島警察署の始まりである。(注1)

明治十年九月城山陥落によつて西南の役も終わり、その後、政府軍は引揚げを始めたが、政府はこの戦役で活躍した警視庁警察隊を引き続き駐屯させて、県内の秩序維持に当たさせた。すなわち、第一駐屯隊を上竜尾町に、第二駐屯隊を山之口町にそれぞれ駐屯させた。同年十一月警視出張所は県下を三警察区に分け、二

六分署を置いた。同時に第一・第二駐屯所はそれぞれ鹿児島上方限警視署・鹿児島下方限警視署と改称された。明治十一年五月治安の回復とともに警察隊は引揚げたので、県は上方限警視署を鹿児島東警察署、下方限警視署を鹿児島西警察署とした。十月に警視出張所も廃され、これによつて警察事務は国より県に移管された。県は警察課を設け、場所を東警察署跡に置くと同時に、県下(当時現宮崎県を含む)各地に一〇警察署と一六分署とを置いた。鹿児島東西両警察署は統合され、西警察署跡に鹿児島警察署として発足した。この警察署の庁舎は同十一年十二月には和泉町の洋風二階建石造の庁舎に移転し、その後手狭てせまになったので、明治二十二年日本風庁舎を増築した。その後、敷地の拡張も進め、同四十四年に近代的庁舎の建築に着工、大正二年三月に竣工した。その後、昭和二十年五月戦火を避けて県立図書館に移転するまで、鹿児島署の庁舎はここにあった。

警察官の階級

警察官の階級についていえば、明治十五年一月に警部の下に警部補(一等から一〇等)を置き、さらに同二十三年二月には巡查部長を置いた。同年十月警部補を廃したが、同三十三年四月警視が置かれ、同四十二年四月には警部補が復活された。この警視・警部・警部補・巡查部長・巡查の五階級の職制は昭和二十三年の警察制度の改革まで存続した。

警察の組織

次に組織は明治十五年十二月警察本署(明治十二年五月警察課を改称)の職制が改正され、行政・司法・巡視の三部となった。同時に警察署内も内勤・外勤・司計の三部に分けられた。明治四十年七月本部名称が警察部と改称した。これより先、日清、日露戦争を契機とする産業、特に工業の発展は急速なものがあつたが、この発展は低賃金・長時間労働によることが多かったから、労資間の対立を次第に激化させ、労働組合運動

を促し、しばしば労働争議をひき起こし、社会問題として重視されるに至った。さらに農村においてもしばしば小作料引き下げ要求などの、小作争議が起こってきた。これらに呼応して社会主義運動が次第に興ってきた。これを取り締まるため明治四十一年六月高等警察掛が新設された。大正九年高等警察掛は課に昇格し、同十四年治安維持法が公布され、次第に思想統制の色を濃くした。昭和三年七月には「過激思想」取り締まりのため、特別高等警察課を新設した。昭和十年高等警察課は廃止され、警察部長書記室が置かれた。同十三年日華事変下における経済統制施策の重要性から、経済保安課が置かれた。

このような情勢下で鹿児島警察署の組織は、署長のもとで行政警察と司法警察とに分かれ、行政警察は行政主任警部の下に警務・特高・情報・保安・衛生・会計の六係が置かれ、司法警察は司法主任警部の下に司法係を置いた。かかる鹿児島警察署の組織は、昭和二十三年三月警察法施行時まで存続した。

〔注〕「鹿児島県警察史」によると、明治四年捕亡、捕亡長を置き、同六年聴訴課（聴訟課）が置かれたことになっているが、ここでは「鹿児島市警察治革史」によった。本市史第一巻第五編第二章第一項参照。

警察制度の改革

昭和二十年以降の変遷

戦後における警察制度の改革は、わが国民民主化政策の重要な一環をなすものであった。それは地方自治制度上でも重要な意義をもった。自治体警察は市及び人口五〇〇〇人以上の町村に置かれることになり、その所要経費は当該市町村が負担し、その管理は市町村長管轄下の公安委員会が当たった。公安委員会の組織と委員の資格は、警察法により規定された。公安委員会は三名の委員によって構成され、委員は当該市町村議会の議員被選挙権を持ち、警察職員または過去一〇年間官公庁における職業的公務員の前歴の無い者の中から、市町村の議会の承認を経て、市町村長が任命すること、また委員の任命につ

ては、その中二人以上が同一政党に属することがあつてはならないと制限された。公安委員会は市町村長の管轄下にあるが、それは人事面における任免手続のみであり、警察の行政管理面においては独立の機関として、何人の指揮も受けない最高意思決定機関であつた。

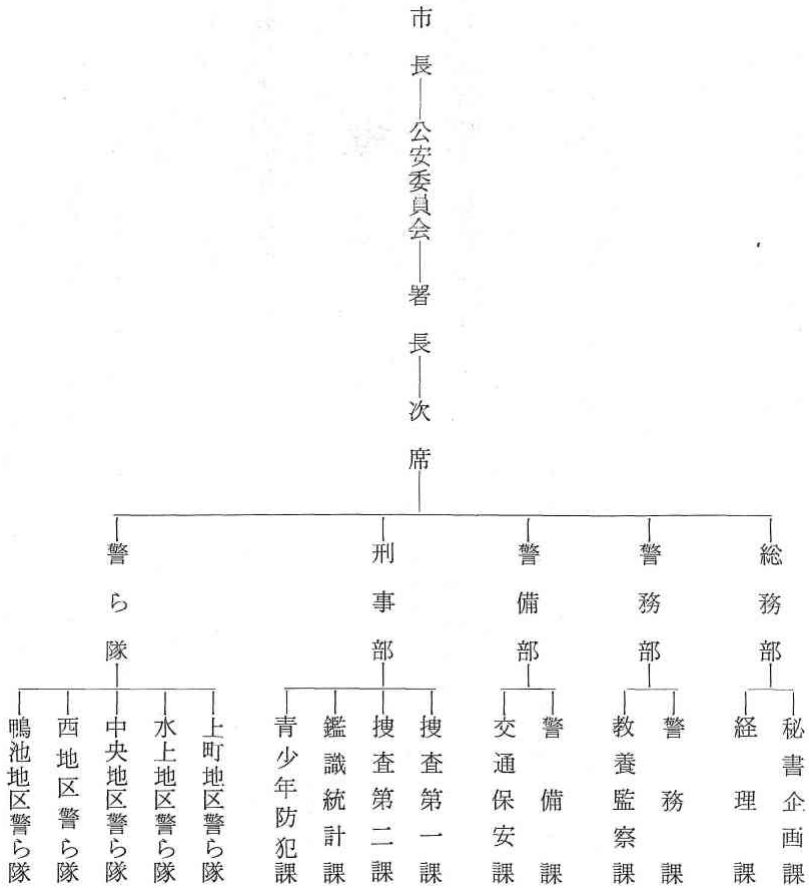
鹿児島市警察署

本市においては昭和二十三年（一九四八）一月三十日に、樋脇吉次、伊東祐吉、堀勇吉の三名が第一回の公安委員に任命された。その職業はそれぞれ医師・会社重役・無職であつた。三月七日に山下町に鹿児島市警察署が発足した。しかし、同署の組織は当初十分整備されていなかったが、翌二十四年十二月の鹿児島市警察基本条例、翌二十五年一月の鹿児島市警察基本規程によつて、ようやくその基礎を固めた。同年四月一日には新屋敷町の木造二階建新庁舎に移転した。鹿児島市公安委員会は警察長をして市警察の管理を行なわせるが、条例案・規則案の作成、公安委員会規程・同告示の制定、予算案の作成、訴訟及び訴訟に関する事項、その他重要な事項については、警察長は公安委員会の承認を必要とした。鹿児島市警察基本規程第四条

署の組織は次の通りであつた。

戦後の警察は、戦前のそれに比べて、取り扱い事務範囲も縮少し、戦前担当した特高関係の事務は廃され、労働行政・衛生行政に関する事務もともに除かれた。しかし、朝鮮戦争ぼつ発の新たな国際政治情勢に応じ、昭和二十六年五月連合軍最高司令官リッジウェイ指令にもとづき、政令諮問委員会が設置され、その答申による行政機構の簡素化・能率化が進められたが、その一環として、警察法の一部改正が実施され、二十七年には諸規程・訓令も整理された。本市警察署内の組織も改正され、同年警務部（警務・教養監察・会計の三課）、公安部（警備部を改称・警備・警ら交通の二課）、捜査部（刑事部を改称・捜査第一・第二・少

鹿児島市警察署の組織（昭和25年1月現在）



年防犯・鑑識・防犯統計の五課)の三部、一警ら隊及び一企画室(秘書企画課の後身)となり、さらに翌二
十八年警務部(警務・会計の二課)、公安部(警備・外勤交通の二課)、捜査部(防犯統計・捜査・少年の
三課)の三部と一企画室とに改まり、警ら隊は廃止された。

これより先、昭和二十六年の改正法により自治体警察の存廃を住
民投票により定めることになった。その結果、同年十月迄に、全国
市町村の八割が自治体警察を廃して、国家地方警察に編入された。
本県では警察法施行により生れた三〇の自治体警察は鹿児島等六署
を残してその他は廃止された。二十九年国家地方警察・自治体警察
が廃止され、新たに都道府県警察が発足した。県警察本部長は国家
公安委員会が任免することになった。七月鹿児島県警察本部設置条
令及び鹿児島県警察署設置条令が公布され、鹿児島県警察本部と県
下二三警察署とが発足した。鹿児島市警察署も廃止され、鹿児島市
新屋敷町に鹿児島警察署が設置された。戦後民主化政策の重要な一
環であった自治体警察制度は、遂にその姿を消した。

鹿児島警察署



鹿児島警察署(新屋敷町)

その後昭和三十六年三月に至り鹿児島県警察の組織に関する訓令により、鹿児島警察署の組織も改まった。
すなわち署長の下にこれを補佐する次長を置き、これらの指揮監督下に警務・会計・警備・外勤・交通・捜査第

一・同第二・同第三及び防犯の九課を置いた。同署には特に刑事官・交通官を置き、警視をこれに当て、刑事警

察・交通警察に関する事務処理について、署長・次長を補佐させるとともに、部下の指揮監督にあたらせた。庁舎は新屋敷町の木造庁舎跡に、鉄筋庁舎を昭和四十一年二月完成した。

管轄区域

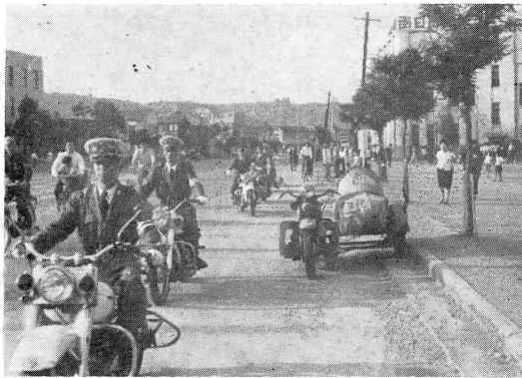
警察署の管轄区域と定数 明治十一年十月警視出張所が廃されて、警察課が置かれると同時に、鹿児島西警察署跡に鹿児島警察署が設置された。当時の管轄区域は、鹿児島一円・西武田村・中郡宇村・伊敷村・吉野村・吉田村・日置郡宮田村・北大隅郡東桜島村・西桜島村であり、外に谷山・伊集院にその分署を置いた。その後、昭和九年八月西武田村・吉野村・中郡宇村が鹿児島市に編入されたため、管轄区域は市内一円・伊敷村・吉田村・東桜島村・西桜島村に改まった。昭和二十一年三月連合軍総司令部の指令により、北緯三〇度以南の大島郡諸島が、沖繩とともに分割統治されることになったので、鹿児島警察署は大島郡十島村のうち黒島・竹島・硫黄島を管轄区域に加えた。

昭和二十三年三月自治体警察の発足により、鹿児島市警察署の管轄区域は、市内一円に限られた。それとともに、東桜島村・西桜島村・吉田村・黒島・竹島・硫黄島は鹿児島地区警察署に、伊敷村は伊敷村警察署にそれぞれ管轄された。二十五年十月伊敷村・東桜島村が本市に編入されたため、両村は本市警察管轄区域に入った。しかるに昭和二十九年自治体警察と国家地方警察が廃止され、新たに発足した鹿児島警察署の管轄区域は、鹿児島市・鹿児島郡吉田村・西桜島村・大島郡十島村・三島村に改まった。

警察官定数

鹿児島警察署の警察官定数の変遷は、明治十一年（一八七八）十一月はじめて城下士を対象とした、第一回鹿児島県巡査募集試験が行なわれ、同年十二月公布された鹿児島県警察署事務章程によって、県下の巡査定員七六三名とし、そのうち、二八〇名を鹿児島署に配置した。同十九年十二月には五三〇名となり、鹿児

島署の定員は一二五名になった。その後幾度変遷を経て、昭和四年に鹿児島警察署の階級別警察官数は、警視一・警部二・警部補八・巡查部長一人・巡查一四七の計一七六名に達した。



自動車の出動

太平洋戦争終結後、昭和二十三年三月自治体警察として、鹿児島市警察署が発足した。当時の警察官定員は、二四六名で、戦前の四割近く増員となっていた。これは二十一年四月現在の人口一二万人を基礎に、人口五〇〇人につき警察官一人として算出されたものである。しかし、実際は当時人口は一九万人に達しており、警察官の数は基準を著しく下回り、且戦争直後の混乱期で事件が多く、警察官の定員は相対的に不足した。同二十五年伊敷、東桜島両村の編入により定員二七八名となった。しかるに昭和二十六年六月警察法が一部改正され、自治体警察職員はそれぞれの市町村の事情により増減できるようになった。その後、警察行政は単に刑事事件のみでなく、交通・警備などの活動も多くなり、そのため定員は年を追って増加し、昭和四十三年には四八一名に達して、終戦時の五割増となった。鹿児島市統計書。鹿児島市勢要覧。

創設当時の
任務

警察行政の推移

明治初期警察創設当時の任務が捕賊・防火であったが、国の体制の整備、さらに社会の発展に伴って、警察の機能も多岐にわたってきた。明治十五年当時の警察本署は、司法・行政・巡視の三部に分化していた。明治三十年に県警察部の組織は、衛生・保安・警務の三課制を採った。その後、さらに四

戦後の警察
事務

十一年に高等警察掛、大正五年に工場監督官補、昭和三年に特別高等警察課、同四年に健康保険課を新設するなど、行政警察としての機能も一段と強化された。昭和十四年八月鹿児島警察署の取り扱い事務は警務・



鹿児島県警察本部（山下町）

特高・情報・保安・衛生・会計・司法の各係が分掌していた。戦前の警察事務の範囲は、これを現在の警察事務と比較すると、戦前のそれが特高警察と保安、衛生係の分掌した行政警察に特徴をもつのに対し、戦後の警察事務は防犯・捜査・検挙が主となり、行政警察はほとんどなくなった。昭和二十五年一月公布の鹿児島市警察基本規程によれば、警察事務は総務・警務・警備・刑事の四部と警ら隊とがそれぞれ分掌している。なお戦後北緯二九度以南の諸島が外国扱いになったため、大島郡からの密航者が多く、その取り締まりを行なっていたが、二十八年には北緯三一度以北が復帰したので、その必要はなくなった。また密輸入の取り締まりも相当の件数に上り、鹿児島市警察管内の検挙件数は昭和二十四年八三件、翌年には四二件に達した。さらに経済警察も重要な警察のしごとであった。昭和二十二年政府は経済安定本部を設け、これを中心に経済統制を強力に推進したが、県には経済監視官・監視官補が置かれ、その中、鹿児島市警察署に一〇名を配置し、警察官と協力して経済統制を行なった。

今日、青少年犯罪は大きな社会問題となっているが、わが国においては、昭和三十二年頃から急に発生件数

が多くなっており、本県においても、青少年刑事犯検挙人員が昭和四十一年には三四一三人の多数であった。鹿兒島署では、Police Brothers and Sisters Movement (P.B.S.運動)を昭和二十七年より実施し、犯罪の未然防止に努めた。またわが国のモータリゼーションの進行と道路の不整備は、今日交通戦争と称されるまでに深刻な問題となり、交通警察が重要となってきた。本市の交通事故は、他の都市の例に洩れず、人口増大・市街地の過密化に伴って、その発生増加傾向が一層顕著になっている。鹿兒島市警察沿革史・鹿兒島県犯罪統計書・鹿兒島市統計書・鹿兒島市勢要。覽。

III 兵 事

徴兵令
日清戦争以前の鹿兒島の軍制 明治維新に薩摩藩兵の力が大きく寄与したことは、周知の通りである。本市史第一巻第五編第二章参照。しかし、明治六年（一八七三）一月徴兵令が公布されて、二〇歳以上の男子は身分の別なく兵役の義務を負うことになった。徴兵令の公布が、旧士族兵に動揺を起し、特に多くの兵隊を出していた鹿兒島士族階級の反対は強かった。徴兵が軌道にのつたのは、西南の役後であり、徴兵の義務の認識が一般に広まったのは、明治の中期である。

本県最初の徴兵（当時全国は六軍管に分かれ六鎮台が置かれ、鹿兒島は第六軍管熊本鎮台管下にあった）が行なわれたのは、明治十一年（一八七八）で同十、十一両年度分が実施された。明治十四年三月後備軍司令部令（当時陸軍は常備・後備・国民の三軍に分かれていた）が公布され、各師管営所所在地に後備軍司令部、府県に下士官が置かれ、徴兵その他の事務をとったが、第六軍管第一三師管下の本県には駐在官・書記各一

名が置かれた。明治十六年（一八八三）

同条令の改正で郡区駐在官が置かれることになったのに伴い、鹿児

島・加治木・向田に下士官が置かれ、同年十二月には志願兵制度が設けられた。明治二十一年師団司令部が鎮台として代わると同時

に、後備軍司令部・郡区駐在官も廃され、大隊司令部・監視区が置かれた。鹿児島は第六師営第一一旅団鹿児島大隊区鹿児島監視区に

属することになった。明治二十七年（一八九四）七月にぼつ発した日清戦争の後、二十九年連隊区条令が施行され、大隊区・監視区を

廃して、連隊区を置いた。聯隊の文字が永く使用されたが、同二十九年十二月歩兵第四五連隊本部と第一大隊が、熊本藤崎台に編成され

たが、翌三十年三月連隊本部と第一大隊は、鹿児島に移され、伊敷の新兵舎に入った。同月二十四日歩兵第四五連隊は軍旗を受け、明治三十五年十一月熊本の演習に参加した。

歩 兵 第 45 連 隊 (下伊敷町)

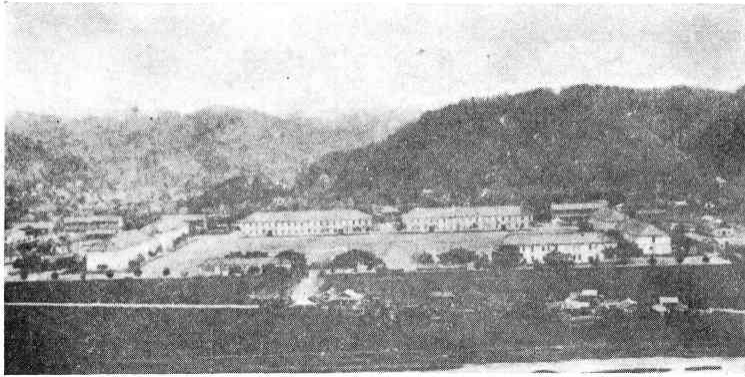
日清・日露戦争と鹿児島 日清戦争は朝鮮における清国の勢力を

排除し、わが国の勢力を確保すべく、東学党の乱を直接の契機として起こり、明治二十七年（一八九四）八月一日宣戦が布告された。

その直前、七月二十五日、豊島沖の海戦で火蓋が切られたが、この日、鹿児島の陸軍将兵一四〇名が第一陣として出兵した。本県出身

歩兵第四五連隊

日清戦争と鹿児島



の將兵が属する第六師団は本市出身の大山巖元帥指揮下の第二軍に編入され、旅順攻略を目ざし、十一月末に旅順口を占領し、その後、山東半島の威海衛を翌年二月初めに陥れた。やがてこの戦争は終わり、同月十七日、清国との講和が成立したが、この間鹿児島市出身者の戦死・戦病死者は四〇余名であった。大正五年刊。鹿児島市史。

この講和により、清国はわが国に遼東半島を割譲したが、間もなくロシア・ドイツ・フランスの三国はその清国への還付を要求し、わが国は己むを得ずこれに応じたが、明治三十三年（一九〇〇）の北清事変を経て、満州におけるわが国とロシアとの対立はしだいに急増し、ついに同三十七年（一九〇四）二月十日、わが国はロシアに対し宣戦を布告するに至った。

鹿児島市の歩兵第四五連隊は明治三十年鹿児島市外伊敷村に開設されたが、明治三十七年五月動員令が下され同連隊は六月十二日、鹿児島港を出港し、十六日金州湾に上陸、直ちに奥大将指揮下の第二軍に編入された。第四五連隊の属する第六師団は第三師団とともに蓋平攻撃に当たり七月九日これを陥した。第六師団はさらに大石橋に進み、つづいて海城から遼陽へと進みここを占領し、冬期間沙河で対陣したが、三十八年元旦旅順を陥した乃木軍と合流し、奉天に進撃し三月十日これを陥れた。これにつづき、本市出身の東郷平八郎海軍中将の率いる連合艦隊はバルチック艦隊を破り、この日露戦争はようやく終局を迎え、同年九月ポーツマス条約に調印された。この日露戦争における本県の戦死者は一八〇〇名余に上った。

大正三年（一九一四）に第一次世界大戦がぼつ発し、大正七年（一九一八）にはシベリア出兵があったが、第六師団は動員されなかった。昭和三年（一九二八）の濟南事変には濟南附近に出兵した。

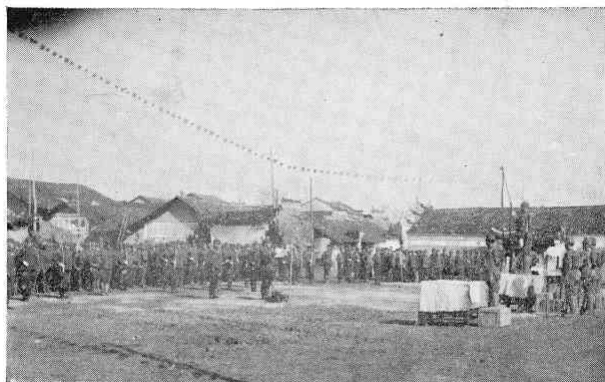
満州事変から太平洋戦争まで 一九二九年の世界恐慌はわが国にも直ちに波及し、昭和二年（一九二七）

の金融恐慌の余波がまだおさまらなかつたあとであつただけに、都市、農村をとわず、いまだかつてない不況に陥つた。この深刻な経済的かつ政治的な危機を打開するため、わが国は海外進出をはかる政策を強く推

し進める必要に迫られたが、軍部はこの時勢に乗じて満州における権益確保の名のもとに、ここを対ソ基地とするとともに、中国の民族運動抑圧の拠点とする方針をとるに至つた。

昭和六年（一九三一）九月十八日、ついに満州事変がぼつ発した。歩兵第四五連隊は翌七年十二月に出動命令が下り、翌八年十月鹿兒島へ帰還するまで、熱河・赤峰・冷口・遷安等と転戦した。この間、七年三月、かいらい政権を擁して満州国を建てた。

その後、わが国の中国大陸における軍事行動は上海事変などを起こし、しだいに拡大していったが、昭和十二年（一九三七）七月、北支蘆溝橋において日華事変がぼつ発した。同月二十七日、関東軍・朝鮮軍とともに第五、第六、第一〇師団に動員令が下されたが、鹿兒島第三六旅団に属する第二三（都城）、



中華民国湖北省通城県において第45連隊
（昭和15年3月24日）軍旗祭

および第四五連隊は八月一日華北へ出動した。この旅団主力は北京北方作戦に当たつた後、保定城・正定城・石家荘で戦い、華北より転戦、杭州湾に敵前上陸し、上海・南京・徐州の各作戦に参加した後、漢口攻略に

加わったが、この作戦は大量の兵員を必要としたため、さらに鹿児島第一四五連隊ほか四箇連隊からなる特設師団が編成され、同年六月、急遽、熊本より戦場へ送られた。この漢口作戦には一四個師団、一騎兵旅団と航空兵団という尠大な兵力が投入され、郷土部隊も多くの戦死者を出し、漸く十三年十月漢口を占領した。第六師団および第一〇六師団はその後、南昌、徐湘等に転戦し、その一部を除く部隊は十七年には新設第五八師団に編入され、十九年五月、湘桂作戦に加わり、桂林地区で終戦を迎えた。



戦時下の青年学校軍事訓練

昭和十六年、ドイツ・イタリーと三国同盟を結んだわが国は、ドイツのソビエト連邦侵入のあと、ついに十二月八日、アメリカ・イギリスに対する宣戦を布告した。この太平洋戦争に突入してから、歩兵第四五連隊は十七年十二月、上海を出港してソロモン群島のブーゲンビル島の守備についた。このブーゲンビルはニュー・ブリテン島とともに、わが国陸・海軍の南方作戦上の拠点とされ、ここに第四五連隊の加わった第六師団と第一海軍根拠地隊、佐世保第六陸戦隊などが十八年一月から十九年初めにかけて守備に当たったが、

十八年十一月に上陸してきたアメリカ軍によって壊滅され、第四五連隊の将兵の残留者は疲労と飢え・疾病と戦いながら終戦を迎えた。一方、第六師団管下に十八年十月、三度目の動員令が下って、第一四六師団が編

成され、南方に出動したが、鹿児島第一四五連隊は一九年六月に出発して硫黄島に向い、第一〇九師団管下に入って同島の守備についた。しかし二〇年二月この島に上陸を敢行したアメリカ軍と一か月余にわたる激戦をくりかえした後、三月十七日、わが守備軍は玉砕した。

太平洋戦争最後の激戦地、沖繩の守備軍 司令官は本市出身 牛島満陸軍中将 は第九・第二四・第六二の三個師団および第四旅団の歩兵と第五砲兵団より成る陸軍と海軍陸戦隊によつて編成されていたが、アメリカ軍は陸軍一八万、艦船一四〇〇隻、空軍一万機の大兵力をもつて、二十年三月二十五日、沖繩本島に攻撃を開始し、四月一日ついに上陸した。わが国守備軍は当初より苦戦し、三か月近い激戦のち、六月二十一日ついに玉砕した。この戦鬪によりわが軍は将兵一〇万の戦死と沖繩の非戦闘員の甚大な犠牲を払つたのである。また、この沖繩戦には、鹿児島県の鹿屋海軍航空隊、知覧の陸軍航空隊等、県下の基地から特別攻撃隊が直接出撃した。

沖繩戦が激しくなるにつれ、鹿児島県下各地も連日、アメリカ空軍の空襲にさらされ、戦場に近い状態に陥り、多くの犠牲者を出したが、ついに昭和二十年八月十五日、九年にわたつた長い戦争に終止符が打られたのである。

IV 自衛隊

敗戦とともに日本の軍隊は解体し、昭和二十一年十一月公布の日本国憲法は、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と宣言し、平和憲法が施行された。しかし昭和二十五年六月に朝鮮動乱がぼつ発し

国家警察予備隊

ため、七月連合軍総司令部はわが国の国内警備力と、海上警備力との強化を指令し、七万五〇〇〇人の国家警察予備隊の新設と、八〇〇〇人の海上保安庁職員の増員を認可した。ここにおいて、八月政府は警察予

海上警備隊



自衛隊パレード(朝日通り)

備隊令を公布し、二十七年四月には海上保安庁令の一部改正により、海上警備隊を設置した。同月二十八日に日本国と連合国との間の平和条約、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約が、その効力を発生したため、日米行政協定に基づいて、日本国内にアメリカ合衆国軍隊が留まることとなり、その他の連合国軍隊が日本から撤退した。その結果、警備力を強化することになり、同年七月

「保安庁法」が制定され、同年八月一日海上警備隊は警備隊に、十月十五日には警察予備隊は保安隊に、それぞれ発展的に解消した。ついで、昭和二十九年六月「保安庁法」を改めて、「防衛庁設置法」と「自衛隊法」が公布された。自衛隊はわが国の「平和と独立」を守り、国の安全を保つため、直接侵略および間接侵略に対しわが

V 海上保安庁

海上保安庁

昭和二十三年四月に「海上保安庁法」が公布されて、五月一日に海上保安庁が発足した。海上保安庁は

国を防衛すること」をその主なる任務としている 自衛隊法 第三条

「海上において、人命及び財産を保護し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため」設置された海上保安庁。海上保安庁は当初、全国九か所に海上保安部を置いた。すなわち、昭和二十三年五月に九州と山口県を管轄する門司海上保安本部を設置し、さらに鹿児島市など六か所に、海上保安部を設けた。昭和二十五年海上保安庁法の一部改正によって、海上保安管区制が採られ、門司海上保安本部は、第七管区海上保安本部と改称された。鹿児島海上保安部は、昭和二十八年十二月奄美群島が日本に復帰して、その管下に入ったため、昭和二十九年九月名瀬、古仁屋に警備救難署を新設した。ちなみに三十年八月名瀬警備救難署が保安部に昇格し、同時に古仁屋警備救難署は海上保安署となり、名瀬保安部の管下に入った。

昭和三十五年六月県下各市町村海運漁業関係二七団体により海上保安庁第十管区海上保安本部設置期成同盟会が結成され、保安本部を鹿児島市に設置することを陳情した。その主旨とするところは第七管区保安本部が全国九管区中、最大の管区本部であり、ことに鹿児島海上保安部の管轄区域は、きわめて広範囲で、しかも李ライン、韓国人の密入国・密貿易および東シナ海・黄海から南太平洋にわたる広域かつ、長距離の救難の任など特殊問題を含み、さらに北九州工業地帯の急激な発展で第七管区の業務量は増大しつつあり、またその業務も北九州と南九州で異質なものである等によって、南九州の海上保安部の独立を要請したのであった。かくして昭和三十七年一月一日鹿児島・宮崎・熊本三県の区域並びにその沿岸水域を管轄区域とする第十管区海上保安本部が、鹿児島市に設置された。当初同本部内には警備救難部と総務部が置かれたが、同年四月総務・警備救難・水路及び燈台の四部となり、翌年四月経理補給部が加わり、五部となった。

戦前は海上の保安も維持されていたが、戦後は保安維持諸機関が戦争により弱体化したことで、船舶及び

検挙し海難
救助

乗組員の質的低下、さらに戦時中の未処理機雷の浮遊等により保安状況は悪化した。海上犯罪として特に注目されたのは密入国、密輸入などであるが、密入国は戦後北緯二九度南西の諸島以南がアメリカ合衆国を唯一の施政権者とする信託統治の管轄内に入ったことがその主因であり、密輸入は戦後の物資不足をあて込んで沖繩・台湾等からの駐留軍物資・黒砂糖が多かった。昭和二十五年の朝鮮動乱後は沖繩からの米軍横流し物資の密輸が目立った。その他、密漁の取り締まりがあるが、昭和二十七年の講和条約発効以来の海上保安体制の整備及びその後の取締体制の充実、諸取締法令の整備で、海上保安は向上している。